# 令和6年度版

# 中小企業のための





東京都

本書は、中小企業の資金調達について、公的機関が実施する融資制度の概要を紹介したものです。各機関が多くの融資制度を設けていますが、企業の成長段階、資金ニーズ等に合った的確な制度を選択することで、事業に必要な資金をより円滑に調達することができます。

#### ◇本書の使い方

1 資金ニーズに合った制度を探す場合

まず、「融資制度索引」(次頁)をご覧ください。本書で紹介している融資制度の中から、資金ニーズ等に沿って検索することができます。

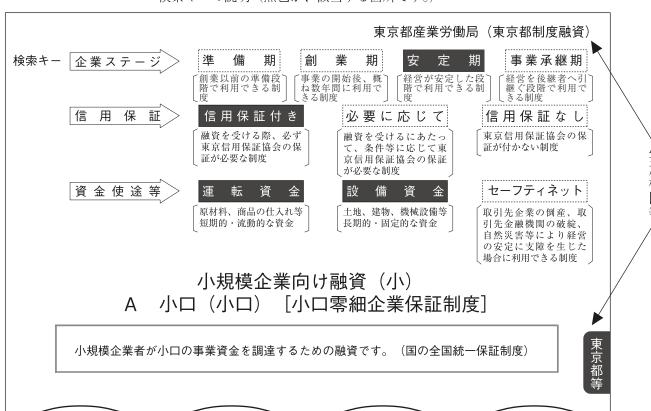
検索の目安として、①企業ステージ(準備期・創業期・安定期・事業承継期)②信用保証協会の信用保証(信用保証付き・必要に応じて・信用保証なし)③資金使途(運転資金・設備資金・セーフティネット)の検索キーを設け、分類したあります。

ご希望の融資制度がありましたら、各制度の掲載ページをご覧ください。

2 利用したい実施機関(東京都等、区・市・町、政府系金融機関等)から探す場合

「第2章 公的機関の融資制度」22~219ページをご覧ください。各実施機関の個々の制度について、上記1「融資制度索引」と同様の検索キーで分類すると同時に、制度ごとの目的を掲載し、資金ニーズに合った制度の検索を容易にしています。目的に合う制度の融資対象要件、貸付期間、利率、担保の条件等をご確認ください。

検索キーの説明(黒色が、該当する箇所です。)



#### ◇注意点

- 1 本書は特に指定のあるものを除き、原則として令和6年4月1日現在の制度内容を掲載しています。ただし、その後の諸情勢の変動等により制度・要件等が変更される場合もありますので、ご注意ください。
- 2 掲載している内容は、融資制度の"概要"となりますので、実際にご利用される場合は、詳細を関係機関にお問い合わせください。問い合わせ先については、各制度の"問い合わせ先"の他、巻末に主な関係先をまとめてありますので、ご利用ください。

「中小企業のための金融の手引き」はホームページからもご覧いただけます。 https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/tebiki/



実施機関等

# 融資制度索引

					企	業ス	テー		検索信用の		協会	資金	<b>企</b> 使设	金等	
実	施機	関		融資制度名	準備期	創業期	安定期	事業承継期	信用保証付き	必要に応じて	信用保証なり	運転資金	設備資金	セーフティネット	ページ
			DX・イノベ・産業育成支援融資	DV・イノベ・産業育成支援					5						22
			女性活躍推進融資	女性活躍推進											23
			入口证证证证证	働き方改革支援											24
			LI A SHIPE FER VI STAME	ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援			•		•			•	•		26
			社会課題解決融資	HTT・ゼロエミッション支援			•		•			•	•		27
				BCP・サイバーセキュリティ対策支援					•			•			29
			金融機関提案融資	金融機関提案											30
			小規模事業融資	小口 フリーランス [小口零細企業保証制度]			•		•						33
			1 2000 1 21000 3	クイックつなぎ(小口)[小口零細企業保証制度]			•		•						35
				事業一般·小規模特例 経営者保証非提供促進型(事業一般)											36
				程呂有保証非促供促進型 (事業一板) プロパー借換 (経営者保証非提供促進型)			_					H			37
			一般事業融資	クイックつなぎ(事業一般)											39
			AX 1. ALIMA	補助金・助成金つなぎ			•		•			•			40
				極度枠設定			•		•			•			42
		東		組合向け					•						43
		東京都	創業融資	創業					•						45
	産	都   中	和木献	スタートアップ支援	•				•						48
	産業労働局		販路開拓融資	海外展開支援			•		•						49
	労働	企業制		ビジネスチャンス・ナビ											50
東	局	制	設備融資	設備投資・企業立地促進											52
東京都		度融	経営強化融資 チャレンジ融資	経営強化       チャレンジ								H			54 55
和		資		事業承継											56
			事業承継融資	M&A 促進				•	•			•	•		61
				経営セーフ					•			•	•		62
				経営一般					•						63
				経営改善					•						65
				特別借換											67
			再生支援融資	企業再生					•				•		68
			災害復旧資金融資	災害復旧											70
			危機対応融資	危機対応   伴走全国											71 72
			   伴走支援融資	伴走対応								H			74
				経営力強化保証対応型											76
			市墨市建筑学 类能起换学士经	事業再構築・業態転換					•			•	•		77
			エネルギー・ウクライナ情勢・ 円安等対応緊急融資	エネルギー・ウクライナ・円安等					•			•	•		78
				担保融資(ABL)制度	•										80
				ニア創業サポート2.0											82
				ラスサポート 環境保全資金			•								88
			建設局・都市整備局	<ul><li></li></ul>	•		•	•							89
	l			区の融資制度											90
				市の融資制度											106
				町の融資制度											122
			創業カードローン当座貸越根保証	<u> </u>					•						124
			スマートカードローン当座貸越根				•		•				•		125
			当座貸越根保証 貸付専用型(当												126 127
			当座貸越根保証 事業者カードロ 無担保当座貸越根保証(当貸ホッ										•		127
			中堅企業特別保証(中堅)	//											128
	京信		長期経営資金保証(長経)				•								130
保	証協	会	借換保証(資金繰)				•		•			•			131
			条件変更改善型借換保証(条変改	善借換)			•		•				•		132
			事業再生保証 (再生)												133
			東京再生サポート保証(再生サポ	·											134
			東日本大震災復興緊急保証(震災	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					•					-	135
			健康企業応援・ダイバーシティ推	進床証(健康 DS 保証)											136

							檢索	キー					
			企	業っ	テー		信用	保証	協会	答名	· 使 i	全垒	
			JE.	<b>ポハ</b>	· /			言用仍		具习	区区人		~
実	施機関	融資制度名	淮	台川	虚	事業	信用保証付き	必要に応じて	信用保証	運	設	セーフ	リリジ
			準備期	創業期	安定期	事業承継期	保証	に応	保証	運転資金	設備資金	ノティネッ	
			期	期	期	継期	付	心じ	なっ	金	金	ネーツ	
		事業再生計画実施関連保証(改善サポート)				793	<u>خ</u>	-(	L		•	<b> </b>	137
		市 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元								H			138
		事業承継特別保証 (承継特別)					•				•		139
		事業承継サポート保証(持株承継)									•		140
		財務要件型無保証人保証(財務無保証人)			•		•						141
		短期一括連携保証 (短期一括) タイアップ成長支援保証 (タイアップ)								H			142 143
	京信用	自主廃業支援保証(自主廃業支援)				•	•						144
1朱	証協会	事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)(改善サポ感染)									•		145
		伴走支援型特別保証(伴走特別)			•		•				•		146
		経営力強化保証(経営力強化) SDGs 推進応援保証(SDGs 保証)			•						•		147 148
		スタートアップ創出促進保証(SSS 保証)								H			149
		事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証(国補助選択型経保)			•		•			•	•		150
		プロパー融資借換特別保証(プロパー借換)			•		•				•		151
		新型コロナウイルス感染症特別貸付			•						•	_	152
		生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(新型コロナ対策資本									•		153
		村空コロノライルへ窓朱延州東流戦又援真平照し行列員内 (利空コロノ州東真平  性劣後ローン)											154
		生活衛生新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(生活衛生新											155
		型コロナ対策資本性劣後ローン)											
	株	東日本大震災復興特別貸付 令和 2 年 7 月豪雨特別貸付									•		156 158
	株式会社日本政策金融公庫	一般貸付			•						•		159
	社	マル経融資(小規模事業者経営改善資金)			•				•	•	•		160
	本	新企業育成貸付(新規開業資金)											162
	政	新企業育成貸付(新事業活動促進資金) 企業活力強化貸付			•						•		163
	金	環境・エネルギー対策貸付								H	•		164 165
	融公	セーフティネット貸付			•				•		•	•	166
		企業再生貸付(企業再建資金)			•						•		167
	国民	挑戦支援資本強化特別貸付(資本性ローン)	•						•		•		168
	生活	一般貸付(生活衛生貸付) 振興事業貸付	-		•						•		169 170
	民生活事業	生活衛生改善貸付			•						•		171
形	<b></b>	新企業育成 · 事業安定等貸付 (生活衛生新企業育成資金)			Ĭ								173
政府系金融機関等		新企業育成・事業安定等貸付(生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金)			•								174
糸金		生活衛生セーフティネット貸付 生活衛生企業再生貸付(生活衛生企業再建資金)											175
融終		年								H			176 177
関		生活衛生挑戦支援資本強化特別貸付(生活衛生資本性ローン)	•	•					•		•		178
等	_	令和6年能登半島地震特別貸付			•							_	179
		新型コロナウイルス感染症特別貸付			•						•		180
		新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付 (新型コロナ対策資本 性劣後ローン)											181
	株	東日本大震災復興特別貸付			•						•		182
	式	令和2年7月豪雨特別貸付			•						•		183
	云社	令和6年能登半島地震特別貸付	_		•				•		•		184
	日本	新企業育成貸付(新事業育成資金) 新企業育成貸付(スタートアップ支援資金)		•	•					H	•		185 186
	政	新企業育成貸付(女性、若者/シニア起業家支援資金)		•									187
	株式会社日本政策金融公庫	新企業育成貸付 (再挑戦支援資金 (再チャレンジ支援融資))	•	•					•		•		188
	融	新企業育成貸付(新事業活動促進資金)			•				•		•		189
	庫	新企業育成貸付(中小企業経営力強化資金)			•						•		190
	中小	企業活力強化貸付(企業活力強化資金) 企業活力強化資金(IT活用促進資金)			•						•		191 193
	企	企業活力強化貸付(海外展開・事業再編資金)			•						•		194
	企業事業	企業活力強化貸付(地域活性化・雇用促進資金)			•								195
	業	企業活力強化貸付(事業承継・集約・活性化支援資金)							•	•	•		196
		企業活力強化貸付 (観光産業等生産性向上資金) 企業活力強化貸付 (働き方改革推進支援資金)			•								197 198
		企業活力強化貸付 (SDGs推進資金) 企業活力強化貸付 (SDGs推進資金)			•						•		198
	Ī	上の日/44A 10ス日 (VVV III)											

							給宏	キー				—	
			企	業ス	テー		信用	保証   信用保		資金	念使说	金等	
集	施機関	融資制度名	準備期	創業期	安定期	事業承継期	信用保証付き	必要に応じて	信用保証なし	運転資金	設備資金	セーフティネット	ページ
	株	環境・エネルギー対策貸付(環境・エネルギー対策資金)							•	•	•		200
	式	環境・エネルギー対策貸付(BCP 資金)								•	•		201
		セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)											202
	1、11	セーフティネット貸付(金融環境変化対応資金)											203
	企業事業企業事業	セーフティネット貸付(取引企業倒産対応資金)											204
	事 埃	企業再生貸付(事業再生・企業再建支援資金)											205
	1717 (金)	挑戦支援資本強化特別貸付(資本性ローン)											207
政	融	企業活力強化貸付 (海外展開・事業再編資金 (クロスボーダーローン))											208
政府		シンジケートローン特別貸付											209
系金融機関等	株式会社 商工組合 中央金庫	一般的な融資	•	•	•	•		•		•	•		210
関	,	小規模企業共済制度「一般貸付け」							•	•	•		211
等	中小	小規模企業共済制度「傷病災害時貸付け」							•	•	•		212
		小規模企業共済制度「創業転業時・新規事業展開等貸付け」							•	•	•		213
	業立	小規模企業共済制度「福祉対応貸付け」											214
	是 行 般 政	小規模企業共済制度「緊急経営安定貸付け」							•	•			215
	整法	小規模企業共済制度「事業承継貸付け」							•	•			216
	企業基盤整備機構独立行政法人	小規模企業共済制度「廃業準備貸付け」											217
	横	中小企業倒産防止共済制度「共済金貸付け」											218
		中小企業倒産防止共済制度「一時貸付金」											219
業技	京中小企 设資育成 公会社	立コ次ナの太中			•	•			•	•	•		243
	Jキャピ レ株式会	自己資本の充実		•					•				246

# 目 次

31章 融資を受けるにあたって	
1 資金の種類	
2 融資を受けるために	
3 融資を実施している機関は	
4 中小企業とは	
5 小規模企業者とは	
6 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認と支援策について	
2章 公的機関の融資制度	
東京都の融資制度	
産業労働局	
東京都中小企業制度融資	
東京都動産・債権担保融資(ABL)制度	
女性・若者・シニア創業サポート2.0	
東京プラスサポート	
環境局 ····································	
環境内 建設局・都市整備局	
・市・町の融資制度	
<u> </u>	
市	
町	
京信用保証協会の融資制度	
:府系金融機関の融資制度	
株式会社日本政策金融公庫	
株式会社商工組合中央金庫	
空立行政法人中小企業基盤整備機構の融資制度	
章 東京信用保証協会の信用保証制度	
信用保証制度のしくみ	
保証審査のポイント	
ご利用いただける中小企業者とは	
ご利用いただけない中小企業者とは	
一企業に対する保証の限度額	
資金使途	
連帯保証人	
担保	
信用保証料の計算方法について	
旧用体配付が可募力仏について	
章 自己資本の充実	
東京中小企業投資育成株式会社	
DBJキャピタル株式会社	
}	
談の窓口	
金融相談	
東京都	
21.24 · Bi	
株式会社日本政策金融公庫	
株式会社商工組合中央金庫	
東京都環境局	
東京都建設局	

東京都都市整備局	251
独立行政法人中小企業基盤整備機構	251
株式会社日本政策投資銀行	251
東京中小企業投資育成株式会社	251
DBJキャピタル株式会社	251
経営相談	
公益財団法人東京都中小企業振興公社	252
東京都中小企業団体中央会	252
商工会議所	252
商工会	252
技術相談	
東京都立産業技術研究センター	253
多摩テクノプラザ	253
東京都立皮革技術センター	253
東京都立食品技術センター	253
関係機関のホームページ	254

第1章 融資を受けるにあたって

#### 第1章 融資を受けるにあたって

#### 1 資金の種類

事業資金には、一般的に運転資金と設備資金があります。

運転資金:原材料・商品の仕入れなどを目的とした短期的・流動的な資金です。

設備資金:土地・建物・機械設備の購入などを目的とした長期的・固定的な資金です。

なお、運転資金は経営を行っていくうえで、必要不可欠な資金であり、一般的に製造業、卸売業、小売業では以下のとおり、算出することができます。

運転資金=売上債権(売掛金、受取手形)+棚卸資産-仕入債務(買掛金、支払手形)

#### 2 融資を受けるために

- (1) 金融の情勢をよく認識し、どの程度の借入額が適当であるかを判断しましょう。
- (2) 円滑に融資を受けるために、次の内容をチェックしておきましょう。 「VPS」 NO

		YES	NO
1	経営者ご自身に信頼感はありますか。		
2	事業の採算性はありますか。		
3	事業の将来性はありますか。		
4	事業内容、経理内容は明確ですか。		
(5)	資金計画は運転資金、設備資金ごとに具体的になっていますか。		
6	取引金融機関との関係が密接で信頼を得ていますか。		
7	借入金の返済計画を立てていますか。		

#### 3 融資を実施している機関は

#### 民間金融機関

都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合など

#### 政府系金融機関等

株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構など

#### 地方公共団体

#### 東京都・各区市町

東京都・各区市町が制度融資取扱指定金融機関と協調して融資を実施しており、多くは東京信用保証協会の信用保証が必要となります。

各区市町の融資制度は、比較的小口の融資となります。

#### 4 中小企業者とは

信用保険法第2条第1項に定める中小企業者のうち同項第1号、第2号、第5号及び第6号に定める法人並びに同項第1号及び第2号に定める個人事業者であって、次の表のいずれかに該当するものをいいます。

業種	資本金*1	従業員数*1
製造業等**2	3億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業		
(自動車又は航空機用タイヤ及る	びチュー 3 億円以下	900 人以下**3
ブ製造業並びに工業用ベルト製:	造業を除しる個円以下	900 八以下
⟨ 。)		
卸売業	1億円以下	100 人以下
小売業 *4	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
ソフトウェア業、情報処理サー	ビス業 3億円以下	300 人以下
旅行業	3億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下**3
医療法人等*5	(条件なし)	300 人以下

- ※1 資本金又は従業員数のいずれか一方の要件を満たせばよい。また、個人事業者及び特定非営利活動 法人は資本金の要件を適用しない。
- ※2 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業及びサービス業以外の業種をいう。 〔業種例〕建設業、不動産業、運送業、出版業 など
- ※3 特定非営利活動法人の場合、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並び に工業用ベルト製造業を除く)は従業員数300人以下、旅館業は同100人以下。
- ※4 飲食業を含む。
- ※5 医業を主たる事業とする法人

#### 5 小規模企業者とは

信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者であって、次の(1)又は(2)に該当するものをいいます。 (1)法人(組合を除く。)又は個人事業者 次の表のいずれかに該当するもの

業種	従業員数
製造業等**1	20 人以下
卸売業	5人以下
小売業**2	5人以下
サービス業	5人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	20 人以下
旅行業	20 人以下
宿泊業、娯楽業	20 人以下**3
医療法人等**4	20 人以下

- ※1 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業・飲食業及びサービス業以外の業種をいう。 〔業種例〕建設業、不動産業、運送業、出版業 など
- ※2 飲食業を含む。
- ※3 特定非営利活動法人の場合、宿泊業及び娯楽業は従業員数5人以下。
- ※4 医業を主たる事業とする法人
- (2)組合

事業協同小組合、企業組合及び協業組合

#### 6 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認と支援策について

(1) 対象となる方

中小企業者、組合等(任意グループを含む)

(2) 経営革新計画の概要

経営革新計画とは、 中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書です。東京都に承認申請を行い、東京都知事が承認を行います。 [新事業活動とは]

次の4つの「新たな取り組み」をいいます。

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入
- ⑤ 技術に関する研究開発及びその成果の利用、その他の新たな事業活動

「経営の相当程度の向上とは〕

「経営革新計画」として承認されるためには、「経営の相当程度の向上」が必要です。指標は、営業利益、 人件費及び減価償却費の合計額である「付加価値額」又は「1人当たりの付加価値額」及び「給与支給総額」を用います。

5年計画の場合、事業期間である5年後までの目標伸び率が、「付加価値額」又は「1人当たりの付加価値額」については15%以上、かつ「給与支給総額」については7.5%以上である必要があります。

- (3) 支援の内容
  - ① 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度
  - ② 東京都中小企業制度融資
  - ③ 信用保証の特例
  - ④ 中小企業投資育成株式会社からの投資
  - ⑤ 起業支援ファンドからの投資
  - ⑥ 市場開拓助成事業 等
- (注) 計画の承認は、支援施策の利用を保証するものではありません。各施策を利用する場合、別途各施策実施機関への申込み・審査が必要となります。また、各施策の実施の有無や内容は変更する場合があります。
- (4) 承認手続の流れ
  - ① 行政庁(都)に対し、経営革新計画に係る承認申請(ホームページに申請書を掲載) https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/keiei/kakushin/
  - ② 行政庁において、計画内容の新規性や実現可能性等について審査
  - ③ 行政庁から承認申請のあった事業者に対し、審査結果を通知
- (5) 問い合わせ先

#### ●申請書の提出について

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 03(3251)7882東京商工会議所 中小企業相談センター 03(3283)7700東京都商工会連合会 経営革新室 042(500)3886産業労働局 商工部 経営支援課 03(5320)4784

#### ●制度全般について

産業労働局 商工部 経営支援課 03(5320)4795

# 第2章 公的機関の融資制度

東京	都の融資制度	
j	産業労働局	
	東京都中小企業制度融資	9
	東京都動産・債権担保融資(ABL)制度	80
	女性・若者・シニア創業サポート事業	82
	東京プラスサポート	83
	環境局	88
3	建設局・都市整備局	89
区・-	市・町の融資制度	
1	<u> </u>	90
	市	106
ļ	町	122
東京	信用保証協会の融資制度	124
政府	系金融機関の融資制度	
7	株式会社日本政策金融公庫	·152
	株式会社商工組合中央金庫	
独立	- 行政法人中小企業基盤整備機構の融資制度	·211

# 令和6年度 東京都中小企業制度融資案内

#### 「東京都中小企業制度融資」とは

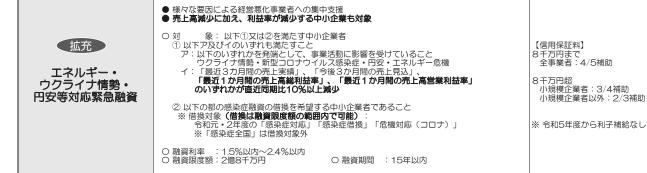
中小企業のみなさまに、事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、東京都、東京信用保証協会、 金融機関の三者が協調して資金を供給するものです。

- 創業、事業拡大、経営の安定化等のニーズに応じた多様な融資メニューをご利用いただけます。
- 融資と併せて、信用保証料の補助や経営支援を受けられる融資メニューがあります。

#### ■主な新設・拡充メニューの概要

■一般メニュー	
一般メニュー	主な内容
新設	● HTT・DX・育業等の促進・定蓄などへの支援継続に加え、女性活躍を重点的に推進 「女性活躍推進融資」を創設し、女性活躍に向けた環境整備等を資金面でも支援
政策課題対応資金 (HTT・女性活躍・ DX・育業等)	○ 対 象: DXの推進や革新的な製品・サービス等の事業化、成長が期待される産業分野、女性活躍推進、 賃上げや育業・テレワーク等の働き方改革、HTTやゼロエミッション推進、SDGs等に取り組む中小企業者 ○ 融資限度額: 2億8千万円 ○ 信用保証料: 女性活躍推進・働き方改革(育業・賃上げ・テレワーク)・HTT・ゼロエミッション: 全事業者2/3補助 働き方改革(上記以外)・ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援: 全事業者1/2補助 DX・イノベ・産業育成支援 等: 1/2補助(小規模企業者のみ)
女性活躍 推進融資	● 女性活躍に向けた取組を行う企業を支援するため、現行の特例を対象拡大し、新たにメニュー化 ○ 対 象:都の女性活躍推進に資する取組を行っている中小企業者 ○ 融資限度額:2億8千万円 ○ 信用保証料:全事業者2/3補助 ○ 融資期間:運転・設備15年(いずれも据置2年以内)
地域金融機関 による脱炭素化 支援特例	● 対 象:「地域金融機関による脱炭素化支援事業(令和6年度新規)」の支援対象 ○ 金利優遇:「HTT・ゼロエミッション支援」の金利から▲0.2% ○信用保証料:全事業者2/3補助
新設	● 現行の「先進的創業特例」をメニュー化し、都が支援する優れたスタートアップの創出・成長をさらに促進
スタートアップ支援	○ 対 象:都などのスタートアップ関連の事業に取り組んでいる事業者 ○ 融資限度額: 2億8千万円 ○ 融資利率: 1,7%以内~2.2%以内 ○ 信用保証料: 2/3補助 ○ 融資期間 : 運転・設備15年(いずれも据置2年以内)
新設	<ul><li>● 売却側の企業価値向上や買収側の資金調達など、M&amp;Aのつなぎ資金に留まらず幅広くサポート</li></ul>
M&A促進融資	<ul> <li>○ 対象: M&amp;Aに取り組む中小企業者(売却・買収は問わない)</li> <li>○ 融資限度額: 2億8千万円 ○ 融資利率: 1,7%以内~2.2%以内 ○ 信用保証料: 2/3補助</li> <li>○ 融資期間: 運転・設備15年(いずれも据置5年以内)</li> </ul>
拡充	<ul> <li>長期化する経営環境の悪化に対応するため、事業転換や事業多角化、業態転換への取組を支援</li> <li>国の「事業再構築補助金」のつなぎ資金を新たに対象に追加</li> <li>エネルギー関連等の新たな取組を特例化(利率▲○、2%)</li> </ul>
事業再構築 • 業態転換等支援融資	〇 対 象:事業転換や事業の多角化、デリバリー対応等の業態転換に取り組んでいる事業者
	国の「事業再構築補助金」の交付決定を受けた事業を行う事業者 ○ 融資限度額:2億8千万円 ○ 融資利率:1.7%以内~2.2%以内 ○ 信用保証料:全事業者2/3補助
拡充 指進支援特例	○ 対 象:省エネルギー対応設備の活用等により、事業転換・事業再構築等に取り組む事業者 ○ 特例支援:保証料補助2/3・金利優遇▲0.2%
拡充 フェニックス金融支援 パッケージ	<ul> <li>□ コロナ禍による業績不振等により事業継続が困難となり、経営の抜本的改善や事業再生を目指す事業者に対し、計画に基づく長期かつ低利の融資を行うことで、金融と経営支援の一体的取組を推進</li> <li>■ 「感染症融資等の利用者」の要件を廃止</li> <li>■ 条件変更によりDDS化(債務の資本的労後化)を行う場合に、残債を本融資に借り換える際の保証料事業者負担なし</li> </ul>
国の全国統一保証制度	○ 対 象:保証協会と金融機関等の支援を受けて改善・事業再生計画を策定・実行・進捗報告を行う中小企業者 ○ 融資限度額:2億8千万円 ○ 融資期間:15年以内 ○ 信用保証料:国補助後の事業者負担を都が全額補助
拡充	● 経営環境の悪化の長期化を踏まえ、リスケに至る前の債務の一本化と返済負担軽減を図る支援を充実
特別借換	○ 対 象:事業計画に基づき保証付融資の借換を希望する事業者 ○ 融資限度額:既往の融資残高及び事業計画の実施に必要な資金の範囲内 ○ 融資利率:金融機関所定 ○ 信用保証料:小規模企業者1/2補助 ○ 融資期間:10年以内(据置1年以内)

#### ■社会経済情勢特別対応メニュー



#### ■ご利用いただける方

原則として、次の1から4までを全て満たす方が対象となります。

1 東京都内に事業所(個人事業者は事業所又は住居)があり、信用保証協会の保証対象業種を営む**中小企業** 者又は組合であること。 ※保証対象とならない業種:農林・漁業、宗教法人等

▶中小企業者とは、以下のいずれかを満たす法人又は個人事業者です。(中小企業信用保険法第2条第1項による。)

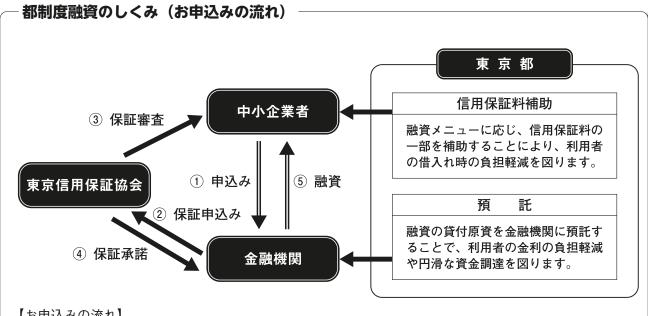
	製造業等 (※ 2)	卸売業	小売業 (※ 4)	サービス業 (※5)	医療法人等 (※ 6)
(1) 資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下	条件なし
(2) 従業員数	300人以下 (*3)	100人以下	50人以下	100人以下	300人以下

このうち、従業員数が製造業等20人以下(卸・小売・サービス業は5人以下)の事業者等は**小規模企業者**とな ります。

- ※1 資本金又は従業員数のいずれか一方の要件を満たせばよい。また、個人事業者及び特定非営利活動法人は資本金の要 件を適用しない。
- ※2 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業及びサービス業以外の業種をいう。 〔業種例〕建設業、不動産業、運送業、出版業
- ※3 ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)は900人以下
- ※4 飲食業を含む。

(特定非営利活動法人は除く。)

- ※5 旅館業は200人以下(特定非営利活動法人は除く。)
- ※6 医業を主たる事業とする法人(医療法人及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人、社団法人及び特定非 営利活動法人)
- 2 許認可等が必要な業種にあっては、当該許可等を受けている(又は、受ける)こと。
- 3 事業税等の未申告、滞納や、社会保険料の滞納がないこと(完納の見通しが立つ場合はこの限りでは ありません。)。
- 4 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認めら れる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。



#### 【お申込みの流れ】

- (1)(2) 取扱指定金融機関(銀行、信用金庫、信用組合等)の窓口に融資をお申し込みください。 東京信用保証協会(以下、「保証協会」といいます。)への保証申込みについても、取扱指定金融機 関を通じ、融資申込みとあわせて行います。
- ③④ 保証協会は、保証審査を行い、保証の諾否を決定します。
- 保証協会が保証を承諾した後、取扱指定金融機関が融資を実行します。 (5)
- ※ 東京都産業労働局金融部金融課、商工会議所、商工会、東京都中小企業団体中央会、(公財) 東京都 中小企業振興公社等の相談窓口からも申し込むことができます(融資メニューにより、お取扱いがで きない場合があります。)。
- ※ 申込みにあたっては、仲介手数料、あっせん料等を要求するいわゆる金融あっせん屋にご注意くださ

い。金融あっせん屋、暴力団等の第三者が介入する保証申込みは一切取扱いいたしません。

#### ▶信用保証協会

信用保証協会とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際にその債務を保証し、利用者の信用を補完する機関で、信用保証協会法に基づく国の認可を受けた公的機関です。信用保証協会は、経営者の経営意欲、事業への取組姿勢、事業経歴、資金の使途、返済能力等を総合的に検討し、保証の諾否を決定します。東京都中小企業制度融資(以下、「都制度融資」といいます。)をご利用いただく場合は、保証協会の保証が必要となります。

#### ▶取扱指定金融機関

都制度融資を取り扱うことのできる金融機関として、以下の92金融機関が指定されています。

#### - 取扱指定金融機関(92金融機関・50音順) -

(令和6年4月1日現在)

原則として、次の金融機関の都内本支店でのお取扱いとなります。

普通銀行 足利、阿波、伊予、SBJ、愛媛、大垣共立、香川、北日本、京都、きらぼし、

きらやか、群馬、京葉、高知、埼玉りそな、静岡、静岡中央、常陽、スルガ、 大光、第四北越、大東、千葉、千葉興業、中国、筑波、東京スター、東邦、東和、 徳島大正、栃木、富山第一、八十二、東日本、百十四、北陸、北國、みずほ、

三井住友、三井住友信託、三菱UFJ、武蔵野、山口、山梨中央、横浜、りそな

信用金庫 青木、朝日、足立成和、青梅、亀有、川崎、興産、小松川、西京、さわやか、芝、

湘南、城南、城北、昭和、巣鴨、西武、世田谷、瀧野川、多摩、東栄、東京、

東京シティ、東京東、東京ベイ、飯能、目黒、横浜

**信用組合** <u>あすか</u>、<u>東</u>、共立、<u>江東</u>、七島、青和、全東栄、第一勧業、大東京、東京厚生、

東浴、中ノ郷、ハナ、文化産業

政府系金融機関 商工組合中央金庫

農協・漁協系統金融機関 東日本信用漁業協同組合連合会、東京都信用農業協同組合連合会

※ 下線のある金融機関は、都制度融資において変動金利を取り扱いません。

※ 融資メニュー「政策特別」は、別に定める金融機関のみのお取扱いとなり

ます。

#### - 申込書類 -

申込書類は以下のとおりです。

#### 1 共通書類

#### 【法人の方】

信用保証委託申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1部
信用保証委託契約書	1部
個人情報の取扱いに関する同意書	2部
印鑑証明書(申込人及び連帯保証人のもの)	
商業登記簿謄本	1部
確定申告書(決算書)の写し(原則直近2期分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2部
法人税又は事業税の納税の確認ができる書類	1部
見積書又は契約書の写し(設備資金の場合のみ)	1部
、の方】	
( • ) / J	
信用保証委託申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
信用保証委託申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1部
信用保証委託申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 部 2 部
信用保証委託申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 部 2 部 1 部
信用保証委託申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 部 2 部 1 部 2 部 1 部
	印鑑証明書(申込人及び連帯保証人のもの) 商業登記簿謄本 確定申告書(決算書)の写し(原則直近2期分) 法人税又は事業税の納税の確認ができる書類 見積書又は契約書の写し(設備資金の場合のみ)

#### 2 融資メニューにより必要となる書類

上記のほかにも、融資メニューにより必要となる書類がある場合があります。詳細は、各メニューの融 資条件の「必要書類」をご覧ください。

#### 融資利率

- ○融資利率は、融資メニュー、融資期間、責任共有制度の対象・対象外等によって異なります。
  - 1 責任共有制度対象 : 信用リスクの80%を信用保証協会が、20%を金融機関が負担
  - 2 責任共有制度対象外:信用リスクの全てを信用保証協会が負担
  - 上記のどちらが適用されるかについては、ご利用になる取扱指定金融機関にご相談ください。
- ○融資メニューには、固定金利・変動金利を選択できるものがあります。(一部金融機関では、都制度融資における変動金利の取り扱いがありません。)

#### 1 責任共有制度の対象となる場合

融資メニュー		固定金利	[融資期間ご	とに設定]		
	3年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10年以内	10年超 15年以内	変動金利(※)
女性活躍推進		1.3%以内		1.89	%以内	_
DX・イノベ・産業育成支援、働き方改革 支援、ソーシャルビジネス・ソーシャル ファーム支援、HTT・ゼロエミッション支 援、BCP・サイバーセキュリティ対策支援、 事業・業態転換	1.7%以内		2. 2%以内		_	
組合向け	2.1%以内	2.3%以内	2.5%以内	2.7%以内	_	短プラ+0.9%以内
創業	1.7%以内	1.8%以内	2.0%以内	2. 2%以内	_	短プラ+0.4%以内
スタートアップ支援、M&A支援	タートアップ支援、M&A支援 1.7%以内 1.8%以内 2.0%以内 2.2%以内		%以内	_		
事業承継、M&Aつなぎ、経営セーフ、経 営一般、経営改善、危機対応、伴走、コロ ナ・ウクライナ・円安・エネルギー等	1. 7%以内	1.8%以内	2. 0%以内	2. 2%以内	2. 4%以内	_
補助金・助成金つなぎ、海外展開支援、ビジネスチャンス・ナビ、設備投資・企業立 地促進、経営強化、チャレンジ	1. 7%以内	1.8%以内	2. 0%以内	2. 2%以内	2. 4%以内	短プラ+0.4%以内

#### 2 責任共有制度の対象外となる場合

融資メニュー		固定金利[	融資期間ご	とに設定]		
	3年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7年超 10年以内	10年超 15年以内	変動金利(※)
女性活躍推進		1. 1%以内		1. 69	6以内	_
DX・イノベ・産業育成支援、働き方改革 支援、ソーシャルビジネス・ソーシャル ファーム支援、HTT・ゼロエミッション支 援、BCP・サイバーセキュリティ対策支援、 事業・業態転換		1.5%以内		2. 0%以内		_
小口 フリーランス、組合向け、クイック つなぎ(小口)	1.9%以内	2. 1%以内	2. 3%以内	2. 5%以内		短プラ+0.7%以内
創業	1.5%以内	1.6%以内	1.8%以内	2.0%以内	_	短プラ+0.2%以内
スタートアップ支援、M&A支援	1.7%以内	1.8%以内	2.0%以内	2. 2%以内		_
事業承継、M&Aつなぎ、経営セーフ、経 営一般、経営改善、危機対応、伴走、コロ ナ・ウクライナ・円安・エネルギー等	1.5%以内	1.6%以内	1.8%以内	2. 0%以内	2. 2%以内	_
補助金・助成金つなぎ、海外展開支援、ビジネスチャンス・ナビ、設備投資・企業立 地促進、経営強化、チャレンジ	1.5%以内	1.6%以内	1.8%以内	2. 0%以内	2. 2%以内	短プラ+0.2%以内

#### 3 金融機関所定利率

	金融機関提案、事業一般・小規模特別、経宮者保証非提供促進型(事業一般)、
融資メニュー	プロパー借換(経営者保証非提供促進型)、クイックつなぎ (事業一般)、
	極度枠設定、特別借換、企業再生

#### ●融資利率の優遇措置

以下については、融資利率の優遇措置があります。

- ・「HTT・ゼロエミッション支援」の脱炭素化促進支援特例を利用する場合…**0.6%優遇**
- ・「働き方改革支援」の女性活躍推進特例・「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例、「小口」の小口支援特例、「創業」の創業支援特例、「事業転換・業態転換」の事業転換・業態転換特例を利用する場合…0.4%優遇
- ・「経営強化」の強化認定革新特例、又は「事業承継」の事業承継支援特例を利用する場合…0.2%優遇
- ·「組合向け」の官公需適格特例を利用する場合…0.1%優遇

#### - 責任共有制度とは -

従来、制度融資をご利用いただく際には、保証協会が原則として信用リスクの全てを負担していましたが、平成19年10月1日から、保証協会と金融機関が責任を共有する「責任共有制度」が導入され、下記を除き、金融機関が信用リスクの20%相当を負担することになりました。

#### <責任共有制度対象外となる保証>

・小口零細企業保証制度に係る保証

・経営安定関連(セーフティネット)保証(1から4号及び6号)

· 創業関連保証

· 創業関連保証 · 災害関係保証

・求償権を消滅させることを目的とした保証 ・災害関係保証 ・事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度に係る保証(※)

· 東日本大震災復興緊急保証

・特別小口保険に係る保証

・事業再生保険に係る保証

· 危機関連保証

(※)責任共有制度の対象外となる既往の保証協会の保証付融資をその金額の範囲内で借り換える場合。

#### - 信用保証料 -

- ○信用保証料とは、信用保証協会が債務の保証を行うために、利用者に負担していただく費用です。
- ○信用保証料率は、責任共有制度の対象・対象外や経営状況等によって異なります。都制度融資の信用保証料率は、一般的な信用保証料率よりも低く設定されており、さらに、東京都が信用保証料の一部を保証協会に対して補助することを通じて、利用者の負担軽減を図っています。

#### 責任共有制度の対象となる場合

区分(残高を	信用保証料率 (年率)	
500万	0.27%~1.19%	
1,000万	0.33%~1.33%	
1,000 11111177	有担保	0.35%~1.39%
1,000万円超	無担保	0.45%~1.49%

#### 責任共有制度の対象外となる場合

区分(残高を	信用保証料率 (年率)	
500万	0.30%~1.38%	
1,000万	0.37%~1.54%	
1,000万田却	有担保	0.40%~1.62%
1,000万円超	無担保	0.50%~1.72%

- ※セーフティネット保証等の特例保証が適用される場合は $0.34\% \sim 0.80\%$ 、「企業再生(法的整理型)」を利用する場合は保証協会の定めるところによります。
- ※会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類、公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書(写し)のいずれかを提出された場合は、信用保証料率が0.1%優遇されます(ただし、個人事業者、組合、医療法人等は対象になりません。)。
- ※「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用する場合は、上記の信用保証料率に0.25%~0.45%上乗せされます。

#### 保証人及び物的担保

#### 【保証人】

- ○法人の場合…必要となる場合があります。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則として不要です。
- ○個人の場合…連帯保証人は原則として不要です。
- ○組合の場合…原則として代表理事のみを連帯保証人としますが、個々の組合の事情に応じ他の理事を連帯保証人とすることができます。

なお、利用者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、保証協会が認める場合、法人代表者の保証を不要とすることができます。

(1) 申込金融機関が、そのプロパー融資(信用保証協会又は保証会社等による保証を付さない融資)に

ついて法人代表者の保証を不要とし、担保による保全が図られていない場合であって、法人と代表 者の分離、債務超過でもなく2期連続赤字でもない等の要件を充足している場合

(2) 法人又は代表者本人等が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

#### (事業者選択型経営者保証非提供制度の適用)

- ア 過去2年間(法人の設立日から2年経過していない場合は、その期間)において貸借対照表、損益計算書等 その他の財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類を当該金融機関の求めに応じて提出している場合
- イ 直近の決算書において代表者への貸付金等がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上 相当と認められる額を超えていない場合
- ウ 直近の決算において債務超過ではない(純資産の額がゼロ以上である)こと、又は直近2期の決算において 減価償却前経常利益が連続して赤字ではない場合
- エ 上記ア及びイの要件について、継続的に充足することを誓約する「事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書」を提出している場合
- オ 中小企業者が保証人の保証を提供しないことを希望している場合

#### 【物的担保】

- 既往の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が8,000万円以下の場合は、原則として無担保とします。合計が8,000万円を超える場合は、物的担保が必要となります。
- ※ 詳細については、融資ごとに定めます

#### - 用語説明 :

#### ▶ 組合

中小企業信用保険法(以下、「信用保険法」といいます。)第2条第1項に定める中小企業者のうち同項第3号、第4号及び第7号から第11号までに定める組合をいいます。

※ 対象となる組合の例:中小企業等協同組合、消費生活協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興 組合、生活衛生同業組合、酒造組合、酒販組合、内航海運組合 等

#### ▶ 固定金利

融資実行時の融資利率が完済まで適用される金利です(条件変更時を除く。)。なお、固定金利は毎年4月と10月に指標となる金利水準等を勘案して見直しを行います。

#### ▶ 変動金利

融資実行後の融資利率が、借入期間中の短期プライムレート(短プラ)の水準に合わせて変動する金利です。

なお、短期プライムレートとは、最も信用度が高い企業に貸し出す際に適用する短期(1年以内)の最 優遇金利のことです。各金融機関によって異なる場合がありますので、ご利用の際は取引金融機関にご確 認ください。

#### ▶ 金融機関所定利率

金融機関が融資案件ごとに定める利率です。ご利用の際は取引金融機関にご確認ください。

#### ▶ セーフティネット保証

信用保険法第2条第5項の1号から8号に基づき、主務大臣が指定する事由(下記参照)に該当していることを区市町村長が認定した場合に適用される保証です。セーフティネット保証が適用される場合、以下の別枠保証が受けられます。

- ・無担保8.000万円 (無担保無保証人2.000万円を含む。)
- · 有担保2億円

#### 【セーフティネット保証の対象となる事由】

- 1号 大型倒産の発生により影響を受けている。
- 2号 取引先企業の事業活動の制限により影響を受けている。
- 3号 特定地域の災害等により影響を受けている特定業種を営む。
- 4号 特定地域の災害等により影響を受けている。
- 5号 全国的に業況が悪化している業種に属している。
- 6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している。
- 7号 金融機関の合理化(支店の削減等)に伴い借入が減少している。
- 8号 整理回収機構(RCC)又は産業再生機構に貸付債権が譲渡されたが、再生可能である。

#### その他注意事項・

- ・以下の(1)~(7)のいずれかに該当する場合は、都制度融資をご利用いただけません。
- (1) 信用保証協会の保証付融資の返済が不能となり、かわって信用保証協会から金融機関に対する支払い(代位弁済)を受けた先で、信用保証協会に債務(求償債務)が残っている場合
- (2) 原則として、信用保証協会に対し、求償権の保証人として保証債務を負っている場合
- (3)銀行取引停止処分を受けている場合(原則として1回目の不渡りを出して6か月を経過していない場合を含む。)。なお、法人の代表者が銀行取引停止処分(1回目の不渡りを含む。)を受けている場合は、当該法人も原則として利用できません。
- (4) 破産、民事再生、会社更生等法的手続中又は内整理等私的手続中の場合(それぞれ、申立て中の場合を含む。)。ただし、民事再生法等に基づく再生計画の認可を受けた場合などは「企業再建」の申込みができる場合もあります。
- (5) 最終登記後12年以上経過した株式会社で、会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされた場合
- (6) 信用保証協会の保証付融資又は金融機関固有の融資について、延滞等の債務不履行がある場合
- (7) 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- ・保証契約にあたっては、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ適切な対応に努めること としています。
- ・この案内は、都制度融資の内容をお知らせするものです。個別の融資については審査の上で実行するため、 ご希望に添えない場合があります。また、法律の認定・承認等が要件になっている融資メニューについ ても、認定・承認等によって自動的に融資、保証に結びつくものではありません。
- ・融資条件は、融資メニューやお申込み内容によって異なりますので、詳細はお近くの取扱指定金融機関 又は249~253ページの相談窓口までお問い合わせください。

# 令和6年度 東京都中小企業制度融資一覧(1/2)

	融資メニュー	細目	略称	融資対象				
政策課題対応資金	DX・イノベ・ 産業育成支援融資 (DX)	DX・イノベ・ 産業育成支援	DX	「令和 6 年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧① DX」における融資対象(1)から(38)のいずれかに該当する中小企業者又は組合				
対応資	女性活躍推進融資 (女性)	女性活躍推進	女性	「令和 6 年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧① 女性」における融資対象(1)から(20)のいずれかに該当する中小企業者又は組合				
		働き方改革支援	働き方	「令和 6 年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧② 働き方」における融資対象(1)から(10)のいずれかに該当する中小企業者又は組合				
HTT		「テレワーク東京ルール」 実践企業宣言特例	働き方 ・テレ宣	働き方改革支援の融資対象であって、東京都の「「テレワーク東京ルール」実践企業宣言」を行っているもの				
١.		ソーシャルビジネス・ ソーシャルファーム支援	ソーシャル	「令和 6 年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧② ソーシャル」における融資対象(1)又は(2)のいずれかに該当する中小企業者又は組合				
女性活躍	社会課題解決融資(社会課題)	HTT・ゼロエミッション 支援	HTT:	「令和 6 年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧②または③ HTT・ゼロエミ」における融資対象(1)から(51)のいずれかに該当する中小企業者又は組合				
DX	(TLZSARE)	脱炭素化促進支援特例	ゼロエミ・	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1				
		地域金融機関による脱炭素化支援特例	ゼロエミ・連携	「令和 6 年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧③ ゼロエミ・連携」における融資対象(1)に該当する中小企業者又は組合				
育業等)		BCP・サイバー セキュリティ対策支援	BCP サイバ	「令和 6 年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧② BCP・サイバ」における融資対象(1)から(10)のいずれかに該当する中小企業者又は組合				
	金融機関提案融資	金融機関提案	金融提案	ー 中小企業が直面する課題や東京都の政策課題の解決に資するため、金融機関が有する独自の工夫、ノウハウ及びネットワークを活用し、支援する中小企業者又は組合 (最貴対象、融資条件は取扱金融機関でとに設定)				
— 般	(並成此来)	小口 フリーランス (国の全国統一保証制度)	小口	この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2.000万円以下の小規模企業者(2 ^* - ジの「2 定義 小規模企業者」を参照)				
般的な事業運営資金	小規模事業融資	小口支援特例	小口·支援	(1) 又は(2)に該当すること (1) 商工会議所・商工会の経営指導を直近1年以内に6か月以上複数回受けていること。 (2) 経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けていること。				
運営資金	(小)	クイックつなぎ(小口) (国の全国統一保証制度)	小口つなぎ	(1) から (3) の全てを満たす小規模企業者 (1) この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が 2,000 万円以下であること。 (2) 東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (3) (2) の保証付融資の元金を、原則として 1 年以上にわたり約定どおり返済していること。				
		事業一般·小規模特別	事業·小企	中小企業者又は組合				
		受注対応特例	事業·受注	確定した受注(取引先から商品・サービス等の発注を受け、2年以内に売上金が入金される契約をいう。)があり、その受注に対応するための資金を必要とする中小 企業者又は組合				
		経営者保証 非提供促進型 (事業一般)	経保非提供促進	(国の全国統一保証制度) 国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱(都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む)」に定める要件に該当すること。				
		プロパー借換 (経営者保証非提供促進型) (事業一般)	プロパー 経保	の全国統一保証制度) カ「プロバー融資借換特別保証制度要綱(都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む)」に定める要件に該当すること。				
	一般事業融資	クイックつなぎ (事業一般)	事業つなぎ	(1) 及び(2) に該当する中小企業者又は組合 (1) 東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (2) 上記の保証付融資の元金を、原則として 1 年以上にわたり約定どおり返済していること。				
	(事業)	補助金・助成金つなぎ	助成つなぎ	以下の (1) から (5) に該当する補助金・助成金等の交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合 (1) 東京都が所管するもの (2) 東京都がの医市町村が所管するもの (3) 国及び独立行政法人・国立研究開発法人が所管するもの (4) 都の関係団体(都の政策連携団体・都の事業協力団体・都が設立した地方独立行政法人)が所管するもの (5) 上記 (1) から (3) の機関が他の団体に委託・補助して行うもの				
		極度枠設定	極度	(1) 及び(2) に該当する中小企業者又は組合 (1) 引き続き 2 年以上 (売上発生から 2 年以上) にわたり、原則として同一事業を営んでいること。 (2) ア又はイのいずれかに該当すること。 ア 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないもの。 イ 個人事業者の場合は、直近 2 期の所得稅の確定申告において「課稅される所得金額」のあるもの。				
		組合向け	組	事業協同組合等				
***		官公需適格特例	組·官公需	「官公需適格組合」としての証明を受けている組合				
新たな事業展開資金	創業融資(創業)	創業	創業	(1) から(3) のいずれかに該当するもの (1) 事業を営んでいない個人で、東京都内で創業しようとする具体的計画を有するもの (2) 創業した日から5年未満である 中小企業者又は組合 (3) 東京都内で分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社 【創業経営者保証不要型(略称:創業経保】(国の全国統一保証制度)				
開資金				スタートアップ創出促進保証制度要綱に定める要件に該当すること。 創業の融資対象であって、(1) 又は (2) に該当するもの				
		創業支援特例	創業・支援	(1) 産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。 (2) 商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認定特定創業支援等事業に準する支援を受け、その証明を受けていること。				
		スタートアップ支援	スタートアップ	別紙「(別紙 3) 令和 6 年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧③ スタートアップ支援」における融資対象 (1) から (28) のいずれかに該当する中小企業者又は組合				
		海外展開支援	海外展開	独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により、 海外展開に関する事業計画を策定し実行する中小企業者				
	販路開拓融資 (販路)	ビジネスチャンス・ナビ	ナビ	【ビジネスチャンス・ナビ A 型(略称:ナビ A)】 ビジネスチャンス・ナビにユーザー登録している中小企業者又は組合 【ビジネスチャンス・ナビ B 型(略称:ナビ B)】 ビジネスチャンス・ナビにユーザー登録し、かつビジネスチャンス・ナビに掲載された入札・調達案件を受注した中小企業者又は組合				
	設備融資(設備)	設備投資 ・ 企業立地促進	設備立地	【設備投資(略称:設備投資)】 事業の実施に必要な設備(機械・装置、工具・器具、備品等)の導入、増強、改良、補修等(テレワーク又はDX推進に資する設備並びに、ICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。)、 又は建物の改修、建替等(耐震化、パリアフリー化を含む。)を行う中小企業者 【企業立地足進(略称: 立地圧進)				
		-		引き続き 1 年以上(売上発生から 1 年以上)同一事業を営んでおり、東京都内において工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者				
	経営強化融資	経営強化	強化	【強化認定(略称:強化認定)) 中小企業等経営強化法の認定を受けている中小企業者又は組合				
	(強化)	強化認定 革新特例	強化認定・革新	経営革新計画 (中小企業等経営強化法) に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けていること . (経営強化認定 (略称:強化認定) の融資対象者のみ利用可能)				
	チャレンジ融資 (チャレンジ)	チャレンジ	チャレンジ	(1) から(3) のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業を行うこと。 (2) 東京都等の助成金の交付決定を受けた事業を行うこと。 (3) 令和6年度において東京都が重点的支援を行う事業等を行うこと。				

融資限度額 ( )内は組合	融 資 ( )内は 運転資金		融資利率 (年率) 固定:固定金利、変動:変動金利 [*]: 責任共有制度対象外となる場合の金利	保証人	物的担保	保証料補助
<b>2億8,000万円</b> (4億8,000万円)	15年 (2年		固定 1. 7%以内~ 2. 2%以内 [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内	必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が 8千万円超の場合は原則必要	小規模企業者 2分の1
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年 (2年		固定 1.3%以内~ 1.8%以内 [*]固定 1.1%以内~ 1.6%以内			全事業者 3分の2
(4億 8,000 万円)	(24	KM)	固定 1.7%以内~ 1.0%以内			全事業者
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)			[*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内			3分の2 又は
(4 18 0,000 7)			上記利率より 0.4% 優遇			2分の1
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)			固定 1. 7%以内~ 2. 2%以内			全事業者 2分の1
( 1 (2) = 1 = 2 = 731 37	15年		[*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内			
2億8,000万円	(2年	以内)				全事業者
(4億8,000万円)			上記利率より 0.6% 優遇			3分の2
			上記「HTT・ゼロエミ」利率より 0.2% 優遇			
2億8,000万円 (4億8,000万円)			固定 1.7%以内~2.2%以内 [*]固定 1.5%以内~2.0%以内			小規模企業者 2分の1
2 億 8,000 万円	金融機関所定		<b>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>			全事業者
(4億8,000万円)	TERTIN	N///Æ				0.2% 相当分
- 2.000 万円	7年以内	10年以内	[*] 固定 1.9%以内~ 2.5%以内又は変動		原則として不要	
(同)	(1年以内)	(1年以内)	上記利率より 0.4% 優遇			
						全事業者 2分の1
300 万円	0.4554		Fig. 1.00/1/17/17			
(同)	2年以内	_	固定 1.9%以内又は変動			
2 億 8,000 万円	7年以内	10 年以内		<u> </u>	新規の保証を含めた保証の合計額が	
(4億8,000万円)	(6か月以内) <b>2年以内</b>	(6か月以内)			8千万円超の場合は原則必要	_
(2 億円)	(2年以内)	_				
8,000 万円 (同) <対象となる保証毎に設定(一般、	10年			徴求不可	徵求不可	全事業者 0.15
SN (4号又は5号に限る)) >	(1年	以内) 	金融機関所定	PAGE 1 - 3	PW-07-1-3	国が補助
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	10 年以内				新規の保証を含めた保証の合計額が	
(ただし経営者保証の提供を受けて		_			8千万円超の場合は原則必要	
いないプロバー融資残高の範囲内) 500万円						
(同)	2年以内	_		必要となる場合がある		
1 億円 (2 億円) 補助金・助成金交付 決定額の未交付金額の 3 分の 2 以内	10年以内 ただし、補助金・助成金の交付決定 から助成対象期間終了日の属する月 の6か月後の月末までの期間とする。		固定 1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~2.0%以内又は変動			_
1 億円 (2 億円)	2年以内	-	金融機関所定			
(2億円)	7.4TN/ch	10 (71)	固定 2.1%以内~ 2.7%以内又は変動		信用保証なしの場合	
(転貸 1 組合員		10年以内			必要に応じ有担保	
3 200 Em)	7 年以内 (6 か月以内)	(6 か月以内)	[*] 固定 1.9%以内~ 2.5%以内又は変動		1	
3,500 万円)		(6 か月以内)	[ * ] 固定 1.9%以内~ 2.5%以内又は変動 上記より 0. 1% 優遇			
3,500 万円)	(6 か月以内) 7 年以内	10 年以内	上記より 0.1% 優遇 固定 1.7%以内~2.2%以内又は変動		原則として不要	
	(6 か月以内) 7 年以内 (1 年以内)	10 年以内 (1 年以内)	上記より 0. 1 % 優遇		原則として不要	
3,500 万円) - 3,500 万円 (創業経保を除き同)	(6か月以内) 7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内) E以内	上記より 0.1% 優遇 固定 1.7%以内~2.2%以内又は変動	徵求不可	原則として不要徴求不可	全事業者
- 3,500万円	(6 か月以内) 7年以内 (1 年以内) 10年 (1 年以内又)	10年以内 (1年以内) 三以内 は3年以内)	上記より 0.1% 優遇  固定 1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~2.0%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~2.0%以内又は変動		徵求不可	全事業者 3分の2
- 3,500万円	(6か月以内) 7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内) 三以内 は3年以内)	上記より 0.1% 優遇 固定 1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~2.0%以内又は変動	徴求不可 必要となる場合がある		
3,500 万円 (創業経保を除き同) 2 億 8,000 万円	(6か月以内) 7年以内(1年以内) 10年(1年以内又) 創業の各融資	10年以内 (1年以内) に以内 は3年以内) で対象と同様	上記より 0.1% 優遇  固定 1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~2.0%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~2.0%以内又は変動  上記 (創業経保を除く) より 0.4% 優遇  固定 1.7%以内~2.2%以内又は変動		徴求不可 原則として不要 新規の保証を含めた保証の合計額が	
3,500 万円 (創業経保を除き同)	(6か月以内) 7年以内(1年以内) 10年(1年以内又) 創業の各融資	10年以内 (1年以内) (1年以内) は3年以内) は3年以内) 収対象と同様	上記より 0.1% 優遇  固定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動 [*] 固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  [*] 固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  上記 (創業経保を除く) より 0.4% 優遇  固定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動 [*] 固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動		微求不可 原則として不要 新規の保証を含めた保証の合計額が 8千万円超の場合は原則必要	3分の2
3,500 万円 (創業経保を除き同) 2 億 8,000 万円	(6か月以内) 7年以内(1年以内) 10年(1年以内又) 創業の各融資	10年以内 (1年以内) に以内 は3年以内) 環対象と同様 に以内 以内)	上記より 0.1% 優遇  固定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  上記 (創業経保を除く) より 0.4% 優遇  固定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動		徴求不可 原則として不要 新規の保証を含めた保証の合計額が	3分の2
3,500 万円 (創業経保を除き同) 2億8,000 万円 (同)	(6か月以内) 7年以内(1年以内) 10年(1年以内又) 創業の各融資	10年以内 (1年以内) 三以内 は3年以内) 理対象と同様 三以内 以内)	上記より 0.1% 優遇  固定 1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~2.0%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~2.0%以内又は変動  上記 (創業経保を除く) より 0.4% 優遇  固定 1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~2.2%以内又は変動  固定 1.7%以内~2.2%以内又は変動		徴求不可 原則として不要 新規の保証を含めた保証の合計額が 8千万円超の場合は原則必要 新規の保証を含めた保証の合計額が	3分の2
3,500 万円 (創業経保を除き同) 2億8,000 万円 (同) 2億8,000 万円	(6か月以内) 7年以内(1年以内) 10年(1年以内又) 創業の各融計 15年 (2年 10年 (2年 10年 (2年) 10年 (1年)	10年以内 (1年以内) (1年以内) (1年以内) (2対象と同様 (2以内) (2以内) (2以内) (2以内) (2以内) (2以内)	上記より 0.1% 優遇  固定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  上記 (創業経保を除く) より 0.4% 優遇  固定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動		徴求不可 原則として不要 新規の保証を含めた保証の合計額が 8千万円超の場合は原則必要 新規の保証を含めた保証の合計額が	3分の2
3,500 万円 (創業経保を除き同) 2億8,000 万円 (同) 2億8,000 万円	(6か月以内) 7年以内(1年以内) 10年(1年以内又) 創業の各融計 (2年 10年(2年 10年)	10年以内 (1年以内) (1年以内) (1年以内) (2対象と同様 (2以内) (2以内) (2以内) (2以内) (2以内) (2以内)	上記より 0.1% 優遇  固定 1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~2.0%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~2.0%以内又は変動  上記 (創業経保を除く) より 0.4% 優遇  固定 1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定 1.7%以内~2.2%以内又は変動 固定 1.7%以内~2.2%以内又は変動		徴求不可 原則として不要 新規の保証を含めた保証の合計額が 8千万円超の場合は原則必要 新規の保証を含めた保証の合計額が	3分の2
3,500 万円 (創業経保を除き同) 2億8,000 万円 (同) 2億8,000 万円 2,000 万円 (同) 2億8,000 万円	(6か月以内) 7年以内(1年以内) 10年(1年以内又) 創業の各融資(2年 10年(2年 10年(2年 10年(1年 10年(1年) 10年(1年) 10年(1年) 10年(1年) 10年(1年) 10年(1年) 10年(1年) 10年(1年) 10年(1年) 10年(1日) 10年(1日) 11年(1日)	10年以内(1年以内) (1年以内) (1年以内) (2対象と同様 (2以内) (2以内) (2以内) (2以内) (2以内) (2以内) (2以内)	上記より 0.1% 優週  固定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  上記 (創業経保を除く) より 0.4% 優遇  固定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.2%以内又は変動  国定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動  国定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  国定 1.7%以内~ 2.0%以内又は変動  国定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 1.8%以内又は変動  国定 1.7%以内~ 1.8%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 1.8%以内又は変動		徴求不可 原則として不要 新規の保証を含めた保証の合計額が 8千万円超の場合は原則必要 新規の保証を含めた保証の合計額が	3分の2 小規模企業者 2分の1 - 全事業者
3,500 万円 (創業経保を除き同) 2億8,000 万円 (同) 2億8,000 万円 2,000 万円 (同) 2億8,000 万円 (4億8,000 万円)	(6か月以内)  7年以内 (1年以内)  10年 (1年以内又)  創業の各融資  15年 (2年  10年 (2年  10年 (1年  5年以内 ただし工事代金等が入金されるまでの期間	10年以内(1年以内) (1年以内) (1年以内) (2対象と同様 (2以内) (2以内) (2以内) (2以内) (2以内) (2以内) (2以内)	上記より 0.1% 優遇  固定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  上記 (創業経保を除く) より 0.4% 優遇  固定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.2%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.2%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.2%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.2%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 1.6%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 1.6%以内又は変動		微求不可 原則として不要 新規の保証を含めた保証の合計額が 8千万円超の場合は原則必要 新規の保証を含めた保証の合計額が 8千万円超の場合は原則必要	3分の2 小規模企業者 2分の1
3,500 万円 (創業経保を除き同) 2億8,000 万円 (同) 2億8,000 万円 2,000 万円 (同) 2億8,000 万円 (4億8,000 万円)	(6か月以内) 7年以内(1年以内) 10年(1年以内又) 創業の各融資(2年 10年(2年 10年(2年 10年(1年 10年(1年) 10年(1年) 10年(1年) 10年(1年) 10年(1年) 10年(1年) 10年(1年) 10年(1年) 10年(1年) 10年(1日) 10年(1日) 11年(1日)	10年以内(1年以内) (1年以内) (1年以内) (2対象と同様 (2以内) (2以内) (2以内) (2以内) (2以内) (2以内) (2以内)	上記より 0. 1% 優遇  固定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  上記 (創業経保を除く) より 0.4% 優遇  固定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 2.2%以内又は変動  国定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 1.8%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 1.8%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 1.8%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 2.2%以内又は変動		徴求不可 原則として不要 新規の保証を含めた保証の合計額が 8千万円超の場合は原則必要 新規の保証を含めた保証の合計額が	3分の2 小規模企業者 2分の1 - 全事業者
3,500 万円 (創業経保を除き同) 2億8,000 万円 (同) 2億8,000 万円 2,000 万円 (同) 2億8,000 万円 (4億8,000 万円)	(6か月以内)  7年以内 (1年以内)  10年 (1年以内文)  創業の各融資  15年 (2年  10年 (1年  5年以内 ただし工事代金等が 入金されるまでの期間  15年 (2年  10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 1	10年以内 (1年以内) に以内 は3年以内) では3年以内 以内 以内 以内 以内 以内 以内 以内 以内 以内 以内 以内 以内 以	上記より 0.1% 優週  固定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  上記 (創業経保を除く) より 0.4% 優遇  固定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.2%以内又は変動  国定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動  国定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  国定 1.7%以内~ 2.0%以内又は変動  国定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 1.8%以内又は変動  国定 1.7%以内~ 1.8%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 1.8%以内又は変動		微求不可 原則として不要 新規の保証を含めた保証の合計額が 8千万円超の場合は原則必要 新規の保証を含めた保証の合計額が 8千万円超の場合は原則必要	3分の2 小規模企業者 2分の1 - 全事業者 3分の2 小規模企業者
3,500 万円 (創業経保を除き同) 2億8,000 万円 (同) 2億8,000 万円 (同) 2億8,000 万円 (4億8,000 万円)	(6か月以内)  7年以内 (1年以内)  10年 (1年以内又)  創業の各融計  15年 (2年  10年 (2年  10年 (1年  5年以内ただし工事代金等が  別金されるまでの期  間  15年 (2年	10年以内 (1年以内) に以内 は3年以内) では3年以内 以内 以内 以内 以内 以内 以内 以内 以内 以内 以内 以内 以内 以	上記より 0.1% 優週  固定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  上記 (創業経保を除く) より 0.4% 優遇  固定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 2.2%以内又は変動  固定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動  国定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.2%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.2%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 1.8%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 1.6%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 1.6%以内又は変動 [*]固定 1.7%以内~ 1.2%以内又は変動		微求不可 原則として不要 新規の保証を含めた保証の合計額が 8千万円超の場合は原則必要 新規の保証を含めた保証の合計額が 8千万円超の場合は原則必要	3分の2 小規模企業者 2分の1 - 全事業者 3分の2
3,500 万円 (創業経保を除き同) 2億8,000 万円 (同) 2億8,000 万円 2,000 万円 (同) 2億8,000 万円 (4億8,000 万円)	(6か月以内)  7年以内 (1年以内)  10年 (1年以内文)  創業の各融資  15年 (2年  10年 (1年  5年以内 ただし工事代金等が 入金されるまでの期間  15年 (2年  10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 1	10年以内(1年以内)  [以内(1年以内)  [北京]  [北京]	上記より 0. 1% 優週  固定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動 [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  上記 (創業経保を除く) より 0.4% 優遇  固定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.2%以内又は変動  固定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動  国定 1.7%以内~ 2.2%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 1.8%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 1.8%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.2%以内又は変動  [*]固定 1.5%以内~ 2.2%以内又は変動		でである。 では、 できない できない できない できない できない できない できない できない	3分の2 小規模企業者 2分の1 - 全事業者 3分の2

# 令和6年度 東京都中小企業制度融資一覧(2/2)

	融資メニュー	細目	略称	融資対象
新たな事業展開資金	事業承継融資 (承継)			【事業承継一般(略称:承継一般)】 (1)から(4)のいずれかに該当する中小企業者並びに(1)若しくは(2)のいずれかに該当する組合 (1)事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。 (2)事業承継をした日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと。 (3)事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。 (4)事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。
貝金		事業承継	承継	【事業承継経営者保証不要型(略称:承継経保)】(国の全国統一保証制度) (1) 又は(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者又は組合 (1) 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有していること。 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施しており、事業承継日から3年を経過していないこと。 (3) アからエまで全てを満たすこと。 ア 資産超過であること、イ EBITDA 有利子負債倍率が15 倍以内であること、ウ 法人・個人の分離がなされていること、エ 返済緩和している借入金が無いこと。
				事業承継個人融資型(略称:承継個人) (1) 又は(2)のいずれかに該当するもの (1) 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた会社である中小企業者の代表者個人であって、「中小企業者の会社要件」及び「代表者個人要件」を満たすこと。 (2) 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた事業を営んでいない個人であって、「他の中小企業者の要件」及び「個人要件」を満たすこと。
		事業承継支援特例	承継・支援	[事業承継支援特例(略称:承継・支援)] (1) から(3) のいずれかに該当するもの (ただし、事業承継個人型(2) は本特例の適用範囲外) (1) から(3) のいずれかに該当するもの (ただし、事業承継個人型(2) は本特例の適用範囲外) (1) 地域持続化支援事業による東京敵工会議所、東京都商工会連合会又は町田商工会議所からの支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けていること。 (2) 公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けていること。 (3) 一般社団法人東京都信用金庫協会及び一般社団法人東京都信用組合協会が行う「地域金融機関による事業承継促進事業」における事業承継計画策定のための 専門家派遣支援を1年以内に受け、その証明を受けていること。
		M&A 促進	M&A	MSAに取り組む中小企業者(売却・買収は問わない。ただし、売却側が廃業を前提としている場合、売却側企業が融資申込することはできない。)
経営の	経営安定融資 (経営)	経営セーフ	経営セーフ	セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合(2ページの「2定義 セーフティネット保証」を参照)
経営の安定化資金		経営一般	経営一般	(1) から (7) までのいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少していること。 (2) 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が有れ2年1月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること。 (3) 売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇の一方で、価格転嫁できていないこと。 (4) 金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少していること。 (5) 倒産等企業に事業上の債権を有していること。 (6) 災害により事業活動に影響を受けていること。 (7) 東京都知事が指定するもの。(アスペスト対策)
		経営改善	経営改善	【改善支援(路称:改善支援)】 保証協会、東京都内の商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は東京都よろす支援拠点の経営支援を受け、自ら改善計画を策定し、その証明 を受けた中小企業者又は組合
				【フェニックス金融支援パッケージ (略称: フェニックス)】(国の全国統一保証制度) 国の「事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型) 制度要綱 (都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む)」に定める要件に該当すること。
	借換融資 (借換)	特別借換	特別借換	(1) 及び(2) に該当する中小企業者又は組合 (1) 保証協会の保証付融資を利用していること。 (2) 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。
	再生支援融資 (再生)	企業再生	企業再生	【再生法的整理(略称:再生法的整理)】 民事再生手続了は会社更生手続を申し立て、再生計画又は更生計画認可後3年が経過しておらず、かつその計画を完遂していない中小企業者又は組合 【再生私的整理(略称:再生私的整理)】 中小企業活性(協議会などの公的機関の支援を受け、事業再生に取り組む中小企業者又は組合
	災害復旧資金融資 (災)	災害復旧	災	中の近条点に10mm表示などの公的機関の文技を受け、事条内主に取り組の中の近条有文は組合 東京都知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者又は組合
	危機対応融資 (危機)	危機対応	危機	(1) 又は(2)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等を受けたこと。 (2)危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。
	事業再構築・業態転 換等支援融資	事業再構築・業態転換	事業・業態 転換	事業再構築・業態転換事業計画書を策定している中小企業者又は組合
	(事業・業態転換)	省エネルギー 推進支援	省工ネ推進支援	省エネルギーを目的とした事業再構築・業態転換に取り組む中小企業者又は組合
	伴走支援融資 (伴走)	特例   伴走全国 (国の全国統一保証制度)	伴走全国	(1) 及び (2) に該当する中小企業者又は組合 (1) 経営行動計画書を策定していること。 (2) アからカのいずれかに該当すること。 ア セーフティネット保証 4 号の認定の取得 イ セーフティネット保証 5 号の認定の取得 タ 最近 1 か月の売上高が前年同月に比して 5%以上減少していること。 エ 最近 1 か月間の売上高総利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して 5%以上減少している又は直近決算の売上高総利益率が前直近決算前期の売上高総利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して 5%以上減少している又は直近決算の売上高営業利益率が前五元決算前期の売上高営業利益率と比較して 5%以上減少していること。 オ 最近 1 か月間の売上高営業利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して 5%以上減少している又は直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して 5%以上減少している又は直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して 5%以上減少していること。 カ 激長災害 ( 激起災害と改成するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。) について、災害教助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと。。
		伴走対応	伴走対応	(1) から(3)に該当する中小企業者又は組合 (1)経営行動計画書を策定していること。 (2)申込み時点で既に伴走全国等の利用残高がある(本件と同時に融資実行する場合を含む。)こと。 (3)アから力のいすれかに該当すること。 ア セーフティネット保証 4 号の認定の取得 イ セーフティネット保証 5 号の認定の取得 ク 最近 1 か月の売上高が削仕専門に比して 5%以上減少していること。 エ 最近 1 か月の売上高が利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して 5%以上減少している又は直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して 5%以上減少していること。     最近 1 か月間の売上高総利益率と比較して 5%以上減少していること。     最近 1 か月間の売上高総利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して 5%以上減少していること。     最近 1 か月間の売上高営業利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高営業利益率が市道に決算前期の売上高営業利益率が前道に決算前期の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して 5%以上減少していること。     激度災害 (数数でするための特別の財政援助時に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。) について、災害教助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと。
		経営力強化保証対応型 (国の全国統一保証制度)	都経営力強化	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者又は組合
	エネルギー・ウクラ イナ情勢・円安等対 応緊急融資 (エネルギー・ウク ライナ・円安等)	エネルギー・ウクライナ情 勢・円安等対応緊急融資	エネルギー・ ウクライナ・ 円安等	(1) 及び (2) 又は (3) 及び (4) に該当する中小企業者又は組合 (1) 「借換対象コロナ融資※」の融資残高がある。 (2) 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。 (3) ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として、事業活動に影響を受けていること。 (4) 次のいずれかに該当するもの ア「最近 3 か月間の売上実績」又は「今後 3 か月間の売上見込」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。 イ「最近 1 か月間の売上高総料益率」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。 ウ「最近 1 か月間の売上高総料益率」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。 ・ 「借換対象コロナ融資」 ・

融資限度額 ( )内は組合	融資期間 ( ) 内は据置期間 運転資金 設備資金	融資利率 (年率) 固定:固定金利、変動:変動金利 [*]:責任共有制度対象外となる場合の金利	保証人	物的担保	保証料補助
<b>2億8,000万円</b> (4億8,000万円)	<b>10年以内</b> (2年以内)	固定 1.7%以内~2.2%以内 [*]固定 1.5%以内~2.0%以内	必要となる場合がある		全事業者 3分の2
<b>2億8,000万円</b> (4億8,000万円)	<b>10年以内</b> (1年以内)	固定 1.7%以内~ 2.2%以内	徵求不可		全事業者 3分の2 又は 0.2% 相当分
2 億 8,000 万円	<b>15 年以内</b> (2 年以内)	固定 1.7%以内~ 2.4%以内 [ * ] 固定 1.5%以内~ 2.2%以内			全事業者 3分の2
2億8,000万円 (4億8,000万円)	事業承継の各融資対象と同様	上記より 0.2% 優遇		新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は	事業承継の 各融資対象と同様
2億8,000万円 (4億8,000万円)	<b>15 年以内</b> (5 年以内)	固定 1.7%以内~ 2.2%以内 [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内		原則必要	全事業者 3分の2
2億8,000万円 (4億8,000万円) 1億円 (2億円)	<b>10年以内</b> (2年以内)	固定 1.7%以内~ 2.2%以内 [*]固定 1.5%以内~ 2.0%以内	必要となる場合がある		小規模企業者 2分の1
2億8,000万円 (4億8,000万円)					国補助後の事業者負担を都
<b>2 億 8,000 万円</b> (4 億 8,000 万円)	<b>15 年以内</b> (5 年以内)	固定 1.7%以内~ 2.4%以内 [*]固定 1.5%以内~ 2.2%以内			が補助 (事業者負担なし)
<b>既往の保証付融資残高及び事業計</b> 画実施に必要な資金の範囲内 (同)	1 <b>0年以内</b> (1年以内)	金融機関所定			小規模企業者 2分の1
<b>2億円</b> (同)	<b>10年以内</b> (1年以内)	金融機関所定		必要に応じ有担保	小規模企業者 2分の 1
原則として一災害 8,000 万円 (同) <災害毎に設定>	<b>原則として 10 年以内</b> (1 年以内) <災害毎に設定>	固定 1.7%以内 [*]固定 1.5%以内			全事業者全額
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	10年以内 (2年以内)	[*]固定1.5%以内~2.0%以内			全事業者 2分の1
<b>2億8,000万円</b> (4億8,000万円)	<b>15年以内</b> (5年以内)	固定 1.7%以内〜 2.2%以内 [*]固定 1.5%以内〜 2.0%以内 上記より 0.2% 優遇			全事業者 3 分の 2
1 億円 (同)	<b>10 年以内</b> (5 年以内)	固定 1.7%以内~ 2.2%以内 [ * ] 固定 1.5%以内~ 2.0%以内	必要となる場合がある		全事業者に対し、 事業者負担が 0.2 ~ 1.6% になるよう国が補助
<b>1 億 8,000 万円</b> (3 億 8,000 万円)	<b>10 年以内</b> (5 年以内)	固定 1.7%以内~ 2.2%以内 [ * ] 固定 1.5%以内~ 2.0%以内		新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円起の場合は 原則必要	小規模企業者 2 分の 1
<b>2億8,000万円</b> (4億8,000万円)	5年又は10年以内 (1年以内) 7年又は10年以内 (1年以内)	固定 1.7%以内~ 2.2%以内			小規模企業者 2 分の 1
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	1 <b>5年以内</b> (5年以内)	固定 1.7%以内~ 2.4%以内 [ * ] 固定 1.5%以内~ 2.2%以内			全事業者 5 分の 4 又は 3 分の 2 (小規模企業者は 5 分の 4 又は 4 分の 3)

# 令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧

	マ ハ ー・	ュー				融資対象	
	細目	略称		事業名/取組名	実施事項	必要書類	所管
			(1)	未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト デジタル技術を活用した先進的サービス創出支援事業	当該事業に採択されている 当該事業を利用している	未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクトの補助金交付決定通知書の写し デジタル技術を活用した先進的サービス創出支援事業の助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課 公益財団法人東京都中小企業振興公社
			<u> </u>	ものづくりイノベーション企業創出道場(売れる製品開		カンダル技術を治用した元達的サービス側面文接事業の明成金文刊大定週和書の寺し   ものづくりイノベーション企業創出道場(売れる製品開発道場)の修了時に発行される修了証書	
			(3)	発道場)	当該事業を受講修了している	の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
			(4)	成長産業分野の海外展示会出展支援事業	当該事業を利用している	成長産業分野の海外展示会出展支援事業の採択決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部経営支援課
			(5)	DX 推進支援事業	当該事業を利用している	DX 推進支援事業の補助金交付決定通知書の写し 東京都のウェブサイトに「先端技術を活用した社会課題解決促進事業」の表彰企業として掲載さ	公益財団法人東京都中小企業振興公社
			(6)	先端技術を活用した社会課題解決促進事業	当該事業で表彰されている	れていることが確認できるベージの写し	東京都産業労働局商工部経営支援課
			(7)	医療機器産業参入促進助成事業	当該事業を利用している又は、対象(申請) 要件を満たし、申請等を行っている	医療機器産業参入促進助成事業への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(交付決定 通知の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
			(8)	「新しい日常」対応型サービス創出支援事業	当該事業の支援を受けている	「新しい日常」対応型サービス創出支援事業のハンズオン支援に係る支援決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
			(9)	海外オンライン展示会等出展支援	当該事業を利用している又は、対象(申請)		公益財団法人東京都中小企業振興公社
					要件を満たし、申請等を行っている 当該事業を利用している又は、対象(申請)	定通知の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。) 越境 EC 出品支援への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(採択決定通知・不採択	
			(10)	越境 EC 出品支援	要件を満たし、申請等を行っている	通知等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
			(11)	生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業	当該事業の支援を受けている	「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」のデジタル技術アドバイザー派遣決定通知書 の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
			(12)	中小企業デジタルツール導入促進支援事業	当該事業を利用している	中小企業デジタルツール導入促進支援事業の助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
			(13)	EC サイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業	当該事業で都が開設するアンテナショップ の出品支援を受けている	EC サイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業で都が開設するアンテナショップの出品 支援を受けていることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式2))	東京都産業労働局商工部経営支援課
					当該事業を利用している又は、対象(申請)	躍進的な事業推進のための設備投資支援事業への申請等を行い、受理されたことが確認できる書	
			(14)	躍進的な事業推進のための設備投資支援事業	要件を満たし、申請等を行っている	類(交付決定通知の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通 知を除く。)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
			(15)	GEMStartup TOKYO(新事業発掘プロジェクト事業)	当該事業の事業化プログラム採択者である	GEMStartup TOKYO(新事業発掘プロジェクト事業)の事業化プログラム採択者であること	東京都産業労働局商工部創業支援課
×			(10)	TOKYO Re:STARTER (リスタートアントレプレナー	当該事業のアクセラレーションプログラム	が確認できる書類(支援内容証明申請書(様式 2)) TOKYO Re:STARTER(リスタートアントレプレナー支援事業)のアクセラレーションプログ	<b>水小即往来刀割刈间工即約米又汲</b> 略
イ	D X		(16)	支援事業)	採択者である	ラム採択者であることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式2))	東京都産業労働局商工部創業支援課
~	ż		(17)	TOKYO戦略的イノベーション促進事業	当該事業に採択されている	TOKYO戦略的イノベーション促進事業の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
産業	え、 産		(18)	ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業	当該事業に採択されている	ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業業の補助金交付決定通知書の写し ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業の助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
べ・産業育成支援融資		X	(19)	ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業	当該事業に採択されている 当該事業の SDG s 経営のハンズオン支援		公益財団法人東京都中小企業振興公社
支援	亲 育:		(20)	中小企業 SDGs 経営推進事業	を受けている	中小企業 SDGs 経営推進事業のハンズオン支援に係る支援証明書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
融資			(21)	TOKYO 地域資源等を活用したイノベーション創出事業	当該事業を利用している	TOKYO 地域資源等を活用したイノベーション創出事業の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
D X	拔		(22)	販路開拓における DX サポート事業 企業変革に向けた DX 推進支援事業	当該事業の支援を受けている 当該事業の支援を受けている	「販路開拓における DX サポート事業ハンズオン支援の決定について」の写し 「企業変革に向けた DX 推進支援事業」の(仮称) D X 推進アドバイザー派遣決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社 公益財団法人東京都中小企業振興公社
×				スタートアップを活用したリスキリングによる中小企業	当該事業の支援を受けている	「スタートアップを活用したリスキリングによる中小企業デジタル化支援」の支援を受けている	公益財団法人東京都中小企業振興公社
			(24)	デジタル化支援	当該事業の文族を支げている	ことが確認できる書類(申込・ヒアリング後の(仮称)支援方針決定通知書等の写し)	公益別凶広入東京師中小正未振 <b>央</b> ム社
			(25)	都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲーター事業	当該事業の支援を受けている	「都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲーター事業」の支援を受けていることが確認できる書類(「デジタルツール導入に向けた簡易的な提案書」の写し)	東京都産業労働局商工部経営支援課
			(26)	ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション	当該事業に採択されている	ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション促進事業の補助金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
			(27)	促進事業 社会実装参画による多摩イノベーション創出事業	当該事業の支援を受けている	社会実装参画による多摩イノベーション創出事業の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
			(28)	5Gによる製造工場の DX・GX 推進事業	当該事業の支援を受けている	5G による製造工場の DX・GX 推進事業の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
			(29)	介護現場のニーズに対応した製品開発支援事業	当該事業の支援を受けている	介護現場のニーズに対応した製品開発支援事業の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
			(30)	デジタルツール導入促進緊急支援事業 デジタル技術活用推進緊急支援事業	当該事業の支援を受けている 当該事業の支援を受けている	デジタルツール導入促進緊急支援事業の助成金交付決定通知書の写し デジタル技術活用推進緊急支援事業の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社 公益財団法人東京都中小企業振興公社
						東京都のウェブサイトに「NEXs Tokyo」のアクセラレーションプログラム受講生として掲載	
			(32)	スタートアップ総合支援拠点の運営 (NEXs Tokyo)	当該事業に採択されている	されていることが確認できるベージの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
			(33)	観光事業者のデジタル化促進事業	当該事業に採択されている	交付決定通知書の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観: 産業振興課
			(34)	観光関連事業者デジタル化レベルアップ支援事業	当該事業に採択されている	交付決定通知書の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観
			(05)			the Alberta Communication of the Communication of t	産業振興課 (公財)東京観光財団 観光産業振興部 観:
			(35)	宿泊施設デジタルシフト応援事業	当該事業に採択されている	交付決定通知書の写し	
							産業振興課
		1	(36)	旅行事業者デジタルツール導入支援事業	当該事業に採択されている	交付決定通知書の写し	
				旅行事業者デジタルツール導入支援事業 DX 人材リスキリング支援事業		交付決定通知書の写し 会格通知の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観 産業振興課 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課
			(37)		当該事業に採択されている		(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観 産業振興課 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課
			(37)	DX 人材リスキリング支援事業	当該事業に採択されている 当該事業に取り組んでいる 当該事業に採択されている 当該事業に登録し、家庭と仕事の両立支援	合格通知の写し キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類 「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイトに家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企	(公財) 東京観光財団 観光産業振興部 観 産業振興課 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略
			(37)	DX人材リスキリング支援事業 キングサーモンプロジェクト 家庭と仕事の両立支援推進企業	当該事業に採択されている 当該事業に取り組んでいる 当該事業に採択されている 当該事業に登録し、家庭と仕事の両立支援 に取り組んでいる	合格通知の写し キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観 産業振興課 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略: 進部戦略企鵬課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
			(37) (38) (1) (2)	DX人材リスキリング支援事業 キングサーモンプロジェクト 家庭と仕事の両立支援推進企業 TOKYO / Uパ育業促進企業	当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に登録し、家庭と仕事の両立支援 に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる	会格通知の写し キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類 「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイトに家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企業として掲載されていることが確認できるページの写し 男性育体取得速成企業であることが確認できる東京都のウェブサイトの掲載ページ又は「登録決 定通知書」の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観 産業振興課 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略: 進郎戦略企臨課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
			(37) (38) (1) (2) (3)	DX人材リスキリング支援事業 キングサーモンプロジェクト 家庭と仕事の両立支援推進企業	当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に登録し、家庭と仕事の両立支援 に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる	会格通知の写し キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類 「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイトに家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企 業として思義されていることが確認できる、一ジの写し 男性育体取得速成企業であることが確認できる東京都のウェブサイトの掲載ページ又は「登録決 定通知書」の写し 交付決定通知書の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観 産業振興課 東京都産業労働局雇用就業部能力時発課 スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略: 進部戦略企臨課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
			(37) (38) (1) (2)	DX人材リスキリング支援事業 キングサーモンプロジェクト 家庭と仕事の両立支援推進企業 TOKYO / U(育業促進企業 働きやすい職場環境づくり推進奨励金	当該事業に採択されている 当該事業に取り組んでいる 当該事業に発択されている 当該事業に登録し、家庭と仕事の両立支援 に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる	会格通知の写し キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類 「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイトに家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企 差として掲載されていることが確認できる、一シの写し 男性育体取得達成企業であることが確認できる東京都のウェブサイトの掲載ページ又は「登録決 定通知書」の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観 産業振興課 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略: 進郎戦略企臨課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
			(37) (38) (1) (2) (3) (4) (5)	DX人材リスキリング支援事業 キングサーモンプロジェクト 家庭と仕事の両立支援推進企業 TOKYO パパ育業促進企業 働きやすい職場環境づくり推進奨励金 ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ等応援事業 無くパパママ育業応援奨励金(ママコース・パパコース)	当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に登録し、家庭と仕事の両立支援 に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる	会格通知の写し キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類 「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイトに家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企 業として掲載されていることが確認できるページの写し 男性育体取得速成企業であることが確認できる東京都のウェブサイトの掲載ページ又は「登録決 定通知書」の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 支給決定通知書の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観産業振興課 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略 進部戦略企臨課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
			(37) (38) (1) (2) (3) (4) (5) (6)	DX人材リスキリング支援事業 キングサーモンプロジェクト 家庭と仕事の両立支援推進企業 TOKYOパパ育業促進企業 働きやすい職場環境づくり推進奨励金 ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ等応援事業 働くパパママ育業応援奨励金(ママコース・パパコース)	当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に登録し、家庭と仕事の両立支援 に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる	会格通知の写し キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類 「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイトに家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企 業として思義されていることが確認できる東京都のウェブサイトの掲載ページ又は「登録決 定通知書」の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支給決定通知書の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観 産業振興課 東京都産業労働局雇用就業部能力時発課 スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略: 進部戦略企臨課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
			(37) (38) (1) (2) (3) (4) (5)	DX人材リスキリング支援事業 キングサーモンプロジェクト 家庭と仕事の両立支援推進企業 TOKYO パパ育業促進企業 働きやすい職場環境づくり推進奨励金 ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ等応援事業 無くパパママ育業応援奨励金(ママコース・パパコース)	当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に登録し、家庭と仕事の両立支援 に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる	会格通知の写し キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類 「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイトに家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企 業として掲載されていることが確認できるページの写し 男性育体取得速成企業であることが確認できる東京都のウェブサイトの掲載ページ又は「登録決 定通知書」の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 支給決定通知書の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観産業振興課 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略 進部戦略企臨課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
女性	女仙		(37) (38) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)	DX人材リスキリング支援事業 キングサーモンプロジェクト 家庭と仕事の両立支援推進企業 TOKYO / U/「有業促進企業 働きやすい職場環境づくり推進奨励金 ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ等応援事業 働くび(ママ青業応援奨励金 (ママコース・パパコース) 働く/ U/(ママ青業応援奨励金 (パンに協力!ママコース)	当該事業に採択されている 当該事業に取り組んでいる 当該事業に受録し、家庭と仕事の同立支援 に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる	会格通知の写し キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類 「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイトに家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企 業として掲載されていることが確認できるページの写し 男性育体取得達成企業であることが確認できる東京都のウェブサイトの掲載ページ又は「登録決 定地知書」の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支給決定通知書の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観産業振興器 東京都産労働局雇用就業部能力開発課 スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略 進郎戦略企調課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課東京都産業労働局雇用就業部労働環境課東京都産業労働局雇用就業部労働環境課東京都産業労働局雇用就業部労働環境課東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
女性活躍	女性活躍	4-	(37) (38) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)	DX人材リスキリング支援事業 キングサーモンプロジェクト 家庭と仕事の同立支援推進企業 TOKYO / び(育業促進企業 働きやすい職権環境づくり推進奨励金 ライフイベントと仕事の同立へのスキルアップ等応援事業 働くパパママ育業応援奨励金(グジにと協力!ママコース) 働くパパマ育業応援奨励金(グジにと協力!ママコース) 耐くパイマ育業応援奨励金(かびにと協力!ママコース) 育業中スキルアップ支援事業 男性育業推進リーダー事業 育児・介護との同立のためのテレワーク導入促進事業	当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に最終し、家庭と仕事の両立支援 に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる	会格通知の写し キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類 「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイトに家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企業として掲載されていることが確認できる本・シの写し 男性育体取得達成企業であることが確認できる東京都のウェブサイトの掲載ページ又は「登録決定通知書」の写し 交付決定通知書の写し 交給決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支給決定通知書の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観産業振興課 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略 進郎戦略企闘課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
女性活躍推進	女性活躍推准	女性	(37) (38) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11)	DX人材リスキリング支援事業 キングサーモンプロジェクト 家庭と仕事の両立支援推進企業 TOKYO Jび(育業促進企業 働きやすい職場環境づくり推進奨励金 ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ等応援事業 働くが(ママ育業応援奨励金(ママコース・Jび(コース) 働くパび(マ育業応援奨励金(ロゾ(と協力!ママコース) 働くパび(マ育業応援奨励金(もっとパパコース) 育業中スキルアップ支援事業 男性育業推進リーダー事業 胃児・介護との両立のためのテレワーク導入促進事業 女性活躍の推進に向けた雇用環境整備促進事業	当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に登録し、家庭と仕事の両立支援 に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に取り組んがいる 当該事業に取り組んが	会格通知の写し キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類 「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイトに家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企業として掲載されていることが確認できる東京都のウェブサイトの掲載ページ又は「登録決定通知書」の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 支給決定通知書の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観産業振興課 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略 進部戦略企臨課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
女性活躍推進融資	女性活躍推進融資	女性	(37) (38) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)	DX人材リスキリング支援事業 キングサーモンプロジェクト 家庭と仕事の同立支援推進企業 TOKYO / び(育業促進企業 働きやすい職権環境づくり推進奨励金 ライフイベントと仕事の同立へのスキルアップ等応援事業 働くパパママ育業応援奨励金(グジにと協力!ママコース) 働くパパマ育業応援奨励金(グジにと協力!ママコース) 耐くパイマ育業応援奨励金(かびにと協力!ママコース) 育業中スキルアップ支援事業 男性育業推進リーダー事業 育児・介護との同立のためのテレワーク導入促進事業	当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に最終し、家庭と仕事の両立支援 に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる	会格通知の写し キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類 「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイトに家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企業として掲載されていることが確認できる本・シの写し 男性育体取得達成企業であることが確認できる東京都のウェブサイトの掲載ページ又は「登録決定通知書」の写し 交付決定通知書の写し 交給決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支給決定通知書の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観 産業振興課 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略: 進部戦略企闘課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
女性活躍推進融資	女性活躍推進融資	女性	(37) (38) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12)	DX人材リスキリング支援事業 キングサーモンプロジェクト 家庭と仕事の両立支援推進企業 TOKYO / U (有業促進企業 働きやすい職場環境づくり推進奨励金 ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ等応援事業 働くパパママ育業応援奨励金(ママコース・パパコース) 働くパパママ育業応援奨励金(ママコース・パパコース) 南美中スキルアップ支援事業 男性育業推進リーダー事業 育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進事業 女性活躍の推進に向けた雇用環境整備促進事業 雇用関連諸制度に関する課題解決促進事業	当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に登録し、家庭と仕事の両立支援 に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる	会格通知の写し キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類 「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイトに家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企業として掲載されていることが確認できる東京都のウェブサイトの掲載ページ又は「登録決定通知書」の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 大付決定通知書の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観産業振興課 東京都産業労働局雇用放業部能力開発課 スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略 進郎戦略企助課 東京都産業労働局雇用放業部労働環境課
女性活躍推進融資	女性活躍推進融資	女性	(37) (38) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13)	DX人材リスキリング支援事業  キングサーモンプロジェクト  家庭と仕事の南立支援推進企業  TOKYO / U/ 「育業促進企業  働きやすい職場環境づくり推進奨励金 ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ等応援事業  働くパパママ育業応援奨励金 (ママコース・パパコース)  働くパパママ育業応援奨励金 (けびた協力!ママコース・ 働くパパママ育業応援奨励金 (けびた協力!ママコース)  動くパパママ育業応援奨励金 (けびた協力!ママコース)  開発力末ルアップ支援事業  男性育業推進リーダー事業  育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進事業  女性活躍の推進に向けた雇用環境整備促進事業  雇用関連結制度に関する課題辨決促進事業  働く人のチャイルドプランサボート事業	当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に取り組んでいる	会格通知の写し キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類 「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイトに家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企業として掲載されていることが確認できる東京都のウェブサイトの掲載ページ又は「登録決定通知書」の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観産業振興課 東京都産業労働局雇用放業部労働環境課果京都産業労働局雇用放業部労働環境課果京都産業労働局雇用放業部労働環境課果京都産業労働局雇用放業部労働環境課果京都産業労働局雇用放業部労働環境課果京都産業労働局雇用放業部労働環境課果京都産業労働局雇用放業部労働環境課果京都産業労働局雇用放業部労働環境課果京都産業労働局雇用放業部労働環境課果京都産業労働局雇用放業部労働環境課果京都産業労働局雇用放業部労働環境課果京都産業労働局雇用放業部労働環境課果京都産業労働局雇用放業部労働環境課果京都産業労働局雇用放業部労働環境課果京都産業労働局雇用放業部労働環境課果京都産業労働局雇用放業部労働環境課果京都産業労働局雇用放業部労働環境課果東京都産業労働局雇用放業部労働環境課果京都産業労働局雇用放業部労働環境課果東京都産業労働局雇用放業部労働環境課果京都産業労働局雇用放業部労働環境課果東京都産業労働局雇用放業部労働環境課果東京都産業労働局雇用放業部労働環境課
女性活躍推進融資	女性活躍推進融資	女性	(37) (38) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16)	DX人材リスキリング支援事業 キングサーモンプロジェクト 家庭と仕事の両立支援推進企業 TOKYO / U(育業促進企業 働きやすい職場環境づくり推進奨励金 ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ等応援事業 働くパパママ育業応援奨励金(ママコース・/ U(コース) 働くパパママ育業応援奨励金(いび、と協力・1 ママコース) 働くパパママ育業応援奨励金(いび、と協力・1 ママコース) のまたが、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に最終し、家庭と仕事の両立支援 に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる	会格通知の写し キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類 「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイトに家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企業として掲載されていることが確認できる東京都のウェブサイトの掲載ページ又は「登録決定通知書」の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 交付決定通知書の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観産業振興課東京都産業労働局雇用財業部別 機環境課東京都産業労働局雇用財業部労働環境課
女性活躍推進融資	女性活躍推進驗費	女性	(37) (38) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17)	DX人材リスキリング支援事業 キングサーモンプロジェクト 家庭と仕事の両立支援推進企業 TOKYO / U (育業促進企業 働きやすい職場環境づくり推進奨励金 ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ等応援事業 働く/ U (ママ育薬応援奨励金 (ママコース・/ U (コース) 働く/ U (ママ育薬応援奨励金 (ママコース・/ U (コース) ・ 関大リングで大震・原発・原発・原発・原発・原発・原発・原発・原発・原発・原発・原発・原発・原発・	当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に登録し、家庭と仕事の両立支援 に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる	会格通知の写し キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類 「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイトに家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企業として掲載されていることが確認できる東京都のウェブサイトの掲載ページ又は「登録決定通知書」の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 交付決定通知書の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観 産業振興課 東京都産業労働局雇用 以業部労働環境課
女性活躍推進融資	女性沾躍推進融資	女性	(37) (38) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	DX人材リスキリング支援事業 キングサーモンプロジェクト 家庭と仕事の同立支援推進企業 TOKYO / U(育業促進企業 働きやすい職場環境づくり推進奨励金 ライフイベントと仕事の同立へのスキルアップ等応援事業 働くパパママ育業応援奨励金(ママコース・/ U(コース) 働くパパママ育業応援奨励金(けい(と協力!ママコース) 働くパパママ育業応援奨励金(けい(と協力!ママコース) 働くパパママ育業応援奨励金(けい(と協力!ママコース) 育業中スキルアップ支援事業 男性育業推進リーダー事業 育児・介護との同立のためのテレワーク導入促進事業 サ生活躍の推進に向けた雇用環境整備促進事業 雇用関連議制度に関する課題解決促進事業 働く女性応援事業 働く女性応援事業 働く女性応援事業 働く女性応援事業 動く女性応援事業	当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に取り組んでいる 当該事業に最好したいる 当該事業に取り組んでいる	会格通知の写し キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類 「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイトに家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企業として掲載されていることが確認できる東京都のウェブサイトの掲載ページ又は「登録決定通知書」の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 交付決定通知書の写し	(公財)東京觀光財団 観光產業振興部 観 產業振興課 東京都產業労働局雇用就業部能力開発課 東京都產業労働局雇用就業部労働環境課 東京都產業労働局雇用就業部労働環境課 東京都產業労働局雇用就業部労働環境課 東京都產業労働局雇用就業部労働環境課 東京都產業労働局雇用就業部労働環境課 東京都產業労働局雇用就業部労働環境課 東京都產業労働局雇用就業部労働環境課 東京都產業労働局雇用就業部労働環境課 東京都產業労働局雇用就業部労働環境課 東京都產業労働局雇用就業部的分體環境課 東京都產業労働局雇用就業部的分體環境課 東京都產業労働局雇用就業部的分體環境課 東京都產業勞働局雇用就業部的物環境課 東京都產業勞動局雇用就業部労働環境課 東京都產業勞動局雇用就業部労働環境課 東京都產業勞動局雇用就業部労働環境課 東京都產業勞動局雇用就業部労働環境課 東京都產業勞動局雇用就業部労働環境課 東京都產業労働局雇用就業部労働環境課 東京都產業労働局雇用就業部労働環境課 東京都產業労働局雇用就業部労働環境課 東京都產業労働局雇用就業部労働環境課 東京都產業労働局雇用就業部労働環境課 東京都產業労働局雇用就業部労働環境課 東京都產業労働局雇用就業部労働環境課
女性活躍推進融資	女性沾躍推進融資	女性	(37) (38) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17)	DX人材リスキリング支援事業 キングサーモンプロジェクト 家庭と仕事の両立支援推進企業 TOKYO / U (育業促進企業 働きやすい職場環境づくり推進奨励金 ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ等応援事業 働く/ U (ママ育薬応援奨励金 (ママコース・/ U (コース) 働く/ U (ママ育薬応援奨励金 (ママコース・/ U (コース) ・ 関大リングで大震・原発・原発・原発・原発・原発・原発・原発・原発・原発・原発・原発・原発・原発・	当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に取り組んでいる 当該事業に最好したいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に対けている	会格通知の写し キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類 「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイトに家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企業として掲載されていることが確認できる東京都のウェブサイトの掲載ページ又は「登録決定適知書」の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支付決定通知書の写し 支給法定通知書の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興郎 観光産業振興郎 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課果 東京都産業労働局雇用就業部が労働環境課果 京都産業労働局雇用就業部労働環境課果 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課果 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課果 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課果 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課果 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課果 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課果 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課果 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課果 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課果 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課果果 京都産業労働局雇用就業部労働環境課果果 京都産業労働局雇用就業部労働環境課果果 京都産業労働局雇用 財産等の労働環境課果果 京都産業労働局雇用 財産等の労働素等の労働、資産等の企業労働局雇用 財産等の労働、資産等の企業労働局雇用 財産等の労働、資産等の企業労働局雇用 財産等の労働、資産等の企業労働局雇用 財産等の労働、資産等の企業労働、資産等の企業が対しませば、ませば、ませば、ませが、対しませば、ませば、ませば、ませが、対しませば、ませが、対しませば、ませが、ませが、ませが、ませが、ませが、ませが、ませが、ませが、ませが、ませが
女性活躍推進融資	女性活品羅推進融資	女性	(37) (38) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19)	DX人材リスキリング支援事業 キングサーモンプロジェクト 家庭と仕事の南立支援推進企業 TOKYO / U(育業促進企業 働きやすい職場環境づくり推進奨励金 ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ等応援事業 働くパグママ育業応援奨励金(ママコース・パグコース) 働くパグママ育業応援奨励金(グマカース・パグコース) 青葉中スキルアップ支援事業 男性育業推進リーダー事業 育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進事業 国代人のでする実施提展が変化を選更解決促進事業 働く人のチャイルドブランサポート事業 働く女性応援事業 働く女性応援事業 働く女性応援事業 働く女性応援事業 働く女性応援事業 会大性応援事業 した対応が表現時が表現を選集を対していた。 一般に関する課題解決に関する課題解決には事業 を大きないといる。 「大きない」といる。 「大きない」といるない。 「大きない」といるないるない。 「大きない」といるない。 「大きない」といるない。 「大きない」といるないるない。 「大きない」といるない。 「大きないるない。 「大きないるない。 「大きないるないるない。 「大きないるないるないるないるないるない。 「大きないるないるないるないるないるないるないないるないるないるないないるないない	当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に取り組んでいる 当該事業に最好したいる 当該事業に取り組んでいる	会格通知の写し キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類 「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイトに家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企業として掲載されていることが確認できるページの写し 男性育体取得違成企業であることが確認できる東京都のウェブサイトの掲載ページ又は「登録決定通知書」の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支付決定通知書の写し 支付決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支付決定通知書の写し 支付決定通知書の写し 支付決定通知書の写し 支付決定通知書の写し 支付決定通知書の写し 支給法定通知書の写し 支給法定通知書の写し 支給法定通知書の写し 支給法定通知書の写し 支給法定通知書の写し 支給法定通知書の写し 女付法定通知書の写し 女付法定通知書の写し 女付法定通知書の写し 女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業の助成金交付決定通知書の写し 女性活躍のためフェムテック開発支援・普及促進事業の助成金交付決定通知書の写し 女性活躍のためフェムテック開発支援・普及促進事業」の採択事業者として掲載されていることが確認できるページの写し 女性の活躍者進企業データベースのウェブサイトの公表企業一覧ページの写し (申込者が女性の	(公財)東京観光財団 観光産業振興郎 観光 産業振興度 東京都産業労働局雇用 放業部 労働環境課東京都産業労働局雇用 放業部 労働環境課東京都産業 労働局雇用 放業部 労働環境課東京都産業 労働局雇用 放業部 労働環境課東京都産業 労働局雇用 放業部 労働環境課東京都産業 労働局雇用 加業部 労働環境課東京都産業 労働局雇用 加減率 別量 和 計算 和 計
女性活躍推進融資	女性活躍推進融資	女性	(37) (38) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19)	DX人材リスキリング支援事業 キングサーモンプロジェクト 家庭と仕事の同立支援推進企業 TOKYO / U(育業促進企業 働きやすい職場環境づくり推進奨励金 ライフイベントと仕事の同立へのスキルアップ等応援事業 働くパパママ育業応援奨励金(ママコース・/ U(コース) 働くパパママ育業応援奨励金(けい(と協力!ママコース) 働くパパママ育業応援奨励金(けい(と協力!ママコース) 働くパパママ育業応援奨励金(けい(と協力!ママコース) 育業中スキルアップ支援事業 男性育業推進リーダー事業 育児・介護との同立のためのテレワーク導入促進事業 サ生活躍の推進に向けた雇用環境整備促進事業 雇用関連議制度に関する課題解決促進事業 働く女性応援事業 働く女性応援事業 働く女性応援事業 働く女性応援事業 動く女性応援事業	当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に採択されている 当該事業に登録し、家庭と仕事の両立支援 に取り組んでいる 当該事業に取り組んでいる 当該事業に採択されている (別紙 2) 令和 6 年度 東京都中小企業制	会格通知の写し キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類 「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイトに家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企業として掲載されていることが確認できる東京都のウェブサイトの掲載ページ又は「登録決定通知書」の写し 交付決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 支給決定通知書の写し 交付決定通知書の写し 交付法定通知書の写し 支格法で言知書の写し 安任活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業の助成金交付法定通知書の写し 東京都のウェブサイトに「女性ペンチャー成長促進事業」の採択事業者として掲載されていることが確認できるページの写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観光産業振興部 震東京都産業労働局雇用 以業部労働環境課東京都産業労働局雇用 即、業部労働環境課東京都産業労働局雇用 即、業部労働環境課東京都産業労働局雇用 即、業部労働環境課東京都産業労働局雇用 即、業部労働環境課東京都産業労働局雇用 即、業部労働環境課東京都産業労働局雇用 即、業部労働環境課東京都産業労働局雇用 即、業部労働環境課東京都産業労働局雇用 即、業部労働等、企業の制度、企業の利度、企業の制度、企業の制度、企業の制度、企業の制度、企業の制度、企業の制度、企業の制度、企業の制度、企業の制度、企業の制度、企業の制度、企業の制度、企業の制度、企業の制度、企業の制度、企業の利度、企業の利度、企業の利度、企業の利度、企業の利度、企業の利度、企業の利度、企業の利度、企業の企業の利度、企業の利度、企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企

	ュー 略称	No.	事業名/取組名	実施事項	融資対象 必要書類	所管
		(1)	テレワーク導入ハンズオン支援事業	当該事業の支援を受け、テレワークに取り組んでいる	支給決定通知書の写し(但し、助成金を活用しない企業については、コンサルティング支援 終了後に発行される「テレワーク導入ハンズオンコンサルティング事業結果報告書」の写し)	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
1		(2)	テレワーク定着への課題解決アドバン ス事業	当該事業に取り組んでいる	支給決定通知書の写し(但し、助成金を活用しない企業については、コンサルティング支援 終了後に発行される結果報告書の写し) ※令和5年度以前に支援を受けた「テレワーク課題解決コンサルティング」の終了後に発行 される「テレワーク課題解決コンサルティング結果報告書」の写し及び「テレワーク定着促 連フォローアップ事業」の支給決定通知書の写しを含む	東京都産業労働同雇用就業部労働環境課
		(3)	テレワーク促進事業(テレワーク活用・ 働く女性応援助成金(テレワーク活用 推進コース)、テレワーク定着促進助成	当該事業の助成を受け、テレワークに取り組んでいる	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
割き方	価	(4)	金を含む) テレワーク定着強化事業	当該事業の助成を受け、テレワークに取り組んでいる	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
方改革支援	き方	(5)	サテライトオフィス勤務応援事業	当該事業の助成を受け、テレワークに取り組んでいる 「結婚・育児支援加算」又は「賃上げ加算」の支給決定を	支給決定通知書の写し 交付決定通知書及び額の確定通知書の写し(但し、結婚・育児支援加算又は賃上げ加算の支	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
支援	,,,	(6)	正規雇用等転換安定化支援助成金	受けている	という人に因れていること。)	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(7)	魅力ある職場づくり推進奨励金	当該事業の助成を受け、エンゲージメント向上に向けた 職場づくりの推進に取り組んでいる	「支給決定兼支給額の確定通知書」の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(8)	中小企業の従業員処遇改善応援事業	賃金制度整備のための専門家派遣を受け、賃上げに取り 組んでいる	東京都働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣の決定通知書 (取組項目 [賃金制度・賃上 げに関すること]の派遣決定通知を受けているもの) 及び取組結果報告書 (取組項目 (3) に該当しているもの) の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(9)	東京の未来の働き方推進事業	当該事業に取り組んでいる	「東京サステナブルワーク企業」登録証の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(10)	時差 Biz	当該事業に参加し、時差出勤やテレワークなど働き方の 転換に取り組んでいる	東京都のウェブサイトの時差 Biz 参加企業ページの写し(申込者が時差 Biz 参加企業として 登録されていることが確認できる箇所のみで可)	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課
		(11)	テレワーク東京ルール実践企業宣言特 例	東京都の「「テレワーク東京ルール」実践企業宣言」を行っ ている	テレワーク東京ルール実践企業宣言の宣言書(テレワーク推進リーダー設置済表示入り)の 写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
ノーシャルビ		(1)	認定NPO法人、特例認定NPO法人の	認定を取得している	認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人として決定された際に、所管庁から発行された通知 書面の写し	東京都生活文化スポーツ局都民生活部管理
ジネス・ ソーシャル ファーム	ソーシャ ル	(2)	条第 1 項に規定するソーシャルファーム	ソーシャルファームの創設の促進に関する条例」の第 1 1 」(事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就	「都民の就労の支援に保る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」の 第 11 条第 1 項に基づくソーシャルファームの認証又は予備認証を取得していることが確認	東京都産業労働局雇用就業部就業推進課
支援			労困難者と認められる者を相当数雇用し 業員と共に働いている社会的企業) の認	、、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従 証又は予備認証を取得している	できる資料(東京都認証ソーシャルファーム認証書)の写し	
		(1)	BCP 実践促進助成金 東京都 BCP 策定支援事業	当該助成金に採択されている 当該事業にて BCP を策定している	BCP 実践促進助成金の交付決定通知書の写し 事業継続計画(BCP)の策定・実施に係る支援内容証明申請書(様式10)	公益財団法人東京都中小企業振興公社公益財団法人東京都中小企業振興公社
B C			来水部 BOI 来及又接事来	BCPの策定・実施に係る商工会議所・商工会又は東京都		商工会議所/商工会/東京都中小企
P .		(3)	-	<u>১</u>	事業継続計画 (BCP) の策定・実施に係る支援内容証明申請書 (様式 10)	体中央会
サイバ	В		サイバーセキュリティ対策促進助成金	当該助成金に採択されている SECURITY ACTION の2段階目(★★二つ星)の「宣	サイバーセキュリティ対策促進助成金の交付決定通知書の写し SECURITY ACTION (★★) のロゴマーク使用の手続きが完了した旨の IPA からのメール	公益財団法人東京都中小企業振興公社
t	P	(5)	SECURITY ACTION	言済み」である 当該事業を利用している又は、対象(申請)要件を満たし、	の写し	独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)
キュリテ	サイ	(6)	中小企業サイバーセキュリティ普及啓 発事業 (フォローアップ事業・啓発事業)		中小企業サイバーセキュリティ普及啓発事業を受けていることが確認できる書類 (支援内容 証明申請書 (様式 10))	東京都産業労働局商工部経営支援課
F	1,	(7)	中小企業サイバーセキュリティ基本対 策事業	当該事業の支援を受けている	中小企業サイバーセキュリティ基本対策事業の支援を受けていることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式10))	東京都産業労働局商工部経営支援課
イ対策支援		(8)	中小企業サイバーセキュリティ社内体	当該事業の支援を受けている	中小企業サイバーセキュリティ社内体制整備事業の支援を受けていることが確認できる書類	東京都産業労働局商工部経営支援課
支 援		(9)	制整備事業 中小企業サイバーセキュリティ特別支 援事業	当該事業の支援を受けている	(支援内容証明申請書(様式10)※必要な場合のみ) 中小企業サイバーセキュリティ特別支援事業の支援を受けていることが確認できる書類(支 拠別な容証申申請書(様式10))	東京都産業労働局商工部経営支援課
		(10)	坂事来 観光事業者の災害対応力強化事業	当該事業に取り組んでいる	援内容証明申請書(様式10)) 当該事業によるセミナーへの参加が確認できる書類	東京都産業労働局観光部受入環境課
		(1)	地球温暖化対策報告書制度	当該事業の報告書を提出しており、報告書の内容が東京 都環境局のウェブサイトに公表されている	東京都環境局の地球温暖化対策報告書制度のウェブサイトに報告書の内容を公表していることが確認できるページの写し	東京都環境局気候変動対策部総量削減課
		(2)	LED 照明等節電促進助成金	当該助成金に採択されている	「LED 照明等節電促進助成金」の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(3)	ゼロエミッション実現に向けた経営推 進支援事業	当該事業で「戦略・ロードマップ」を策定し確認を受け ている	公益財団法人東京都中小企業振興公社の確認を受けた「戦略・ロードマップ」の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(4)	原油価格高騰等対策支援事業 原油価格高騰等に伴う経営基盤安定化	当該事業を利用している	原油価格高騰等対策支援事業の助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(6)	緊急対策事業 新たな事業環境に即応した経営展開サ	当該事業を利用している 当該事業を利用している	原油価格高騰等に伴う経営基盤安定化緊急対策事業の助成金の交付決定通知書の写し 新たな事業環境に即応した経営展開サポート事業の助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社 公益財団法人東京都中小企業振興公社
			ポート事業 ゼロエミッション推進に向けた事業転		新ルス・サース・パー・サース・パー・サース・パー・サース・パー・サース・パー・サース・パー・サース・パー・サース・パー・サース・パー・オース・オース・オース・オース・オース・オース・オース・オース・オース・オー	
		(7)	換支援事業 (製品開発助成) ゼロエミッション推進に向けた事業転	当該事業(製品開発助成)の交付決定を受けている	ことが確認できる書類(交付決定通知の写し) ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業(販路拡大助成)の交付決定を受けている	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(8)	換支援事業(販路拡大助成) 製造現場における原油価格高騰等緊急	当該事業(販路拡大助成)の交付決定を受けている	ことが確認できる書類(交付決定通知の写し)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(9)	対策事業	当該事業を利用している	製造現場における原油価格高騰等緊急対策事業の助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(10)	中小企業の経営安定化に向けたエネル ギー自給促進事業	当該事業を利用している	中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(11)	オフィスビル等のエネルギー効率化に よる経営安定支援事業	当該事業を利用している	オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定支援事業の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(12)	地域の多様な主体と連携した中小規模 事業所省エネ支援事業	当該事業で省エネ対策サポート事業者として登録された 事業者の省エネコンサルティングを利用している	省エネ対策サポート事業者との間で締結した省エネコンサルティングに係る契約書等の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部
		(13)	中小規模事業所向け省エネ型換気・空	当該事業を利用している	中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業における助成金交付決定通知書の	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部
		-	調設備導入支援事業		写し 【EV/PHV】	者エネルギー推進課
Н					電気自動車等の普及促進事業における助成金交付決定通知書の写し 【FCV】	
†	н	(2.4)	75,47,544	Net Time Time Time	燃料電池自動車等の促進事業における助成金交付決定通知書の写し 【電動バイク】	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部 ネルギー推進課
ゼロ	Τ̈́	(14)	ZEV 普及促進事業	当該事業を利用している	電動パイクの普及促進事業における助成金交付決定通知書の写し 【EV/PHV 外部給電器】	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部 者エネルギー推進課
Ĭ.	ゼロ				電気自動車等の普及促進事業における助成金交付決定通知書の写し 【FCV 外部給電器】	
ショ	I I				燃料電池自動車等の促進事業における助成金交付決定通知書の写し	
ゼロエミッション支援	_	(15)	燃料電池バス導入促進事業	当該事業を利用している	燃料電池パス導入促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策を ネルギー推進課
援		(16)	EV バス・EV トラック導入促進事業	当該事業を利用している	EV バス・EV トラック導入促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策 ネルギー推進課
		(17)	シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化 促進事業	当該事業を利用している	シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部 ネルギー推進課
		(18)	ZEV トラック早期実装化事業	当該事業を利用している	ZEV トラック早期実装化事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策を
		(19)	充電設備普及促進事業	当該事業を利用している	充電設備普及促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策
,			水素ステーション設備等導入促進事業	当該事業を利用している	水素ステーション設備整備、運営事業における助成金交付決定通知書の写し	ネルギー推進課 東京都産業労働局産業・エネルギー政策
		-	再エネ由来水素の本格活用を見据えた		ホネステーション欧開整網、建治事業にの10の別成金文刊次と週れ音の争し   再工ネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業における助成金交付決定通知書の	ネルギー推進課 東京都産業労働局産業・エネルギー政策部
		(21)	設備等導入促進事業 水素を活用したスマートエネルギーエ	当該事業を利用している	写し 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業における助成金交付決定通知書の写	ネルギー推進課 東京都産業労働局産業・エネルギー政策を
		(22)	リア形成推進事業 再エネ設備の新規導入につながる電力	当該事業を利用している	L	ネルギー推進課 東京都産業労働局産業・エネルギー政策
	1	(23)	再工不設備の新規導入につなかる電力 調達構築事業	当該事業を利用している	再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業における助成金交付決定通知書の写し	者エネルギー推進課
			地産地消型再エネ増強プロジェクト	当該事業を利用している	地産地消型再エネ増強プロジェクトにおける助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策 者エネルギー推進課
		(24)	地産地府空内エネ増強ノロジェクト			東京都産業労働局産業・エネルギー政策
		(24)	パイオ燃料活用における事業化促進支援事業	当該事業を利用している	バイオ燃料活用における事業化促進支援事業助成金交付決定通知書の写し	課
		-	バイオ燃料活用における事業化促進支援事業 ゼロエミッション化に向けた省エネ設	当該事業を利用している 当該事業を利用している	ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業における助成金交付決定通	課 東京都産業労働局産業・エネルギー政策部
		(25)	バイオ燃料活用における事業化促進支援事業 ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・連用改善支援事業 環境に配慮したエネルギーステーショ		ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・連用改善支援事業における助成金交付決定通 知書の写し 環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援事業における助成金	課 東京都産業労働局産業・エネルギー政策部 者エネルギー推進課 東京都産業労働局産業・エネルギー政策部
		(25) (26)	バイオ燃料活用における事業化促進支援事業 ゼロエミッション化に向けた省エネ設 備導入・運用改善支援事業	当該事業を利用している	セロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業における助成金交付決定通知書の写し	課 東京都産業労働局産業・エネルギー政策部 者エネルギー推進課



### DX・イノベ・産業育成支援融資 DX・イノベ・産業育成支援(略称:DX)

DXの推進、革新的な製品・サービス等の事業化に取り組む事業者の方向けの融資です。

ご利用いただける方

次の(1)から(3)までを全て満たすもの。

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3)「令和6年度東京都中小企業制度融資融資対象一覧」DX・イノベ・産業育成支援に記載しているいずれかの事業名/取組名の実施事項の要件を満たすこと。

融 資 条 件 資 金 使 途 融資限度額<sup>\*</sup> 融 資 期 間

融資利率

運転資金・設備資金

2億8,000万円(4億8,000万円)

15年以内(据置期間2年以内を含む。)

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 7年以内

1.7%以内

7年超15年以内 2.2%以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 7年以内

1.5%以内

7年超15年以内 2.0%以内

返済方法

分割返済(元金据置期間は2年以内)とする。ただし、融資期間が2年以内の場合は 一括返済とすることができる。

融 資 形 式信用保証料

証書貸付又は手形貸付とする。

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の 2分の1を補助する。

保 証 人物的担保

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

※令和2年度以降の「イノベ」及び「成長産業」、並びに令和3年度以降の「DX」の 既往融資残高を含める。



女性活躍推進融資(略称:女性) (TOKYOウィメン・ビズ・サポート)

女性活躍推進に向けた職場環境整備等に取り組む事業者の方向けの融資です。

ご利用いただける方

次の(1)から(3)までを全て満たすもの。

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2)融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3)「令和6年度東京都中小企業制度融資 融資対象① 女性活躍推進融資」に記載 のいずれかの事業/取組の実施事項及び必要書類の要件を満たすこと。

#### 融資条件

資金使途 融資期間 融資限度額 融資利率 運転資金・設備資金

2 億8,000万円 (組合 4 億8,000万円)

15年以内(据置期間2年以内を含む。)

【固定金利】 (融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 7年以内 1.3%以内

> 7年超 15年以内 1.8%以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 7年以内 1.1%以内 7年超 15年以内 1.6%以内

返済方法

分割返済(元金据置期間は2年以内)とする。ただし、融資期間が2年以内の場合は 一括返済とすることができる。

融資形式

証書貸付又は手形貸付とする。

信用保証料 保 証 人 物的担保 保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

検索キー 企業ステージ 準 備 期 創 業 安 定 期 事業承継期 期 信用保証付き 信用保証 必要に応じて 信用保証なし 運転資金 設 備 資 金 資金使途等 セーフティネット ※「検索キー」:巻頭に説明があります。

> 社会課題解決融資(略称:社会課題) A 働き方改革支援(略称:働き方)

(「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例(略称:働き方・テレ宣))

働き方改革や女性活躍に向けた職場環境整備等に取り組む事業者の方向けの融資です。

ご利用いただける方

次の(1)から(3)までを全て満たすもの。

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3)「令和6年度東京都中小企業制度融資 融資対象② 働き方改革支援」に記載のいずれかの事業/取組の実施事項及び必要書類の要件を満たすこと。また、当該記載事業(1)から(10)までのいずれかを満たした上で、同表(11)を満たすものは「テレワーク東京ルール実践企業宣言特例」の融資対象とすることができる。〈働き方改革支援(略称:働き方)〉

#### 融資条件

資金使途 融資限度額\*\* 融資期間 融資利率

#### 〈働き方改革支援(略称:働き方)〉

運転資金・設備資金

2億8,000万円(組合4億8,000万円)

15年以内(据置期間2年以内を含む。)

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 7年以内

1.7%以内

7年超15年以内 2.2%以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 7年以内

1.5%以内

7年超15年以内 2.0%以内

返済方法

分割返済(元金据置期間は2年以内)とする。ただし、融資期間が2年以内の場合は 一括返済とすることができる。

融資形式信用保証料

証書貸付又は手形貸付とする。

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。 ただし、融資対象のうち、「時差Biz」及び「東京の未来の働き方推進事業」に該当 するもの(テレワークに取り組む場合を除く。)は、東京都が信用保証料の2分の1を 補助する。

保 証 人物 的担保

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

融資利率以外 の融資条件 融 資 利 率 信用保証料 〈「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例(略称:働き方・テレ宣)〉

働き方改革支援(略称:働き方)に準ずる。

働き方改革支援(略称:働き方)の融資利率から0.4%優遇した金利とする。 保証協会の定めるところによる。

なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。

※令和元年度の「働き方改革」並びに令和2年度以降の「働き方」、「働き方・女性」 及び「働き方・テレ宣」の既往融資残高を含める。



#### 社会課題解決融資(社会課題)

ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援(略称:ソーシャル) R

認定NPO法人の方、東京都のソーシャルファームに関する認定を取得している事業者の方向けの融資です。

ご利用いただける方

次の(1)から(3)までを全て満たすもの。

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3)「令和6年度東京都中小企業制度融資 融資対象一覧」ソーシャルビジネス・ソー シャルファーム支援に記載しているいずれかの事業名/取組名の実施事項の要 件を満たすこと。

資金使途 融資限度額※ 融資期間 融資利率

運転資金・設備資金

2億8.000万円(組合4億8.000万円)

15年以内(据置期間2年以内を含む。)

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 7年以内

1.7%以内

7年超15年以内 2.2%以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 7年以内

1.5%以内

7年超15年以内 2.0%以内

分割返済(元金据置期間は2年以内)とする。ただし、融資期間が2年以内の場合は 一括返済とすることができる。

証書貸付又は手形貸付とする。

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。 13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

※令和2年度以降の「ソーシャル」の既往融資残高を含める。

融資条件

融資形式 信用保証料 保 証 人 物的担保

返済方法

企業ステージ 安 定 検索キー 創 業 期 事業承継期 信用保証 信用保証付き 必要に応じて 信用保証なし 設 備 資 金 資金使途等 運転資金 セーフティネット ※「検索キー」:巻頭に説明があります。

### 社会課題解決融資 (社会課題)

C HTT・ゼロエミッション支援(略称:HTT・ゼロエミ)

二酸化炭素排出の削減など環境負荷低減に取り組む事業者の方向けの融資です。

ご利用いただける方

次の(1)から(3)までを全て満たすもの。

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3) 次のいずれかに該当すること。また、次のイを満たすものは「脱炭素化促進支援特例」、ウを満たすものは「地域金融機関による脱炭素化支援特例」の融資対象とすることができる。
  - ア 「令和6年度東京都中小企業制度融資 融資対象一覧」HTT・ゼロエミッション支援に記載しているいずれかの事業名/取組名の実施事項の要件を満たすこと。
  - イ 「令和6年度東京都中小企業制度融資 融資対象一覧」HTT・ゼロエミッション 支援(脱炭素化促進支援特例)に記載しているいずれかの事業名/取組名の実 施事項の要件を満たすこと。
  - ウ 「令和6年度東京都中小企業制度融資 融資対象一覧」HTT・ゼロエミッション 支援(地域金融機関による脱炭素化支援特例))に記載しているいずれかの事 業名/取組名の実施事項の要件を満たすこと。

融資条件 資金使度額 融資期間 融資利率

運転資金・設備資金

2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)

15年以内(据置期間2年以内を含む。)

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 7年以内

1.7%以内

7年超15年以内 2.2%以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 7年以内

1.5%以内

7年超15年以内 2.0%以内

返済方法

分割返済(元金据置期間は2年以内)とする。ただし、融資期間が2年以内の場合は 一括返済とすることができる。

証書貸付又は手形貸付とする。

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

融資形式信用保証料保証人物的担保

※令和2年度以降の「ゼロエミ」及び令和4年度以降の「脱炭素・ゼロエミ」の既往 融資残高を含める。

#### 脱炭素化促進支援特例(略称:ゼロエミ・促進)

融資利率以外 の融資条件 融資利率

(年率)

HTT・ゼロエミッション支援(略称:HTT・ゼロエミ)に準ずる。

HTT・ゼロエミッション支援(略称:HTT・ゼロエミ)の融資利率から0.6%優遇した金利とする。

#### 融資利率以外 の融資条件 融資利率 (年率)

#### 地域金融機関による脱炭素化支援特例 (略称:ゼロエミ・連携)

HTT・ゼロエミッション支援(略称: HTT・ゼロエミ)に準ずる。

HTT・ゼロエミッション支援(略称: HTT・ゼロエミ)の融資利率から0.2%優遇した金利とする。



#### 社会課題解決融資(社会課題)

D BCP・サイバーセキュリティ対策支援(略称:BCPサイバ)

自然災害等に備えるため、BCPを策定する方やサイバーセキュリティ対策に取り組む事業者の方向けの融資です。

ご利用いただける方

次の(1)から(3)までを全て満たすもの。

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3)「令和6年度東京都中小企業制度融資 融資対象一覧」BCP・サイバーセキュリティ対策支援に記載しているいずれかの事業名/取組名の実施事項の要件を満たすこと。

#### 融資条件 資金使途 融資限度額\*\* 融資期間

融資利率

運転資金・設備資金

2億8,000万円(組合4億8,000万円)

15年以内(据置期間2年以内を含む。)

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 7年以内

1.7%以内

7 年超15年以内 2.2%以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 7年以内

1.5%以内

7年超15年以内 2.0%以内

返済方法

分割返済(元金据置期間は2年以内)とする。ただし、融資期間が2年以内の場合は 一括返済とすることができる。

融資形式信用保証料

証書貸付又は手形貸付とする。

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業に対して信用保証料の 2分の1を補助する。

保 証 人物的担保

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

※令和2年度以降の「BCPサイバ」の既往融資残高を含める。



### 金融機関提案融資(金融提案) 金融機関提案(金融提案)

資金調達とあわせ、金融機関が有する独自の工夫やノウハウを活用した経営や転売のアドバイス等の経 営支援を受けられる融資です。

ご利用いただける方 融 資 条 件

資金 使途融資限度額

融資期間融資利率返済方法

返 済 方 法信用保証料

保 証 人物的担保

中小企業者又は組合であること。

運転資金・設備資金

取扱金融機関所定の融資限度額

ただし、2億8.000万円(組合については4億8.000万円)が上限。

取扱金融機関所定の期間

取扱金融機関所定の利率

取扱金融機関所定の方法

保証協会の定めるところによる。

なお、東京都が信用保証率0.2%相当分を補助する。

13~14ページを参照。

既往の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が8,000万円以下の場合は、原則として無担保とします。8,000万円を越える場合は物的担保が必要となります。

※本融資は、融資メニューごとに定められた取扱金融機関のみの取扱いとなる。

( 融資の詳細、お申込み方法等につきましては、各取扱金融機関の窓口にお問い合わせください。 )

#### 〇 西武信用金庫【脱炭素支援】

5	対象企業	当該取扱金融機関連携先の支援により自社の CO2 排出量の算定(可視化)を行っている中 小企業者又は組合			
1	資金使途	設備資金 ただし、自社の脱炭素経営に資する設備資金に限る。			
作与 22年		当該取扱金融機関連携先の支援により CO2 排出量を算定し、脱炭素に資する取組深化と併せて必要な資金を低利で融資することによる都内中小企業者及び組合の競争力強化			

#### 〇 西武信用金庫【BCP 支援】

対象企業	当該取扱金融機関連携先の支援により自社のBCP策定等を行っている中小企業者又は組合
資金使途	運転資金・設備資金
特 徴	当該取扱金融機関連携先の支援によってBCP策定等を行い、中小企業者等のレジリエンス 強化及び必要な資金を低利で融資することによる都内中小企業者及び組合の競争力強化

#### ○ 西京信用金庫【防災対策】

対象企業 耐震工事や防水工事等の防災対策認		耐震工事や防水工事等の防災対策設備投資を行おうとする中小企業者又は組合
資金便益		運転資金・設備資金 ただし、防災対策計画の実施に必要な資金に限る。
		防災対策に取り組む都内中小企業者及び組合に対し、外部専門機関等と連携した総合的な支援と併せて防災対策に必要な資金を融資することによる防災対策の促進

#### ○ みずほ銀行【SDG s推進】

対象企業	SDGs対応度簡易診断チェックシートにてテーマの見える化を図り、SDGs推進 組む中小企業者又は組合			
資金使途	運転資金・設備資金			
特徵	SDGsに取り組んでいるもしくは取り組む予定の中小企業者に対して、外部専門機関等と連携し経営課題の抽出や課題解決のサポート支援に併せて必要な資金を融資することによる経営基盤の強化			

#### 〇 三井住友銀行【手形電子化支援】

	対象企業	取扱金融機関による手形等電子化に向けたヒアリングシートを作成した中小企業者又は組合
	資金使途	運転資金・設備資金
特徴を意識した体制		中小企業者及び組合に対して、「2026 年度を目標とした紙の手形・小切手の全面的な電子化」 を意識した体制構築や、取引先との決済手段について考える機会を提供し、手形等の電子化 支援と併せて必要な資金を融資することによる企業の生産性向上

#### ○ 足立成和信用金庫 【まもるくんⅢ】

対象企業地域防災に取り		地域防災に取り組む中小企業者又は組合
	資金使途	運転資金・設備資金 ただし、地域防災に係る資金使途であること
	特 徴	都内中小企業者及び組合に対し、老朽化が進む事業用建物・付属設備の改修により自然災害 における防災対策を推進する事および地域の安全・安心の促進

#### ○ 西武信用金庫 【健康経営支援】

対象企業	健康経営について取り組みしており、「健康優良企業」及び「健康経営優良法人」の認 定取得、又は、既に認定取得済で更に健康経営の偏差値を上げたい中小企業に向けて、 西武信用金庫の支援を受けている中小企業者又は組合
資金使途	運転資金・設備資金 ただし、健康経営に係る資金使途であること
特 徴	都内中小企業者及び組合に対し、健康経営を推進することで従業員の定着化・業務効率 の向上・取引先からの信頼向上による企業価値向

#### 〇 多摩信用金庫 【SDGs 支援】

対象企業	多摩信用金庫に「SDGs 賛同書」を提出し、多摩信用金庫から「SDGs 行動宣言書」 発行を受けており、多摩信用金庫の支援により、自社のCO <sup>2</sup> 排出量の算定(可視 を行っている中小企業者又は組合			
資金使途	運転資金・設備資金 ただし、当該 SDGs 支援に係る資金使途であること			
特 徴	中小企業の SDGs への取り組みやサプライチェーン全体での脱炭素化への取り組み強化を支援			



#### 小規模事業融資(小)

A 小口 フリーランス 「小口零細企業保証制度」(略称:小口)(小口支援特例(略称:小口・支援))

小規模企業者が小口の事業資金を調達するための融資です。(国の全国統一保証制度)

#### ご利用いただける方

次の(1)から(3)までを全て満たすもの。なお、(1)から(3)を満たした上で、更に(4)又は(5)を満たすものは、小口支援特例(略称:小口・支援)の融資対象とすることができる。

- (1)次に掲げる信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者であること。
  - ア 常時使用する従業員の数が20人(卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条第1項に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行うもの。(イに掲げるものを除く。)
  - イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに信用保険法施行令で定める数以下 の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業 とするもののうち、特定事業を行うもの。
  - ウ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以 上が特定事業を行う者であるもの。
  - エ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの。
  - オ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。
  - カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下 のもの。(上記アからオに掲げるものを除く。)
- (2)融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3) この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。
- (4) 商工会議所・商工会の経営指導を直近1年以内に6か月以上複数回受け、その 証明を受けていること。
- (5)経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けていること。

#### 融資条件

資金使途 融資限度額\* 融資期間

#### 〈小口 フリーランス [小口零細企業保証制度] (略称:小口)〉

運転資金・設備資金

2,000万円

運転資金 7年以内

(据置期間1年以内を含む。)

設備資金 10年以内

(据置期間1年以内を含む。)

融資利率

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.9%以内

3年超5年以内 2.1%以内 5年超7年以内 2.3%以内

7年超 2.5%以内

【変動金利】「短プラ+0.7%」以内

分割返済(元金据置期間は1年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は 一括返済とすることができる。

融資形式

証書貸付又は手形貸付とする。ただし、6か月以内の場合は手形割引又は電子記録債 権割引とすることができる。

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。 13~14ページを参照。

原則として無担保とする。

信用保証料 保 証 人 物的担保

返済方法

#### 〈小口支援特例(略称:小口・支援)〉

小口フリーランス [小口零細企業保証制度](略称:小口)に準ずる。

小口フリーランス [小口零細企業保証制度] (略称:小口) の融資利率から0.4%優遇 した金利とする。

※ 全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高を含める。

融資利率以外 の融資条件 融資利率



#### 小規模事業融資 (小)

クイックつなぎ (小口) [小口零細企業保証制度] (略称:小口つなぎ) B

小規模企業者が小口の事業資金を迅速に調達するための融資です。(国の全国統一保証制度)

ご利用いただける方

次の(1)から(5)までを全て満たすもの。

- (1) 次に掲げる信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業
  - ア 常時使用する従業員の数が20人(卸売業、小売業又はサービス業を主たる事 業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、信用保険法 施行令(昭和25年政令第350号)第1条第1項に定める業種に属する事業(以 下「特定事業」という。)を行うもの(イに掲げるものを除く。)
  - イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに信用保険法施行令で定める数以下 の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業 とするもののうち、特定事業を行うもの
  - ウ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以 上が特定事業を行う者であるもの
  - エ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以 下のもの
  - オ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のも
  - カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下 のもの(上記アからオに掲げるものを除く。)
- (2)融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3) この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以 下であること。
- (4) 東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証 協会の保証付融資を利用していること。
- (5)(4)の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済し ていること。

融資条件 資 金 使 途 融資限度額 融資期間 融資利率

運転資金

300万円

2年以内

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 2年以内 1.9%以内

【変動金利】「短プラ+0.7%」以内

分割返済 (据置期間なし) とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は、一括返済 とすることができる。

証書貸付又は手形貸付とする。

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。 13~14ページを参照。

原則として無担保とする。

信用保証料 保 証 人 物的担保

融資形式

返済方法

※ 全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高を含め2,000万円以内とする。



#### 一般事業融資(事業)

A 事業一般・小規模特例(略称:事業・小企)(受注対応特例(略称:事業・受注))

中小企業者等が事業資金を調達することで、事業の活性化を図ることを目的とした融資です。

#### ご利用いただける方

次の(1)及び(2)を満たすもの。なお、(1)から(3)までをすべて満たすものは、受注対応特例(略称:事業・受注)の融資対象とすることができる。

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3)確定した受注\*があり、その受注に対応するための資金を必要とするものであること。
  - ※ 取引先から商品・サービス等の発注を受け、2年以内に売上金が入金される 契約をいう。

#### 融資条件

資 金 使 途 融資限度額<sup>\*1</sup> 融 資 期 間<sup>\*2</sup>

融資利率返済方法

融資形式保証 人物的担保

資 金 使 途 融資限度額

融資期間融資利率

返済方法

融資形式保証人物的担保

#### 〈事業一般・小規模特例(略称:事業・小企)〉

運転資金・設備資金

2億8,000万円(組合4億8,000万円)

運転資金 7年以内(据置期間6か月以内を含む。)

設備資金 10年以内(据置期間6か月以内を含む。)

金融機関所定利率

分割返済(元金据置期間は6か月以内)とする。ただし、融資期間が6か月以内の場合は一括返済とすることができる。

証書貸付又は手形貸付とする。

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

#### 〈受注対応特例(略称:事業・受注)〉

運転資金

1億円(組合2億円)

2年以内(据置期間2年以内を含む。)

金融機関所定利率

分割返済(元金据置期間は2年以内)又は一括返済とする。

(対応する受注による売上金の入金に応じ返済方法を選択できる。)

証書貸付又は手形貸付とする。

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

- ※1 平成14年度以降の「自律」(「つなぎ」「借換」を除く。)、平成26年度以降の「事業一般」及び令和3年度までの「小企」、令和4年度以降の「事業・小企」、「事業・受注」の既往融資残高を含める。
- ※2 組合のうち、消費生活協同組合及び内航海運組合は、1億円とする。

検索キー 企業ステージ 備 期 創 業 期 安 定 期 事業承継期 信用保証付き 必要に応じて 信用保証 信用保証なし 資金使途等 転 資 金 設 備 資 金 セーフティネット

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

## 一般事業融資(略称:社会課題)

#### B 経営者保証非提供促進型(事業一般)

経営者保証を提供しない融資を希望する方の負担軽減に(国の全国統一保証制度)

ご利用いただける方

次の(1)から(3)までを全て満たすもの。

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3) 国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱」に定める要件に 該当すること。(国の全国統一保証制度)

#### 融資条件

資金使途融資期間融資限度額融資利率

運転資金・設備資金

対象の保証(一般、セーフティネット保証(4号又は5号に限る)毎に8,000万円10年以内(据置期間1年以内を含む。)

金融機関所定利率

分割返済(元金据置期間は1年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は 一括返済とすることができる。

融資形式

返済方法

証書貸付又は手形貸付とする。

信用保証料保 証 人物的担保

国の保証制度要綱による

徴求しない。

徴求しない。

金融機関の責務及び報告などその他の条件については、国の保証制度要綱に定めるとおりとする。



#### 一般事業融資(略称:事業)

プロパー借換(経営者保証非提供促進型)(略称:プロパー経保) C

プロパー融資の経営者保証を解除したい方に(国の全国統一保証制度)

ご利用いただける方

次の(1)から(3)までを全て満たすもの

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3) 次の①から④までの全てを満たすもの。(国の全国統一保証制度)
  - ① 資産超過であること。
  - ② EBITDA有利子負債倍率 (= (借入金·社債-現預金)/(営業利益+減 価償却費))が15倍以内であること。
  - ③ 法人・個人の分離がなされていること。
  - ④ 返済緩和している借入金が無いこと。

融資条件

資金使途

運転資金。なお、経営者保証の提供を受けている申込金融機関の既往プロパー融資 (事業性資金) の返済資金に限る。

融資限度額

2億8,000万円(組合4億8,000万円)。ただし、申込金融機関における融資限度額(既 往の本制度残高も含む。)は、当該金融機関の経営者保証を提供していないプロパー 融資残高の範囲内とする。

融資期間 融資利率 10年以内(据置期間1年以内を含む。)

金融機関所定利率

返済方法

分割返済(元金据置期間は1年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は 一括返済とすることができる。

融資形式

証書貸付又は手形貸付とする。

信用保証料 保 証 人 物的担保 保証協会の定めるところによる

徴求しない。

徴求しない。

その他

金融機関の責務及び報告などその他の条件については、国の保証制度要綱に定めると おりとする。



#### 一般事業融資(事業)

D クイックつなぎ(事業一般)(略称:事業つなぎ)

中小企業者等が事業資金を迅速に調達するための融資です。

#### ご利用いただける方

次の(1)から(4)全てを満たすもの。

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3) 東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。
- (4) 上記の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。

#### 融資条件

資金使途 融資限度額\* 融資期間 融資利率

返済方法

融 資 形 式 保 証 人 物 的 担 保 運転資金

500万円

2年以内

金融機関所定利率

原則、分割返済(据置期間なし)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は、 一括返済とすることができる。

証書貸付又は手形貸付とする。

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

※ 平成14年度以降の「つなぎ」、平成22年度の「つなぎ・円高」、平成26年度以降の「クイック・短期」、平成30年度の「事業・短期」及び平成31(令和元)年度の「事業・つなぎ」及び令和2年以降の「事業・つなぎ」の既往融資残高を含める。



#### 一般事業融資(事業)

E 補助金・助成金つなぎ (略称:助成つなぎ)

中小企業者等が補助金・助成金等が交付されるまでのつなぎ資金を調達するための融資です。

ご利用いただける方

次の(1)から(3)全てを満たすもの。

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3) 次のアからオまでのいずれかに該当する補助金・助成金の交付決定を受けた事業を行うこと。
  - ア 東京都が所管するもの
  - イ 東京都内の区市町村が所管するもの
  - ウ 国及び独立行政法人・国立研究開発法人が所管するもの
  - 例:独立行政法人中小企業基盤整備機構 等 エ 以下の都の関係団体\*1が所管するもの
  - ① 都の政策連携団体
    - ② 都の事業協力団体
    - ③ 都が設立した地方独立行政法人
  - オ 上記アからウの機関が他の団体に委託・補助して行うもの (上記アからウの機関が委託・補助して行う補助金・助成金であることを確認できる書面・ホームページの写し等が必要)

#### 融資条件

資金使途融資限度額融資期間

融資利率

#### 運転資金・設備資金

1億円(組合2億円) (補助金・助成金交付決定額の未交付金額の3分の2以内) 10年以内。ただし、補助金・助成金の助成対象期間終了日の属する月の6か月後の月末までの期間とする。

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.7%以内

3 年超 5 年以内 1.8%以内

5 年超 7 年以内 2.0%以内

7 年超 2.2%以内

【変動金利】「短プラ+0.4%」以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】 (融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.5%以内

3 年超 5 年以内 1.6%以内

5 年超 7 年以内 1.8%以内

7 年超 2.0%以内

【変動金利】「短プラ+0.2%」以内

返 済 方 法\*\*2 融 資 形 式 保 証 人 物 的 担 保 原則として一括返済とする。 証書貸付又は手形貸付とする。 13~14ページを参照。 不要

※1 都の関係団体(①政策連携団体 ②事業協力団体 ③地方独立行政法人)とは、 以下の東京都総務局総務部グループ経営戦略課のホームページに上記①~③と して掲載されている団体をいう。

https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/04group/index.html

例:公益財団法人東京都中小企業振興公社、公益財団法人東京観光財団、 公益財団法人東京しごと財団、公益財団法人東京都環境公社、 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター等

※2 当該助成金・補助金の受領日に一括返済とする。また、中間払いが発生する場合 は、原則として中間払い受領金額分を、受領する都度内入れするものとする。



#### 一般事業融資(事業)

F 極度枠設定(略称:極度)

中小企業者等が反復継続利用が可能な融資枠の設定を受けるための融資です。

#### ご利用いただける方

次の(1)から(4)までを全て満たすもの。

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3) 引き続き2年以上(売上発生から2年以上)にわたり、原則として同一事業を営んでいること。
- (4) 次のア又はイのいずれかに該当すること。
  - ア 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないこと。
  - イ 個人事業者の場合は、直近2期の所得税の確定申告において「課税される所 得金額」のあること。

## 融資条件資金使途

融資限度額\*\* 融資期間融資利率

返済方法

融資形式

保 証 人

物的担保

#### 運転資金

極度額1億円(組合2億円)

2年以内

金融機関所定利率

一括返済とする。

手形貸付(極度貸付)とする。

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

※ 平成16年度以降の「極度」の極度額及び平成13年度以降の「計画1」の極度額を 含める。

企業ステージ 安 定 事業承継期 検索キー 創 業 期 信用保証付き 信用保証 必要に応じて 信用保証なし 運 転 資 金 設 備 資 金 資金使途等 セーフティネット ※「検索キー」:巻頭に説明があります。

一般事業融資(事業)

G 組合向け(略称:組)(官公需適格特例(略称:組・官公需))

事業協同組合等が転貸資金や事業資金を調達するための融資です。

ご利用いただける方

次の (1) 及び (2) を満たすもの。なお、(1) から (3) までをすべて満たすものは、官公需適格特例(略称:組・官公需)の融資対象とすることができる。

- (1)組合であること。
- (2)融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3)「官公需適格組合」としての証明を受けていること。

融資条件 資金使途\*1

組合向け(略称:組)

- (1)組合員(中小企業者に限る。)に対する転貸資金
- (2)組合の事業資金

融資限度額\*\*2 融資期間

2億円(転貸資金の場合、1組合員につき3.500万円とする。)

運転資金 7年以内(据置期間6か月以内を含む。)

設備資金 10年以内(据置期間6か月以内を含む。)

融資利率

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 2.1%以内

3年超5年以内 2.3%以内

5年超7年以内 2.5%以内

7年超 2.7%以内

【変動金利】「短プラ+0.9%」以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.9%以内

3年超5年以内 2.1%以内

5年超7年以内 2.3%以内

7年超 2.5%以内

【変動金利】「短プラ+0.7%」以内

返済方法 分割返済(元金据置期間は6か月)

分割返済(元金据置期間は6か月以内)とする。ただし、融資期間が6か月以内の場合は一括返済とすることができる。

(1) 保証協会の保証を付ける場合 証書貸付又は手形貸付とする。

(2) 保証協会の保証を付けない場合

金融機関所定の融資形式による。

信用保証料保 証 人

融資形式

保証協会の保証を付ける場合は、保証協会の定めるところによる。

(1) 転貸資金の場合 代表理事(理事長)及び転貸先の代表者(個人の場合には事業主)の連帯保証

(2) 転貸資金以外の場合 13~14ページを参照。

を要する。

物的担保

- (1) 保証協会の保証を付ける場合 13~14ページを参照。ただし、転貸資金について1組合員1,000万円以下の場合は、原則として無担保とする。
- (2) 保証協会の保証を付けない場合 必要に応じ物的担保を要する。

#### 〈官公需適格特例(略称:組・官公需)〉

融資利率以外 の融資条件 融 資 利 率 組合向け(略称:組)に準ずる。

組合向け(略称:組)の融資利率から0.1%優遇した金利とする。

- ※1 組合員(中小企業者に限る。)に対する転貸資金で保証協会の保証付融資の場合には、代表理事(理事長)が代表者(個人事業者の場合には事業主)となっている組合員のみに対する転貸資金は融資対象外とする。
- ※2 平成16年度以降の「組(「組・官公需」を含む。)」及び平成15年度以降の「組1」 「組2」の既往融資残高を含める。



#### 創業融資(創業)

A 創業 (略称: 創業) (創業支援特例 (略称: 創業・支援))

創業(分社化を含む)期に必要な資金を調達するための融資です。

ご利用いただける方

次の(1)から(3)のいずれかを満たすもの。

また、(6)を満たすものは、創業経営者保証不要型(略称:創業経保)の融資対象とすることができる。なお、(1)から(3)のいずれかを満たした上で、(4)又は(5)を満たすものは、創業支援特例(略称:創業・支援)、(6)を満たした上で、(4)又は(5)を満たすものは、創業経営者保証不要型支援特例(略称:創業経保支援)の融資対象とすることができる。

なお、上記融資のいずれの場合も、新たに開始する事業は、保証協会の保証対象業種であり、かつ事業規模等は中小企業者の範囲内であることを要する。

#### (1) 創業前

事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに個人で又は2か月以内に新たに会社を設立して東京都内で創業しようとする具体的計画を有し、融資対象の基本要件の(2)から(4)までを全て満たすこと。

(2) 創業後

次のアからウまでを全て満たすもの。

- ア 中小企業者又は組合であること。
- イ 創業した日から5年未満であること。(個人で創業し、同一事業を法人化した者で、個人で創業した日から5年未満の者を含む。)
- ウ 融資対象の基本要件(総則の3)を満たすこと。
- (3) 分社化

東京都内で分社化しようとする具体的な計画を有する会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社で、融資対象の基本要件(総則の3)を満たす中小企業者であること。

- (4) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。
- (5) 商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より 認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受け、その証明を受けていること。
- (6) 「スタートアップ創出促進保証制度要綱」に定める要件に該当すること。(国 の全国統一保証制度)

#### 融資条件

資金使途融資限度額融資期間

〈創業※1 (略称:創業)〉

運転資金・設備資金

3,500万円

運転資金 7年以内(据置期間1年以内を含む。)設備資金 10年以内(据置期間1年以内を含む。

融資利率

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.7%以内

3年超5年以内 1.8%以内

5 年超 7 年以内 2.0%以内

7 年超 2.2%以内

【変動金利】「短プラ+0.4%」以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.5%以内

3年超5年以内 1.6%以内

5 年超 7 年以内 1.8%以内

7 年超 2.0%以内

【変動金利】「短プラ+0.2%」以内

返済方法

融資形式

信用保証料 保 証 人

物的担保

分割返済(元金据置期間は1年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は 一括返済とすることができる。

証書貸付又は手形貸付とする。

創業(略称:創業)に準ずる。

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

〈創業支援特例※2(略称:創業・支援)〉

融資利率以外 の融資条件 融資利率

創業(略称:創業)の融資利率から0.4%優遇した金利とする。

創業経営者保証不要型\*3(略:創業経保)

運転資金・設備資金

3.500万円

10年以内(据置期間1年以内又は3年以内を含む。)

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.5%以内

3 年超 5 年以内 1.6%以内

5 年超 7 年以内 1.8%以内

7 年超 2.0%以内

【変動金利】「短プラ+0.2% | 以内

括返済とすることができる。

分割返済(元金据置期間は1年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一

証書貸付とする。

保証協会の定める信用保証料率に0.2%を上乗せした信用保証料から、東京都が信用 保証料の3分の2を補助する。

徴求しない。

徴求しない。

金融機関及び融資対象者の責務及び報告などその他の条件については、国の「スター トアップ創出促進保証制度要綱」の定めるとおりとする。

資金使途 融資限度額※3 融資期間

融資利率(年率)

返済方法

融資形式 信用保証料

保 証 人 物的担保 その他 融資条件融資利率

創業経営者保証不要型支援特例\*4 (略:創業経保・支援) >

創業経営者保証不要型(略:創業経保)に準ずる。

創業経営者保証不要型(略:創業経保)の融資利率から0.4%優遇した金利とする。

※1 平成18年度以降の「ベンチャー」、平成17年度以降の「創業(「創業・先進」を除く。)」、平成16年度の「創業前」「創業後」及び平成15年度以前の「創業」「創業1」「創業2」「創業3」の既往融資残高を含める。ただし、「創業関連保証」以外の無担保保険に係る保証を合わせて利用する場合は、無担保保険の範囲内とする。

融資限度額は、令和5年度の「創業・先進」との合算で8,000万円以内とする。

- ※2 融資対象(1)から(3)のいずれかが産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けており、創業支援特例を利用する場合は、創業6か月前から利用できるものとする。※3 平成18年度以降の「ベンチャー」、平成17年度以降の「創業」、平成16年度の「創業前」「創業後」及び平成15年度以前の「創業」「創業1」「創業2」「創業3」の既往融資残高を含める。融資限度額は、「創業・先進」との合算で8,000万円以内とする。
- ※3 平成18年度以降の「ベンチャー」、平成17年度以降の「創業」、平成16年度の 「創業前」「創業後」及び平成15年度以前の「創業」「創業1」「創業2」「創 業3」の既往融資残高を含める。

融資限度額は、令和5年度の「創業・先進」との合算で8.000万円以内とする。

※4 融資対象(6)が産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第29項第1号 に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受 けており、創業支援特例を利用する場合は、創業6か月前から利用できるものと する。 検索キー 企業ステージ 準 創 業 期 安 期 事業承継期 定 信用保証 信用保証付き 必要に応じて 信用保証なし 資金使途等 転 資 金 設 備 資 金 セーフティネット

※「検索キー」: 巻頭に説明があります。

#### 創業融資(創業)

スタートアップ支援(略称:スタートアップ) В

社会的課題を成長のエンジンに転換して、持続可能な経済社会の実現に取り組むスタートアップと呼ばれる方に

ご利用いただける方

次の(1)から(3)までを全て満たすもの。

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2)融資対象の基本要件(総則の3)を満たすこと。
- (3)「令和6年度東京都中小企業制度融資 融資対象③ スタートアップ支援」に 記載のいずれかの事業/取組の実施事項及び必要書類の要件を満たすこと。

#### 融資条件

資金使途 融資限度額 融資期間 融資利率 運転資金・設備資金

2億8,000万円

15年以内(据置期間2年以内を含む。)

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.7%以内

3 年超 5 年以内 1.8%以内

5 年超 7 年以内 2.0%以内

7 年超 2.2%以内

【変動金利】「短プラ+0.4%」以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内

1.5%以内

3 年超 5 年以内 1.6%以内

5 年超 7 年以内 1.8%以内

2.0%以内 7 年超

【変動金利】「短プラ+0.2%」以内

返 済 方 法

融資形式

信用保証料

分割返済(元金据置期間は2年以内)とする。ただし、融資期間が2年以内の場合は一 括返済とすることができる。

証書貸付又は手形貸付とする。

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

保 証 人 物的担保



#### 販路開拓融資 (販路)

A 海外展開支援(略称:海外展開)

中小企業者が海外販路の開拓に必要な資金を調達するための融資です。

ご利用いただける方

次の(1)から(3)の全てを満たすもの。

- (1) 中小企業者であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3)独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは 公益財団法人東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの 取組により、海外展開に関する事業計画を策定及び実行するものであること。

融資条件資金 使度額 \*\* 融資 別期 資

運転資金・設備資金

2億8,000万円

10年以内(据置期間2年以内を含む。)

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内

1.7%以内

3年超5年以内 1.8%以内

5年超7年以内 2.0%以内

7年超 2.2%以内

【変動金利】「短プラ+0.4%」以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内

1.5%以内

3年超5年以内 1.6%以内

5年超7年以内 1.8%以内

7年超

2.0%以内

【変動金利】「短プラ+0.2%」以内

分割返済(元金据置期間は2年以内)とする。

証書貸付とする。

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の 2分の1を補助する。

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

保 証 人物的担保

返済方法

融資形式

信用保証料

※ 平成28年度以降の「海外展開」の既往融資残高を含める。

検索キー 企業ステージ 備期創

業 期 事業承継期

信用保証

信用保証付き

必要に応じて

安 定

期

信用保証なし

資金使途等

運転資金

設 備 資 金

セーフティネット

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

#### 販路開拓融資 (販路)

#### ビジネスチャンス・ナビ(略称:ナビ) B

「ビジネスチャンス・ナビ」に登録した中小企業者等が必要な資金を調達するための融資です。

#### ご利用いただける方

次の(1)から(3)を全て満たすもの。

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3) 次のア又はイのいずれかを満たすこと。

ア ビジネスチャンス・ナビA型 (略称:ナビA)

ビジネスチャンス・ナビにユーザー登録していること。

イ ビジネスチャンス・ナビB型(略称:ナビB)

ビジネスチャンス・ナビにユーザー登録し、かつビジネスチャンス・ナビに 掲載された入札・調達案件を受注したこと。

#### 融資条件

資金使途 融資限度額※1 融資期間 融資利率

#### 〈ビジネスチャンス・ナビA型(略称:ナビA)〉

運転資金・設備資金

2.000万円

10年以内(据置期間1年以内を含む。)

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内

1.7%以内

3年超5年以内 1.8%以内

5年超7年以内 2.0%以内

7年超 2.2%以内

【変動金利】「短プラ+0.4%」以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内

1.5%以内

3年超5年以内 1.6%以内

5年超7年以内 1.8%以内

7 年超

2.0%以内

【変動金利】「短プラ+0.2% | 以内

分割返済(元金据置期間は1年以内)とする。

ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。

証書貸付又は手形貸付とする。

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

保 証 人 物的担保

#### 〈ビジネスチャンス・ナビB型(略称:ナビB)〉

受注した工事代金等を引き当てとした運転資金

2億8.000万円(組合4億8.000万円)

5年以内。ただし、工事代金等が入金されるまでの期間とする。

#### 返済方法

## 融資形式

#### 資金使途 融資限度額※2 融資期間

#### 融資利率

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.7%以内

3年超5年以内 1.8%以内

【変動金利】「短プラ+0.4%」以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内

1.5%以内

3年超5年以内 1.6%以内

【変動金利】「短プラ+0.2%」以内

返済方法

原則として一括返済とする。ただし、工事代金等が分割して入金される場合は、入金に応じた返済方法を設定することができる。

証書貸付又は手形貸付とする。

保 証 人物 的担保 そ の 他 13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

ナビBにおいて、一括返済かつ融資期間が2年を超える融資については、融資が完済 されるまで、指定金融機関は、本融資利用者が新たな決算期を終える毎に決算書等財 務諸表一式を保証協会に提出するものとする。

- ※1 保証協会の「ナビ連携A」、平成29年度以降の「事業・ナビA」及び令和2年 度以降の「ナビA」の既往融資残高を含める。
- ※2 保証協会の「ナビ連携B」、平成29年度以降の「事業・ナビB」及び令和2年 度以降の「ナビB」の既往融資残高を含める。

企業ステージ 検索キー 準 創 期 安 期 事業承継期 信用保証 信用保証付き 必要に応じて 信用保証なし 運 転 資 資金使途等 設 備 資 セーフティネット 金

※「検索キー」: 巻頭に説明があります。

#### 設備融資 (設備)

#### A 設備投資・企業立地促進(略称:設備立地)

中小企業者等が工場生産設備等の更新や工場・事業所・店舗の新増設、移転等に必要な資金を調達する ための融資です。

#### ご利用いただける方

次の(1)から(3)までを全て満たすもの。

- (1) 中小企業者であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3) 次のア又はイのいずれかを満たすこと。
  - ア 設備投資(略称:設備投資)

事業の実施に必要な設備(機械・装置、工具・器具、備品等)の導入、増強、改良、補修等(テレワーク又はDX推進に資する設備並びにICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。)を行うもの、又は建物の改修、建替等(耐震化、バリアフリー化を含む。)を行うもの

イ 企業立地促進(略称:立地促進) 引き続き1年以上(売上発生から1年以上)同一事業を営んでおり、東京都 内において工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行うもの

#### 融資条件

資金使途 融資限度額\* 融資期間 融資利率

#### 〈設備投資(略称:設備投資)〉

設備資金に付随する運転資金・設備資金

2億8,000万円

15年以内(据置期間2年以内を含む。)

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.7%以内

3年超5年以内 1.8%以内

5年超7年以内 2.0%以内

7年超10年以内 2.2%以内

10年超 2.4%以内

【変動金利】「短プラ+0.4%」以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.5%以内

3年超5年以内 1.6%以内

5年超7年以内 1.8%以内

7年超10年以内 2.0%以内

10年超 2.2%以内

【変動金利】「短プラ+0.2%」以内

分割返済(元金据置期間は2年以内)とする。

証書貸付とする。

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

返融 信用保証 保物的担保 的担保

#### 〈企業立地促進(略称:立地促進)〉

資金使途信用保証料物的担保

設備投資の融資条件に準じる。 保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。 原則として物的担保を要する。

※ 平成20年度以降の「立地」、平成26年度以降の「設備・立地」並びに、令和2年 度以降の「設備投資」及び「立地促進」の既往融資残高を含める。 検索キー 企業ステージ 準 安 定 期 事業承継期 期 信用保証 信用保証付き 必要に応じて 信用保証なし 資金使途等 運転資 設 備 資 金 セーフティネット

※「検索キー」: 巻頭に説明があります。

#### 経営強化融資 (強化)

#### A 経営強化(略称:強化)(強化認定革新特例(略称:強化認定·革新))

金融機関及び経営革新等支援機関の支援を受けつつ自ら事業計画の策定を行う、又は「中小企業等経営強化法」の認定を受けた中小企業者等が事業計画の実施に必要な資金を調達するための融資です。

ご利用いただける方

次の(1)から(3)までを全て満たすもの

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2)融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3)次のアを満たすこと。なお、アを満たすもので、イも併せて満たすものは強化 認定革新特例(略称:強化認定・革新)の融資対象とすることができる。
  - ア 強化認定(略称:強化認定)

中小企業等経営強化法の認定を受けていること。

イ 強化認定革新特例 (略称:強化認定・革新) 経営革新計画(中小企業等経営強化法)に係る中小企業診断士の実施フォロー アップを受けたことについて確認申請書により確認を受けていること。

融資条件 資金使度額 融資期間 融資利率

事業計画の実施に必要な運転資金・設備資金

1億円(組合2億円)

10年以内(据置期間2年以内を含む。)

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.7%以内

3年超5年以内 1.8%以内

5年超7年以内 2.0%以内

7年超 2.2%以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.5%以内

3年超5年以内 1.6%以内

5年超7年以内 1.8%以内

7年超 2.0%以内

返済方法

融資形式

信用保証料

分割返済(元金据置期間は2年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は 一括返済とすることができる。

一括返饵とりることができる。

証書貸付又は手形貸付とする。

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の 2分の1を補助する。

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

保 証 人物 的担保

#### 強化認定革新特例(略称:強化認定・革新)

強化認定(略称:強化認定)に準ずる。

融資利率以外 の融資条件 融資利率 (年率)

強化認定(略称:強化認定)の融資利率から0.2%優遇した金利とする。

※ 令和2年度以降の「強化認定」及び「強化認定・革新」の既往融資残高を含む。

※ 組合のうち、消費生活協同組合及び内航海運組合は、1億円とする。

検索キー 企業ステージ

準 備 期

創 業 期

安 定 期 事業承継期

信用保証

信用保証付き

必要に応じて

信用保証なし

資金使途等

運転資金

設 備 資 金

セーフティネット

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

#### チャレンジ融資 (チャレンジ) A チャレンジ (略称:チャレンジ)

法に基づく認定・承認を受けた事業及び新技術の開発や事業活動の推進に必要な資金を調達するための 融資です。

ご利用いただける方

次の(1)から(3)までを全て満たすもの

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3) 次のいずれかの事業を行うこと。
  - ア 公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業
  - イ 東京都等の助成金の交付決定を受けた事業
  - ウ 令和6年度において東京都が重点的支援を行う事業等

融資条件 途 融資限度期 資融資 別 資 別 別 別 和 資 利 率

運転資金・設備資金

1億円(組合2億円)

10年以内(据置期間2年以内を含む。)

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内

1.7%以内

3年超5年以内 1.8%以内

5年超7年以内 2.0%以内

7 年超

2.2%以内

【変動金利】「短プラ+0.4%」以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内

1.5%以内

3年超5年以内 1.6%以内

5年超7年以内 1.8%以内

7年超

2.0%以内

【変動金利】「短プラ+0.2%」以内

返済方法

分割返済(元金据置期間は2年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は 一括返済とすることができる。

証書貸付又は手形貸付とする。

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

融資形式保証人物的担保

- ※ 平成18年度以降の「チャレンジ」、平成17年度以降の「承継」並びに平成16年度 以降の「チャレンジ1」、「チャレンジ2」、「地域支援」及び「多角化」の既往融 資残高を含める。
- ※ 組合のうち、消費生活協同組合及び内航海運組合は、1億円とする。



#### 事業承継融資 (承継)

A 事業承継(略称:承継)(事業承継支援特例(略称:承継・支援))

事業承継に取り組む中小企業者等が必要な資金を調達するための融資です。

#### ご利用いただける方

次の(1)から(3)のいずれかに該当するもの。なお、(1)、(2)及び(3) アのいずれかを満たした上で、(4)を満たすものは、事業承継支援特例(略称:承継・ 支援)の融資対象とすることができる。

(1) 事業承継一般(略称:承継一般)

次のアからウまでを全て満たすもの。

ア 中小企業者又は組合であること。

- イ 融資対象の基本要件を満たすこと。
- ウ 中小企業者の場合は次の①から④までのいずれかに、組合の場合は次の①又は②に該当するもの。
  - ① 事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。
  - ② 事業承継をした日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと。
  - ③ 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項に係る認定)を受けたこと。
  - ④ 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、都 道府県知事の認定(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平 成20年法律第33号) 第12条第1項に係る認定) を受けた中小企業者であって、他の中小企業者の要件(融資対象の基本要件(10~15ページを参照)を満たすこと。)を満たすこと。
- (2) 事業承継経営者保証不要型【事業承継特別保証制度】(略称:承継経保) 次のアからウまでを全て満たすもの。(国の全国統一保証制度)
  - ア 中小企業者又は組合であること。
  - イ 融資対象の基本要件を満たすこと。
  - ウ 次の①又は②に該当し、かつ③に該当すること。ただし、既に信用保証協会 の事業承継特別保証制度を利用したことがあるものについては、当該制度の 初回の保証日(貸付実行されたものに限る)から3年以内に保証申込みを行 うものに限る。
    - ① 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する 法人であること。
    - ② 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないこと。
    - ③ 次のiからivまでの全てを満たすもの。
      - i 資産超過であること。
      - ii EBITDA有利子負債倍率 (= (借入金・社債 現預金)/(営業利益+減価償却)) が15倍以内であること。
      - iii 法人・個人の分離がなされていること。
      - iv 返済緩和している借入金が無いこと。

#### (3) 事業承継個人融資型(略称:承継個人)

次のア又はイのいずれかに該当するもの

- ア 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項に係る認定)を受けた会社である中小企業者の代表者個人であって、以下の①中小企業者の会社要件及び②代表者個人要件を満たすもの
  - 中小企業者の会社要件 融資対象の基本要件を満たすこと。
  - ② 代表者個人要件

次の i からiii までを全て満たすもの。

- i 東京都内に住居を有すること。
- ii 租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の 見通しが立つ場合はこの限りではない。
- iii 現在かつ将来にわたって暴力団等に該当せず、暴力団員等が経営を支配 していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を 行わないこと。
- イ 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、都道 府県知事の認定(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成 20年法律第33号)第12条第1項に係る認定)を受けた事業を営んでいない個 人であって、以下の①他の中小企業者の要件及び②個人要件を満たすもの
  - ① 他の中小企業者の要件 融資対象の基本要件を満たすこと。
  - ② 個人要件

次の i からiiiまでを全て満たすもの。

- i 東京都内に住居を有すること。
- ii 租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完 納の見通しが立つ場合はこの限りではない。
- iii 現在かつ将来にわたって暴力団等に該当せず、暴力団員等が経営を 支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求 行為等を行わないこと。

#### (4) 事業承継支援特例(略称:承継・支援)

融資対象 (1)、(2) 又は (3) アのいずれかを満たした上で、次のア又はイのいずれかに該当するもの。

- ア 地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会又は町田商 工会議所からの支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けていること。
- イ 一般社団法人東京都信用金庫協会及び一般社団法人東京都信用組合協会が行 う「地域金融機関による事業承継促進事業」における事業計画策定のための 専門家派遣支援を1年以内に受け、その証明を受けていること。

#### [参考] 事業承継支援特例の掛かる範囲

(※○印を付してある融資対象のみ事業継承支援特例の利用が可能です。)

			事業承継支援特例の掛かる範囲
融	(1) 事業承継一般		0
資対象	(2) 事業承継経営者保証不要型		0
	(3)事業承継個人融資型	ア	0
	(3) 事業外拠個人際質型	イ	×

#### 融資条件

資金使途

融資限度額※

融資期間

融資利率

#### 〈事業承継一般(略称:承継一般)〉

・融資対象ウ①から③までに該当するもの 運転資金・設備資金

・融資対象ウ④に該当するもの

他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産を取得するために必要な次の(i)又 は(ii)のいずれかの資金とする。

- (i) 事業用資産等の取得資金
- (ii) 会社の株式等の取得資金(株式等を取得することにより、他の中小企業者の総 株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。)

2億8.000万円(組合4億8.000万円)

10年以内(据置期間2年以内を含む。)

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.7%以内

3年超5年以内 1.8%以内

5年超7年以内 2.0%以内

7年超 2.2%以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.5%以内

3年超5年以内 1.6%以内

5年超7年以内 1.8%以内

2.0%以内

返済方法

分割返済(元金据置期間は2年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は 一括返済とすることができる。

融資形式

証書貸付又は手形貸付とする。ただし、融資対象ウ③及び④に該当するもので、6か 月以内の場合は手形割引又は電子記録債権割引とすることができる。

信用保証料 保 証 人 保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。

・融資対象ウ①から③までに該当するもの

13~14ページを参照。

・融資対象ウ④に該当するもの

原則、会社の代表者又は他の中小企業者(会社に限る。)以外の保証人は徴求しない。 13~14ページを参照。

物的担保

※「事業承継一般」の融資限度額は、平成27年度以降の「事業承継」、平成30年度以 降の「事業承継(融資対象1)」及び「事業承継(経営者保証特例)」並びに、令 和2年度以降の「承継一般」の既往債務残高を含める。

#### 〈事業承継経営者保証不要型 [事業承継特別保証制度] (略称:承継経保)〉

資金使途

融資対象ウ①に該当するもの

事業資金であって、個人の保証人を提供していない既往借入金の返済資金以外の資金。

融資対象ウ②に該当するもの

事業資金であって、事業承継前における個人の保証人を提供している既往借入金の返済資金。 2億8,000万円(組合4億8,000万円)

10年以内(据置期間1年以内を含む。)

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.7%以内

> 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内

融資限度額※1 融資期間 融資利率

#### 返済方法

分割返済(元金据置期間は1年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は 一括返済とすることができる。

融資形式信用保証料\*2

証書貸付又は手形貸付とする。

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2又は保証料率0.2%に相当する信用保証料のいずれか高い方を補助する。

保 証 人物 的担保 そ の 他 徴求しない。

13~14ページを参照。

既に申込中小企業者と与信取引を有している金融機関による取り扱いとする。

- ※1 「事業承継経営者保証不要型」は、令和2年度以降の「承継経保」の既往債務 残高を含める。
- ※2 国の事業承継特別保証制度で定める専門家の支援・確認を受けた場合には、引き下げた信用保証料率を適用する。なお、必要書類のうち、ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの提出を要する。

#### 〈事業承継個人融資型(略称:承継個人)〉

資 金 使 途

・融資対象アに該当するもの

次の①から⑤までのいずれかに該当する資金

- ①株式等取得資金
- ②事業用資産等取得資金
- ③事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金
- ④遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う価格弁償資金
- ⑤会社の事業活動の継続に特に必要な資金
- ・融資対象イに該当するもの

他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産を取得するために必要な次の①又は②のいずれかに該当する資金。

- ①事業用資産等の取得資金
- ②会社の株式等の取得資金(株式等を取得することにより、他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。)

融資限度額<sup>\*1</sup> 融 資 期 間 融 資 利 率

2億8,000万円

15年以内(据置期間2年以内を含む。)

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.7%以内

3年超5年以内 1.8%以内

5年超7年以内 2.0%以内

7年超10年以内 2.2%以内

10年超 2.4%以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.5%以内

3年超5年以内 1.6%以内

5年超7年以内 1.8%以内

7年超10年以内 2.0%以内

10年超 2.2%以内

返 済 方 法

分割返済(元金据置期間は2年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は 一括返済とすることができる。

融資形式信用保証料

証書貸付とする。ただし、融資対象アに該当する場合は手形貸付とすることができる。 保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。

#### 保 証 人

- ・融資対象アに該当するもの 原則、認定中小企業者以外の保証人は徴求しない。
- ・融資対象イに該当するもの 原則、他の中小企業者(会社に限る。)以外の保証人は徴求しない。

## 物的担保その他

13~14ページを参照。

融資対象アに該当するものは、申込人と主たる取引関係を有する金融機関 $^{*2}$ による取り扱いとする。

- ※1 平成30年度以降の「事業承継(融資対象2)」及び令和2年度以降の「承継個人」 の既往融資残高を含める。
- ※2 既往取引金融機関のうち、取引期間が長い、貸付残高が多い、保証債務残高が多い、融資に留まらず経営に係る相談その他の経営支援を頻繁に実施している 等の理由から、一定の信頼関係を構築しているものとして申込者が認識する金融機関からの申込みに限る。

#### 〈事業承継支援特例(略称:承継・支援)〉

融資利率以外 の融資条件 融 資 利 率 事業承継一般、事業承継経営者保証不要型、事業承継個人融資型の融資条件に準ずる。

事業承継一般、事業承継経営者保証不要型、事業承継個人融資型の融資利率から0.2% 優遇した金利とする。

企業ステージ 備 期 創 安 期 事業承継期 検索キー 業 期 定 信用保証付き 信用保証 必要に応じて 信用保証なし 資金使途等 転 資 金 設 備 資 金 セーフティネット

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

#### B M & A 促進(略称: M&A)

M&Aによる事業承継に取り組む中小企業者等が必要な資金を調達するための融資です。

ご利用いただける方

次の(1)から(3)までを全て満たすもの

- (1) 中小企業者であること。
- (2)融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3) M&A実施に要する資金を使途とすること。ただし売却側が廃業を前提としている場合、売却側企業が融資申込することはできない。

# 融資条件 途\*1 会使度额\*2 融資限度額 間融資利率

運転資金・設備資金

2億8.000万円(組合 4 億8.000万円)

15年以内(据置期間5年以内を含む。)

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.7%以内

3年超5年以内 1.8%以内

5年超7年以内 2.0%以内

7年超 2.2%以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.5%以内

3年超5年以内 1.6%以内

5年超7年以内 1.8%以内

7年超 2.0%以内

返済方法

分割返済(元金据置期間は5年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は 一括返済とすることができる。

証書貸付又は手形貸付とする。

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

信用保証料保 証 人物的担保

- ※1 廃業に向けた事業清算に係る資金及び投機・転売を目的とした株式取得は対象 外。
- ※2 令和元年度の「承継・M&A」及び令和2年度以降の「承継M&A」の既往融 資残高を含める。



#### 経営安定融資(経営)

A 経営セーフ(略称:経営セーフ)

外部環境の変化に伴い事業活動に影響を受けていることの区市町村の認定を受けた中小企業者等向けの 融資です。(セーフティネット保証対応)

ご利用いただける方

次の(1)から(3)までを全て満たすもの

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3) セーフティネット保証に係る区市町村長の認定(信用保険法第2条第5項第1 号から第8号までの認定)を受けたこと。

融資条件 資金使度額 融資限期間 融資利率

運転資金・設備資金

2億8,000万円(組合4億8,000万円)

10年以内(据置期間2年以内を含む。)

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.7%以内

3年超5年以内 1.8%以内

5年超7年以内 2.0%以内

7年超 2.2%以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.5%以内

3年超5年以内 1.6%以内

5年超7年以内 1.8%以内

7年超

2.0%以内

返済方法

分割返済(元金据置期間は2年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は 一括返済とすることができる。

融資形式

証書貸付又は手形貸付とする。

融質形式信用保証料

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の 2分の1を補助する。

保 証 人物的担保

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

※ 平成16年度以降の「経営セーフ」、平成20年度以降の「経営緊急」及び平成23年 度以降の「円高セーフ」の既往融資残高を含める。

期

定

検索キー 企業ステージ

準 備 期

業 期 安

事業承継期

信用保証

信用保証付き

必要に応じて 設備資金 信用保証なし

資 金 使 途 等

運転資金

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

#### 経営安定融資(経営)

創

B 経営一般(略称:経営一般)

外部環境の変化に伴い事業活動に影響を受けている中小企業者等向けの融資です。

ご利用いただける方

次の(1)から(3)までを全て満たすもの

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3) 次のアからクまでのいずれかに該当すること。
  - ア 「最近3か月間(申込月の前々月を含めること。)の売上実績」又は「今後3か月間(申込月の翌月を含めること。)の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少している。
  - イ 「最近3か月間(申込月の前々月を含めること。)の売上実績」又は「今後3か月間(申込月の翌月を含めること。)の売上見込」が令和2年1月以前の直近同期と比較して、5%以上減少している。
  - ウ 原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供(以下「製品等」という。)に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品(以下「原油等」という。)の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。)の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合を上回っていること。
  - エ 金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少している。
  - オ 倒産等企業に事業上の債権を有している。
  - カ 災害により事業活動に影響を受けている。なお、当該災害について官公庁の 発行するり災証明を受けていることが必要
  - キ 東京都知事が指定する経営環境の急激な変化によって事業活動に支障を生じているものであって(アスベスト対策)、別に定める要件に該当している。

融資条件資金使途融資限度額\*\*1融資期間融資利率

運転資金・設備資金

1億円(組合2億円\*2)

10年以内(据置期間2年以内を含む。)

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内

1.7%以内

3年超5年以内 1.8%以内

5年超7年以内 2.0%以内

7年超 2.2%以内

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内

1.5%以内

3年超5年以内 1.6%以内

5年超7年以内 1.8%以内

7年超

2.0%以内

返済方法

融 資 形 式信用保証料

保 証 人物的担保

分割返済(元金据置期間は2年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は 一括返済とすることができる。

証書貸付又は手形貸付とする。

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の 2分の1を補助する。

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

- ※1 平成16年度以降の「経営一般」(ただし、令和3年度以降の「経営一般(ウクライナ情勢対応緊急融資)」は除く。)及び平成23年度以降の「円高一般」の既往融資残高を含める。
- ※2 組合のうち、消費生活協同組合及び内航海運組合は、融資限度額を1億円とする。



経営安定融資(経営)

C 経営改善(略称:経営改善)

#### 経営支援機関等による支援を受け、改善・再生計画を策定した方に

#### ご利用いただける方

次の(1)から(3)までを全て満たすもの。

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3) 次のア又はイに該当すること。
- ア 改善支援(略称:改善支援)

保証協会、東京都内の商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興 公社又は東京都よろず支援拠点の経営支援を受け、自ら改善計画を策定し、そ の証明を受けていること。

イ フェニックス金融支援パッケージ【事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度】(略称:フェニックス)

国の「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度要綱」に定める要件に該当すること。(国の全国統一保証制度)

#### 融資条件

#### 〈改善支援(略称:改善支援)〉

資 金 使 途

融資限度額

融資期間\*
融資利率

運転資金・設備資金

ただし、改善計画の実施に必要な資金に限る。

2 億8,000万円 (組合 4 億8,000万円)

10年以内(据置期間2年以内を含む。)

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内

1.7%以内

3 年超 5 年以内 1.8%以内

5年超7年以内 2.0%以内

7 年超 2.2%以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内

1.5%以内

3 年超 5 年以内 1.6%以内

5 年超 7 年以内 1.8%以内

7 年超 2.0%以内

返済方法

一括返済とすることができる。 証書貸付又は手形貸付とする。

融資形式信用保証料

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。

分割返済(元金据置期間は2年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は

保 証 人

13~14ページを参照。

物的担保 13~14ページを参照。

> ※ 平成29年度の「経営支援特例」、平成30年度の「経営支援(融資対象2)」、令 和元年度の「経営支援(融資対象2)」及び令和2年度以降の「経営改善」の 既往融資残高を含める。

〈フェニックス金融支援パッケージ【事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度】 (略称:フェニックス)〉

融資条件 資金使途

運転資金・設備資金

ただし、事業再生計画の実施に必要な資金に限る。原則として既往の保証協会の保証 付融資の全てが借り換えの対象となる。

融資限度額※1 融資期間 融資利率

2 億8,000万円 (組合 4 億8,000万円)

15年以内(据置期間5年以内を含む。)

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内

1.7%以内

3年超5年以内 1.8%以内

5 年超 7 年以内 2.0%以内

7年超10年以内 2.2%以内

10年超

2.4%以内

<責任共有制度の対象外となる場合※ 2>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内

1.5%以内

3 年超 5 年以内 1.6%以内

5 年超 7 年以内 1.8%以内

7 年超10年以内 2.0%以内

10年超

2.2%以内

返済方法

分割返済(元金据置期間は5年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は 一括返済とすることができる。

融資形式 信用保証料

証書貸付又は手形貸付とする。

事業者負担なしとなるよう都が補助する。

13~14ページを参照。なお、本融資における経営者保証免除対応※ 3を適用する場合 は、法人代表者の連帯保証人を徴求しない。

13~14ページを参照。

物的担保

保 証 人

- ※1 令和元年度の「経営支援(融資対象3)」及び令和2年度以降の「改善サポー ト」の既往融資残高を含める。
- ※2 責任共有の対象外となる保証を付した既往借入金の返済を資金使途とした同額 以内での本融資による借換えを行う場合に限り、責任共有制度の対象外となる 保証を付した本融資を利用することができる。
- ※3 本融資において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せするこ により経営者保証を免除することができる。
  - ①令和2年1月29日時点における直近の決算から「経営者保証免除確認書」記 入日時点における直近決算まででのいずれかにおいて資産超過であること。
  - ②直近決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経 理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・ 賞与、配当、オーナーへの貸付等)について、社会通念上適切な範囲を超えて いない

検索キー 企業ステージ 創 業 期 安 事業承継期 定 信用保証付き 信用保証 必要に応じて 信用保証なし 資金使途等 転資 セーフティネット 設 備 資 金

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

#### 借換融資 (借換)

A 特別借換 (略称:特別借換)

事業計画を策定し資金繰りの安定化や経営改善を図る中小企業者等が、既往の保証付融資を借り換えるための融資です。

ご利用いただける方

次の(1)から(4)までを全て満たすもの

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3) 保証協会の保証付融資を利用していること。
- (4) 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。

融資条件資金使途

#### 運転資金

原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となる。

融資限度額

今回借り換える保証協会の保証付融資の既往融資残高に、事業計画の実施に必要な資金及びこの融資に係る諸費用を加えた額の範囲内とする。

融資期間

10年以内

(据置期間1年以内を含む。)

融資利率

金融機関所定利率

返済方法

分割返済(元金据置期間は1年以内)とする。

融資形式

証書貸付とする。

信用保証料

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の 2分の1を補助する。

保 証 人物的担保

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。



## 再生支援融資(再生)

A 企業再生(略称:企業再生)

事業の再建を図る上で必要な資金を調達するための融資です。

#### ご利用いただける方

次の(1)から(3)までを全て満たすもの

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3) 次のア又はイのいずれかに該当すること。
  - ア 再生法的整理(略称:再生法的整理) 次の①から③までの全てに該当すること。
    - ① 次のi又はiiに該当するもの
      - i 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続の申立てを 行ったもの又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき会社更生 手続の申立てを行ったもの
      - ii 民事再生法第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた もの
    - ② 民事再生計画の認可又は会社更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過しておらず、かつその計画を完遂していないもの
    - ③ 次のi及びiiを満たすもの
      - i 金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること。
      - ii 償還が見込まれること。
  - イ 再生私的整理(略称:再生私的整理)

次の①から⑨までのいずれかに従って事業再生を行うこと。

- ① 公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業再生に係る委員会が策 定を支援した 再生計画
- ② 東京都中小企業再生支援協議会が策定を支援した再生計画
- ③ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の「中小企業再生ファンド」事業が出資する投資事 業有限責任組合又は機構が策定を支援した再生計画
- ④ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤ 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った再生計画
- (6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った再生計画
- ⑦ 特定認証紛争解決手続に基づき策定された再生計画
- ⑧ 私的整理ガイドラインに基づき策定された再生計画
- ⑨ 経営サポート会議(中小企業者又は金融機関からの要請に基づき中小企業者ごとに開催する会議であって保証協会が参加するもの)による検討に基づき策定された再生計画

#### 融資条件

資金使途

#### 〈再生法的整理(略称:再生法的整理)〉

次に掲げる資金とする。

- (1) 原材料の購入のための費用
- (2) 商品の仕入れのための費用
- (3) 商品の生産に係る労務費及び経費
- (4) 設備の増強、改良、補修等のための費用
- (5) 販売費及び一般管理費
- (6) 借入金利息の弁済のための費用
- (7) 金銭債権の弁済のための費用

2億円

10年以内(据置期間1年以内を含む。)

金融機関所定利率

分割返済 (元金据置期間は1年以内)、又は保証協会の指定する方法とする。

証書貸付又は手形貸付とする。ただし、6か月以内の場合は手形割引又は電子記録債 控制にしよっことができる

権割引とすることができる。

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の 2分の1を補助する。

13~14ページを参照。

必要に応じて物的担保を要する。

融資限度額\*
融資期間
融資利率
返済方法

信用保証料

融資形式

保 証 人物的担保

資金使途

融資限度額\*

融資期間

融資利率

返済方法

融資形式

#### 〈再生私的整理(略称:再生私的整理)〉

運転資金・設備資金

2億円

10年以内(据置期間1年以内を含む。)

金融機関所定利率

分割返済 (元金据置期間は1年以内)、又は保証協会の指定する方法とする。

証書貸付又は手形貸付とする。ただし、6か月以内の場合は手形割引又は電子記録債権割引とすることができる。

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の 2分の1を補助する。

13~14ページを参照。

必要に応じて物的担保を要する。

取扱指定金融機関のみの申込受付とする。

信用保証料

保 証 人 物 的 担 保

その他

※ 平成14年度から平成19年度までの「再建」、平成20年度以降の「企業再建」、平成 18年度以降の「リバイバル」及び令和3年度までの「企業再生」の既往融資残高 を含める。



### 災害復旧資金融資(災)

A 災害復旧(略称:災)

一定の地域に集中して発生した災害により損失を受けた中小企業者等が、事業の再建に必要な資金を調達するための融資です。

ご利用いただける方

次の(1)から(3)までを全て満たすもの

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3) 東京都知事が指定した災害により損失を受けていること。

融資条件

資金使途融資限度額融資期間融資利率

運転資金・設備資金

一災害につき8.000万円

10年以内(据置期間1年以内を含む。)

【固定金利】1.7%以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】1.5%以内

なお、責任共有制度が適用される中小企業者等に対しては、東京都が利子の一部(責任共有制度の対象外となる場合との金利差相当分)を補助する。

返済方法

分割返済(元金据置期間は1年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は 一括返済とすることができる。

融資形式信用保証料保証人物的担保

証書貸付又は手形貸付とする。

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の全額を補助する。

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

企業ステージ 備 期 安 期 事業承継期 検索キー 創 業 期 定 信用保証付き 信用保証 必要に応じて 信用保証なし 資金使途等 転 資 金 設 備 資 金 セーフティネット

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

#### 危機対応融資(危機)

A 危機対応(略称:危機対応)

突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい被害を受けた中小企業者等向けの融資です。

ご利用いただける方

次の(1)から(3)までを全て満たすもの

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3) 次のア又はイのいずれかに該当するもの
  - ア 東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等(東日本大震災 に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40 号)(以下「東日本大震災法」という。)第128条に係る認定等)を受けたこと。
  - イ 危機関連保証に係る区市町村長の有効期限内の認定(信用保険法第2条第6 項に係る認定)を取得していること。

融資条件 資金使度額 融資期間 融資利率

運転資金・設備資金

2億8,000万円 (組合4億8,000万円)

10年以内(据置期間2年以内を含む。)

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内

1.5%以内

3年超5年以内 1.6%以内

5年超7年以内 1.8%以内

7 年超

2.0%以内

返済方法

内の場合は一括返済とすることができる。 証書貸付又は手形貸付とする。

融資形式信用保証料保証人物的担保

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。 13~14ページを参照。

原則、元金均等返済(元金据置期間は2年以内)とする。ただし、融資期間が2年以

13~14ページを参照。

※ 平成23年度以降の「災害緊急」、平成30年度以降の「危機関連」、平成31年(令和 元年)以降の「危機対応」の既往融資残高を含める。



### 伴走支援融資(伴走)

A 伴走全国(略称:伴走全国)

新型コロナウイルス感染症等により、事業活動に影響を受けている事業者向けの融資です。 ※伴走全国は令和6年6月末をもって受付を終了しました。詳細は東京都HPでご確認ください。

ご利用いただける方

次の(1)から(4)までを全て満たすもの

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2)融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3) 次のアからエまでのいずれかに該当すること。
- ア セーフティネット保証 4 号に係る有効期限内の区市町村長の認定※(信用保険法 第2条第5項第4号の認定)を取得していること。
- イ セーフティネット保証 5 号に係る有効期限内の区市町村長の認定※(信用保険法 第2条第5項第5号の認定)を取得していること。
- ウ 次のいずれかに該当すること※。
  - ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること。
  - ② 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月、直近決算のいずれかの売上高総利 益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高総利益率が直近決 算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。
  - ③ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月、直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。
- エ 激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて 指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が 適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと※。
- (4)経営行動に係る計画(以下「計画」という。)を策定していること。
- ※ 信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。

融資条件

資金使途

融資限度額融 資期間融資利率

運転資金・設備資金

原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となる。

1億円 ※1

10年以内(据置期間5年以内を含む。)

【固定金利】 (融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内

3 年以内 1.7%以内 3 年超 5 年以内 1.8%以内

5 年超 7 年以内 2.0%以内

7 年超10年以内 2.2%以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】 (融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.5%以内

3年超5年以内 1.6%以内

5 年超 7 年以内 1.8%以内

7 年超10年以内 2.0%以内

#### 返済方法

融 資 形 式信用保証料

分割返済(元金据置期間は5年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は 一括返済とすることができる。

証書貸付又は手形貸付とする。

【融資対象(3)ア及びイに該当する場合】

全事業者0.85%とする。ただし、本融資における経営者保証免除対応※2を適用する場合は前述の保証料率に0.2%を上乗せする。

なお、信用保証料のうち0.65%(経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%)を国が補助する。

【融資対象(3)ウに該当する場合】

<責任共有制度の対象となる場合>

下表に定める料率を適用することとし、同表下欄に掲げる率を国が補助する。

#### <責任共有制度の対象となる場合>

下表に定める料率を適用することとし、同表下欄に掲げる率を国が補助する。

料率区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9
料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助 (%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25

ただし、本融資における経営者保証免除対応を適用する場合は下表に定める料率を 適用することとし、同表下欄に掲げる率を国が補助する。

料率区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9
料率 (%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
補助 (%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45

#### <責任共有制度の対象外となる場合>

下表に定める料率を適用することとし、同表下欄に掲げる率を国が補助する。

料率区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9
料率 (%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
補助 (%)	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30

ただし、本融資における経営者保証免除対応を適用する場合は下表に定める料率を適用することとし、同表下欄に掲げる率を国が補助する。

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
料率 (%)	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70
補助 (%)	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50

13~14ページを参照。なお、本融資における経営者保証免除対応※2を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。

13~14ページを参照。

金融機関及び融資対象者の責務及び報告などその他の条件については、国の「伴走支援型特別保証制度要綱」の定めるとおりとする。

### 保 証 人

物的担保その他

- ※1 令和3年度以降の「伴走全国」、全国の信用保証協会の「伴走支援型特別保証 制度」の既往融資残額を含める。
- ※2 本融資において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せする ことにより経営者保証を免除することができる。
  - ①令和2年1月29日時点における直近の決算から「経営者保証免除対応確認書」記入日時点における直近決算までのいずれかにおいて資産超過であること。
  - ②直近決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。



### 伴走支援融資(伴走)

伴走対応 (略称:伴走対応)

新型コロナウイルス感染症等により、事業活動に影響を受けており、伴走全国を含む伴走支援型特別保証 制度のみでは必要な資金調達額を賄うことができない事業者向けの融資です。

※伴走対応は令和6年6月末をもって受付を終了しました。詳細は東京都HPでご確認ください。

#### ご利用いただける方

次の(1)から(4)までを全て満たすもの

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3)次のアからエまでのいずれかに該当すること。
- ア セーフティネット保証 4 号に係る有効期限内の区市町村長の認定※(信用保険法 第2条第5項第4号の認定)を取得している。
- イ セーフティネット保証 5 号に係る有効期限内の区市町村長の認定※(信用保険法 第2条第5項第5号の認定)を取得していること。
- ウ 次のいずれかに該当すること※。
  - ① 最近 1 か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して 5 %以上減少している こと。
  - ② 最近 1 か月間の売上高総利益率が前年同月、直近決算のいずれかの売上高総 利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高総利益率が直 近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。
  - ③最近 1 か月間の売上高営業利益率が前年同月、直近決算のいずれかの売上高営 業利益率と比較して 5 %以上減少している又は直近決算の売上高営業利益率 が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少してい

#### ること。

- エ 激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて 指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が 適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと※。
- (4) 本制度の申込み時点で、既に伴走全国等の利用残高がある(本件と同時に融資 実行をする場合を含む。)こと。
- ※ 信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。

#### 融資条件

資 金 使 涂

融資限度額

運転資金・設備資金

ただし、伴走全国等の既往融資の返済を資金使途とした本融資の申込みはできない。 1 億8,000万円 (組合 3 億8,000万円)

ただし、本融資の実行金額が、「伴走全国」の融資限度額の空き枠の範囲内となる場 合は利用できない(伴走全国、伴走特別又はその他の「伴走支援型特別保証制度(全 国統一保証制度)」の保証を付した融資を利用すること)。

10年以内(据置期間5年以内を含む)

融資期間

融資利率

<責任共有制度の対象となる場合>

【固定金利】 (融資期間により異なる。 融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内

1.7%以内

3 年超 5 年以内 1.8%以内

5 年超 7 年以内 2.0%以内

7 年超10年以内 2.2%以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。 融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内

1.5%以内

3 年超 5 年以内 1.6%以内

5 年超 7 年以内 1.8%以内

7 年超10年以内 2.0%以内

返済方法

分割返済(元金据置期間は5年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は 一括返済とすることができる。

融資形式信用保証料

証書貸付又は手形貸付とする。

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の 2分の1を補助する。

保 証 人物 的担保

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

※ 令和3年度以降の「伴走対応」の既往融資残高を含める。



### 伴走支援融資(伴走)

C 経営力強化保証対応型(略称:都経営力強化)

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定を行う中小企業者等が事業計画の実施に必要な資金を調達するための融資です(国の全国統一保証制度)。 ※「都経営力強化」は令和6年7月から受付を開始します。詳細は東京都HPをご確認ください。

ご利用いただける方

次の(1)から(3)までを全て満たすもの

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件(総則の3)を満たすこと。
- (3) 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

融資条件

資金 使途融資限度額

融資期間

事業計画の実施に必要な運転資金・設備資金

2 億8,000万円 (組合 4 億8,000万円)

運転資金 5年以内(据置期間1年以内を含む。)

設備資金 7年以内(据置期間1年以内を含む。)

※借換の場合は10年以内(据置期間1年以内を含む。)

融資利率

【固定金利】 (融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内 1.7%以内

3年超 5年以内 1.8%以内 5年超 7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内

返済方法

分割返済(元金据置期間は2年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。

融資形式信用保証料

証書貸付又は手形貸付とする。

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の 2分の1を補助する。

保 証 人物的担保

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

企業ステージ 検索キー 準 創 業 期 安 定 事業承継期 信用保証 信用保証付き 必要に応じて 信用保証なし 資金使途等 運転資金 設 備 資 金 セーフティネット ※「検索キー」:巻頭に説明があります。

#### 事業再構築等・業態転換等支援融資(事業・業態転換)

A 事業再構築・業態転換 (略称:事業・業態転換) (省エネルギー推進支援特例 (略称:省エネ推進支援))

事業転換や事業の多角化、業態転換に取り組む中小企業者等が必要な資金を調達するための融資です。

ご利用いただける方

- (1) 事業再構築等・業態転換等支援融資(略称:事業・業態転換)次のアからイまでを満たした上で、ウ又はエを満たすもの。
  - ア 中小企業者又は組合であること。
  - イ 融資対象の基本要件を満たすこと。
  - ウ 事業再構築・業態転換事業計画書※(以下「計画」という。)を策定して いること。

※計画:以下の取組から選択して記載

- ①業態転換
- ②事業多角化
- ③事業転換
- エ 国の「事業再構築補助金」の交付決定を受けていること。
- (2) 省エネルギー推進支援特例(略称:省エネ推進支援)

融資対象アからイを満たした上で、更に以下のいずれかを満たすもの。

- ・融資対象ウについて、エネルギー対策に係る計画を策定し、当該対策を実施した際の省エネルギー削減効果を記載すること。
- ・融資対象エについて、「グリーン成長枠」の交付決定を受けていること。

#### 融資条件

資金使途融資限度額融資期間融資利率

運転資金・設備資金

2億8,000万円(組合 4 億8,000万円)

15年以内(据置期間5年以内を含む。)

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 7年以内

1.7%以内

7年超15年以内 2.2%以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 7年以内

1.5%以内

7年超15年以内 2.0%以内

分割返済(元金据置期間は5年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は 一括返済とすることができる。

証書貸付又は手形貸付とする。

保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。

13~14ページを参照。

13~14ページを参照。

融資形式信用保証料保証人物的担保

返済方法

融資利率以外の 融資条件 融資利率

#### <省エネルギー推進支援特例(略称:省エネ推進支援)>

事業再構築・業態転換等支援融資(略称:事業・業態転換)に準ずる。

事業再構築・業態転換等支援融資(略称:事業・業態転換)の融資利率から0.2%優遇 した金利とする。

※ 令和3年度及び令和4年度以降の「事業・業態転換」を含める。



### エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資 (略称:エネルギー・ウクライナ・円安等)

ウクライナ情勢、円安、エネルギー関連等の単一又は複合的な要因を発端として事業活動に影響が生じる 中小企業者向けの融資です。

#### ご利用いただける方

次の(1)、(2)の両方及び(3)又は(4)を満たすもの。なお、(1)及び(2)を満たした上で(3)を満たすものは借換対象コロナ融資の借換融資として、(1)及び(2)を満たした上で(4)を満たすものは当該要因に係る資金繰り改善を資金使途とした融資対象とすることができる。

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件を満たすこと。
- (3) 次のア及びイを満たすもの
  - ア 借換対象コロナ融資の融資残高がある。
  - イ 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。
- (4)次のア及びイを満たすもの
  - ア ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連の要 因等を発端として、事業活動に影響を受けていること。
  - イ 次のいずれかを満たすもの
    - ①「最近3か月間(申込月の前々月を含めること。)の売上実績」又は「今後3か月間(申込月の翌月を含めること。)の売上見込」が直近同期と比較して10%以上減少していること。

なお、創業1年未満で比較できる前年実績の存在しない中小企業者等であっても、ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として売上高が減少している場合であれば、本要件を充足していると見なすことが可能。

- ②「最近1か月間の売上高総利益率」が直近同期と比較して10%以上減少していること。なお、創業1年未満で比較できる前年実績の存在しない中小企業者等であっても、ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として売上高総利益率が減少している場合であれば、本要件を充足していると見なすことが可能。
- ③「最近1か月間の売上高営業利益率」が直近同期と比較して10%以上減少していること。

## 融資条件資金使途

運転資金・設備資金

借り換えの場合、借換対象コロナ融資のみ対象となる。

融資限度額\*
融資利率(年率)

2億8,000万円(組合4億8,000万円) <責任共有制度の対象となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内

1.7%以内

3年超5年以内 1.8%以内

5年超7年以内 2.0%以内

7年超10年以内 2.2%以内

10年超 2.4%以内

<責任共有制度の対象外となる場合>

【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)

融資期間 3年以内

1.5%以内

3年超5年以内 1.6%以内

5年超7年以内 1.8%以内

7年超10年以内 2.0%以内

10年超 2.2%以内

#### 返済方法

分割返済(元金据置期間は 5 年以内)とする。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができる。

## 融 資 形 式信用保証料

証書貸付又は手形貸付とする。

保証協会の定めるところによる。なお、本融資(新規申込分を含む)の融資残高に応じて以下のとおり東京都が信用保証料を補助する。

#### 【8,000万円以下】

信用保証料の5分の4を補助

#### 【8,000万円超】

信用保証料の3分の2を補助

なお、小規模企業者に対しては信用保証料の4分の3を補助

### 保 証 人物 的担保

13~14ページを参照。 13~14ページを参照。

※ 令和3年度以降の「経営一般(ウクライナ情勢対応緊急融資)」、令和4年度 の「ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」及び令和5年度の「新型コロナウイ ルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資(借換を伴わ ない場合)」の既往融資残高を含める。 検索キー 企業ステージ 準 備 期 創 業 期安 定 期 事業承継期 信用保証 信用保証付き 必要に応じて 信用保証なし 資金使途等 運 転 資 設 備資 セーフティネット

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

### 東京都動産・債権担保融資(ABL)制度

保有している機械・設備(車両、建設機械、工作機械等)や売掛債権、在庫など様々な資産を担保として有効 活用し、金融機関から不動産担保に頼らずに事業資金を借り入れることができる、東京都独自の制度です。

担保種類ごとの 専門機関・金融 機関(令和6年 4月1日現在)

	専門機関	担保の種類		融機関 -音順)
保証機関	昭和リース(株)	<b>機械・設備</b> ・車両 ・建設機械 ・工作機械 等	足立成和信用金庫 きらぼし銀行 京葉銀行 興産信用金庫 商工組合中央金庫 城北信用金庫 西武信用金庫	東京信用金庫 東京シティ信用金庫 東京東信用金庫 東京ベイ信用金庫 東和銀行 東日本銀行
	トゥルーバ フィナンシャル	売掛債権・在庫 (一体評価)	足利銀行 阿波銀行	きらぼし銀行
	ソリューションズ (株)		足利銀行 阿波銀行	きらぼし銀行 みずほ銀行
	(株)帝国データ バンク	<b>売掛債権</b> ・売掛金 ・受取手形等	朝日信用金庫 きらぼし銀行 京葉銀行	さわやか信用金庫 城南信用金庫 西武信用金庫
担保	Tranzax(株)		きらぼし銀行 城南信用金庫	西武信用金庫 東日本銀行
評価機		再生可能エネルギー 発電設備 ・太陽光発電設備等	きらぼし銀行	城北信用金庫
関	(特非) 日本動産 鑑定	<b>在庫</b> ・商品、製品	朝日信用金庫 足利銀行 阿波銀行 きらぼし銀行 京葉銀行	さわやか信用金庫 城南信用金庫 城北信用金庫 西武信用金庫 千葉銀行
	(株)ゴードン・ ブラザーズ・ ジャパン	·仕掛品、原材料等	きらぼし銀行 京葉銀行 静岡銀行 千葉銀行	東日本銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行

#### ご利用いただける方

- ・東京都内に事業所(個人事業者は事業所又は住居)があり、対象業種を営む中小企業者(※) 又は組合(※農林・漁業、金融・保険業、性風俗関連営業、宗教法人等は対象外)
- ・許認可等が必要な業種にあっては、当該許認可等を受けていること。
- ・事業税等の未申告や滞納、社会保険料の滞納がないこと。 (完済の見通しが立つ場合はこの限りではありません。)
- ・現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
- ・担保の種類や取扱金融機関により、ご利用いただける方が異なります。

#### 融資条件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2億5,000万円 (1企業あたり)
融資期間	機械・設備を担保とする場合 : 7年以内 (但し再生可能エネルギー発電設備を担保とする場合は15年以内)
	売掛債権・在庫を担保とする場合: 1年以内
融資利率	取扱金融機関ごとに定める。
保 証 人	原則不要
融資形式	取扱金融機関ごとに定める。

※ 担保の種類や取扱金融機関により、融資条件が異なります。

#### 融資の流れ

- ① 取扱金融機関が、動産や債権に関する情報をお伺いし、融資の相談に対応
- ② 専門機関が動産や債権の状況を具体的に確認し、評価等を実施
- ③ 取扱金融機関が、専門機関による評価結果等に基づき、融資を実行
- ④ 取扱金融機関と専門機関が連携して、定期的に担保の保全状況等を確認

#### 東京都による支援

担保物件の評価費用や保証料等の経費の2分の1(小規模企業者<sup>\*1</sup>又は創業5年未満の中小企業の場合は全額を補助)

補助金の上限\*2は次のとおりです。

融資が実行された場合に限ります。

- ▶機械・設備を担保とする場合 融資額の4%
- ▶売掛債権を担保とする場合 融資額の 3.5 % (ただし、小規模企業者が 2,000 万円未満の融資を利用する場合、70万円)
- ▶在庫を担保とする場合 融資額の3.5%
- ▶創業 5年未満の中小企業の場合 融資額の4%
- ※1 小規模企業者とは、中小企業者のうち、従業員数が製造業等 30人以下(卸・小売・サービス業は10人以下)の事業者等です。

※2 補助金の上限は、年換算したものを記載しています。

#### 問 合 先

産業労働局金融部金融課 TEL 03-5320-4877



女性・若者・シニア創業サポート2.0

地域に根ざした創業を志す女性、若者およびシニアの方がご利用いただける低金利・無担保の融資と経営サポートを組み合わせた制度です。

#### 融資対象者

対 象 事 業

貸付限度額

貸付期間利率保証人

物 的 担 保

融資の流れ・融資後の支援

都内における女性、若者(39歳以下)、シニア(55歳以上)で、創業の計画がある方又は 創業後5年未満(女性は7年未満)の方(NPO等も含む)

地域の需要や雇用を支える事業

例) 女性: 主婦としての家事能力を活かした家事代行サービス

若者:地元野菜や果物を使用したパンを商店街の空店舗で販売

シニア:地域企業OBの技術を活かした会社の設立

ただし、公序良俗に問題のある事業、風俗営業などでないこと

1,500万円以内(女性は2,000万円以内)

ただし、運転資金のみは750万円以内(女性は1,000万円以内)

10年以内(据置期間3年以内)

固定金利1%以内

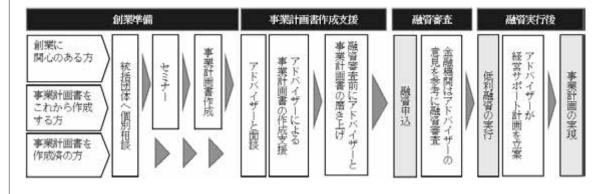
連帯保証人は以下のとおりです。

法人・・・一定の要件を満たす場合、不要

個人事業主…不要

無担保

※融資条件は、取扱金融機関ごとに上記の範囲で設定



※地域創業アドバイザーによる各種支援は原則として無料 ※融資実行は2034年3月まで

## 問 合 先取扱金融機関

産業労働局金融部金融課 TEL 03 (5320) 4877

- ・信用金庫(青木、朝日、足立成和、青梅、亀有、興産、小松川、西京、さわやか、 芝、城南、城北、昭和、西武、世田谷、多摩、東栄、東京、東京三協、 東京シティ、東京東、東京ベイ)
- ・信用組合(あすか、東、共立、江東、七島、青和、全東栄、第一勧業、大東京、 東京厚生、東浴、中ノ郷、ハナ、文化産業)

※表記は50音順

検索キー | 企業ステージ 進 創 期 安 定 事業承継期 業 信用保証 信用保証付き 必要に応じて 信用保証なし 資金使途等 運 転 資 金 設 備 資 セーフティネット

- ※1「検索キー」:巻頭に説明があります。
- ※2 東京信用保証協会の保証は不要ですが、民間保証機関の信用保証を要します。

#### 東京プラスサポート

#### (東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度)

東京都内に事業の基盤を置き、高い技術力や優れたビジネスプラン等を有しているにもかかわらず、当面の事業継続に必要な運転資金等の確保に困窮する中小企業に対し、東京都と地域の金融機関とが連携して金融支援を実施する東京都独自の融資制度です。

#### ご利用いただける方

中小企業で、次の要件を満たす方

- 1 都内に事業所(個人事業者は事業所又は住居)を有し、中小企業信用保険法施行 令第1条第1項に定める業種を営んでいる。
- 2 法人税(個人については所得税) その他租税の未申告、滞納や、社会保険料の滞納がない。
- 3 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあっては、 当該許可等を受けている。
- 4 取扱金融機関と、一定期間取引を継続している(ここでいう「一定期間取引」とは、本制度の申込時点において、当該取扱金融機関による事業性資金に関する融資残高があり、かつ、事業性資金に関する融資残高のある月が連続して12か月以上あって、当該取扱金融機関に対する債務の履行遅滞がないことをいいます。)。
- 5 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
- 6 融資種別ごとの融資対象の条件を満たしている。

#### ※中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種

農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く。)、漁業、金融・保険業 (保険媒介代理業および保険サービス業を除く。)の業種以外の業種になります。 なお、性風俗関連特殊営業、学校法人、宗教法人、LLP (有限責任事業組合)

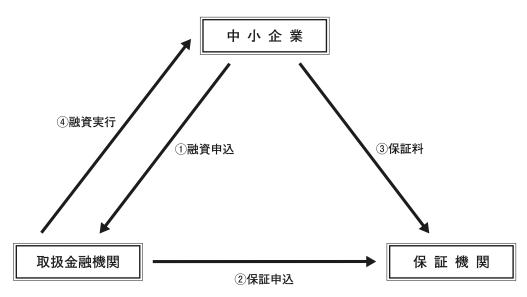
等は対象とはなりません。

※中小企業とは、下表の資本金要件・従業員要件のいずれかを満たしているものです。

業種	資本金(注1)	従業員数 (注 1)
製造業等 (注 2)	3億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900 人以下(注 3)
卸売業	1億円以下	100 人以下
小売業 (注 4)	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下(注 3)
医療法人等 (注 5)	(条件なし)	300 人以下

- (注 1) 資本金又は従業員数のいずれか一方の要件を満たせばよい。また、個人事業者及び特定非営利活動 法人(以下「NPO法人」) は資本金の要件を適用しない。
- (注 2) 製造業等の「等」とは卸売業、小売業及びサービス業以外の業種をいう。 〔業種例〕建設業、不動産業、運送業、出版業 など
- (注 3) NPO 法人の場合、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)は従業員数 300 人以下、旅館業は同 100 人以下。
- (注 4) 飲食業を含む。
- (注 5) 医業を主たる事業とする法人。

お申し込みからの流れ



[ご利用の手順]

- ① 中小企業は融資申込みが可能な取扱金融機関に対して融資の申込みをします。
- ② 取扱金融機関は、審査の上、保証機関に対して保証の申込みをします。
- ③ 保証機関が審査の上保証可能と判断した場合、中小企業は保証機関に対して保証料を支払います(取扱金融機関が中小企業から保証料の支払を受け、保証機関に支払う場合もあります。)。
- ④ 取扱金融機関は、中小企業に対して融資を実行します。

本融資制度には、オリックス株式会社保証付融資(保証機関:オリックス株式会社)、全国しんくみ保証株式会社保証付融資(保証機関:全国しんくみ保証株式会社)、株式会社オリエントコーポレーション保証付融資(保証機関:株式会社オリエントコーポレーション)の3種類の融資があります。

各融資の詳細については、次ページ以降の説明をご覧ください。

# 保 証 機 関 取 扱 金 融 機 関 (令和6年6月現在)

各融資制度

	オリックス株式会社保証付融資	全国しんくみ保証株式会社 保証付融資	株式会社 オリエント コーポレーション 保証付融資
保証機関	オリックス株式会社	全国しんくみ保証株式会社 (再保証機関:株式会社オリエント コーポレーション)	株式会社オリエント コーポレーション
取扱金融機関(業態ごとに五十音順)	きらばし銀行、東日本銀行、 朝日信用金庫、足立成和信用金庫、 青梅信用金庫、亀有信用金庫、 興産信用金庫、小松川信用金庫、 西京信用金庫、さわやか信用金庫、 芝信用金庫、城南信用金庫、 城北信用金庫、世田谷信用金庫、 西武信用金庫、世田谷信用金庫、 瀬野川信用金庫、東京信用金庫、 東宗三協信用金庫、 東京三協信用金庫、 東京東信用金庫、 東京東信用金庫、 東京東信用金庫、 東京東信用金庫、 東京東信用銀合(法人のみ)、 江東信用組合、 (法人のみ)、 汗和信用組合、 大東京信用組合(法人のみ)	あすか信用組合、東信用組合、 共立信用組合(個人事業者のみ)、 江東信用組合 七島信用組合、全東栄信用組合、 大東京信用組合(個人事業者のみ)、 東京厚生信用組合、中ノ郷信用組合、 文化産業信用組合	きらぼし銀行、 朝日信用金庫、 昭和信用金庫 西武信用金庫

※一定期間の融資取引がある取扱金融機関のうち1機関に対してのみ申込みが可能です。 ※取扱金融機関の最新の状況については、東京都産業労働局ホームページ「東京プラスサポート融資制度」をご覧ください。

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/shinhosyou/

### 東京プラスサポート

#### (保証機関 オリックス株式会社)

#### ご利用いただける方

83ページの「ご利用いただける方」に掲げる条件の外、申込時点において次の条件をすべて満たす方

1 直近2期以上の決算を終えている法人及び直近2期以上の青色申告を行っている個人事業主

(個人事業主から法人成りした法人については、それぞれの決算を合算して判定するものとする。)

- 2 代表者(個人事業主の場合は本人)の年齢が75歳を超えていないこと。 75歳を超えているときは、後継者がいること。
- 3 当該取引金融機関に対する債務の履行遅滞がないこと。
- 4 直近6か月以内に本制度での借入れをしていないこと。
- 5 その他、保証機関が定める条件を満たしていること。

## 融資条件資金使途

#### 事業性資金

中小企業は本制度により借り入れた資金をもって取扱金融機関等に対する債務の返済 に充てることはできません。(ただし、本制度を利用した既往債務の借換えは可能で す。)

融資限度額

100万円以上3,000万円以内(10万円単位) ただし、手形貸付の場合は100万円以上1,000万円以内(10万円単位)(本制度に基づく既往債務残高を含みます。)

融資期間 5年以内(据置期間はありません。)

取扱金融機関と保証機関が特に認めた先については、7年以内も可能です。

#### 融資利率

#### 【固定金利】

融資期間 3年以内 2.4%以内

3年超5年以内 2.6%以内

5 年超 7 年以内 2.8%以内

ただし、申込先金融機関において経営力強化保証制度又は東京都中小企業制度融資に定める「経営力強化保証制度対応融資」に関する融資残高がある場合には、下記のとおりとします。

融資期間 3年以内

2.1%以内

3年超5年以内 2.3%以内

5年超7年以内 2.5%以内

返済方法

元金均等分割返済(据置期間はありません。)

ただし、手形貸付の場合は一括弁済とすることができます。

融資形式

証書貸付とします。

なお、融資期間が1年以内で取扱金融機関が認めた場合は手形貸付とすることができます。

信用保証料

連帯保証人

保証機関の保証を要します。

保証機関の定めるところによります。全期間分を一括前払いとなります。

必要となる場合があります。この場合の連帯保証人は、法人では代表者個人(実質的な経営権を持っている者等を含む。)です。

個人事業主では原則として必要です。

経営者保証ガイドラインの適用等により法人代表者の個人保証を不要とできる場合が あります。

物的担保

原則として不要です。

#### 東京プラスサポート

#### (保証機関 全国しんくみ保証株式会社)

#### ※再保証機関 株式会社オリエントコーポレーション

ご利用いただける方

83ページの「ご利用いただける方」に掲げる条件の外、申込時点において次の条件を すべて満たす方

- 1 法人
  - (1)代表者の年齢が満18才以上で完済時75才以下であること。
  - (2) 直近2期以上(個人開業からの法人化は、個人開業歴を含む)の確定申告又は 事業報告等を行っていること。
  - (3) 組合員歴又は預金取引が1年以上あること。
  - (4) 取扱金融機関の審査基準を満たし、保証機関の保証が得られること。
  - (5) その他、保証機関が定める条件を満たしていること。
- 2 個人事業者
  - (1)満18才以上完済時75才以下であること。
  - (2) 同一事業を2年以上営み、1期以上の確定申告を行っていること。
  - (3)組合員歴又は預金取引が1年以上あること。
  - (4) 取扱金融機関の審査基準を満たし、保証機関の保証が得られること。
  - (5) その他、保証機関が定める条件を満たしていること。

融資条件 資金使途

#### 事業性資金

中小企業は本制度により借り入れた資金をもって取扱金融機関等に対する債務の返済 に充てることはできません。(ただし、本制度を利用した既往債務の借換えは可能で です。)

融資限度額 融資期間 50万円以上3.000万円以内(10万円単位)(本制度に基づく既往債務残高を含みます。) 5年以内(据置期間はありません。)

(取扱金融機関と保証機関が特に認めた場合は、7年以内も可能です。)

融資利率

#### 【固定金利】

融資期間 3年以内

2.4%以内

3年超5年以内 2.6%以内

5年超7年以内

2.8%以内

ただし、申込先金融機関において経営力強化保証制度又は東京都中小企業制度融 資に定める「経営力強化保証制度対応融資」に関する融資残高がある場合には、下 記のとおりとします。

融資期間 3年以内

2.1%以内

3年超5年以内

2.3%以内

5年超7年以内

2.5%以内

返済方法

元金均等分割返済(据置期間はありません。)

なお、取扱金融機関と保証機関との間で別の定めがある場合は双方の取り決めに よるものとします。

融資形式 信用保証 証書貸付とします。

保証機関の保証を要します。

信用保証料

保証機関の定めるところによります。一括先取方式となります。

連帯保証人

必要となる場合があります。この場合の連帯保証人は、法人では代表者個人(実質的 な経営権を持っている者等を含む。)です。

個人事業主では原則として必要です。

経営者保証ガイドラインの適用等により法人代表者の個人保証を不要とできる場合が あります。

物的担保

原則として不要です。

### 東京プラスサポート (保証機関 株式会社オリエントコーポレーション)

#### ご利用いただける方

83ページの「ご利用いただける方」に掲げる条件の外、申込時点において次の条件をすべて満たす方

#### 1 法人

- (1)代表者の年齢が満18才以上で完済時75才以下であること。
- (2) 直近2期以上(個人開業からの法人化は、個人開業歴を含む)の確定申告又は 事業報告等を行っていること。
- (3) 取扱金融機関の審査基準を満たし、保証機関の保証が得られること。
- (4) その他、保証機関が定める条件を満たしていること。

#### 2 個人事業者

- (1)満18才以上完済時75才以下であること。
- (2) 同一事業を2年以上営み、1期以上の確定申告を行っていること。
- (3) 取扱金融機関の審査基準を満たし、保証機関の保証が得られること。
- (4) その他、保証機関が定める条件を満たしていること。

## 融資条件資金使途

#### 事業性資金

中小企業は本制度により借り入れた資金をもって取扱金融機関等に対する債務の返済 に充てることはできません。(ただし、本制度を利用した既往債務の借換えは可能で です。)

融資限度額融 資期間

50万円以上3,000万円以内(10万円単位)(本制度に基づく既往債務残高を含みます。) 5年以内(据置期間はありません。)

(取扱金融機関と保証機関が特に認めた場合は、7年以内も可能です。)

#### 融資利率

#### 【固定金利】

融資期間 3年以内

2.4%以内

3年超5年以内

2.6%以内

5年超7年以内

2.8%以内

ただし、申込先金融機関において経営力強化保証制度又は東京都中小企業制度融資に定める「経営力強化保証制度対応融資」に関する融資残高がある場合には、下記のとおりとします。

融資期間 3年以内

2.1%以内

3年超5年以内

2.3%以内

5年超7年以内

2.5%以内

返済方法

元金均等分割返済 (据置期間はありません。)

なお、取扱金融機関と保証機関との間で別の定めがある場合は双方の取り決めに よるものとします。

融資形式信用保証

証書貸付とします。

保証機関の保証を要します。

信用保証料連帯保証人

保証機関の定めるところによります。一括先取方式となります。

必要となる場合があります。この場合の連帯保証人は、法人では代表者個人(実質的な経営権を持っている者等を含む。)です。

個人事業主では原則として必要です。

経営者保証ガイドラインの適用等により法人代表者の個人保証を不要とできる場合があります。

物的担保

原則として不要です。



#### 環境保全資金

環境への負担を減らすため、指定低公害・低燃費車への買換えのための資金をあっせんします。

#### 融資対象

- ① 中小企業者 (個人事業者も含む。) 又は組合で、東京信用保証協会の保証対象事業を営んでいること。
- ② 東京都内に住所(法人の場合は、主たる事業所)を有し、かつ事業を営んでいること。
- ③ 都の法人(又は個人)事業税等を滞納していないこと。
- ④ 購入予定車は未使用で未登録(中古車は対象外)のもので、購入後都内で登録すること。

 1企業(組合)1億円

必要

7年以内(うち措置期間6ヶ月)

都受付時の長期プライムレート以内

必要 法人:代表者個人、組合:代表理事 ※第三者連帯保証人は不要

この融資の保証を含め、保証合計残高が

8,000万円以下 原則無担保

8,000万円超 必要に応じて物的担保を要する。

信用保証料 利子補給及び 信用保証料補助

融資対象車両	条件	東京都補助率
指定低公害・低燃費車	買換え	利 子 補 助 1 / 2 保証料補助 2 / 3

#### 問 合 先 申 込 先

環境局環境改善部自動車環境課低公害化支援担当 TEL 03 (5388) 3535

- 銀行(三菱UFJ、東日本、みずほ、三井住友、きらぼし、山梨中央、りそな、千葉、横浜、北陸、群馬、東和)
- 商工組合中央金庫
- 都内に本店を有する信用金庫及び東京ベイ信用金庫
- 信用組合(あすか、東、共立、江東、七島、青和、全東栄、第一勧業、大東京、東京厚生、東浴、中ノ郷、ハナ、文化産業)
- 東京都信用農業協同組合連合会 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

取 扱 期 間

企業ステージ 準 備 期 創 期安 期 事業承継期 検索キー 業 定 信用保証なし 信用保証 信用保証付き 必要に応じて 資金使途等 運 転 資 設 備 資 金 セーフティネット

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

#### 公共事業の施行に伴う移転資金貸付(直接貸付)

この制度は、東京都が施行する道路の整備、河川の改修、公園整備や区画整理、再開発、沿道一体等の 事業に御協力いただいた方の移転(生活再建)を、お手伝いするためのものです。

#### 融資対象

東京都が施行する公共事業によって、建物の移転をしなければならない方。並びに 借地人及び借家人が、移転先の土地建物の購入、借り入れ又は建物の新築をするため の資金です。

次の要件をすべて備えていること。

- (1) 前記の事業の施行に伴う補償対象者(営業補償・工事補償のみを受けている 人を除く。)
- (2)補償契約締結後1年を経過していないこと。
- (3) 移転等の資金調達が困難と認められること。
- (4)貸付金の返済能力が十分であること。ただし、返済能力が十分でなくても同一世帯の返済能力を有する人と連帯して貸付を受けることができる。また、同一世帯内に数名の対象者がある場合は、これらの人は連帯して1件の貸付対象となる。

#### 貸付限度額

3,000万円以内で補償金(営業補償金等を除く。)の1/2以内

#### 貸付期間

返済能力に応じて5年、10年、15年、20年のいずれか(2年間の措置期間あり。)

#### 利 率

1.1 %

ただし、木造住宅密集地域において、都が指定する特定整備路線事業による移転対象 者の貸付利率は0.059%

#### 保 証 人

連帯保証人

一定の要件を満たす連帯保証人1または2名

#### 物的担保

土地・建物に第1順位の抵当権を設定する。また、建物の火災保険金請求権に第1順位の質権を設定する。

#### 申 込 先

(道路整備、河川の改修、公園整備に係る移転の場合)

建設局用地部管理課生活再建支援担当

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 (第二本庁舎 6 階北側)

TEL 03 (5000) 6779 · 03 (5000) 4464

(区画整理、再開発、沿道一体に係る移転の場合)

都市整備局市街地整備部管理課用地担当

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 (第二本庁舎11階北側)

TEL 03 (5320) 5105

#### 足立区・荒川区・板橋区

区分	メニュー名 融 資限度額		資金使途	貸付期間	据置期間
	小口零細資金	2,000万円 (他の保証協会付 融資残高含む)	運転·設備·併用 ·借換	金融機関が決定(10年以内)	金融機関が決定 (借換は据置なし)
	創業資金 (①申告前、②申告後)	1,000万円※	運転・設備・併用	金融機関が決定(10年以内)	金融機関が決定
足	経営安定資金	1,000万円	運転·設備·併用 ·借換	金融機関が決定(10年以内)	金融機関が決定 (借換は据置なし)

※ 特定創業支援等事業を受けたことの証明書を交付された者においては 2,000万円

【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・経営革新資金、3,000万円、金融機関が決定(5%以内)○ 立
  - ・一般事業資金、3,000万円、金融機関が決定(5%以内)○
  - ・緊急経営資金、2,000万円、金融機関が決定(5%以内)○
  - ・緊急経営資金(特別借換)、2,000万円、金融機関が決定(5%以内)○

#### 【問い合わせ先】

産業経済部企業経営支援課相談·融資係 03-3880-5486 (直通)

https://www.city.adachi.tokyo.jp/

	小規模企業資金融資 (普通)	2,000万円	運転·設備·併用	運転・併用 7年以内 設備 10年以内	1年以内
	創業支援融資	1,500万円	運転·設備·併用	運転・併用 7年以内 設備 10年以内	1年以内
荒	経営基盤強化融資	2,000万円	運転	運転 5年以内	1年以内

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・運転資金融資(普通)、2,000万円、1.9%△ ・設備資金融資(普通)、2,500万円、1.9%△ ・環境推進対策融資、1,500万円、1.9%△

  - ·設備改善融資、1,500万円、1.9%△

#### 【間い合わせ先】

Ш

- 産業経済部経営支援課融資係 03-3802-3111 (代表) 内線467・475

https://www.city.arakawa.tokyo.jp/

	小口資金融資	2,000万円	運転・設備	6 年以内	6ヶ月以内
	創業支援融資	2,000万円	運転・設備	7年以内	1 年以内
板	事業資金融資	3,000万円	運転・設備	7年以内	6ヶ月以内

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・事業資金融資経営改善特例、3,000万円、長期プライムレート+0.2%以内△
- ・設備資金融資、5,000万円、長期プライムレート+0.2%以内△
- ・ものづくり設備資金融資、5,000万円、長期プライムレート+0.2%以内△ ・借換資金融資、5,000万円(追加融資額3,000万円以内と併せて5,000万円以内)、 長期プライムレート+0.2%以内△
- ・小口資金融資経営改善特例、2,000万円(信用保証協会の利用残高と併せて2,000万円以内)、 長期プライムレート以内○

#### 【問い合わせ先】

産業経済部産業振興課経済対策係 03-3579-2172(直通)

https://www.city.itabashi.tokyo.jp/

(信用保証の要・不要): ○信用保証要、△必要に応じて、×信用保証不要

利率(年利)	利子補給	保証人	物的 担保	信用 保証	保証料補助
金融機関が決定 (5%以内)	貸付利率の2/3(上限1.6%)	法人 代表者のみ 個人 原則として不要	必要に応じて	要	運転資金1/2 ・設備(併用)資金2/3 (いずれも上限10万円)
金融機関が決定 (5%以内)	①2.5%以内 ②貸付利率の2/3(上限1.6%)	法人 代表者のみ 個人 原則として不要	必要に応じて	要	2/3 (上限50万円)
金融機関が決定 (5%以内)	貸付利率の2/3 (上限1.6%)	法人 代表者のみ 個人 原則として不要	必要に応じて	要	運転資金1/2 ・設備(併用)資金2/3 (いずれも上限10万円)

1.9%	1.3%	個人法人	原則不要 原則代表者	必要に応じて	要	全額
1.9%	1.4%	個人 法人	原則不要 原則代表者	必要に 応じて	必要に応じて	全額
1.9%	1.3%	個人 法人	原則不要 原則代表者	必要に応じて	必要に 応じて	全額

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- · 小規模企業特別支援融資、500万円、1.9%△ · 季節資金融資、500万円、1.9%△ · 新分野進出等支援融資、1,500万円、1.9%△
- ・事業承継支援融資、1,500万円、1.9%△ ・工場・社員住宅等建設資金融資、4,000万円、1.9%△ ・経営改善借換融資、3,000万円、1.9%△
- ·共同化融資、運転1,000万円、設備1億円、1.9%△

長期プライム レート以内	36ヶ月目まで6割補給(上限3.0%)	必要に応じて	必要に応じて	要	無
長期プライム レート以内	42ヶ月目まで8割補給(上限3.0%)	必要に応じて	必要に応じて	要	無
長期プライムレート +0.2%以内	42ヶ月目まで4割補給(上限1.5%)	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	無

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・小口資金融資借換特例、2,000万円(信用保証協会の利用残高及び追加融資額と併せて2,000万円以内)、 長期プライムレート以内○
- ・事業承継資金融資、5,000万円、長期プライムレート+0.2%以内△
- ・商店街振興融資、8,000万円、長期プライムレート以内△ ・経営安定化特別融資、1,000万円、長期プライムレート+0.2%以内○

(信用保証の要・不要):○信用保証要、△必要に応じて、×信用保証不要

#### 江戸川区・大田区・葛飾区

区分	メニュー名	融 資 限度額	資金使途	貸付期間	据置期間
	小企業小口資金融資 (小口零細企業保証制度)	2,000万円	運転・設備	運転 6 年以内·設備 8 年以内	6ヶ月以内
	創業支援資金融資	2,000万円 (創業 前は必要資金の 2/3以内)	運転・設備	7年以内	1年以内
江	経営向上資金融資※1	8,000万円	運転・設備	9年以内	1年以内

#### |【他の制度】(制度名、限度額、利率)

2.0% (利子補給1.5%) 〇

- ・中小企業事業資金融資、運転2,500万円・設備5,000万円 (併用の場合5,000万円まで)、 2.0% (利子補給0,5%)  $\bigcirc$
- Ш ・経営改善借換融資(返済条件変更中の債務の借換資金)、既存債務額+既存債務額の20%(5,000万円まで)、 返済期間8年超の場合2.3%(利子補給0.8%)・返済期間8年以内の場合2.0%(利子補給0.5%)○ ・商店街店舗支援資金融資、 [新規出店] 運転・設備2,500万円、 [設備更新] 設備2,500万円、

#### 【問い合わせ先】

産業経済部経営支援課融資係 03-5662-0538 (直通)

https://www.city.edogawa.tokyo.jp/shigotosangyo/jigyosha\_oen/index.html

	小規模企業 特別事業資金	300万円 【小口300万円】	運転・設備	5年以内	6ヶ月以内
	開業資金 商店街空き店舗活用開業資金 ものづくり事業開業資金	2,000万円 【小口2,000万円】	運転・設備	7年以内	12 ヶ月以内
大	経営強化資金	1,000万円 【小口1,000万円】	運転	7年以内	12ヶ月以内

- 【他の制度】(制度名、限度額、利率)、【小口資金】 ・一般運転資金、2,000万円【2,000万円】、1.8%以下△ ・一般設備資金、3,000万円【2,000万円】、1.8%以下△
- ·経営改善一本化資金、2,500万円【2,000万円】、1.8%以下△
- ·環境対策資金、1,500万円【1,500万円】、1.8%以下△

#### 【問い合わせ先】

産業経済部産業振興課融資係 03-3733-6185 (直通)

https://www.city.ota.tokyo.jp/

	一般融資 (小規模)	3,000万円 (2,000万円)	運転·設備·併用	運転・併用6年以内 設備8年以内	6ヶ月以内
	不況対策資金融資 (小規模)	3,000万円 (2,000万円)	運転·設備·併用	6年以内	6ヶ月以内
	創業支援融資	2,000万円	運転·設備·併用	運転 6 年以内 設備・併用 8 年以内	1年以内
葛	事業承継支援融資 (小規模)	3,000万円 (2,000万円)	運転·設備·併用	10年以内	1年以内

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ·借換融資、運転·設備·併用3,000万円、1.5%(利子補給0.2%)  $\triangle$  ·不況対策資金借換融資、運転·設備・併用3,000万円、1.5%(利子補給1.0%)  $\triangle$
- ・起業家支援融資、運転・設備・併用2,000万円、1.5% (利子補給1.2%) △
- ・インボイス等対策資金融資、設備3,000万円、1.5%(利子補給1.4%) $\triangle$ ・生産性向上・事業拡大融資、運転・設備・併用5,000万円、1.5%(利子補給1.2%) $\triangle$
- ・新製品・新技術開発支援融資、運転・設備・併用5,000万円、1.5%(利子補給1.3%)△

#### 【問い合わせ先】

産業観光部産業経済課経営支援係 03-3838-5556 (直通)

https://www.city.katsushika.lg.jp/

(信用保証の要・不要): ○信用保証要、△必要に応じて、×信用保証不要

利率(年利)	利子補給	保証人	物的 担保	信用 保証	保証料補助
2.0%	0.5%	法人 代表者 個人 原則不要	原則 無担保	要	全額
2.0%	1.5%	法人 代表者 個人 原則不要	原則 無担保	要	全額
2.0%	1.5%	法人 代表者 個人 原則不要	原則 無担保	要	全額

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・特例借換資金融資(令和7年3月31日まで)、既存債務額+既存債務額の20%(5,000万円まで)、 利率は金融機関の所定利率による(利子補給:約定利率の1/2、最大1.5%)○
- ・経営支援資金特別融資(令和7年3月31日まで)、運転・設備2,000万円、2.0%(利子補給1.5%) $\bigcirc$
- ·SDGs活動企業支援融資、運転・設備2,500万円、2.0%(利子補給1.5%)○
- ※1 設備近代化、IT関連、消費税軽減税率対策、受動喫煙防止対策等、店舗開設、地球温暖化・節電対策、 新製品・新技術開発、事業転換・多角化、ワークライフバランス推進設備導入等

1.5%以下	1.3% 【小口 全額】	必要に応じて	必要に 応じて	必要に 応じて	無
1.8%以下	1.4%	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	無
1.5%以下	1.3% 【小口 全額】	必要に応じて	必要に 応じて	必要に 応じて	無

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)、【小口資金】

- ・原油価格・物価高騰対策資金、1,000万円【1,000万円】、1.5%以下△・SDGs・脱炭素推進企業支援資金、1,000万円【1,000万円】、1.8%以下△・次世代育成サポート推進企業支援資金、500万円【500万円】、1.8%以下△
- ・団体事業資金(共同事業運転資金)、5,000万円【2,000万円】、1.5%以下△ ・団体事業資金(共同事業運転資金)、1億円【2,000万円】、1.5%以下△ ・団体事業資金(共同事業設備資金)、1億円【2,000万円】、1.5%以下△または1.8%以下△ ・団体事業資金(共同事業設備資金)、5,000万円【2,000万円】、1.5%以下△ ・チャレンジ企業応貸資金、5,000万円、1.5%以下△

- ※小口資金については、信用保証要(小口零細企業保証制度)

1. 5%	0. 2%	原則不要	無	必要に応じて	30万円まで (都と併用あり)
1.5%	1.0%	原則不要	無	必要に応じて	30万円まで (全額補助)
1.5%	区 1.2%· 協力金融機関 0.3%	原則不要	無	必要に応じて	区 30万円まで 30万円を超えた金額を協力金融機関が補助
1.5%	1. 2 %	原則不要	無	必要に応じて	30万円まで (全額補助)

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・商店街活性化資金融資、運転3,000万円、設備・併用8,000万円、1.5%(利子補給1.2%)△
- ・安全安心対策資金融資、運転・設備・併用1,500万円、1.5% (利子補給1.2%) △
- ·公害防止設備資金融資、設備1,500万円、1.5%(利子補給1.5%) △
- ・環境・省エネルギー対策資金融資、設備3,000万円、1.5% (利子補給1.0%) △
- 事業承継特別保証借換融資、運転・設備・併用3.000万円、1.5%(利子補給1.2%)△

#### 北区・江東区・品川区

区分	メニュー名	融 資 限度額	資金使途	貸付期間	据置期間
	小規模企業小口資金	2,000万円	運転・設備 ・借換	運転・借換 7年以内 設備 10年以内	6ヶ月以内
	起業家支援資金	1,500万円 (特定創業支援等事業による支援を受け たことの証明がある場合は2,000万円)	運転・設備 (併用可)	運転・併用 7年以内 設備 10年以内	12 ヶ月以内
	不況対策資金	1,000万円	運転	5年以内	12 ヶ月以内

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・事業資金、2,000万円(運転・設備各1,000万円)、1.9%以内△
- ・事業活性化支援資金、1,000万円、1.9%以内△ ※5号認定者は1.8%以内○
- ・原油価格・物価高騰対策緊急資金、新型コロナウイルス感染症対策緊急資金借換資金、2,000万円、1.9%以内△

#### 【問い合わせ先】

地域振興部産業振興課経営支援係 03-5390-1237 (直通)

https://www.city.kita.tokyo.jp/

	小規模企業特別資金 (小口零細企業保証制度)	合計	運転・設備・借換	6 年以内	6 ヶ月以内
	小規模企業特別資金 (一般)	2,000万円	運転・設備	6 年以内	6 ヶ月以内
江	創業支援資金	運転1,000万円 設備1,500万円	運転・設備	6 年以内	12 ヶ月以内

- 【他の制度】(制度名、限度額、利率) ・運転資金、2,000万円、1.9%○(利子補給 0.8%) ・短期運転資金、300万円、1.6%○(利子補給 0.9%) ・設備資金、2,000万円、2.1%○(利子補給 0.8%)
- - ·借換資金、2,000万円、2.1% (利子補給 0.7%)
  - ・チャレンジサポート資金、4,000万円、2.1% (利子補給 1年目2.1%、2年目以降1.6%)
  - ·事業承継支援資金、2,000万円、2.1%〇(利子補給 1年目2.1%、2年目以降1.8%)

#### 【問い合わせ先】

地域振興部経済課融資相談係 03-3647-2331 (直通)

https://www.city.koto.lg.jp/

	小規模企業 特別事業資金	2,000万円	設備・運転	5年以内	6ヶ月
	創業支援資金	2,000万円	設備・運転	10年以内	12 ヶ月
	経営支援資金	設備・併用 2,500万円 運転1,500万円	設備・併用・運転	設備・併用7年以内 運転5年以内	6ヶ月
品	経営安定化資金	3,000万円	設備・運転	10年以内	12 ヶ月

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ·事業設備資金、3,000万円、1.8%以内△(利子補給率 1.2%)
- ·事業運転資金、2,000万円、1.8%以内△(利子補給率 1.2%)
- ・事業承継支援支金、2,000万円、1.8%以内△(利子補給率 3年目まで1.8% 4年目以降1.2%)
- ·事業活性化資金、4,000万円、1.8%以内△(利子補給率 1.2%)
- ·環境対策資金、1,500万円、1.8%以内△(利子補給率 1.6%)
- ・緊急資金「物価高騰等総合支援資金」、1,000万円、1.6%以内△(利子補給率 3年目まで1.6% 4年目以降1.4%) ※令和6年9月30日申請受付終了予定

#### 【問い合わせ先】

Ш

地域産業振興課中小企業支援担当(経営支援担当) 03-5498-6334 (直通)

https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/

(信用保証の要・不要): ○信用保証要、△必要に応じて、×信用保証不要

利率(年利)	利子補給	保証人	物的 担保	信用保証	保証料補助
1.8%以内	0.8%	法人:原則代表者 個人事業主:原則不要	原則 無担保	要	都 1/2補助
1.8%以内	1.5%	法人:原則代表者 個人事業主:原則不要	原則 無担保	必要に応じて	区または都 2/3補助
1.9%以内	1.5% (実行から 1 年間は1.9%)	法人:原則代表者 個人事業主:原則不要	原則 無担保	要	1/2

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・事業承継支援資金、1,500万円、1.9%以内△
- ·緊急資金、1,000万円、1.9%以内△
- ・不況対策借換資金、1,500万円(不況対策資金との併用になる場合は合計して1,000万円が限度額)、1.9%以内〇
- ・団体事業資金、2,000万円(商店街振興組合は1億円)、1.9%以内×(商店街振興組合は△)
- ・緊急景気対策借換資金、2,000万円、2.0%以内○
- ・夏季・年末資金、500万円、1.6%以内△
- ・原油価格・物価高騰対策緊急資金、1.000万円、1.9%以内△

1.9%	0.7%	原則不要	原則 不要	要	運転・設備は全額 借換の場合は無
1.9%	0.7%	原則不要	原則不要	要	全額
2.1%	1.8%(要件により1.9%、または3 年目まで2.1%、4年目以降1.8%)	原則不要	原則 不要	要	全額

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ·環境保全対策資金、2,000万円、2.1% (利子補給 1.1%)
- ・原油価格・物価高騰対策資金、1,000万円、1.9%○(利子補給 1年目1.9%、2年目以降1.6%) ・設備強化資金、4,000万円、2.1%○(利子補給 1.1%) ・団体資金、1億円(転貸1組合員1,000万円)、運転1.6%・設備1.9%×

- ・コロナ融資限定借換資金、2,000万円、1.9%○ (利子補給 2年目まで1.9%、3年目以降1.6%)

1.6%以内	3年目まで1.6%、 4年目以降1.4%	必要に応じて	必要に応じて	要	全額補助
要件により 1.6%以内又は 1.8%以内 目まで1.6%、4年目以降1.4%)		必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	要件により 全額補助 又は1/2補助
1.6%以内 3年目まで1.6%、4年目以降1.4%		必要に応じて	必要に 応じて	要	2/3補助
1.8%以内	1.2%	必要に応じて	必要に応じて	要	2/3補助

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- · 商店街活性化資金、10,000万円、1.8%以内△(利子補給率1.6%)
- ·団体事業資金、3,500万円、1.8%以内△(利子補給率1.2%)

#### 渋谷区・新宿区・杉並区

区分	メニュー名	融 資 限度額	資金使途	貸付期間	据置期間
	小口資金【一般】	2,000万円	運転・設備	7年以内	6ヶ月以内
	創業支援資金	2,000万円	運転・設備	7年以内	1年以内
渋	運転資金・設備資金	運転1,500万円 設備2,000万円	運転・設備	運転 5年以内 設備 7年以内	6ヶ月以内

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

·小口資金【商店会】、2,000万円、1.7%○

· 借換資金、既往債務+500万円、1.7%△

#### 【問い合わせ先】

谷

産業観光文化部産業観光課産業振興係 03-3463-1762 (直通)

https://www.city.shibuya.tokyo.jp/

	商工業緊急資金 (特例)	2, 000万円	運転、設備資金	10 年以内	24 ヶ月以内
	小規模企業特例資金	2,000万円	運転、設備資金	6 年以内	6ヶ月以内
新	創業資金	1,000万円~ 2,000万円	運転、設備資金	7 年以内	12 ヶ月以内

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・商工業資金運転資金、1,500万円(設備・運転設備資金2,000万円)、1.8%△ ・小規模企業資金、750万円、1.8%△ ・地場産業振興資金運転資金、1,000万円(設備・運転設備資金1,500万円)、1.8%△ ・店舗改装資金、1,500万円、1.8%△ ・ワーク・ライフ・バランス企業応接資金、500万円、1.8%△ ・商店街空き店舗活用支援資金、2,000万円、1.8%△

#### 【問い合わせ先】

文化観光産業部産業振興課産業振興係 03-3344-0702(直通)

https://www.city.shinjuku.lg.jp/

	小規模企業小口資金	2, 000万円	運転・設備	運転7年以内 設備9年以内	6ヶ月以内
	創業支援資金	2, 000万円	運転・設備	運転7年以内 設備9年以内	1年以内
杉	経営安定運転特例資金	700万円	運転	運転7年以内	6ヶ月以内

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・普通資金3,000万円、2.00%△ ・短期運転資金300万円、1.90%△ ・経営基盤強化資金1,500万円、2.00%△ ・新事業展開資金1,500万円、2.00%△ ・団体資金(法人格を有する団体)7,000万円、(法人格を有しない団体)500万円、2.00%△ ・商店街活性化資金6,000万円、2.00%△ ・災害復旧特例資金300万円、2.00%△

#### 【間い合わせ先】

産業振興センター就労・経営支援係(創業・経営相談担当) 03-5347-9182 (直通) https://www.city.suginami.tokyo.jp/

(信用保証の要・不要): ○信用保証要、△必要に応じて、×信用保証不要

・中小企業団体事業資金、1,000万円、1.8%△

利率(年利)	利子補給	保証人	物的 担保	信用 保証	保証料補助
1.70%	0.70%	必要に応じて	必要に応じて	必要	無
1.70%	1. 60%	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	無
1.70%	0. 50%	必要に応じて	必要に 応じて	必要に 応じて	無

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・低公害車特別資金、1,000万円、1.7%△ ・事業多角化転換資金、1,500万円、1.7%△ ・事業承担支援資金、2,000万円、1.7%△
- · 災害復旧資金、300万円、1.7%△
- ・原油・物価高騰対策資金、2,000万円、1.7%△

1.8%	1.8%	必要に応じて	必要に 応じて	必要に応じて	全額補助
1.8%	0.9%	必要に応じて	必要に応じて	必要	都1/2補助
1.8%	1.6%	必要に応じて	必要に 応じて	必要に応じて	26万円を上限として1/2補助

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・環境保全資金、500万円、1.8%△

- ・環境保全資金、500万円、1.8%△ ・情報技術活用促進資金、500万円、1.8%△ ・商工業年末特別資金、300万円、1.7%△ ・経営応援資金、500万円、1.8%△ ・債務一本化資金、2,000万円、1.8%△ ・技術・事業革新資金、1,500万円、1.8%△ ・魅力ある商店街づくり資金、2,000万円、1.8%△ ・商店会共同事業資金、200万 (中元)・250万円 (年末)、約定利率△

1.80%	1.20% (産業経済団体加入者1.40%)	必要に応じて	必要に応じて	必要	無
1.80%	1.60% (住環境と調和した業種の場合1.80%)	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	特定創業支援等事業を 受けた場合1/3補助
1. 90%	1.42% (貸付日から3年間1.90%)	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	無

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ※経営安定運転特例資金、災害復旧特例資金は小口のメニューあり ※普通資金、短期運転資金、小規模企業小口資金は産業経済団体加入者の場合、利子補給優遇あり ※創業を選集する、新事業展開資金は、情報・通信、福祉・介護、健康関連などで区が指定した業種の場合、利子 補給優遇あり

(信用保証の要・不要):○信用保証要、△必要に応じて、×信用保証不要

#### 墨田区・世田谷区・台東区

	メニュー名	融 資 限度額	資金使途	貸付期間	据置期間
	小規模企業資金 (全国統一保証制度対応)	2,000万円	運転資金 設備資金	5年以内 (設備のみの場合9年以内)	6ヶ月以内 (設備のみの場合12ヶ月以内)
	チャレンジ支援資金	1,750万円	運転資金 設備資金	7年以内	12 ヶ月以内
墨	経営安定資金	2,000万円	運転資金	7年以内	12ヶ月以内

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・運転資金、1,500万円、固定2.2%△
- ・設備・環境改善資金、3,000万円、固定2.2%△
- ·設備資金(二酸化炭素)、5,000万円、固定2.2%△
- ・産業支援資金(設備近代化)、3,000万円、固定2.2%△

#### 【問い合わせ先】

產業観光部経営支援課経営支援担当 03-5608-6183 (直通)

https://www.city.sumida.lg.jp/

	小口零細資金	2,000万円	運転・設備	7年以内	6ヶ月
	創業支援資金	2,000万円	運転・設備	7年以内	12 ヶ月

- 【他の制度】(制度名、限度額、利率) ・事業資金、2,000万円、1.8%△ ・省エネルギー対策資金、2,000万円、1.8%△
- ・事業転換多角化資金、5,000万円、1.9%△

谷

田

田

#### 【問い合わせ先】

世田谷区産業振興公社 産業振興課経営支援・雇用係 03-3411-6603 (直通) https://www.setagaya-icl.or.jp/

	小規模企業保証資金 (全国統一保証制度対応)	2,000万円 (信用保証付き 融資残高含む)	運転 設備	運転5年以内 設備7年以内	6ヶ月以内
	小規模企業小口資金	1,000万円	運転 設備	運転 5 年以内 設備 7 年以内	6ヶ月以内
台	開業支援資金	1,000万円 (自己資金額3倍 程度の範囲内)	運転設備	7年以内(700万円以内) 9年以内(700万円超)	12 ヶ月以内
	長期事業資金	3,000万円	運転 設備	運転7年以内 設備9年以内	6ヶ月以内
	The a file (file b	70 せんだ イリナー			

#### 東 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ·返済条件付資金、3,000万円、2.2%○ ·返済条件付資金、1,000万円、2.2%○ ・環境改善資金、1,500万円、2.2%○ ・関産関連防止資金、750万円(債権額の範囲内)、2.0%○
- ・ワークライフバランス資金、1,000万円(台調和の過去の貸付金額含む)、2.2%○
- ·事業転換·多角化資金、2,000万円、2.2%○
- ・新型コロナウイルス感染症対策借換特別資金、5,000万円、1.8%○(令和7年3月31日まで)
- ・経営安定化借換特別資金、融資実行となった新型コロナウイルス感染症対策借換特別資金の融資残高と新規 運転資金(上限500万円)の合算金額以内、1.8%○(令和7年3月31日まで)

#### 【問い合わせ先】

文化產業観光部產業振興課融資担当 03-5829-4128 (直通)

https://www.city.taito.lg.jp/

(信用保証の要・不要):○信用保証要、△必要に応じて、×信用保証不要

市

町

#### 墨田区・世田谷区・台東区

利率(年利)	利子補給	保証人	物的 担保	信用 保証	保証料補助
固定2.0%	1.0%	法人:代表者のみ 個人事業主:原則不要	必要に 応じて	要	無
固定2.0%	1.8%	法人:代表者のみ 個人事業主:原則不要	必要に 応じて	要	全額
固定2.0%	1.8%	法人:代表者のみ 個人事業主:原則不要	必要に 応じて	必要に 応じて	全額

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ·公害防止資金、3,000万円、固定2.2%△
- ・アスベスト対策資金、3,000万円、固定2.2%△
- ・事業共同化資金、8,000万円、固定2.2%△
- ·事業承継支援資金、2,000万円、固定2.0%△
- · M&A資金、2,000万円、固定2.0%△
- ・原油価格・物価高騰等緊急対策資金、300万円、固定2.0%△
- ※設備資金(二酸化炭素)は設備・環境改善資金の残高を含めて5,000万円以内
- ※原油価格・物価高騰等緊急対策資金は令和7年3月31日まで(令和6年4月1日現在)

1. 6%	1. 4%	融資あっせんの申込には、 個人:必要に応じて 法人:法人代表者	必要に 応じて	要	都 1/2 補助
1. 6%	1.5%	融資あっせんの申込には、 個人:必要に応じて 法人:法人代表者	必要に 応じて	要	都 2/3 補助

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- · 商工業団体経営高度化資金、1億円、1.9%△
- ・災害応急資金、500万円、1.7%△
- ·経営改善借換資金、4,000万円、1.8%△
- · 小規模企業者景気対策緊急資金(小規模企業者倒産防止特別融資)、200万円、 $1.7\% \times$  · 景気対策緊急資金、2,000万円、 $1.8\% \triangle$

2.0%	1.0%	信用保証協会 (協調金融機関)の 要件による	協会(金融 機関)の要 件による	要	全額
2.2%	1.1%	信用保証協会 (協調金融機関)の 要件による	協会(金融 機関)の要 件による	要	全額
1.8%	1.8%	信用保証協会 (協調金融機関)の 要件による	協会(金融 機関)の要 件による	要	全額
2.2%	0. 55%	信用保証協会 (協調金融機関)の 要件による	協会(金融 機関)の要 件による	要	1/3 (50万円まで)

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ·団体資金、5,000万円~1億円、2.0%×
- ・商店街共同施設設置資金、1億円、2.0%× ・借換特別資金、まとめる債務とその保証料相当額、2.4%○
- ・新製品新技術開発支援等事業資金、 2,000万円、2.2%○
- · 短期運転資金、500万円、1.5%○

(信用保証の要・不要): ○信用保証要、△必要に応じて、×信用保証不要

#### 中央区・千代田区・豊島区

区分	メニュー名	融 資 限度額	資金使途	貸付期間	据置期間
	一般運転資金、一般設備資金 小規模 企業資金	2,000万円 一般:1,200万円 区民:1,400万円	運転・設備	運転:7年以内 設備:9年以内	6ヶ月以内
	日 経営改善 支援資金 融 借換資金(新型	一般:1,300万円 区民:1,500万円		7年以内	
	感染症対策緊急	申込時点における 新型コロナウイル ス感染症対策緊急 特別資金の残高	借換	7年以内	12ヶ月以内
中	創造支援資金融資	1,500万円 (必要額の 1/2まで、創業前の場合 は自己資金の範囲内)	創業に必要な運 転及び設備	7年以内	6ヶ月以内
	経営改善 支援資金融資	一般1,300万円 区民1,500万円	運転及び設備	7年以内	6ヶ月以内

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・運転資金融資、一般: 2,500万円・区民: 2,700万円、1.8%○
  ・設備資金融資、一般: 2,600万円・区民: 3,000万円・生鮮三品(青果・食肉・鮮魚)の小売店を営む者、公害防止設備、省エネ対策の場合: 3,000万円、1.8%○
  ・小規模企業特例緊急運転資金融資、300万円、1.8%○
  ・小規模企業資金融資、一般: 1,200万円・区民: 1,400万円、1.8%○

#### 【問い合わせ先】

区民部商工観光課相談融資担当 03-3546-5330 (直通)

https://www.city.chuo.lg.jp/

	小口資金 (小規模企業特別資金)	(一般)650万円 (町会)900万円 (区民)900万円	運転資金 設備資金	5年以内	6ヶ月以内
	起業資金	(一般)1,000万円 (町会)1,500万円 (区民)2,500万円	運転資金 設備資金	7年以内	12ヶ月以内
千	営業資金	(一般)1,300万円 (町会)1,800万円 (区民)1,800万円	運転資金	6年以内	6ヶ月以内

### 代 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・設備資金、一般: 1,500万円・町会・区民: 2,000万円、2.0%△
- ・小規模企業特別資金、一般:650万円・町会・区民:900万円、2.0%△ ・団体資金、3,000万円、2.0%△ ・地球温暖化・環境対策特別資金、1,000万円、2.0%△
- 田

  - ・年末特別資金、400万円、1.9%△

#### 【問い合わせ先】

地域振興部商工観光課経営相談·融資担当 03-5211-4344 (直通)

https://www.city.chiyoda.lg.jp/

	小企業資金	2, 000万円	運転・設備	60 ヶ月以内	6ヶ月 以内
	起業資金	1,500万円	運転・設備	84 ヶ月以内	6ヶ月 以内
豊	経営安定借換資金	3,000万円	運転・設備	120 ヶ月以内	無
	【他の制度】(制度々	四帝始 利索)			

- 【他の制度】(制度名、限度額、利率) ・運転資金(短期)、500万円、1.475%△ ・運転資金(中期)、1,000万円、1.7%△
  - ·運転資金(中期借換)、1,000万円、1.7%△
  - ・運転資金(長期)、1,500万円、1.8%△
- ・設備資金(中期)、3,000万円、1.7%△ ・設備資金(長期)、3,000万円、1.9%△
- ·小企業借換資金、2,000万円、1.5%〇

#### 【問い合わせ先】

文化商工部生活産業課商工グループ 03-4566-2742 (直通)

https://www.toshima-biz.com/

利率(年利)	利子補給	保証人	物的 担保	信用 保証	保証料補助
	0.9%(うち生鮮三品・公害・省エネ:1.5%)				3分の2(うち生鮮三品・公害・省エネ・全額)
	1. 5%				全額
	1. 3 /0				一般: 3分の2、区民:全額
1. 8%	1. 5%	法人:東京信用保証協会 の規定に準ずる 個人事業主:原則不要	必要に 応じて	原則要	全額
	1.5%				3分の2
	1.5%				一般: 3分の2、区民:全額

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・借換資金(新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金):申込時点における新型コロナウイルス感染症対策緊急特別 資金の残高、1.8% ○

- ·店舗·工場等小規模再開発資金融資、10,000万円、1.8%〇 ·区融資一本化資金融資、2,500万円、1.8%〇 ·災害復旧資金融資、一般:1,000万円・区民:1,200万円、1.8%〇 ·年末特別資金融資、300万円、1.8%〇
- ・団体資金融資、共同事業資金法人3,000万円・任意1,500万円・近代化設備資金法人5,000万円・任意2,500万円、1.8% 信用保証:原則として要する。任意団体は保証対象とならない。

1.8%	0. 5% 0. 5% 1. 5%	法人:必要に応じて 個人事業主:原則不要	不要	必要に 応じて	区民のみ100%
1. 8%	1. 4% 1. 4% 1. 4%	法人:必要に応じて 個人事業主:原則不要		要	区民のみ100%
2.0%	0.3% 0.3% 0.8%	法人:必要に応じて 個人事業主:原則不要		必要に応じて	無

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・小口資金(営業資金)、一般:1,300万円・町会・区民:1,800万円、1.8% $\triangle$ ・小口資金(設備資金)、一般:1,500万円・町会・区民:2,000万円、1.8% $\triangle$ ・経営安定化支援特例措置 小規模企業特別資金、一般:650万円・町会・区民:900万円、2.0% $\triangle$ ・経営安定化支援特例措置 営業資金、一般:1,300万円・町会・区民:1,800万円、2.0% $\triangle$ ・経営安定化支援特例措置 設備資金、一般:1,500万円・町会・区民:2,000万円、2.0% $\triangle$

1.5%	1. 25%	法人:必要に応じて 個人事業主:原則不要	不要	要	無
1.6%	1.6%	必要に応じて	必要に 応じて	必要に応じて	無
1.9%	無	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	無

### 中野区・練馬区・文京区

区分	メニュー名	融 資 限度額	資金使途	貸付期間	据置期間
	小規模企業特例資金 (小口零細企業保証制度対応)	2,000万円	設備・運転 併用	7年以内、手形貸付は1年以内、 手形割引は6ヶ月以内	1年以内
	創業支援資金	2,000万円	設備・運転 併用	7年以内	1年以内
中	事業資金	5, 000万円	設備・運転 併用	7年以内	6ヶ月以内

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・ICT・コンテンツ事業者支援資金、3,000万円、1.9%以内△
- ・ライフサポート事業支援資金、3,000万円、1.9%以内△
- ・事業活性化支援資金、3,000万円、1.9%以内 $\triangle$ ・ $IT \cdot DX導入資金、<math>3,000$ 万円、1.9%以内 $\triangle$
- ・ I C T・コンテンツ事業者支援資金 (小口)、2,000万円、1.9%以内〇
- ・ライフサポート事業支援資金(小口)、2,000万円、1.9%以内○

#### 【問い合わせ先】

区民部産業振興課産業係 03-3228-8729 (直通)

https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/

	小規模企業小口貸付	2,000万円	設備・運転・併用	貸付1,000万円以内:7年以内 貸付1,000万円超:10年以内	6ヶ月以内
	創業支援貸付(一般)	1,000万円	設備·運転·併用	7年以内	12 ヶ月以内
練	景気対策特別貸付	1,500万円	設備・運転・併用	貸付1,000万円以内:7年以内 貸付1,000万円超:10年以内	12ヶ月以内

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

・普通貸付、設備・運転・併用2,500万円、2.0%△

- ·新旧債務一本化貸付、運転·併用2,500万円、2.0%△ ·災害貸付、設備・運転・併用500万円、2.0%△
- ·年末短期貸付、運転300万円、2.0%△

#### 【問い合わせ先】

産業経済部経済課融資係 03-5984-2673 (直通)

https://www.city.nerima.tokyo.jp/

	小口零細企業保証 制度対応特別資金	2,000万円	運転・設備	7年以内	6ヶ月以内
	創業支援資金				
	創業特例	1,500万円	運転・設備	7 年以内	12 ヶ月以内
文	緊急事業資金 ①不況業種等向け ②非常災害向け	①1,000万円 ②500万円	運転・設備	① 8 年以内 ② 6 年以内	12 ヶ月以内

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

#### 京

- ·一般運転資金、1,500万円、1.7%△ ·一般設備資金、2,000万円、1.7%△ ·小規模企業資金、600万円、1.7%△
- ・商店会加入奨励資金、800万円(加入1年未満)、1,000万円(加入1年以上)、1.7%△
- ・短期運転資金、500万円、1.7%△・経営環境変化対策資金、1,500万円、1.7%△

#### 【問い合わせ先】

区民部経済課産業振興係 03-5803-1173 (直通)

https://www.city.bunkyo.lg.jp/

利率(年利)	利子補給	保証人 物的 担保		信用 保証	保証料補助
1.9%以内	1.1%	原則不要		要	無
1.8%以内	1.6%	原則不要		要	1/3
1.9%以内	0.6%	原則不要	原則不要		無

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・事業活性化支援資金 (小口)、2,000万円、1.9%以内〇・ I T · D X導入資金 (小口)、2,000万円、1.9%以内〇
- ・災害特別資金、1,000万円、1.8%以内△
- ・経営安定支援資金、1,000万円、1.8%以内○
- ·経営改善借換資金、2,000万円、1.9%以内〇
- ·公衆浴場設備資金、5,000万円、1.9%以内△
- ・公衆浴場施設確保資金、5,000万円、1.9%△

2.0%	1.1% (商店会加入1.6%)	必要に応じて	要	無
2.0%	1.6%	必要に応じて	必要に応じて	無
2.0%	1.8%	必要に応じて	必要に応じて	1 / 2

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ·団体貸付、法人2,500万円・任意団体2,000万円、2.0%△
- ・商店街整備資金貸付、商店会:設備・運転・併用5,000万円・商店会会員:設備2,000万円、2.0%△
- ・街づくり事業協調貸付、設備・運転・併用1,000万円、2.0%△
- ・地球温暖化等環境対策特別貸付、設備500万円、2.0%△
- ・アニメ産業特別貸付、設備・運転・併用1,000万円、2.0%△ ・デジタル化・イノベーション等支援特別貸付、設備・運転・併用1,000万円、2.0%△
- ·創業支援貸付(特別)、設備·運転·併用500万円、1.0%△
- ·緊急経営支援特別貸付、運転1,000万円、2.0%△

1.7%	0. 2%		要	
1. 5%	1. 5%	融資に係る連帯保証人及び担 保の条件については、必要に	थ सर्वे १०	
3 年以内 1.1% 3年超5年以内 1.2% 5年超7年以内 1.4%	1. 1% 1. 2% 1. 4%	応じて取扱金融機関又は保証協会が定めるものとする。ただし、個人事業者の場合は原則不要とする。	応じて	
1.7%	①1.5% ②1.3%		必要に応じて	

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・地域産業振興資金、設備3,000万円、1.7%△
- ・イノベーション活用型地域産業振興資金、設備3,000万円、1.7%△
- ·事業活性化資金、①運転1,000万円②設備1,500万円、1.7%△
- ・地球温暖化等環境対策資金、設備1,500万円、1.7%△
- · 団体運転資金、①法人3,000万円②任意団体1,000万円、1.7%△ · 団体設備資金、①法人5,000万円②任意団体2,000万円、1.7%△
- ・借換資金、2,000万円、1.7%△
- ・女性のエンパワーメント原則推進支援資金、500万円、1.7%△
- ·先端設備等導入支援資金、設備3,000万円、1.7%△
- ・現下の経済変動に対応するための緊急資金、1,500万円、1.7%○
- ・現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金、2,000万円、1.7%○

### 港区・目黒区

区分	メニュー名	融 資 限度額	資金使途	貸付期間	据置期間
	小口零細保証融資A	2,000万円以内	運転・設備	7年	6ヶ月
	小口零細保証融資B	区民:500万円以内 区民以外: 400万円以内	運転・設備	5年	6ヶ月
	小口チャレンジ支援 融資	1,000万円以内	運転・設備	7年	6ヶ月
	創業支援融資	1,500万円	運転・設備	7年	1年
	経営一般融資	区民:3,200万円以内 区民以外: 2,800万円以内	①運転 ②設備	①7年 ②9年	① 6 ヶ月 ② 1 年

# 港【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・短期融資、400万円、1.75%△ ・小口零細セーフ(7号・8号)、1,000万円以内、1.75%○ ・中小商工業団体融資、5,000万円以内、2.1%△

- ・ 中小商工業団体融資、5,000万円以内、2.1%△ ・受注拡大設備、2,000万円以内、2.1%△ ・経営革新融資、2,000万円以内、2.1%△ ・事業転換・多角化融資、2,000万円以内、2.1%△ ・事業承継融資、2,000万円以内、2.1%△ ・経営改善融資、1,000万円以内、1.95%△

### 【問い合わせ先】

産業・地域振興支援部産業振興課経営支援係 03-6435-4620

https://minato-sansin.com

	小口零細企業 資金融資	2,000万円以内(協会 保証付融資残高合計 2,000万円以内)		運転・併用 5年以内 設備 7年以内	1年
	中小企業 創業支援資金融資	1,000万円以内 (特定創業 1,500万円以内)	運転·設備·併用	運転・併用 7年以内 設備 9年以内	1年
目	中小企業資金融資	企業:2,000万円以内組合:3,000万円以内	運転·設備·併用	運転・併用 5年以内 設備 7年以内	6ヶ月

### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・小規模企業資金融資、1,000万円以内、1.8%△ ・中小企業借換・一本化融資、2,000万円以内 (既存の借入金が単数の場合は新2000万円以内)
- ・工業近代化資金融資、1企業3,000万円以内・1組合1億円以内、1.8%△

#### 【問い合わせ先】

産業経済部産業経済・消費生活課経済・融資係 03-5722-9880 (直通)

https://www.city.meguro.tokyo.jp/

利率(年利)	利子補給	保証人	物的 担保	信用 保証	保証料補助
1. 9%	0. 75%	法人:保証協会の定め		必要	/mr
1. 75%	1. 15%	るところによる 個人:原則不要	無担保	少女	無
1. 9%	1. 5%	法人:保証協会の定め るところによる 個人:原則不要	原則 無担保	必要	無
1.8%	1. 6%	法人:保証協会の定め るところによる 個人:原則不要	法人:必要に 応じて、 個人:不要	必要に 応じて	無
①2. 1% ②2. 25%	①0.75% ②0.90%	法人:保証協会の定め るところによる 個人:原則不要	原則 無担保	必要に応じて	保証料率により有

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・ I T設備融資、2,000万円以内、2.1%△ ・環境対策融資(公害防止)(アスベスト)(屋上・壁面緑化)(高反射率塗料)(省エネルギー機器等)、2,000万円以内、2.1%△ ・緊急支援融資(セーフティネット 1 号~ 6 号)、2,000万円以内、1.9%△ ※5 号の場合 2.1%△ ・緊急支援融資(セーフティネット 7 号~ 8 号)、1,000万円以内、1.95%△ ・借換・一本化融資、3,000万円以内、2.25%○

1.8%	1.0%、商店会加入1.4%	法人:代表者個人 個人:原則不要	必要に 応じて	要	無
1.8%	1.6%	法人:代表者個人 個人:原則不要	必要に応じて	必要に応じて	無
1.8%	0.4%、商店会加入0.8% 事業承継該当者0.8%、働き方改革 該当者0.8%	法人:代表者個人 個人:原則不要	必要に応じて	必要に 応じて	無

### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・商業近代化資金融資、1商店3,000万円以内・1商店街1億円以内、1.8%△・中小企業災害復旧資金融資、1災害につき500万円以内、1.8%△・公衆浴場確保対策資金融資、1億円以内、1.8%△

- ・事業再構築・物価高騰等対策融資、1,000万円以内、1.8%△・脱炭素化資金融資、1,000万円以内、1.8%△

# 昭島市・あきる野市・稲城市・青梅市

区分	メニュー名	融 資限度額	資金使途	貸付期間	据置期間			
	中小企業事業資金 融資あっせん制度	1,000万円	運転・設備・開業	運転4年以内·設備5年以内 開業5年以内	運転2ヶ月・設備6ヶ月 開業1年			
昭	小口事業資金融資 あっせん制度	1,000万円	運転・設備・開業	運転4年以内·設備5年以内 開業5年以内	運転 2 ヶ月・設備 6 ヶ月 開業 1 年			
島	緊急対策事業資金 融資あっせん制度	500万円	運転	運転5年以内	6ヶ月			
	【問い合わせ先】 市民部産業活性課産 https://www.city.aki		44-4134(直通)					
あき	中小企業 振興資金融資	運転1,000万円 設備1,000万円 開業1,000万円 (運転・設備の	運転資金 設備資金 開業資金	・運転7年以内 ・設備10年以内 ・開業7年以内 ・開業7年以内 運転・設備の併用時資金額の	6 ケ月			
る野	小口零細企業 保証資金融資	併用1,000万円)		占める割合が多い方になる				
23	【問い合わせ先】 商工観光部商工振興語 https://www.city.akir		2-558-1867(直	通)				
	小口事業資金融資	運転・設備2,000万円 (運転のみ、設備のみ、併用 いずれの場合でも上限2,000万円)	運転・設備資金	7年以内				
稲	あっせん制度 小口零細企業資金融 資あっせん制度	開業1,000万円	開業資金	7年以内	6ヶ月以内			
城		緊急運転400万円	運転資金	5年以内				
坝	【問い合わせ先】 産業文化スポーツ部総 https://www.city.inag		- 378 - 2111 (代表	長)内線674				
	小口零細企業 保証資金	運転1,000万円 設備1,250万円 小口緊急500万円	運転資金または 設備資金	運転・小口7年以内 設備10年以内	運転 6 ヶ月・設備 12 ヶ月 小口 —			
	開業資金	運転500万円 設備1,000万円	運転資金または 設備資金	7年以内	6 ヶ月			
青	小口緊急対策資金	500万円	小口の緊急対策 的運転資金	7年以内	_			
	【他の制度】(制度名 ・運転資金 1,000万							
梅	<ul> <li>運転資金、1,000万円(団体5,000万円)、0.80~1.20%△</li> <li>設備資金、2,000万円、1.00~1.50%△</li> <li>・共同施設等整備資金、</li> </ul>							
	【問い合わせ先】 地域経済部商工業振興課商業労政係 0428-22-1111 (代表) 内線2342・2343 https://www.city.ome.tokyo.jp/							

# 昭島市・あきる野市・稲城市・青梅市

利率(年利)	利子補給	保証人	物的 担保	信用保証	保証料補助
1.6%	1.00%	法人:保証協会の要件による 個人:不要	不要	要	全額
1.6%	1.00%	法人:保証協会の要件による 個人:不要	不要	要	全額
1.6%	1年目利子の全額2年目から1.25%	法人: 保証協会の要件による 個人: 不要	不要	要	全額
1.0%	0.30%	連帯保証人1人以 上又は東京信用保 証協会若しくは東 京都農業信用基金 協会の保証が必要	不要	必要に応じて	開業資金のみ有 都: 2/3 市:都補助後 残額の1/2 (都制度と併用する場合)
		東京信用保証協会の保証が必要	不要	要	市: 1 / 2 (都制度と併用しない場合)
1. 975%	0. 987%	法人:代表者(金			1 / 2
1. 475%	0. 737%	融機関及び保証協会が認める場合不要)	不要	要	全額
1. 475%	1. 253%	個人:原則不要			全額
運転・小口0.80~ 1.20% 設備1.00~1.50%	運転・設備 利率の 5 / 10 小口 利率の 5 / 10(実行から 1 年間全額)	必要に応じて	必要に 応じて	必要	都1/2·市1/2
運転0.80~1.20% 設備1.00~1.20%	利率の 5 /10 (実行から 1 年間全額)	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	都 2 / 3·市 1 / 3
0.80~1.20%	利率の 5 /10 (実行から 1 年間全額)	必要に応じて	必要に 応じて	必要に 応じて	全額

### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ·工業誘導地区工場関連施設整備資金、 ·工業誘導地区移転用地取得資金、 ·公害防止施設資金、1,000万円、

# 清瀬市・国立市・小金井市・国分寺市

区分	メニュー名	融 資限度額	資金使途	貸付期間	据置期間
	小口事業資金融資	運転 700 万円 設備改善1,000万円 併用1,000万円	運転 設備改善 併用	6年以内 6年以内 6年以内	6ヶ月以内 12ヶ月以内 12ヶ月以内
清	小口事業資金融資 (小口零細企業保証制度)	運転700万円 設備改善1,000万円 併用1,000万円	運転 設備改善 併用	6年以内 6年以内 6年以内	6ヶ月以内 12ヶ月以内 12ヶ月以内
	創業資金融資	運転500万円 設備500万円 併用500万円	運転 設備 併用	6 年以内 6 年以内 6 年以内	6 ヶ月以内 12 ヶ月以内 12 ヶ月以内
瀬	【他の制度】 (制度 ・特定創業運転資金 ・特定創業設備資金	名、限度額、利率、500万円、1.7%( 、500万円、1.7%(	C		
	【問い合わせ先】 地域振興部産業振興 https://www.city.kiyo		97-3187(直通)		
	運転資金・設備資金 ・運転及び設備資金 (小口零細)	運転500万円、 設備·併用700万円	運転·設備·併用	運転60ヶ月以内、設備・併 用84ヶ月以内	運転2ヶ月以内 設備・併用6ヶ月以内
国	開業資金	700万円	運転・設備	84 ヶ月以内	6ヶ月以内
	緊急事業資金 (小口零細)	300万円	運転	36 ヶ月以内	2ヶ月以内
立	【他の制度】(制度名 ・運転資金、500万円、 ・設備資金、700万円 ・運転および設備資	2.0%(48ヶ月以内 引、2.1%△		50ヶ月)△	
	【問い合わせ先】 生活環境部まちの振 https://www.city.kun		2111(代) 内線、	347	
	VET-VA A				c . HNH
	運転資金	600万円	電転	5 年以内	6ヶ月以内
.I.	運転資金 (借換)	600万円	運転	5 年以内	借換の場合は無
小		600万円 800万円	選転設備	5年以内 - 7年以内 -	
	運転資金 (借換) 設備資金				借換の場合は無 6ヶ月以内
小 金 :	運転資金 (借換) 設備資金 設備資金 (借換)	800万円 500万円 、限度額、利率) 0万円、1.975%○	設備 運転 設備	7年以内	借換の場合は無 6ヶ月以内 借換の場合は無
	運転資金(借換) 設備資金 設備資金(借換) 開業資金 【他の制度】(制度名 ・特別設備資金、200	800万円 500万円 、限度額、利率) 0万円、1.975% 、800万円、1.975%	設備 運転 設備	7年以内	借換の場合は無 6ヶ月以内 借換の場合は無
金 井	運転資金(借換) 設備資金 設備資金(借換) 開業資金 【他の制度】(制度名・特別設備資金、200・商店街等振興資金 【問い合わせ先】 市民部経済課産業振	800万円 500万円 、限度額、利率) 0万円、1.975% 、800万円、1.975%	設備 運転 設備 9831 (直通) 運転・設備・併用	7年以内	借換の場合は無 6ヶ月以内 借換の場合は無
金	運転資金(借換) 設備資金 設備資金(借換) 開業資金 【他の制度】(制度名・特別設備資金、200・商店街等振興資金 【問い合わせ先】 市民部経済課産業振 https://www.city.kog 小口事業資金(小口零細) 融資(運転資金・設備資金	800万円 500万円 、限度額、利率) 万円、1.975%○ 、800万円、1.975% 興係 042-387-9 anei.lg.jp/ 運転500万円 設備600万円	設備 運転 設備 6〇 9831(直通)	7年以内 5年以内 5年以内 7年以内 7年以内 7年以内 7年以内 7年以内 7年以内 7年	借換の場合は無 6ヶ月以内 借換の場合は無 6ヶ月以内
金 井	運転資金(借換) 設備資金 設備資金(借換) 開業資金 【他の制度】(制度名・特別設備資金、200・商店街等振興資金 【問い合わせ先】市民部経済課産業振れttps://www.city.kog 小口事業資金(小口零細)融資(運転資金・設備資金・併用) 小口事業資金(小口零	800万円 500万円 、限度額、利率)の万円、1.975% 、800万円、1.975% 興係 042-387-9 anei.lg.jp/ 運転500万円 設備600万円 供用700万円 500万円 、限度額、利率) 業資金助成(産業・業資金助成(商店・、400万円、1.975	設備 運転 設備 6○ 9831 (直通) 運転・設備・併用 創業前又は創業後 1年未満に要する 運転・設備資金 振興資金)、3,000 街振興資金)、3,000	7年以内 5年以内 5年以内 200万円まで—36ヶ月 200万円まで—36ヶ月 200万円越え—72ヶ月 0万円、1.975%○ 000万円、1.975%○	借換の場合は無 6ヶ月以内 借換の場合は無 6ヶ月以内

# 清瀬市・国立市・小金井市・国分寺市

利率(年利)	利子補給	保証人	物的 担保	信用 保証	保証料補助
1. 8%	0. 85%	原則不要	無	要	1/2
1. 7%	0. 85%	原則不要	無	要	市 1/2 都 1/2 (都制度小口と併用の場合)
1. 8%	1. 1%	原則不要	無	要	1/2

運転1.8%(48ヶ月以内)1.9%(49ヶ月~60ヶ月)、設備・併用1.9%	1.0%	法人:代表者のみ 個人:原則不要	原則不要	要	50%
1.9%(国立市から認定特 定創業支援事業の証明を 受けている場合は1.7%)		信用保証協会利用 法人:代表者のみ 個人:原則不要	原則不要	要	50%
1.9%	1.0%	法人:代表者のみ 個人:原則不要	原則不要	要	50%

- 【他の制度】(制度名、限度額、利率) ・障害者向店舗改造資金、200万円、1.9%△ ・商店街整備資金、5,000万円、2.1%△ ・緊急事業資金、300万円、2.1%△

1. 975%	1. 175%	法人:代表者 個人:原則不要	不要	要	1/2以内 借換の場合は無
1. 975%	1. 175%	法人:代表者 個人:原則不要	不要	要	1/2以内 借換の場合は無
1. 975%	1. 175%	法人:代表者 個人:原則不要	不要	要	1 / 2 以内

# 【他の制度】(制度名、限度額、利率) ·緊急資金、300万円、1.975%○

1. 975%	1.775%	法人一役員1名他1名以上、個人一1名以上(保証協会等使用しない場合)	無	必要に応じて	有(1/2)
1. 975%	1. 775%	法人一役員1名他1名以上、個人一1名以上(保証協会等使用しない場合)	無	必要に応じて	有(全額)

【他の制度】(制度名、限度額、利率)

# 小平市・狛江市・立川市・多摩市

区分	メニュー名	融 資限度額	資金使途	貸付期間	据置期間
小	小口事業資金	運転:700万円、 設備・創業:	運転·設備·創業 ·緊急運転	運転:5年 設備·創業:7年 緊急運転:3年	6 ヶ月
.3.	小口零細企業資金	1,000万円、 緊急運転:300万円	運転·設備·創業 ·緊急運転	運転:5年 設備・創業:7年 緊急運転:3年	6 ヶ月
平	※複数の資金使途を和 ※小口零細企業資金の 【問い合わせ先】 地域振興部産業振興語 https://www.city.kom	D融資限度額は、上 課商工担当 042-	記表の限度額に加	え、保証協会の保証付融資残	高との合計が2,000万円まで
		1,000万円	運転	7年	
		1,000万円	設備	7年	
	小口事業資金	500万円	創業	5 年	
狛		500万円	研究開発	5年	С , Н
		500万円	運転	5年	6 ヶ月
	小規模企業事業資金	700万円	設備	7年	
	(小口零細企業保証制度)	500万円	創業	5 年	
江		500万円	研究開発	5 年	
	【問い合わせ先】 市民生活部地域活性i https://www.city.kon		-3430-1111(代	) 内線2226	
	運転資金・設備資金	運転:1,000万円 設備:1,500万円	運転・設備	7年	6 ヶ月
	創業資金A·B·S※	2,000万円	運転・設備	7年	12 ヶ月
立	小規模事業者支援資金	2,000万円	運転・設備	7 年	6ヶ月
ЛІ	※創業資金Bは、女・創業資金Sは、特・名れ以外の方は創	定創業支援事業に		ンニア世代(55歳以上) 方	
	【問い合わせ先】 産業文化スポーツ部; https://www.city.tach		興係 042-528-	4317(直通)	
	中小企業者支援資金	2,000万円	運転・設備	7年	6ヶ月
多	小規模事業者支援資金 (小口零細企業保証制度)	2,000万円	運転・設備	7年	6ヶ月
	創業支援資金	2,000万円	運転・設備	7年	12 ヶ月
摩		既存貸付の残額と追加		*業者支援金及び小規模事業者支援資 のみ実施。 令和 6 年 4 月 1 日	
	【問い合わせ先】 市民経済部経済観光 https://www.city.tam		)42 – 338 – 6867 (1	直通)	

# 小平市・狛江市・立川市・多摩市

利率(年利)	利子補給	保証人	物的 担保	信用 保証	保証料補助
1.86%	0.93%(緊急運転:1.30%)	個人: 不要 法人:原則法人代表者	不要	要	有(35,000円までは全額。 金額に応じて段階的に)
1.66%	0.83%(緊急運転:1.16%)	個人: 不要 法人:原則法人代表者 組合:原則代表理事	不要	要	有(35,000円までは全額。 金額に応じて段階的に)
	0. 493%				1/4
	0. 493%		不要	要	1/4
	1. 481%	個人:原則不要 法人:代表者			全額
1. 975%	1. 975%				全額
1. 510 70	0. 987%				市1/2 都1/2 (都制度小口と併用の場合)
	0. 987%				市1/2 都1/2 (都制度小口と併用の場合)
	1. 481 %				全額
	1. 975%				全額
1. 60%	0. 90%	必要に応じて	原則不要	要	1/2
1. 60%	A:1.2% B:1.3% S:1.4%	必要に応じて	原則不要	要	2/3 (都制度創業と併用の場合) 1/2 (それ以外の場合)
1.50%	1.00%	必要に応じて	原則不要	要	1/2
【他の制度】(制					

#### 【他の制度】(制度名、限度額、利率)

- ・商工業団体事業資金、2,500万円、1.60%○
  ・短期特別資金、500万円、0.825%○
  ・借換資金、借換元となる融資の合計額+500万円、2.20%○
  ・経営革新創造資金、1,000万円、1.60%○
  ・商店会加入者特別資金、1,000万円、1.60%○
  ・商業環境整備資金、1,500万円(中小企業者)1億円(商工業団体)、1.60%○

1. 975%	1.00%	法人:原則法人代表者個人:原則不要	不要	要	1/2
1. 975%	1.00%	法人:原則法人代表者個人:原則不要	不要	要	1/2
1. 975%	1.00%	法人:原則法人代表者 個人:原則不要	不要	要	全額

# 調布市・西東京市・八王子市

区分	メニュー名	融資限度額	資金使途	貸付期間	据置期間
調	普通融資資金 (運転資金、設備資金、 運転·設備併用資金)	運転:1,500万円 設備:1,800万円 併用:1,800万円	運転・設備 運転設備併用	運転: 7 年以内 設備: 7 年以内 併用: 7 年以内	6ヶ月以内
	開業融資資金	1,000万円	開業資金	7年以内	1年以内
布	<ul><li>※普通融資(運転資金 セーフティネット保 【問い合わせ先】 生活文化スポーツ部, https://www.city.cho;</li></ul>	産業振興課産業労		当面の間) 、利子補給当初3年間全額補助 43-1217(直通)	力、信用保証料全額補助
	中小企業 事業資金融資あっせん 制度(小口零細企業保証制度対応)	運転:700万円 設備:1,000万円 併用:1,000万円 運転:700万円	運転・設備 運転設備併用	運転 5年以内 設備 7年以内 併用 7年以内 運転 5年以内	6ヶ月以内
西東	創業資金融資 あっせん制度	設備:1,000万円 併用:1,000万円 特定創業運転:700万円	運転・設備 運転設備併用 特定創業運転	設備 7年以内 併用 7年以内 特定創業運転 5年以内	6 ヶ月以内 
京	借換資金融資	特定創業設備:1,000万円 特定創業併用:1,000万円 運転:1,500万円	特定創業設備 特定創業運転設備併用 運転・運転	特定創業設備 7年以内 特定創業併用 7年以内 運転 10年	
3,	あっせん制度	併用:1,500万円	設備併用	併用 10年	なし 
	【問い合わせ先】 生活文化スポーツ部, https://www.city.nish		042 - 420 - 2819	(直通)	
	小規模企業資金	2,000万円	運転・設備	5年以内	6ヶ月以内
	創業支援資金	1,000万円	運転・設備	7年以内	6ヶ月以内
	企業活力支援資金	300万円	運転・設備	5年以内	6ヶ月以内
	経営改善事業資金	3,000万円	運転・設備	10年以内	6ヶ月以内
	運転資金	3,000万円	運転	7年以内	6ヶ月以内
	設備資金	3,000万円	設備	7年以内	6ヶ月以内
八王	支事 援業 資承 金継 一般	1,000万円	運転・設備	5年以内	6ヶ月以内
子	DX・イノベ・産業 育成支援資金	3,000万円	運転・設備	10年以内	6ヶ月以内
	ソーシャルビジ ネス・ソーシャ 社 ルファーム支援 資金	1,000万円	運転・設備	7年以内	6ヶ月以内
	会課題解決資で変金おおりますおおりますおおりますで変金おおりますで変金	1,000万円	運転・設備	7年以内	6ヶ月以内
		1,000万円	運転・設備	7年以内	6ヶ月以内
	金 BCP・サイバー セキュリティ対 策支援資金	1,000万円	運転・設備	7年以内	6ヶ月以内
	<ul><li>※( ) 内の利率につ 【問い合わせ先】 産業振興部産業振興: https://www.city.had</li></ul>				

# 調布市・西東京市・八王子市

利率(年利)	利子補給	保証人	物的 担保	信用 保証	保証料補助
期プライムレート 率	融資利率×1/2	法人:代表者 個人:原則として不要	無	要	1/2補助
期プライムレート  率	融資利率×1/2	法人:代表者 個人:原則として不要	無	要	全額補助
1. 975%	0. 995%	法人:代表者 個人:原則として不要	原則 不要	要	全額
1. 975%	0. 995%	法人:代表者 個人:原則として不要	原則 不要	要	全額
1. 975%	1. 395%	法人:代表者 個人:原則として不要	原則 不要	要	全額
1. 975%	0. 995%	法人:代表者 個人:原則として不要	原則 不要	要	上限20万円
(1.9%)	1.9% (当初2年間) 0.95%(3年目)	金融機関及び 信用保証協会による	不要	要	東京都の規定による
1.7 (1.5%)	1.7 (1.5%) (当初2年間)	金融機関及び 信用保証協会による	不要	要	東京都の規定による
1.4%	1.4%(5年間)	金融機関及び 信用保証協会による	不要	要	なし
2.3%	1.15%(当初3年間)	金融機関及び 信用保証協会による	不要	要	なし
1.9%	1.9%(当初2年間)	金融機関及び 信用保証協会による	不要	要	なし
1.7 (1.5%)	1.7 (1.5%) (当初2年間)	金融機関及び 信用保証協会による	不要	要	東京都の規定による
1.7 (1.5%)	1.7(1.5%)(当初2年間)	金融機関及び信用保証協会による	不要	要	東京都の規定による
1.7 (1.5%)	1.7 (1.5%) (当初2年間)	金融機関及び 信用保証協会による	不要	要	東京都の規定による
1.7 (1.5%)	1.7 (1.5%) (当初2年間)	金融機関及び 信用保証協会による	不要	要	東京都の規定による
1.7 (1.5%)	1.7 (1.5%) (当初2年間)	金融機関及び 信用保証協会による	不要	要	東京都の規定による
1.7 (1.5%)	1.7 (1.5%) (当初2年間)	金融機関及び 信用保証協会による	不要	要	東京都の規定による
	1.7(1.5%)(当初2年間)	金融機関及び 信用保証協会による	不要	要	東京都の規定による

# 羽村市・東久留米市・東村山市・東大和市

区分	メニュー名	融 資限度額	資金使途	貸付期間	据置期間
33	羽村市小口零細企業 資金融資制度	運転:1,250万円、設備: 1,250万円、環境配慮: 1,250万円、開業:1,250 万円、併用:1,250万円、 一本化借換:既存融資 残高の合計と新規融 資金額の合計	運転·設備 環境配慮 開業 一本化借換	運転・開業・一本化借換: 7年 (84回) 以内 設備・環境配慮:10年 (120回) 以内	6ヶ月以内
村市	羽村市中小企業 資金融資制度	運転:2,000万円、設備: 3,000万円、環境配慮: 3,000万円、開業:1,500 万円、併用:8,000万円、 一本化借換:既存融資 残高の合計と新規融 資金額の合計	運転・設備 環境配慮 開業 一本化借換	運転·開業·一本化借換: 7年 (84回) 以内 設備·環境配慮:10年 (120回) 以内	6ヶ月以内
	【問い合わせ先】 産業環境部産業振興 https://www.city.han			i) 内線655~657 0-0-0-0-0-0.html	
	東久留米市小口零細 企業資金融資制度	運転:700万円 設備:1,000万円 併用:1,000万円 耕規開業:500万円 特定創業:700万円 経営安定化:300万円	運転・設備・開 業・経営安定化 資金融資		6ヶ月 (特定創業は12か月)
東久留	東久留米市中小企業資金融資制度	運転:700万円 設備:1000万円	運転・設備・商 店街振興・開業 ・経営安定化資 金融資	業:7年以内	6ヶ月 (商店街振興・経営安定化 は12か月)
*	【他の制度】(制度名 ・大規模小売店舗出)	、限度額、利率)	大規模小売店舗出	占店用設備1,000万円、1.875%	
	【問い合わせ先】 市民部産業政策課労 https://www.city.higa		70-7743(直通)		
	小口事業資金融資	運転·創業·特定 創業:500万円、設 備:700万円、移転 :1,200万円	運転・設備 移転・創業 ・特定創業	運転・創業:5年 設備・特定創業:7年、 移転10年	運転:6ヶ月 設備・移転・創業 特定創業:1年
東	小口事業資金 (特別融資)	不況対策:500万円	不況対策特別資金	不況対策:5 年	不況対策:6ヶ月
村	小口零細企業資金融資	運転:500万円 設備:700万円	運転・設備	運転:5年 設備:7年	運転:6ヶ月 設備:1年
Щ	【問い合わせ先】 地域創生部産業振興i https://www.city.higa			) 内線3202	
	小口事業資金融資	運転:500万円 設備:700万円 不況:300万円	運転・設備 不況対策特別運転	運転・不況:5年 設備:7年	6ヶ月
東	特例小口零細企業 資金融資	運転·創業:500万円 設備·特定創業:700万円	運転・設備 創業・特定創業	運転、創業:5年 設備、特定創業:7年	6ヶ月
力和	【問い合わせ先】 市民環境部産業振興 https://www.city.higa		042 - 563 - 2111	(代) 内線1071·1076	

# 羽村市・東久留米市・東村山市・東大和市

利率(年利)	利子補給	保証人	物的 担保	信用 保証	保証料補助
1.6%	0.8% (環境配慮資金のみ1.28%)	不要	不要	要	保証料の1/2 (上限15万円) 一本化借換資金では保証料 の補助はありません。 ※都 1/2(都制度小口と併用の場合) ※都 2/3(都制度創業と併用の場合)
1.6%	0.8% (環境配慮資金のみ1.28%)	不要	不要	要	保証料の1/2 (上限20万円) 一本化借換資金では保証料 の補助はありません。 ※都2/3(都制度設備投資・創 業と併用の場合)
特定創業:1.3% 経営安定化:1.675%	運転・設備・併用・新規開業: 0.9% 特定創業:0.7% 経営安定化:1.2%	原則不要だが、法 人の場合は代表者	不要	要	保証料の1/2 (上限25, 000円)
運転・設備・併 用・商店街振興 : 1.875% 新規開業: 1.7% 経営安定化:1.675%	運転・設備・併用・商店街振興・ 新規開業:0.9% 経営安定化:1.2%	原則不要だが、法 人の場合は代表者	不要	要	保証料の1/2 (上限25,000円)
創業:1.875%	運転・設備・移転・創業:1/2 特定創業:1年目全額補助、以 (8,141/2)	法人:原則代表者個人事業主:原則不要	 不要	要	運転・設備・移転・創業: 1/2 (上限10万円) 性空創業・全額補助
創業:1.875%		個人事業主:原則不要法人:原則代表者	不要不要	要要	
運転·設備·移転· 創業:1.875% 特定創業:1.675% 1. 675%	特定創業:1年目全額補助、以 降は1/2	個人事業主:原則不要			1/2(上限10万円) 特定創業:全額補助
創業:1.875% 特定創業:1.675% 1. 675%	特定創業:1年目全額補助、以降は1/2 不況対策:1年目全額補助、以降は1/2	個人事業主:原則不要法人:原則代表者個人事業主:原則不要法人:原則代表者	不要	要	1/2 (上限10万円) 特定創業:全額補助 不況対策:1/2 (上限10万円) 市1/2 (上限10万円) ※都1/2 (都制度小口と併
創業:1.875% 特定創業:1.675% 1. 675%	特定創業:1年目全額補助、以降は1/2 不況対策:1年目全額補助、以降は1/2	個人事業主:原則不要法人:原則代表者個人事業主:原則不要法人:原則代表者	不要	要	1/2 (上限10万円) 特定創業:全額補助 不況対策:1/2 (上限10万円) 市1/2 (上限10万円) ※都1/2 (都制度小口と併

# 日野市・府中市・福生市

区分	メニュー名	融 資限度額	資金使途	貸付期間	据置期間
	日野市小規模企業 事業資金融資 あっせん制度	運転:1,000万円 設備:1,250万円 併用:1,250万円	運転・設備 運転設備併用	運転:60ヶ月以内 設備・併用:84ヶ月以内	6ヶ月以内
目	日野市中小企業事業 資金融資あっせん制度	運転:2,500万円 設備:3,000万円 併用:3,500万円 緊急:350万円 開業:1,000万円	運転・設備 運転設備併用 緊急・開業	運転:60ヶ月以内(申込金額 1,000万円超の場合84ヶ月 以内)、設備・併用・開業:84 ヶ月以内(設備:申込金額 1,500万円超の場合120ヶ月 以内)、緊急:36ヶ月以内	6ヶ月以内 ※開業:12ヶ月以内
野	【問い合わせ先】 産業スポーツ部産業: https://www.city.hind		2-514-8437(直	通)	
	小口零細事業資金	運転 1,250万円 設備 1,250万円	運転・設備	運転 7年以内 設備 10年以内	運転 6ヶ月 設備 6ヶ月
府	創業資金	1,000万円	運転・設備	7年以内	12 ヶ月
	不況対策特別資金	700万円	運転	5 年以内	12 ヶ月
中	【他の制度】(制度名 ・小口事業資金、運 ・季節短期資金、500 ・借換資金、既存融資	転1, 250万円、設備 )万円○		どちらか低い額○	
	【問い合わせ先】 生活環境部産業振興i https://www.city.fuch		35-4142(直通)		
	福生市中小企業振興 資金融資制度	運転 1,000万円 設備 1,200万円 開業 1,000万円 借換 ※	運転・設備 開業・借換	運転 84 ヶ月 設備 120 ヶ月 開業 84 ヶ月 借換 84ヶ月または120ヶ月	6ヶ月
福	福生市小口零細企業 資金融資制度	運転 1,000万円 設備 1,200万円 開業 1,000万円 借換 ※	運転・設備 開業・借換	運転 84 ヶ月 設備 120 ヶ月 開業 84 ヶ月 借換 84ヶ月または120ヶ月	6 ヶ月
生	【問い合わせ先】 生活環境部シティセ・ https://www.city.fuss		舌性化グループ	042-551-1699(直通)	

# 日野市・府中市・福生市

利率(年利)	利子補給	保証人	物的 担保	信用 保証	保証料補助
長期プライム レート-0.3%	1.5%以内	個人:原則不要 法人:原則代表者	原則 不要	要	1 / 2
長期プライム レート-0.3%	1.5%以内	個人:原則不要 法人:原則代表者	原則不要	要	1 / 2

固定1.9%	1.0%	個人:原則不要、法人: 代表者の個人連帯保証 が必要、組合:原則代表 理事の連帯保証が必要	原則不要	要	無
固定1.7%	1.2%	個人:原則不要 法人:代表者の個人 連帯保証が必要	原則不要	要	無
固定1.8%	1. 35%	個人:原則不要、法人: 代表者の個人連帯保証 が必要、組合:原則代表 理事の連帯保証が必要	原則不要	要	無

1. 775%	1. 15%	不要	無担保	要	運転設備借換 1/2 開業 全額
1. 575%	1. 15%	不要	無担保	要	運転設備借換 1/2 開業 全額

平成28年度より開業資金のみ保証料全額補助(中小・小口ともに)

<sup>※</sup>借換資金限度額 借換前の各資金(運転・設備・開業)の融資の限度額をそれぞれ超えることができない。

# 町田市・三鷹市

≅分		メニュー名	融 資限度額	資金使途	貸付期間	据置期間
	一般融資	小規模企業 特別資金 (小口零細 企業保証制度)	合わせて 1,500万円	運転・設備	運転 5年以内 設備 7年以内	6ヶ月以内
		運転資金		運転	5年以内	6ヶ月以内
		設備資金		設備資金に付随する 運転資金・設備資金	7年以内	6ヶ月以内
		創業資金		運転・設備	7年以内	12ヶ月以内
町	事業承継資	一般	1, 500万円	運転・設備・事業な 資産を取得する資金に必要所 金の取得な資産 金の取得、会社 の株式等の取得)	10年以内	12 ヶ月以内
Ħ	<b>資</b> 金	承継者個人	1, 500万円	事業承継にあたり、承継者が個人 として取得する資金(株式等取得 資金他)	10年以内	12 ヶ月以内
	緊急	資金	1,000万円	運転・設備	5年以内	6ヶ月以内
	バリ整備	アフリー化 資金	1,000万円	店舗・事務所等の バリアフリー化 に必要な資金	7年以内	12 ヶ月以内
马	環境	改善整備資金	1,000万円	条例の基準を満た すために必要な施 設の改修費等	7年以内	12ヶ月以内

経済観光部産業政策課融資担当 042-724-2129 (直通) https://www.city.machida.tokyo.jp/

	特定小口事業資金	運転:700万円 設備:1,000万円	運転・設備	5年以内	6ヶ月以内
	創業資金	運転:1,000万円 設備:1,000万円 (併用1,000万円)	運転・設備	7年以内	12 ヶ月以内
Ξ	特定不況対策緊急資金	運転:800万円	運転	6年以内	12 ヶ月以内

- 【他の制度】(制度名、限度額、利率) ・小口事業資金、運転700万円、設備1,000万円、1.975%〇 ・不満期まな台資金、運転800万円、1.975%〇

·工業関連資金 運転3,000万円、設備3,000万円(併用3,000万円)、1.975%〇

·大型店進出対策事業資金 運転1,000万円、設備1,000万円(併用1,000万円)、1.975%〇

【問い合わせ先】

生活環境部生活経済課商工労政係 0422-29-9615 (直通)

https://www.city.mitaka.lg.jp/

利率(年利)	利子補給	保証人	物的 担保	信用 保証	保証料補助
固定1. 90%	1.50% ※以下①~③のいずれかの要件に該 当する場合は1.60%の補助。 ①町田商工会議所から経営指導を受 けていること ②指定商店会又は(一財)町田市勤 労者福祉サービスセンターに1 年以上加入 ③町田市トライアル発注認定事業者				都 1 / 2 (都制度小口と併用の場合)
固定1.95%	1.50% ※町田市トライアル発注認定事業者 の場合は1.60%の補助				無
固定1.70%~ 1.95% (※1) 固定1.10%~ 1.60% (※4)	1. 25%~1. 50% (**2) 1. 10%~1. 35% (**5)				都2/3 (都制度設備投資と併用の場合)(※3) 都2/3 (都制度創業と併用の場合)
固定1.30%~ 1.70% (※6)	1.30%~1.50% ( <b>※</b> 7)	金融機関及び信用保証協会の判断による	原則不要	要	都2/3 (都制度承継一般と併用の場合)
固定1.50%	1.30%~1.50% ( <b>*</b> 8)				都2/3 (都制度承継個人と併用の場合)
固定1.70%~ 1.75%	1.45%~1.50% (**9)				都1/2 (都制度経営一般と併用の場合) 都4/5 (都制度エネルギー・ウクライナ・ 円安等と併用の場合)
固定1.95%	1.95%				無
固定1.95%	1.95%				, <del>, , , ,</del>

- (※1) 利率は5年以内の場合1.70%、5年超7年以内の場合1.95%

- (※2) 利子補助は5年以内の場合1.25%、5年超7年以内の場合1.50% ただし、町田市トライアル発注認定事業者の場合の利子補助は5年以内の場合1.35%、5年超7年以内の場合1.60%
   (※3) 責任共有制度対象外の場合は連携していません。
   (※4) 利率は3年以内の場合1.50%、3年超7年以内の場合1.60%。ただし、「町田創業プロジェクト」の支援を受けたときの利率は 3年以内場合1.10%、3年超7年以内の場合1.20%
- (※5) 利子補助は3年以内の場合1.30%、3年超7年以内の場合1.35%
- ただし、「町田創業プロジェクト」の支援を受けたときの利子補助は3年以内の場合1.10%、3年超7年以内の場合1.20% (※6) 利率は5年以内の場合1.50%、5年超10年以内の場合1.70%。ただし、「承継特例」に該当するときの利率は5年以内の場合1.30%、5年超10年以内の場合1.50% (※7) 利子補助は5年以内の場合1.30%、5年超10年以内の場合1.50% (※8) 利子補助は1.30%。ただし、特定の条件を満たした場合1.50% (※9) 利子補助は3年以内の場合1.45%、3年超5年以内の場合1.50%

1. 975%	1. 125%	個人:原則不要 法人:代表者個人保証	必要に 応じて	要	1 / 2
1. 975%	1. 125%	個人:原則不要 法人:代表者個人保証	必要に 応じて	要	1/2
1. 975%	1.625%	個人:原則不要 法人:代表者個人保証	必要に 応じて	要	全額

# 武蔵野市・武蔵村山市

区分	メニュー名	融 資限度額	資金使途	貸付期間	据置期間				
	小口零細事業資金 一般融資	運転:1,250万円 設備:1,250万円 併用:1,250万円	運転、設備	運転・併用: 5 年以内 設備: 7 年以内	6ヶ月以内				
武	創業資金融資	運転:500万円 設備:800万円 併用:800万円	運転、設備	運転・併用:5年以内 設備:7年以内	6ヶ月以内				
蔵	事業資金 一般融資	運転:1,250万円 設備:1,250万円 併用:1,250万円	運転、設備	運転・併用:5年以内 設備:7年以内	6ヶ月以内				
野	·小口零細事業資金特 ·事業資金特別融資、								
	【問い合わせ先】 市民部産業振興課産業振興係 0422-60-1832 (直通) https://www.city.musashino.lg.jp/								
		運転資金:700万円	運転	6年以内	6ヶ月以内				
		設備資金:1,000万円	設備	8年以内	6ヶ月以内				
武蔵	小口事業資金融資	緊急特別運転資金: 500万円	運転	5年以内	6ヶ月以内				
村山		普通創業資金: 600万円	運転、設備	5年以内	6ヶ月以内				
"		特定創業資金: 800万円	運転、設備	6年以内	6ヶ月以内				
	【問い合わせ先】 協働推進部産業観光 https://www.city.mus			为線227					

# 武蔵野市・武蔵村山市

1.9%     1.1%       1.9%     1.6%       1.9%     1.0%       1.7%     5割       1.7%     5割       1.7%     5割	個人:原則不要 法人:原則代表者、東京信用 保証協会が認める場合は不要			
1.9%     1.0%       1.7%     5割       1.7%     5割       1.0%     5割	休証励云が認める場合は小女	不要	要	1/2
1.7%     5割       1.7%     5割       1.0%     5割	個人:原則不要 法人:原則代表者、東京信用 保証協会が認める場合は不要	不要	要	全額
1.7%     5割       1.0%     5割	個人:原則不要 法人:原則代表者、東京信用 保証協会が認める場合は不要	不要	要	1/2
1.7% 5割 1.0% 5割				
1.0% 5割	保証協会が 必要と認める場合	不要	要	全額
	保証協会が 必要と認める場合	不要	要	全額
1.7% 5割	保証協会が 必要と認める場合	不要	要	全額
	保証協会が 必要と認める場合	不要	要	全額
1.5% 5割	保証協会が 必要と認める場合	不要	要	全額

奥多摩町・日の出町・瑞穂町

区分	メニュー名	融 資限度額	資金使途	貸付期間	据置期間					
	運転資金	1,000万円	運転	5年以内	6ヶ月					
奥	設備資金	2,000万円	設備	9年以内	12 ヶ月					
多	DD Alle Mee A	500万円	運転	5年以内	6ヶ月					
摩	開業資金	(運転・設備の合計)	設備	9年以内	12ヶ月					
		【問い合わせ先】 観光産業課 観光商工係 0428-83-2295 (直通) http://www.town.okutama.tokyo.jp/								
	運転資金	200万円	運転	3年以内	3ヶ月					
日	設備資金	300万円	設備	5年以内	6ヶ月					
の出	開業資金	400万円	開業	5年以内	6ヶ月					
H H	【問い合わせ先】 産業観光課商工観光係 042-588-4101 (直通) https://www.town.hinode.tokyo.jp/									
	運転資金	1,000万円	運転	据置6ヶ月を含み84ヶ月以内 (元金均等月賦償還)	6ヶ月					
瑞	設備資金	2,000万円	設備	据置 6 ヶ月を含み120 ヶ月 以内(元金均等月賦償還)	6ヶ月					
	併用資金(運転・設備)	3,000万円	運転・設備	設備資金が50%未満:運転資金と同様 設備資金が50%以上:設備資金と同様	6ヶ月					
穂	開業資金	2,500万円	開業	据置 6 ヶ月を含み120 ヶ月 以内(元金均等月賦償還)	6ヶ月					
	【問い合わせ先】 協働推進部産業経済記 https://www.town.n		7-7633(直通)							

# 奥多摩町・日の出町・瑞穂町

利率(年利)	利子補給	保証人	物的 担保	信用 保証	保証料補助
	1. 50%		Δ		1/2
固定の貸付 (運 転) 利率 (4月 期長期プライ	1. 50%	1人以上の連帯保 証人または担保、	Δ	Δ	1/2
ムレート+ 0.3%)で運用 している。	1. 50 %	あるいは信用保証 協会の保証があること。	Δ	Δ	1/2
	1. 50 %		$\triangle$	$\triangle$	1/2
融資決定日の 長期プライム レート-0.2%。	年1.5% (貸付利率が1.6%未満の時は当該 貸付利率から0.1%差し引いた率) 町から融資機関へ直接交付	1人以上の連帯保証人あるいは信用	無		無
		保証協会等の保証があること。	無	Δ	無
. , 0, 2, 2, 0		個人 2人以上、 法人 3人以上 (うち1人は代表者)	無		無
1.6%	0.8%	必要に応じて	無	0	1 / 2 限度額10万円
1.6%	0.8%	必要に応じて	無	0	1 / 2 限度額10万円
1.6%	0.8%	必要に応じて	無	0	1 / 2 限度額10万円
	0.8%	必要に応じて	無	0	1 / 2 限度額10万円



※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# 創業カードローン当座貸越根保証(アーリーカード)

当座貸越は反復継続的にご活用可能な融資形式です。創業期のお客さまにより身近な形でご活用いただける当座貸越の保証制度です。

融資対象

対 象 者

保証申込時点で創業後5年以内である中小企業者

対象事業

信用保証協会の対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

300万円

貸 付 期 間

1年

利 率

金融機関所定の利率

保 証 人

法人:必要となる場合がある 組合:必要となる場合がある

個人:原則として不要

物 的 担 保

原則として不要

信用保証料

所定の保証料率に応じて

問 合 先

東京信用保証協会 各支店保証課

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関



# スマートカードローン当座貸越根保証(スマートカード)

反復継続的なご活用が可能な当座貸越による資金調達を、より身近な形でご利用いただける保証制度です。

融資対象対象者

以下の要件を全て満たす中小企業者。

- (1) 申込金融機関と与信取引(信用保証付き融資を含む)がある。
- (2) 法人の場合は①、個人の場合は②に該当している。
- ①直近の決算において、経常利益を計上している又は債務超過でない。
- ②直近の決算において、所得金額がある。

対象事業 信用保証協会の対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額 500万円

貸付期間 1年

利 率 金融機関所定の利率

保証 人 法人:必要となる場合がある

組合:必要となる場合がある

個人:原則として不要

物 的 担 保 原則として不要

信用保証料 所定の保証料率に応じて

問 合 先 東京信用保証協会 各支店保証課

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 先 本制度を取り扱っている金融機関



# 当座貸越根保証 貸付専用型(当貸1)

中小企業者の経営に必要な資金を当座貸越の保証で、反復継続的、安定的に供給することにより中小企業者の事業振興を目的とした保証制度です。

### 融 資 対 象 対 象 者

同一事業3年以上で2期以上の申告(決算)を行っており、申込金融機関と6ヵ月以上の与信取引がある中小企業者及び組合(組合は企業組合、協業組合に限る。)で次のいずれかに該当する方

- (個人) ①保証申込直前期の決算における CRD を活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上
  - ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得が300 万円以上を計上し、自己名義の不動産(自宅・店舗等)がある。
  - ③確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得が100 万円以上を計上し、不動産等物的担保提供がある。
- (法人) 保証申込直前期の決算における CRD を活用した信用保証協会によるスコア リングが基準以上

対象事業

信用保証協会の保証対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

100万円以上 2 億8,000万円以内

貸付期間

1年または2年

利 率

金融機関所定の利率

保 証 人

法人:必要となる場合がある 組合:必要となる場合がある

個人:原則として不要

物 的 担 保

原則として5,000万円超の場合は必要

信用保証料

所定の保証料率に応じて

問 合 先

東京信用保証協会 各支店保証課

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関

企業ステージ 準 安 定 事業承継期 検索キー 創 業 期 信用保証 信用保証付き 必要に応じて 信用保証なし 資金使途等 運 転 設 備 資 セーフティネット ※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# 当座貸越根保証 事業者カードローン (当貸2)

中小企業者の経営に必要な小口資金を当座貸越の保証で、カード・通帳等を用いて反復継続的かつ安定 的に供給することにより、中小企業者の事業振興を目的とした保証制度です。

### 融 資 対 象 対 象 者

同一事業3年以上で2期以上の申告(決算)を行っており、申込金融機関と6ヵ月以上の与信取引がある中小企業者及び組合(組合は企業組合、協業組合に限る。)で次のいずれかに該当する方

(個人) ①保証申込直前期の決算における CRD を活用した信用保証協会によるスコ アリングが基準以上

②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。

(法人) 保証申込直前期の決算における CRD を活用した信用保証協会によるスコア リングが基準以上

対象事業

信用保証協会の保証対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

100万円以上2,000万円以内

貸 付 期 間

1年または2年

利率

金融機関所定の利率

保 証 人

法人:必要となる場合がある 組合:必要となる場合がある

個人:原則として不要

物 的 担 保

原則として不要

信用保証料

所定の保証料率に応じて

問 合 先

東京信用保証協会 各支店保証課

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関



# 無担保当座貸越根保証(当貸ホップ)

中小企業者の経営に必要な資金を無担保の当座貸越の保証で、反復継続的、安定的に供給することにより、中小企業者の事業振興を目的とした保証制度です。

### 融 資 対 象 対 象 者

次のすべての要件を満たす中小企業者(個人事業者及び組合を除く。)

- (1)業歴3年以上で、申込金融機関との与信取引が原則1年以上である。
- (2) 直近の決算において次のすべての要件に該当すること。
  - ① 自己資本比率15%以上
  - ② インタレスト・カバレッジ・レーシオ1.0倍以上
  - ③ 売上高1億円以上

対象事業 信用保証協会の保証対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額 100万円以上3,000万円以内

**貸 付 期 間** 2年以内

利 率 金融機関所定の利率

保 証 人 必要となる場合がある

物 的 担 保 不要

信用保証料 所定の保証料率に応じて

問 合 先 東京信用保証協会 各支店保証課

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 先 本制度を取り扱っている金融機関 (東京信用保証協会またはご利用を希望する金融機関へお問い合わせください。)

— 128 —

準 検索キー | 企業ステージ 創 業 期 安 定 事業承継期 信用保証付き 信用保証 必要に応じて 信用保証なし 資金使途等 運 転 資 備 資 セーフティネット 設

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# 中堅企業特別保証(中堅)

破綻金融機関等と金融取引を行っていたために、金融機関からの円滑な資金調達に支障が生じている中 堅事業者に対して、信用保証協会の保証付き融資によりその事業資金を供給することにより当該中堅事業 者の事業発展を目的とした保証制度です。

# 融資対象対象者

業		種	Ì	資 本	金	従 業 員				
製	造	業	等	3億円超	5億円未満	300人超(*1)				
卸	₹	ē 業		1億円超	5億円未満	100人超				
 小売・サービス業		ス業	5,000万円超 5 億円未満		50人超(小売業)100人超(サービス業)(*2					

(\*1) ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)は900人超(\*2) 旅館業は200人超。ソフトウエア業及び情報処理サービス業は、製造業として扱います。

適正かつ健全に事業を営む中堅事業者(表の規模に該当する企業)で、破綻金融機関等と過去1年以内に金融取引を行っていたために、金融取引に支障が生じており、次の要件にすべて該当する会社

- ① 破綻金融機関等からの借入金返済を含めた事業資金の調達が必要であること。
- ② 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第2条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けていること。
- ※ 個人事業者、医療法人、組合は対象外

対象事業

信用保証協会の保証対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

6億円 (既存保証残高を含む。)

原則として破綻金融機関等からの借入額を上限とする。

保証付借入額は借入額の8割を上限とする。

2割以上は融資実行金融機関の固有貸付とし、必ず保証付融資との協調融資とする。

貸付期間

運転資金…5年以内、設備資金…7年以内(ともに措置期間1年以内を含む。)

利 率

金融機関所定の利率

保 証 人

必要となる場合がある

物 的 担 保

この融資を含めて保証合計額が1億円超は原則として担保を要する。

信用保証料

所定の保証料率に応じて

問 合 先

東京信用保証協会 各支店保証課

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関



# 長期経営資金保証(長経)

一定の保証要件の下に金融機関からの保証依頼に簡易・迅速に対応し、堅実な経営を営み長期的展望を 持つ中小企業者の長期経営資金の確保を目的とした保証制度です。

### 融 資 対 象 対 象 者

次のいずれかの要件を具備する中小企業者

- 1 業歴3年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間の決算に おいて利益を計上し債務超過でない。
- 2 業歴5年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間のいずれ かの決算において利益を計上しており、繰越欠損がない。
- 3 前各号に準ずるもので債務超過でなく今期利益計上見込み(次のいずれかに該当するものは3号要件として取り扱う。)
  - ① 申込人の所有する不動産の時価評価額合計に対する担保設定額の合計が70%以内
  - ② 申込人の正味資産が2億円以上
  - ③ 工場、事務所、賃貸用の建物・構造物等の建設または購入資金であって今後 とも利益計上見込み
  - ④ 保証を3年以上継続して利用しており、3,000万円以上の残高実績がある。

対象事業

信用保証協会の保証対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

原則として3,000万円以上2億円以内 100万円単位

貸付期間

運転資金…原則として5年以上15年以内、設備資金…原則として5年以上20年以内 (ともに据置期間6ヵ月以内を含む。)

利 率

金融機関所定の利率

保 証 人

法人:必要となる場合がある 個人:原則として不要

物 的 担 保

不動産担保が必要

信用保証料

所定の保証料率に応じて

問 合 先

東京信用保証協会 各支店保証課

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関



借換保証(資金繰)

保証付き既往借入金の借換え及び当該借換えに伴う新たな事業資金に対する保証を促進することにより、 月々の返済額の軽減及び資金調達円滑化等を目的とした保証制度です。

### 融資対象 対 象 者

申

次の各要件を満たす中小企業者及び組合

- ① 保証申込時点で、借換え等を行う保証付きの借入金の残高があること。
- ② 経営安定関連保証を利用する場合は、適切な事業計画を有し、中小企業信用保 険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた区市町村長の認定書を有す ること。

信用保証協会の保証対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等) 対象事業

貸付限度額 企業 2億8.000万円 組合 4億8,000万円

貸付期間 10年以内(据置期間1年以内を含む。)

利 金融機関所定の利率 率

保 証 人 法人:必要となる場合がある

組合:必要となる場合がある 個人:原則として不要

原則として、本制度の利用により返済する保証付きの既往借入金の保証条件に比して 物 的 担 保 中小企業者に不利にならない条件。また、返済資金以外の事業資金(新規の融資分)

を含めた保証の場合は、通常の保証と同様の条件

信用保証料 所定の保証料率に応じて

東京信用保証協会 各支店保証課 問 合 先

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

込 本制度を取り扱っている金融機関 先 (東京信用保証協会またはご利用を希望する金融機関へお問い合わせください。)

— 131 —



条件変更改善型借換保証(条変改善借換)

事業改善意欲があるにもかかわらず、保証付きの既往借入金について返済緩和の条件変更を実施している ため前向きな金融支援を受けることが難しい中小企業者に対し、資金調達の円滑化等を図ることを目的と した保証制度です。

### 融資対象 対 象 者

次の各要件を満たす中小企業者及び組合

- ①保証申込時点において、信用保証協会の保証付き既往借入金の残高があること。
- ②①の既往借入金の一部又は全部について返済条件の緩和を行っていること。
- ③金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並び に計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

対象事業

信用保証協会の保証対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

企業 2億8,000万円 組合 4億8,000万円

貸 付 期 間

15年以内(据置期間1年以内を含む。)

※返済資金以外の事業資金(新規の融資分)を含む場合は、据置期間2年以内

利 率 金融機関所定の利率

保 証 人 法人:必要となる場合がある 組合:必要となる場合がある

個人:原則として不要

物的担保

原則として、本制度の利用により返済する保証付きの既往借入金の保証条件に比して 中小企業者に不利にならない条件。また、返済資金以外の事業資金(新規の融資分) を含めた保証の場合は、通常の保証と同様の条件

信用保証料

所定の保証料率に応じて

問 合 先 東京信用保証協会 各支店保証課

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

込 申 先 本制度を取り扱っている金融機関

企業ステージ 準 備 検索キー 創 業 期 安 定 事業承継期 信用保証付き 信用保証 必要に応じて 信用保証なし 資金使途等 運 転 資 設 備 資 セーフティネット

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# 事業再生保証 (再生)

法的な再建手続きを行う中小企業者に対して、事業の再建の円滑な進捗を図ることを目的とした保証 制度です。

### 融 資 対 象 対 象 者

次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する中小企業者

- (1)次の①又は②のいずれかに該当するもの。
  - ①再生事件又は更生事件が係属しているもの。
  - ②民事再生法(平成11年法律第225号)第188条第1項の規定に基づき再生手続終 結の決定を受けたもの。

(再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く。)

- (2) 再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していないもの。
- (3)次の①及び②のいずれにも該当するもの。
  - ①金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること。
  - ②償還が見込まれること。

対象事業

信用保証協会の保証対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

2 億円

貸付期間

10年以内

利率

金融機関所定の利率

保 証 人

法人:必要となる場合がある 組合:必要となる場合がある

個人:原則として不要

物 的 担 保

必要に応じて

信用保証料

所定の保証料率に応じて

問 合 先

東京信用保証協会 本店 経営支援部経営支援課

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関

企業ステージ 準 事業承継期 検索キー 創 業 期 安 定 信用保証付き |信用保証 必要に応じて 信用保証なし 資金使途等 運 転 資 設 備 資 セーフティネット

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# 東京再生サポート保証(再生サポート)

主力取引金融機関・中小企業活性化協議会の指導の下、経営改善を図っている中小企業者の再建をサポートすることを目的とした保証制度です。

### 融 資 対 象 対 象 者

申込金融機関(申込人に対する貸付金等の与信シェアが、原則として50%以上ある金融機関に限る。)から、企業再生に向けた取引の支援が得られる中小企業者(個人事業者及び組合を除く。)で、次のすべての要件を満たすもの。

- (1) 中小企業活性化協議会の支援により策定された経営改善計画または申込金融機 関等の指導により策定された経営改善計画に基づき、適切な経営改善を実施す ることにより企業再生が見込まれること。
- (2) 原則として最近3年間のいずれかの決算において営業利益を計上しており、事業構造の再構築により将来的に収益改善が期待できること。
- (3) 経営者等が企業再生に向けて真摯に取り組む姿勢を有し、取引金融機関、信用保証協会に対して経営上の情報開示に積極的であること。

**対象事業** 

信用保証協会の保証対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

5,000万円

貸付期間

10年以内

(据置期間1年以内を含む。)

利 率

金融機関所定の利率

保 証 人

必要となる場合がある

物的担保

原則として無担保

信用保証料

所定の保証料率に応じて

問 合 先

東京信用保証協会 本店 経営支援部経営支援課

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関

企業ステージ 準 事業承継期 検索キー 創 業 期 安 定 信用保証付き 信用保証 必要に応じて 信用保証なし 資金使途等 運 転 資 備 資 セーフティネット ※「検索キー」:巻頭に説明があります。

東日本大震災復興緊急保証(震災緊急)

東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業者に係る経営の安定に必要な資金について、特別の助成に関する措置を講じることを目的とした保証制度です。

融資対象対象対象者

次のいずれかに該当し、事業所の所在地を管轄する区市町村長等の証明を受けたもの。

① 特定被災区域内に事業所を有し、 地震・津波等により直接被害を受けた方

② 原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の公示の際に、当 該区域内に事業所を有していた方

③ 特定被災区域内に事業所を有し、 震災の影響により経営の安定に支障が生じている方

対象事業

信用保証協会の保証対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

企業 2億8,000万円 組合 4億8,000万円

貸付期間

10年以内(据置期間2年以内を含む。)

利 率

金融機関所定の利率

保 証 人

法人:必要となる場合がある 組合:必要となる場合がある 個人:原則として不要

物的担保

必要に応じて

信用保証料

所定の保証料率に応じて

問 合 先

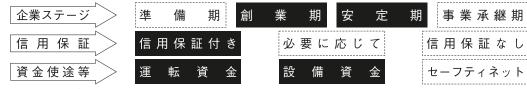
東京信用保証協会 各支店保証課

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関

検索キー



※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# 健康企業応援・ダイバーシティ推進保証(健康DS保証)

従業員の健康を重要な経営資源と捉えて健康管理強化及び健康増進に取り組むほか、女性の活躍支援等ダイバーシティの推進に積極的に取り組む中小企業者に対し、低保証料率を適用した保証制度を提供することによって、企業の成長・発展を支援することを目的とした保証制度です。

#### 融 資 対 象 対 象 者

次のいずれかの要件を満たす、従業員数5人以上の中小企業者。

- (1)全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部、健康保険組合連合会(健保連)東京連合会又は 国民健康保険組合東京協議会から「健康企業宣言の証」の交付を受けている。
- (2) 厚生労働大臣(東京労働局長)から「トライくるみん」「くるみん」又は「プラチナくるみん」の認定を受けている。
- (3) 厚生労働省(東京労働局長)から「安全衛生優良企業」の認定を受けている。
- (4) 厚生労働大臣(東京労働局長)から「えるぼし認定」又は「プラチナえるぼし認定」を受けている。
- (5) 厚生労働大臣(東京労働局長)から「ユースエール認定」を受けている。
- (6) 東京都の「とうきょう次世代育成サポート企業」に登録している。
- (7) 東京都の「TOKYO働き方改革宣言企業」である。
- (8) 東京都の「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」(過去認定企業を含む。)である。
- (9) 従業員の健康診断受診率(直近)が80%以上であり、診断結果に所見があった場合に再検査の受診を推進している。
- (10) 従業員に対し、メンタルヘルスに関する啓発や教育を実施している。
- (11) 多様な人材(女性、高齢者、外国人、障害者等)を雇用してその活躍を促し、ダイバーシティ推進に積極的に取り組んでいる。

対象事業

信用保証協会の保証対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

企業 2億8,000万円 組合 4億8,000万円

貸付期間

10年以内(据置期間1年以内を含む。)

利

**率** 金融機関所定の利率

保 証 人

法人:必要となる場合がある 組合:必要となる場合がある

個人:原則として不要

物 的 担 保

必要に応じて

信用保証料

以下の保証料率(年率 %)を適用する

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.61	1.48	1.31	1.14	0.97	0.85	0.68	0.51	0.38

なお、有担保の場合、0.1%を差し引いた保証料率を適用する。

問 合 先

東京信用保証協会 各支店保証課

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関

準 検索キー | 企業ステージ 創 業 期 安 定 事業承継期 信用保証付き |信用保証 必要に応じて 信用保証なし 資金使途等 運 転 資 備 資 セーフティネット

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# 事業再生計画実施関連保証(改善サポート)

中小企業活性化協議会等の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って、事業再生を行う中小企業者を支援することを目的とした保証制度です。

#### 融 資 対 象 対 象 者

以下に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行うもの。

- ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の 計画
- ②認定支援機関(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に規定する産業復興相談センターを含む。)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- ⑨独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を 支援した再建計画
- ⑩経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

対象事業

信用保証協会の保証対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

企業 2億8,000万円 組合 4億8,000万円

貸付期間

分割返済の場合15年以内(据置期間1年以内を含む。)

一括返済の場合1年以内

利 率

金融機関所定の利率

保 証 人

法人:必要となる場合がある 組合:必要となる場合がある

個人:原則として不要

物的担保

必要に応じて

信用保証料

所定の保証料率に応じて

問 合 先

東京信用保証協会 本店 経営支援部経営支援課 または各支店保証課 東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関

#### 東京信用保証協会



※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# **危機関連保証(危機関連)**

突発的に生じた大規模な経済危機や災害等の事象により影響を受けた中小企業者の資金繰り支援のため の保証制度です。※本制度は国が指定した期間(危機指定期間)のみ使用可能です。

融資対象 対 象 者

信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについ て市町村長または特別区長の認定を受けた中小企業者

信用保証協会の対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等) 対象事業

貸付限度額 企業 2 億 8,000 万円 組合 4 億 8,000 万円

貸付期間 10年以内(据置期間2年以内を含む。)

利 率 金融機関所定の利率

保 証 人 必要となる場合がある

物 的 担 保 必要に応じて

信用保証料 所定の保証料率に応じて

合 先 東京信用保証協会 各支店保証課

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 本制度を取り扱っている金融機関 先 (東京信用保証協会またはご利用を希望する金融機関へお問い合わせください。)

— 138 —

問

企業ステージ 準 期 業 安 期 事業承継期 検索キー 創 期 定 信用保証付き 信用保証 必要に応じて 信用保証なし 運転資金 設 備 資 金 資金使途等 セーフティネット

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# 事業承継特別保証 (承継特別)

一定の要件を満たす中小企業については保証人を徴求せず、また、専門家による支援・確認を受けた場合には、低保証料率を適用することで中小企業者の事業承継促進を図るための保証です。

## 融 資 対 象 対 象 者

次の(1)又は(2)に該当しかつ(3)に該当する中小企業者。

ただし、本制度を既に利用したことがある中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度 1 回目の保証日(ただし、貸付実行されたものに限る。)から 3 年以内に保証申込みを行うものに限る。

- (1) 当協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。
- (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。
- (3)次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。
- ①資産超過であること
- ②EBITDA有利子負債倍率(注)が15倍以内であること
- ③法人・個人の分離がなされていること
- ④返済緩和している借入金がないこと
- (注)EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)

対象事業

信用保証協会の保証対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

企業 2億8,000万円 組合 4億8,000万円

貸付期間

分割返済の場合 10年以内 (据置期間1年以内を含む。)

一括返済の場合 1年以内

利 率

金融機関所定の利率

保 証 人

不要

物 的 担 保

必要となる場合がある

信用保証料

所定の保証料率に応じて

ただし、本制度で定める専門家の支援・確認を受けた場合は、下表の保証料率(年率%) を適用する。

利用区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1. 15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

問 合 先

東京信用保証協会 本店 経営支援部経営支援課

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関



# 事業承継サポート保証 (持株承継)

事業承継計画に基づき、持ち株会社が事業会社の株式を集約化するための資金供給を支援することで、 円滑な事業承継を促し地域経済の活性化に資することを目的とした保証制度です。

# 融資対象対象者

事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集約化するための資金供給を必要としている、次のすべての要件を満たす持株会社

- ①事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画を策定していること
- ②持株会社は、事業会社の事業活動を支配することを目的として新たに設立され、 初年度決算が未到来であること
- ③持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること
- ④承継の対象となる事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める 業種に属する事業を行っていること
- ⑤承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰 等の要因により、事業承継計画に基づく事業承継の必要が生じていること

対象事業

信用保証協会の対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

2億8.000万円

※持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金および附帯費用に限る

貸付期間

15年以内(据置期間2年以内を含む。)

利 率

金融機関所定の利率

保 証 人

必要となる場合がある

物的担保

必要に応じて

信用保証料

所定の保証料率に応じて

問 合 先

東京信用保証協会 本店 経営支援部経営支援課 東京信用保証協会の支店案内図 (238~240ページ) をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関

企業ステージ 準 安 事業承継期 検索キー 創 業 期 定 期 信用保証付き 信用保証 必要に応じて 信用保証なし 資金使途等 運 転 資 設 備 資 金 セーフティネット ※「検索キー」:巻頭に説明があります。

財務要件型無保証人保証(財務無保証人)

一定の財務要件のもとで経営者保証を不要とする保証を行うことにより、中小企業者の積極的な設備 投資及び事業拡大を促すことを目的とした保証制度です。

融 資 対 象 対 象 者

基準 (1) ~ (3) について、①の要件を満たす中小企業者で、②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤のいずれかを満たすことを要する。

		基準 (1)	基準 (2)	基準 (3)	充足条件	
1	純資産の額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5 億円以上	必須条件	
2	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	②と③の	
3	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	どちらか充足	
4	使用総資本事業利 益率	10%以上	10%以上	5%以上	<ul><li>④からの</li></ul>	
(5)	インタレスト・カバ レッジ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	どちらか充足	

対象事業

信用保証協会の対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

企業 2 億8,000万円、組合 4 億8,000万円

貸付期間

分割返済の場合 運転資金7年以内 (据置期間1年以内を含む。)

設備資金10年以内(据置期間1年以内を含む。)

一括返済の場合 2年以内

利 率

金融機関所定の利率

保 証 人

不要

物 的 担 保

必要に応じて

信用保証料

所定の保証料率に応じて

問 合 先

東京信用保証協会 各支店保証課

東京信用保証協会の支店案内図 (238~240ページ) をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関



# 短期一括連携保証(短期一括)

更新可能な短期資金の提供で資金繰りの安定化を支援するとともに、経営状況を定期的に把握し継続的な支援を行う保証制度です。

融 資 対 象 対 象 者

申込金融機関と与信取引があり、次の①または②の要件を満たす中小企業者及び組合 ①法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上していることまたは債務超過で ないこと。

②個人の場合は、直近の確定申告において所得金額があること。

対象事業

信用保証協会の対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額 3,000万円

貸 付 期 間 1年以内

利 率 金融機関所定の利率

保証 人 法人:必要となる場合がある

組合:必要となる場合がある

個人:原則として不要

物 的 担 保 必要に応じて

信用保証料 所定の保証料率に応じて

問 合 先

東京信用保証協会 各支店保証課

東京信用保証協会の支店案内図 (238~240ページ) をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関

検索キー 企業ステージ 準 安 定 事業承継期 創 業 期 信用保証 信用保証付き 必要に応じて 信用保証なし セーフティネット 資金使途等 運転資 設 備 資

※「検索キー」:巻頭に説明があります。 タイアップ成長支援保証 (タイアップ)

取扱金融機関と当協会が、連携してまとまった資金を円滑に供給し継続的な支援を行うことで、中小企業者のさらなる事業発展に資することを目的とした保証制度です。

融資対象

対 象 者

申込金融機関が事業内容や成長性を適切に評価した上で、当協会と連携して支援育成 していきたい方針である中小企業者。

(申込金融機関のプロパー融資と同時実行を要す)

対象事業

率

信用保証協会の対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

5,000万円

貸付期間

7年以内(据置期間6か月以内を含む。)

利

金融機関所定の利率

保 証 人

法人:必要となる場合がある 組合:必要となる場合がある

租合・必要となる場合かめ 個人:原則として不要

物 的 担 保

必要に応じて

信用保証料

所定の保証料率に応じて

問 合 先

東京信用保証協会 各支店保証課

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関



# 自主廃業支援保証(自主廃業支援)

事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者に対して、そのために必要となる事業資金の調達を支援することを目的とした保証制度です。

# 融資対象対象者

現在事業を行っている中小企業者であって、以下の①から③までの要件をすべて 満たすもの

- ①事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの。
- ②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること。
- ③バンクミーティング等(債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援 の方向性、内容等を検討する場)により合意に至った廃業計画書に従って計画 の実行及び進捗の報告を行うもの。

対象事業

信用保証協会の対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

3.000 万円

貸付期間

1年以内(かつ、終期は解散予定日より前)とする

利 率

金融機関所定の利率

保 証 人

必要となる場合がある

物的担保

必要に応じて

信用保証料

所定の保証料率に応じて

問 合 先

東京信用保証協会 本店 経営支援部経営支援課 東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関 (東京信用保証協会またはご利用を希望する金融機関へお問い合わせください。

企業ステージ 準 事業承継期 検索キー 創 業 期 安 定 信用保証 信用保証付き 必要に応じて 信用保証なし 資金使途等 運転 備 資 セーフティネット

事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)(改善サポ感染)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が事業再生計画等に従って事業再生を行うための 資金に対する保証制度です。

融資対象

対 象 者

中小企業活性化協議会が作成に関与した計画や信用保証協会が事務局を務める経営サポート会議において検討、決定された計画など、所定の計画に基づき事業再生を行う

対象事業

信用保証協会の保証対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

企業 2億8,000万円 組合 4億8,000万円

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

貸付期間

分割返済の場合 15年以内(据置期間5年以内を含む。)

一括返済の場合 1年以内

利

金融機関所定の利率

保 証 人

率

法人:必要となる場合がある 組合:必要となる場合がある

個人:原則として不要

※一定の要件を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることで経営者保証を免除

することができる。

物 的 担 保

必要に応じて

信用保証料

所定の保証料率に応じて

問 合 先

東京信用保証協会 本店 経営支援部経営支援課 または各支店保証課 東京信用保証協会の支店案内図 (238~240ページ) をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関

期安 検索キー 企業ステージ 準 創 業 定 期 事業承継期 信用保証付き |信用保証 必要に応じて 信用保証なし 資金使途等 運 転 資 設 備 資 セーフティネット

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# 伴走支援型特別保証(伴走特別)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図るための保証制度です。 ※伴走特別は、令和6年6月末をもって受付を終了しました。

# 融資対象対象者

次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者。

- (1) 中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること。
- (2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること。
- (3)次の①又は② i から vi のいずれかに該当すること。
  - ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
  - ② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して 5%以上減少していること。
    - ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して 5%以上減少していること。
    - iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して 5%以上減少していること。
    - iv最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。
    - v最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。
    - vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して 5%以上減少していること。
- (4) 激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと。

対象事業

信用保証協会の保証対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

1企業・1組合 1億円

貸付期間

分割返済の場合10年以内(据置期間5年以内を含む。)

一括返済の場合1年以内

利 率

金融機関所定の利率

保 証 人

法人:必要となる場合がある 組合:必要となる場合がある

個人:原則として不要

※一定の要件を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることで経営者保証を免除することができる。

物 的 担 保

必要に応じて

信用保証料

全事業者に対し、事業者の当初負担が0.2%~1.15%になるよう国が補助

問 合 先

東京信用保証協会 各支店保証課

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関

安 定 検索キー 企業ステージ 期 創 業 期 事業承継期 信用保証付き 必要に応じて 信用保証 信用保証なし 資金使途等 運転資金 設 備 資 金 セーフティネット ※「検索キー」:巻頭に説明があります。

経営力強化保証(経営力強化)

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定を行う中小企業者等が事業計画の実施に必要な資金を調達するための保証制度です。

※「経営力強化保証」は令和6年7月から受付を開始します。

融 資 対 象 対 象 者 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。

対象事業

保証協会の保証対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

企業 2億8,000万円 組合 4億8,000万円

貸 付 期 間

運転資金 5年以内(据置期間1年以内を含む。)

設備資金 7年以内(据置期間1年以内を含む。)

一括返済の場合、1年以内

※本制度によって保証付きの既往借入を借り換える場合は10年以内とする。

利 率

金融機関所定の利率

保 証 人

必要となる場合がある

物 的 担 保

必要に応じて

信用保証料

一般関係にかかる保証については、借入金額に対し、0.30%から1.75%。ただし、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用する。

問い合わせ先

東京信用保証協会 各支店保証課

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関

#### 東京信用保証協会

検索キー 企業ステージ

準 備 期

創 業 期

安 定 期

事業承継期

信用保証

信用保証付き

必要に応じて

信用保証なし

資金使途等

運転資金

設 備 資 金

セーフティネット

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# SDGs推進応援保証 (SDGs保証)

SDGs(持続可能な開発目標)に賛同の上、社会課題の解決や未来社会の実現に向けて前向きに取り組む、またはすでに取り組んでいる中小企業者を低保証料率でサポートする保証制度です。

融資対象

対 象 者

SDGs(持続可能な開発目標)に賛同の上、社会課題の解決や未来社会の実現のために、前向きに取り組もうとする、またはすでに取り組んでいる中小企業者

対象事業

信用保証協会の対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

3,000万円

貸付期間

7年以内(据置期間1年以内を含む。)

利 率

金融機関所定利率

保 証 人

法人:必要となる場合がある 組合:必要となる場合がある

個人:原則として不要

物 的 担 保

必要に応じて

信用保証料

以下の保証料率 (年率 %) を適用する

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.61	1.48	1.31	1.14	0.97	0.85	0.68	0.51	0.38

※なお、有担保の場合、0.1%を差し引いた保証料率を適用する

問 合 先

東京信用保証協会 各支店保証課

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関

準 創 検索キー | 企業ステージ 備 業 期 安 定 事業承継期 信用保証付き 信用保証 必要に応じて 信用保証なし 資金使途等 運転資 設 備 資 セーフティネット

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# スタートアップ創出促進保証(SSS保証)

経営者保証を不要とすることで創業機運の醸成による創業者の増加ならびに、中小企業者の積極的な事業 展開を推進することを目的とした保証制度です。

## 融 資 対 象 対 象 者

次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者。

- (1)事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援等事業により 経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっ ては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計 画を有するもの。
- (2) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの。
- (3) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。
- (4) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。
- (5) 法第2条第29項第2号に規定する創業者(事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの)であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの。

対象事業

信用保証協会の保証対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

3.500万円

貸 付 期 間

10年以内(据置期間は1年以内を含む。)ただし、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。

利 率

金融機関所定の利率

保 証 人

不要

物 的 担 保

不要

信用保証料

創業関連保証の信用保証料率(当協会所定)に 0.2 %を上乗せした信用保証料率とする。

問 合 先

東京信用保証協会 各支店保証課

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関



# 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証(国補助選択型経保)

一定の要件を満たすことで、保証料の上乗せにより、経営者保証が不要となる保証制度です。 (上乗せ保証料に対して、国から一部補助があります)

## 融 資 対 象 対 象 者

次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人である中小企業者。

ただし、法人の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の要件は問わない。

- (1) 当協会への保証申込日(以下「申込日」という。)以前2年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
- (2) 申込日の直前の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会 通念上相当と認められる額を超えていないこと。
- (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。
  - ①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと。(注1)
  - ②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。(注2)
- (4)次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
  - ①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
  - ②申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員 報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。
- (5) 信用保証料の上乗せを条件として経営者保証を提供しないことを希望していること。
- (注1) 「純資産の額≥0」であること。
- (注2) 「経常利益+減価償却≥0」であること。

信用保証協会の保証対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等) 8,000万円(※経営安定関連保証4号・5号の場合は別に8,000 万円)

10年以内(据置期間1年以内を含む)

金融機関所定の利率

不要

不要

以下の申込日に応じて0.05%から0.15%に相当する額の補助あり。

令和6年3月15日から令和7年3月31日まで0.15%

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで0.10%

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで0.05%

※条件変更に伴い追加して生じる保証料については補助の対象外。

問 合 先

**対象事業** 

率

人

貸付限度額

貸付期間

証

物 的 担 保

信用保証料

利

保

東京信用保証協会 各支店保証課

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関

企業ステージ 準 安 定 事業承継期 検索キー 創 業 期 信用保証付き 必要に応じて 信用保証 信用保証なし セーフティネット 資金使途等 運転資 設 備 資 金 ※「検索キー」:巻頭に説明があります。

プロパー融資借換特別保証 (プロパー借換)

一定の要件を満たすことで、既存の経営者保証を提供したプロパー融資から、経営者保証を不要とする保証付融資への借換えが可能となる保証制度です。

# 融 資 対 象 対 象 者

申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次の

- (1) から(4) までに定める全ての要件を満たす法人である中小企業者。
- (1) 資産超過であること
- (2) EBITDA 有利子負債倍率(注1) が15倍以内であること
- (3) 法人・個人の分離がなされていること
- (4)返済緩和している借入金がないこと(注2)
- (注1) EBITDA 有利子負債倍率=(借入金·社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)
- (注2) 申込日が危機関連保証の指定期間である場合、新型コロナウイルス感染症に 係る経営安定関連保証 4 号の指定期間である場合は、要件の確認基準日につ いて緩和措置があります。

対 象 事 業

信用保証協会の保証対象業種(製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等)

貸付限度額

- 1 企業 2 億8,000 万円
- 1組合 4億8,000万円

(ただし経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内)

貸付期間

10年以内(据置期間1年以内を含む)

率

利

金融機関所定の利率

保 証 人

不要

物 的 担 保

必要に応じて

信用保証料

所定の保証料率に応じて

問 合 先

東京信用保証協会 各支店保証課

東京信用保証協会の支店案内図(238~240ページ)をご参照ください。

申 込 先

本制度を取り扱っている金融機関



# 新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来している中小企業・小規模事業者の方を支援する融資制度です。

#### 融資対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが 見込まれる方

- 1 次のいずれかに該当する方
  - (1)最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均 売上高が前6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方
  - (2)業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高(業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
    - ア 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高
    - イ 令和元年12月の売上高
    - ウ 令和元年10月から12月の平均売上高
- 2 債務負担が重くなっている方(注)
- (注) 一定の要件を満たす必要があります。要件の詳細は、お近くの支店にお問い合わせください。

#### 融資限度額

別枠8,000万円

返 済 期 間

運転資金 20年以内 (うち据置期間5年以内) 設備資金 20年以内 (うち据置期間5年以内)

利 率

基準利率

ただし、6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率 -0.5%、4年目以降は基準利率

担 保等

担保:無担保

保証:お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます(注)。

- (注)経営状況等から借入返済が可能と見込まれる法人の方であって次の(1)および(2)の要件を満たす場合は、経営者の保証を免除することができます。
  - (1) 法人と代表者の方の一体性の解消が一定程度図られていることについて、公庫において確認ができること。
  - (2) 令和2年1月29日時点における直近の決算期からお申込時点における直近の決算期までの間のいずれかの決算期において、債務超過となっていないこと。

※掲載内容は、令和6年4月1日時点のものです。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、 $\lceil 1 \rfloor$  番を押してください。

申 込 先

企業ステージ 準 備 安 定 検索キー 期 創 業 期 事業承継期 信用保証 必要に応じて 信用保証なし 信用保証付き 設 備 資 金 資金使途等 運転資金 セーフティネット

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来している生活衛生関係の事業を営む方を支援する融資制度です。

#### 融資対象者

生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な 業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期 的に業況が回復し、発展することが見込まれる方

- 1 次のいずれかに該当する方
  - (1)最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均 売上高が前6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方
  - (2)業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高(業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
    - ア 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高
    - イ 令和元年12月の売上高
    - ウ 令和元年10月から12月の平均売上高
- 2 債務負担が重くなっている方(注)
- (注) 一定の要件を満たす必要があります。要件の詳細は、お近くの支店にお問い合わせください。

#### 融資限度額

別枠8,000万円

返 済 期 間

運転資金 20年以内 (うち据置期間5年以内) 設備資金 20年以内 (うち据置期間5年以内)

利 率

基準利率

ただし、6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率 - 0.5%、4年目以降は 基準利率

担 保 等

担保:無担保

保証:お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます(注)。

- (注)経営状況等から借入返済が可能と見込まれる法人の方であって次の(1)および(2)の要件を満たす場合は、経営者の保証を免除することができます。
  - (1) 法人と代表者の方の一体性の解消が一定程度図られていることについて、公庫において確認ができること。
  - (2) 令和2年1月29日時点における直近の決算期からお申込時点における直近の決算期までの間のいずれかの決算期において、債務超過となっていないこと。

※掲載内容は、令和6年4月1日時点のものです。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、 $\lceil 1 \rceil$  番を押してください。

申 込 先

企業ステージ 進 備 期 創 期 事業承継期 検索キー 業 期 安 信用保証 信用保証付き 必要に応じて 信用保証なし 運 転 資 金 設 備 資 金 セーフティネット 資金使途等 ※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付 (新型コロナ対策資本性劣後ローン)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているスタートアップ企業や事業再生に取り組む方で、財務体質強化を図るための資金調達を希望される方にご利用いただける融資制度です。

### 融資対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた法人または個人企業の方であって、次のいずれかに該当する方

- 1 J-Startupプログラムに選定された方または独立行政法人中小企業基盤整備機構が 出資する投資事業有限責任組合から出資を受けた方
- 2 中小企業活性化協議会(旧:中小企業再生支援協議会を含みます。)の支援を受けて事業の再生を行う方または独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の関与のもとで事業の再生を行う方
- 3 上記1および2に該当しない方であって、事業計画書を策定し、民間金融機関等 による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方

#### 融資限度額

別枠7,200万円

返 済 期 間

5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか

利 率

ご融資後3年間は0.50%

ご融資後3年経過後は、毎年直近決算の業績に応じた利率  $(0.50\% \sim 2.95\%$ 、いずれも年利)が適用されます。

※直近決算が黒字であっても、金利負担により実態上赤字となる場合は0.50%となります。

担 保 等

**不要** 

※無担保・無保証人の融資制度であり、代表者個人には責任が及ばないものとなって おります。

※掲載内容は、令和6年4月1日時点のものです。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、 $\begin{bmatrix} 1 \end{bmatrix}$  番を押してください。

申 込 先



# 生活衛生新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付 (生活衛生新型コロナ対策資本性劣後ローン)

生活衛生関係の事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているスタートアップ企業や事業再生に取り組む方で、財務体質強化を図るための資金調達を希望される方にご利用いただける融資制度です。

#### 融資対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生活衛生関係の事業を営む法人または個人 企業の方であって、次のいずれかに該当する方

- 1 J-Startupプログラムに選定された方または独立行政法人中小企業基盤整備機構が 出資する投資事業有限責任組合から出資を受けた方
- 2 中小企業活性化協議会(旧:中小企業再生支援協議会を含みます。)の支援を受けて事業の再生を行う方または独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の関与のもとで事業の再生を行う方
- 3 上記1および2に該当しない方であって、事業計画書を策定し、民間金融機関等 による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方

#### 融資限度額

別枠7,200万円

#### 返済期間

5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか

## 利 率

ご融資後3年間は0.50%

ご融資後3年経過後は、毎年直近決算の業績に応じた利率(0.50%~2.95%、いずれも年利)が適用されます。

※直近決算が黒字であっても、金利負担により実態上赤字となる場合は0.50%となります。

#### 担 保 等

#### 不要

※無担保・無保証人の融資制度であり、代表者個人には責任が及ばないものとなって おります。

※掲載内容は、令和6年4月1日時点のものです。

#### 問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「1 | 番を押してください。

申 込 先



# 東日本大震災復興特別貸付

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者の方の復興を支援する融資制度です。

# 融資対象者

【震災直接被害関連】次のいずれかに該当する方

- ①岩手県および宮城県の沿岸部(注)ならびに福島県に事業所 を有し、事業活動を行う方のうち、東日本大震災の地震・ 津波により直接被害を受けた方
- ②原子力発電所の事故に関する警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域内に事業所を有する方

【震災間接被害関連】福島県に事業所を有し、事業活動を行う方のうち、上記の直接被 害を受けた方(大企業を含みます。)と取引のある方

【震災セーフティネット関連】

福島県に事業所を有し、事業活動を行う方で、風評被害、計画停電等東日本大震災の影響により売上等が減少し、資金繰りに支障を来していることまたは支障を来すおそれがあり、かつ、中長期的にみて業況の回復が見込まれる方

(注) 岩手県のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村および同郡洋野町ならびに宮城県のうち、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町および本吉郡南三陸町をいいます。

#### 融資限度額

【震災直接被害関連・間接被害関連】各融資制度の融資限度額に6,000万円を加えた額 【震災セーフティネット関連】別枠4,800万円(セーフティネット貸付)

※生活衛生セーフティネット貸付は別枠5,700万円

返済期間(注1)

【震災直接被害関連】 運転資金 15年以内(うち据置期間5年以内)

設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内)

【震災間接被害関連】 運転資金 15年以内(うち据置期間3年以内)

設備資金 20年以内(うち据置期間3年以内)

【震災セーフティネット関連】運転資金 8年以内(うち据置期間3年以内)

設備資金 15年以内(うち据置期間3年以内)

#### 利率(注1)(注2)

各融資制度に定められた利率

一定の要件を満たす場合、次の利率が適用されます。

【震災直接被害関連・間接被害関連】(3,000万円まで)

当初3年間 (最大) 基準利率-1.4%

4年目以降 (最大) 基準利率-0.5%

(3,000万円超)(最大)基準利率-0.5%

【震災セーフティネット関連】

基準利率、特別利率R、特別利率N、特別利率U

- (注1) 直接被害または間接被害を受けた方は、適用する融資制度に定める融資条件が本制度に掲げる条件より有利である場合当該融資条件が適用されます。
- (注2) ご返済期間または担保の有無等によって異なる利率が適用されます。

問	合	先	事業資金相談ダイヤル TEL 0120(154)505(行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「1」番を押してください。
申	込	先	株式会社 日本政策金融公庫 各支店 国民生活事業



# 令和2年7月豪雨特別貸付

令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者の方を支援する融資制度です。

#### 融資対象者

【直接被害者】令和2年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県(注)内に事業所を有し、かつ、当該事業所が令和2年7月豪雨により直接の被害を受けた方

【間接被害者】上記の直接の被害を受けた方(大企業を含みます。)の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方

【その他の被害者】令和2年7月豪雨に起因する社会的要因による一時的な業況悪化 により、資金繰りに著しい支障を来しているまたは来すおそれの ある方であって、中長期的に業況の回復が見込まれる方

(注) 山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県および鹿 児島県

#### 融資限度額

【直接被害者・間接被害者】 各融資制度の融資限度額に6,000万円を加えた額 【その他の被害者】 別枠4,800万円(セーフティネット貸付) ※生活衛生セーフティネット貸付は別枠5,700万円

#### 返 済 期 間

運転資金 15年以内(うち据置期間5年以内)設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内)

#### 利率(注1)(注2)

#### 【直接被害者】

1被害証明書等の発行を受けた方

(3,000万円まで)

当初3年間 基準利率-0.9% 4年目以降 基準利率-0.5% (3,000万円超) 基準利率-0.5%

2上記以外の方

各融資制度に定められた利率

【間接被害者】 各融資制度に定められた利率

【その他の被害者】 基準利率

(注1) 直接被害または間接被害を受けた方は、適用する融資制度に定める融資条件が本制度に掲げる条件より有利である場合当該融資条件が適用されます。

(注2) ご返済期間または担保の有無等によって異なる利率が適用されます。

#### 問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、 $\lceil 1 \rfloor$  番を押してください。

申 込 先



一般貸付

ほとんどの業種の中小企業・小規模事業者の方にご利用いただける融資制度です。

融資対象者

中小企業・小規模事業者(個人・法人は問いません。)

ただし、業種や経営内容等によってご利用いただけない場合がございます。

融資限度額

4,800万円 (特定設備資金は7,200万円)

返 済 期 間

運転資金 7年以内 (うち据置期間1年以内) 設備資金 10年以内 (うち据置期間2年以内)

(特定設備資金は20年以内(うち据置期間2年以内))

利 率

基準利率

(注) ご返済期間または担保の有無等によって異なる利率が適用されます。

担 保等

お客様のご希望を伺いながら、ご相談させていただきます。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「1」番を押してください。

申 込 先



# マル経融資(小規模事業者経営改善資金)

商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者の方が、経営改善に必要な資金を 無担保・無保証人でご利用いただける融資制度です。

#### 融資対象者

#### 1 通常枠

商工会、商工会議所または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者(商工業者に限ります。)であって、商工会、商工会議所等の長の推薦を受けた方

2 東日本大震災関連

前1の方のうち、商工会議所等が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行う方であって、次のいずれかに該当する方

- (1) 直接被害を受けた方
  - ア 岩手県および宮城県の沿岸部 (注) ならびに福島県に事業所を有し、当 該事業所が東日本大震災により直接被害を受け、被害証明書等を提出で きる方
  - イ 原子力発電所の事故に関する警戒区域、計画的避難区域および緊急時避 難準備区域内に事業所を有する方
- (2) 間接被害を受けた方

福島県に事業所を有し、前(1)の直接被害を受けた方と一定の取引があり、被害証明書等を提出できる方

- (注) 岩手県のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡 大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡 野田村および同郡洋野町ならびに宮城県のうち、仙台市、石巻市、塩竈市、 気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元 町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町および本吉郡 南三陸町をいいます。
- 3 令和2年7月豪雨関連

前1の方のうち、被害証明書等の発行を受け、商工会議所等が策定する「小規模 事業者再建支援方針」に沿って事業を行う方であって、次のいずれかに該当する方

(1) 直接被害を受けた方

令和2年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内 に事業所を有し、当該事業所が令和2年7月豪雨により直接被害を受けた方

- (2) 間接被害を受けた方
  - 前(1)の直接被害を受けた方と一定の取引がある方
- 4 令和6年能登半島地震関連

前1の方のうち、被害証明書等の発行を受け、商工会議所等が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行う方であって、次のいずれかに該当する方

(1) 直接被害を受けた方

令和6年能登半島地震による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有し、当該事業所が令和6年能登半島地震により直接被害を受けた方(注)

- (2) 間接被害を受けた方
  - 前(1)の直接被害を受けた方と一定の取引がある方
- (注) 災害による停電や断水等のインフラ断絶により、在庫品または生産・営業設備 に直接の被害を受けた方が必要とする在庫品または生産・営業設備の復旧資金 を含みます。

5 新型コロナウイルス感染症関連

前1の方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方であって、次の(1)または(2)のいずれかに該当する方

- (1)最近1カ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1カ月を含みます。)の平均 売上高が前6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少しているまた はこれと同様の状況にある方
- (2) 債務負担が重くなっている方(注)
- (注) 一定の要件を満たす必要があります。

#### 融資限度額

2.000万円(対象者の2から5のいずれかに該当する方は、2.000万円+別枠1.000万円)

#### 返済期間

対象者1から4のいずれかに該当する方

運転資金 7年以内(うち据置期間1年以内)

設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内)

対象者5に該当する方

運転資金 20年以内(うち据置期間5年以内(別枠の1,000万円以内))

設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内(別枠の1,000万円以内))

### 利 率

対象者1に該当する方 特別利率F

対象者2に該当する方

【当初3年間】特別利率 F-0.9%(別枠の1,000万円以内)

【4年目以降】特別利率F

対象者3または4に該当する方(注)

(1)直接被害を受けた方 【当初3年間】特別利率 F-0.9% (別枠の1,000万円以内)

【4年目以降】特別利率F

(2)間接被害を受けた方 【当初3年間】特別利率F-0.5%(別枠の1,000万円以内)

【4年目以降】特別利率F

対象者5に該当する方

【当初3年間】特別利率F-0.5%(別枠の1,000万円以内)

【4年目以降】特別利率F

(注)対象者4に該当する方であって、災害による停電や断水等のインフラ断絶により、在庫品または生産・営業設備に直接の被害を受けた方は、被害証明書等の発行を受けていない場合であっても、在庫品または生産・営業設備の復旧資金に限り、(1)の利率の適用が可能です。

#### 担 保 等

担保、保証人は不要です。

※掲載内容は、令和6年4月1日時点のものです。

### 問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、 $\lceil 1 \mid$  番を押してください。

申 込 先

東京商工会議所各支部 東京都内商工会議所 東京都内各商工会



※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# 新企業育成貸付 (新規開業資金)

女性、若者、シニアの方や廃業歴等があり創業に再チャレンジする方、中小会計を適用する方など、 幅広い方の創業を支援する融資制度です。

融資対象者

新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方

融資限度額

7,200万円(うち運転資金4,800万円)

返 済 期 間

運転資金 10年以内(注) (うち据置期間5年以内)

設備資金 20年以内 (うち据置期間5年以内)

(注) 廃業歴等があり創業に再チャレンジする方の運転資金は15年以内

利 率

基準利率、特別利率A、特別利率B、特別利率C

(注) お使いみち、ご返済期間または担保の有無等によって異なる利率が適用されます。

担 保 等

お客様のご希望を伺いながら、ご相談させていただきます。

その他

一定の要件を満たす方は、挑戦支援資本強化特別貸付(資本性ローン)もご利用いただけます。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、 $\lceil 0 \rfloor$  番を押してください。

申 込 先 株式会社 日本政策金融公庫 各支店 国民生活事業



経営革新計画の承認を受けた方など、新事業活動に取り組む方にご利用いただける融資制度です。

新企業育成貸付(新事業活動促進資金)

## 融資対象者

- 1 「経営革新計画」の承認を受けた方
- 2 「基盤確立事業実施計画」の認定を受けた方
- 「経営力向上計画」の認定を受けた方 3
- 4 中小企業等経営強化法に基づく中小企業等の経営強化に関する基本方針に定める新 たな取り組みを行い、2年間で4%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方
- 5 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方
- 6 上記1~5に該当しない方で、次のいずれかに該当する方
  - ・新たに第二創業を図る方
  - ・第二創業後おおむね5年以内の方

融資限度額

7,200万円(うち運転資金4,800万円)

返済期間

運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)

利 率 対象者1または2に該当する方 特別利率B(土地取得資金は基準利率)

対象者3に該当する方 基準利率

ただし、設備資金については特別利率B(土地および建物取得資金は基準利率)

対象者4に該当する方 基準利率

ただし、事業計画を策定したことがない方が、認定支援機関または公庫の経営指 導を受けて、一定の要件を満たす事業計画書を策定する場合は特別利率P(土地取 得資金は基準利率)

対象者5に該当する方 基準利率、特別利率A、特別利率B、特別利率C(土地取得 資金は基準利率)

対象者 6 に該当する方 特別利率A (土地取得資金および債務の返済資金は基準利率)

担 保 等 お客様のご希望を伺いながら、ご相談させていただきます。

そ の 他 一定の要件を満たす方は、挑戦支援資本強化特別貸付(資本性ローン)もご利用いた だけます。

問 合 先 事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「0」番を押してください。

株式会社 日本政策金融公庫 各支店 国民生活事業

申 込 先



# 企業活力強化貸付

事業拡大、生産性向上等のための設備投資等に必要とする資金を融資する制度です。

三市	ンベ	扙	4	
四州	10	77	<b>₹</b>	石

[企業活力強化資金] 卸・小売業、食品関係等の製造小売業、飲食サービス業、サービス業または一定の要件を満たす不動産賃貸業を営む方や物資の流通にかかる業務を行う方で、設備投資を行う方等

[海外展開・事業再編資金] 海外への直接投資・販売強化、海外企業への生産委託に取り組む方

〔ソーシャルビジネス支援資金〕NPO法人や、保育・介護サービスを営む方、または社会的課題 の解決を目的とする事業を営む方

[事業継・集約・活性は接資金] 事業承継等に際して株式や事業用資産を取得する方等

〔観光産業等生産性向上資金〕観光に関する事業を営み、生産性向上に向けた取組みを行う方

#### 融資限度額

7,200万円 (うち運転資金4,800万円)

(注) ソーシャルビジネス支援資金および事業承継・集約・活性化支援資金は 別枠7,200万円(うち運転資金4,800万円)

#### 返済期間(注)

運転資金 7年以内

(うち据置期間2年以内)

設備資金 20年以内

(うち据置期間2年以内)

(注)一定の要件に該当する場合、運転資金の返済期間は10年以内、運転・設備資金の据置期間は5年以内となります。

#### 利 率

基準利率、特別利率A、特別利率B、特別利率C

(注) お使いみち、ご返済期間または担保の有無等によって異なる利率が適用されます。

#### 担 保 等

お客様のご希望を伺いながら、ご相談させていただきます。

## その他

海外展開・事業再編資金、事業承継・集約・活性化支援資金およびソーシャルビジネス支援資金の融資対象に該当する方のうち、一定の要件を満たす方は、挑戦支援資本強化特別貸付(資本性ローン)もご利用いただけます。

#### 問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「1 | 番を押してください。

申 込 先 株式会社 日本政策金融公庫 各支店 国民生活事業



環境・エネルギー対策貸付

非化石エネルギーの導入を図る方など、環境対策の促進を図る方などに、ご利用いただける融資制度です。

融資対象者

非化石エネルギー設備やグリーントランスフォーメーションに必要な設備を導入する方等

融資限度額

7,200万円 (うち運転資金4,800万円)

返 済 期 間

運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内) 設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)

利 率

基準利率、特別利率A、特別利率B、特別利率C

(注) お使いみち、ご返済期間または担保の有無等によって異なる利率が適用されます。

担 保等

お客様のご希望を伺いながら、ご相談させていただきます。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、 $\lceil 1 \rfloor$  番を押してください。

申 込 先



セーフティネット貸付

社会的、経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に売上が減少するなど業況が悪化している方または取引企業が倒産した方等に融資する制度です。

融資対象者

〔経営環境変化対応資金〕社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し発

展することが見込まれる方

〔取引企業倒産対応資金〕取引企業等関連企業の倒産により経営に困難を来している方

融資限度額

〔経営環境変化対応資金〕 4.800万円

〔取引企業倒産対応資金〕 別枠 3,000万円

返 済 期 間

運転資金 8年以内(うち据置期間3年以内)

設備資金 15年以内(うち据置期間3年以内)

(注) 取引企業倒産対応資金は運転資金のみとなります。

利 率

基準利率、特別利率Q

(注) お使いみち、ご返済期間または担保の有無によって異なる利率が適用されます。

担 保 等

お客様のご希望を伺いながら、ご相談させていただきます。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫)

音声ガイダンスが流れた後、「1 | 番を押してください。

申 込 先



# 企業再生貸付(企業再建資金)

中小企業活性化協議会等の支援を受けて企業の再建を図る方等にご利用いただける融資制度です。

#### 融資対象者

1 企業再建関連

次のいずれかの機関の関与の下で事業の再建を図る方

- (1)株式会社整理回収機構、(2)中小企業活性化協議会(旧:中小企業再生支援協議会を含みます。)、(3)株式会社地域経済活性化支援機構、(4)株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条に規定する産業復興相談センター、(5)株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、(6)独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合、(7)中小企業の事業再生等に関するガイドラインに規定する第三者支援専門家
- 2 民間金融機関関連

適切な再生計画を策定し、取引金融機関の支援を受けて企業再生を図る方

3 認定支援機関関連

次のいずれかに該当する方

- (1) 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り 組んでいる方
- (2)過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できる方
- 4 条件変更先関連

金融機関からの事業資金の借入について、弁済にかかる負担の軽減を目的とした条件の変更を行っている方

#### 融資限度額

別枠 7.200万円 (うち運転資金4.800万円)

#### 返済期間

運転資金 15年以内(注) (うち据置期間2年以内)

設備資金 20年以内

(うち据置期間2年以内)

(注)一定の要件に該当する場合は、20年以内になります。

### 利 率

対象者1に該当する方 特別利率C

対象者2に該当する方 基準利率、特別利率A

対象者3に該当する方 特別利率B

対象者4に該当する方 基準利率

(注) お使いみち、ご返済期間または担保の有無等によって異なる利率が適用されます。

#### 担 保 等

お客様のご希望を伺いながら、ご相談させていただきます。

#### その他

一定の要件を満たす方は、挑戦支援資本強化特別貸付(資本性ローン)もご利用いた だけます。

#### 問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「1」番を押してください。

#### 申 込 先



# 挑戦支援資本強化特別貸付(資本性ローン)

創業・新事業展開・海外展開・事業再生等に取り組む方で、財務体質の強化を図るための資金調達を希望される方にご利用いただける制度です。

#### 融資対象者

創業・新事業展開・海外展開・事業再生等に取り組む方(※)で、次のすべての要件 も満たす方

- (1) 地域経済活性化にかかる事業を行うこと。
- (2) 税務申告を1期以上行っている場合、原則として所得税等を完納していること。
- (※) 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方等一定の要件を満たす方が対象になります。

#### 融資限度額

別枠7.200万円

#### 返済期間

5年1ヵ月以上20年以内

### 利 率

ご融資後1年ごとに、直近の業績に応じた利率(0.50%~4.65%、いずれも年利)が適用されます。

ただし、次の(1)~(3)のすべてに該当する方については、ご融資後3年間の利率は0.50%となります。

- (1) 民間金融機関からの支援を受けて事業計画書を策定されていること。
- (2) 事業計画上必要となる資金から自己資金による調達額を控除した額のうち、事業計画書の策定支援を実施した民間金融機関(以下「支援金融機関」といいます。)によるご融資額が、原則として2分の1超となっていること。
- (3) ご融資後3年間、支援金融機関に対して事業計画書の進捗状況を報告するとともに、支援金融機関からの経営指導を受けられること。

#### 担 保 等

不要

※無担保・無保証人の融資制度であり、代表者個人には責任が及ばないものとなって おります。

#### 問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「1」番を押してください。

### 申 込 先



# 一般貸付(生活衛生貸付)

生活衛生関係の事業を営む方に設備資金を融資する制度です。

#### 融資対象者

生活衛生関係の事業を営む方および理容学校・美容学校を経営する方

#### 対 象 事 業

飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、 興行場営業、旅館業(注1)、一般公衆浴場業、サウナ営業、その他公衆浴場業(注2)、 クリーニング業(注3)

- (注1) 旅館業法に基づく営業許可を受けた簡易宿所を含みます。ただし、住宅宿泊 事業法に基づく住宅宿泊事業(民泊) および国家戦略特別区域外国人滞在施 設経営事業(特区民泊) については、生活衛生貸付の対象外となります。
- (注2) その他公衆浴場業の方は、東日本大震災復興特別貸付(震災直接被害関連に限ります。)、令和2年7月豪雨特別貸付(直接被害者に限ります。)および令和6年能登半島地震特別貸付(直接被害者に限ります。)ならびに生活衛生改善貸付における運転資金に限ります。

#### 融資限度額

7,200万円~4億8,000万円 (業種により異なります。)

(注3) クリーニング取次業に業態転換した方のうち、一定の要件に該当する方も対象となります(ただし、4,800万円以内)。

#### 返 済 期 間

13年以内(一般公衆浴場業は30年以内)

(うち据置期間1年以内(返済期間7年超は2年以内))

利 率

基準利率、特別利率A、特別利率B、特別利率C、一般公衆浴場業の場合は特別利率E

担 保 等

お客様のご希望を伺いながら、ご相談させていただきます。

#### 問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「1」番を押してください。

申 込 先



# 振興事業貸付

振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方がご利用いただける融資制度です。

#### 融資対象者

生活衛生関係の事業を営む方であって、振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合 の組合員の方

#### 融資限度額

(1) 運転資金

全業種(注1) 5,700万円

(2) 設備費金

飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業 1億5,000万円

一般公衆浴場業 (一般貸付とは別枠) 1億5,000万円

クリーニング業 (注1) 3億円

旅館業(注2)、興行場営業 7億2,000万円

- (注1) クリーニング取次業に業態転換した方のうち、一定の要件に該当する方も対象となります(ただし、設備資金・運転資金とも4.800万円以内)。
- (注2) 旅館業法に基づく営業許可を受けた簡易宿所を含みます。ただし、住宅宿 泊事業法に基づく住宅宿泊事業(民泊)および国家戦略特別区域外国人滞 在施設経営事業(特区民泊)については、生活衛生貸付の対象外となります。

#### 返 済 期 間

運転資金 7年以内

(うち据置期間2年以内)

設備資金 20年以内 (注) (うち据置期間2年以内)

(注) 訪日外国人旅行者(インバウンド)対応に必要な設備資金であって、店舗・宿泊施設の新設および増改築にかかるものについては、30年以内

#### 利 率

基準利率、特別利率 A、特別利率 B、特別利率 C、特別利率 I

※生活衛生同業組合等から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた方が、振興事業を行うための設備資金および運転資金については、適用される利率から0.15%引下げた利率(生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方が必要とする資金については、適用する利率から0.30%引下げた利率)でご利用いただけます。

#### 担 保 等

お客様のご希望を伺いながら、ご相談させていただきます。

#### 問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「1」番を押してください。

#### 申 込 先



# 生活衛生改善貸付

生活衛生同業組合等の経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が、経営改善に 必要な資金を無担保・無保証人でご利用いただける融資制度です。

#### 融資対象者

#### 1 通常枠

生活衛生関係の事業を営む小規模事業者であって生活衛生同業組合等の長の推薦 を受けた次の方

常時使用する従業員数が5人(旅館業および興行場営業を営む方は20人)以下の会社または個人

2 東日本大震災関連

前1の方のうち、生活衛生同業組合等が策定する「生活衛生関係営業者再建支援方針」に沿って事業を行う方であって、次のいずれかに該当する方

- (1) 直接被害を受けた方
  - ア 岩手県および宮城県の沿岸部 (注) ならびに福島県に事業所を有し、当該 事業所が東日本大震災により直接被害を受け、被害証明書等を提出できる方
  - イ 原子力発電所の事故に関する警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難 準備区域内に事業所を有する方
- (2) 間接被害を受けた方

福島県に事業所を有し、前(1)の直接被害を受けた方と一定の取引があり、被害証明書等を提出できる方

- (注) 岩手県のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡 大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡 野田村および同郡洋野町ならびに宮城県のうち、仙台市、石巻市、塩竈市、 気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元 町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町および本吉郡 南三陸町をいいます。
- 3 令和2年7月豪雨関連

前1の方のうち、被害証明書等の発行を受け、生活衛生同業組合等が策定する「生活衛生 関係営業者再建支援方針」に沿って事業を行う方であって、次のいずれかに該当する方

(1) 直接被害を受けた方

令和2年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内 に事業所を有し、当該事業所が令和2年7月豪雨により直接被害を受けた方

- (2) 間接被害を受けた方
  - 前(1)の直接被害を受けた方と一定の取引がある方
- 4 令和6年能登半島地震関連

前1の方のうち、被害証明書等の発行を受け、生活衛生同業組合等が策定する「生活衛生 関係営業者再建支援方針」に沿って事業を行う方であって、次のいずれかに該当する方

(1) 直接被害を受けた方

令和6年能登半島地震による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有し、当該事業所が令和6年能登半島地震により直接被害を受けた方(注)

- (2) 間接被害を受けた方
  - 前(1)の直接被害を受けた方と一定の取引がある方
- (注) 災害による停電や断水等のインフラ断絶により、在庫品または生産・営業設備 に直接の被害を受けた方が必要とする在庫品または生産・営業設備の復旧資金 を含みます。

5 新型コロナウイルス感染症関連

前1の方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方であって、次の(1) または(2)のいずれかに該当する方

- (1) 最近1カ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1カ月を含みます。)の平均 売上高が前6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少しているまた はこれと同様の状況にある方
- (2)債務負担が重くなっている方(注)
- (注) 一定の要件を満たす必要があります。

#### 融資限度額

2.000万円(対象者の2から5のいずれかに該当する方は、2.000万円+別枠1.000万円)

#### 返 済 期 間

対象者1から4のいずれかに該当する方

運転資金 7年以内(うち据置期間1年以内)

設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内)

対象者5に該当する方

運転資金 20年以内(うち据置期間5年以内(別枠の1,000万円以内))

設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内(別枠の1,000万円以内))

#### 利 埊

対象者1に該当する方 特別利率F

対象者 2 に該当する方 【当初 3 年間】特別利率 F - 0.9% (別枠の1,000万円以内)

【4年目以降】特別利率F

対象者3または4に該当する方(注)

(1)直接被害を受けた方 【当初3年間】特別利率F-0.9%(別枠の1,000万円以内)

【4年目以降】特別利率F

(2)間接被害を受けた方 【当初3年間】特別利率F-0.5%(別枠の1,000万円以内)

【4年目以降】特別利率F

対象者5に該当する方 【当初3年間】特別利率F-0.5%(別枠の1,000万円以内)

【4年目以降】特別利率F

(注) 対象者4に該当する方であって、災害による停電や断水等のインフラ断絶によ り、在庫品または生産・営業設備に直接の被害を受けた方は、被害証明書等の 発行を受けていない場合であっても、在庫品または生産・営業設備の復旧資金 に限り、(1)の利率の適用が可能です。

#### 保 等 担

保証人、担保は不要です。

※掲載内容は、令和6年4月1日時点のものです。

#### 問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「1」番を押してください。

東京都内各生活衛生同業組合

#### 申 込 先

| 企業ステージ 準 備 創 検索キー 期 業 期 安 事業承継期 定 信用保証なし |信用保証 信用保証付き 必要に応じて 資金使途等 運 転 資 設 備 資 セーフティネット ※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# 新企業育成・事業安定等貸付(生活衛生新企業育成資金)

生活衛生関係の事業を新たに始める方や始めて間もない方を支援する融資制度です。

#### 融資対象者

生活衛生関係の事業を創業する方または創業後おおむね7年以内の方

#### 融資限度額

1 振興計画認定組合の組合員の方 振興事業貸付の融資限度額 設備資金 1億5,000万円~7億2,000万円 運転資金 5,700万円

2 振興計画認定組合の組合員以外の方で、新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分あると認められる方 一般貸付の融資限度額 設備資金 7,200万円~4億8,000万円

#### 返 済 期 間

- 1 振興計画認定組合の組合員の方 運転資金 10年以内(うち据置期間5年以内) 設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内)
- 2 振興計画認定組合の組合員以外の方 設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内)

#### 利 率

1 振興計画認定組合の組合員の方

設備資金、運転資金(注)

基準利率、特別利率A、特別利率B、特別利率C、創業後目標達成型金利

- (注)振興事業を行うための設備資金および運転資金であって、生活衛生同業組合等から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた場合は、適用される利率から0.15%引下げた利率(生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方が必要とする資金は、適用される利率から0.30%引下げた利率)でご利用いただけます。
- 2 振興計画認定組合の組合員以外の方

設備資金

基準利率、特別利率A、特別利率B、特別利率C、創業後目標達成型金利

扣 保 等

お客様のご希望を伺いながら、ご相談させていただきます。

その他

一定の要件を満たす方は、生活衛生挑戦支援資本強化特別貸付(生活衛生資本性ローン) もご利用いただけます。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、 $\begin{bmatrix} 0 \end{bmatrix}$  番を押してください。

申 込 先

# 新企業育成・事業安定等貸付(生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金)

#### 事業を承継する方を支援する融資制度です。

#### 融資対象者

生活衛生関係の事業を営む方であって、次のいずれかに該当する方

- 1 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者(候補者を含みます。)と共に事業承継計画を策定している方(注)
  - (注)ご融資後おおむね10年以内に事業承継を実施することが見込まれる方
- 2 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方および当該事業者から事業を承継・集約される方
- 3 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難になっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方(振興計画認定組合の組合員の方に限ります。)

#### 融資限度額

【振興計画認定組合の組合員の方】

振興事業貸付の融資限度額

運転資金 5,700万円

設備資金 1億5,000万円~7億2,000万円

【上記以外の方】

一般貸付の融資限度額

設備資金 7,200万円~4億8,000万円

#### 返 済 期 間

【振興計画認定組合の組合員の方】

運転資金 10年以内(うち据置期間5年以内)

設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内)

【上記以外の方】

設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内)

#### 利 率

基準利率、特別利率A、特別利率B、特別利率C

- ※生活衛生同業組合等から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画 の確認を受けた方が、振興事業を行うための運転資金および設備資金については、 適用される利率から0.15%引下げた利率(生産性向上に資する計画に基づく取組み を行う方が必要とする資金については、適用される利率から0.30%引下げた利率) でご利用いただけます。
- (注) お使いみち、ご返済期間または担保の有無等によって異なる利率が適用されます。

#### 担 保等

お客様のご希望を伺いながら、ご相談させていただきます。

#### 問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、 $\lceil 1 \rfloor$  番を押してください。

申 込 先



生活衛生セーフティネット貸付

社会的、経済的環境の変化等により、一時的に業況の悪化を来しているみなさまが経営基盤の強化を図るための融資制度です。

融資対象者

[経営環境変化対応資金]

振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方であって、社会的、経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来しているが、中長期的にはその業況が同復し発展することが見込まれる方

対 象 事 業

飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、 興行場営業、旅館業、一般公衆浴場業、クリーニング業

融資限度額

〔経営環境変化対応資金〕 5,700万円

返済期間

8年以内(うち据置期間3年以内)

利 率

基準金利、特別利率Q

担 保 等

お客様のご希望を伺いながら、ご相談させていただきます。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、 $\lceil 1 \rfloor$  番を押してください。

申 込 先



# 生活衛生企業再生貸付(生活衛生企業再建資金)

生活衛生関係の事業を営む方が企業の再建を図るうえで必要となる運転資金を融資する制度です。

#### 融資対象者

振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係の事業を営む方であって、次のいずれかに該当する方

1 条件変更先関連

金融機関からの事業資金の借入について、弁済にかかる負担の軽減を目的とした 条件の変更を行っている方

2 民間金融機関関連

次の(1)~(4)までのすべての要件を満たす方

- (1) 次のいずれかの要件を満たす方
  - ア 法的・形式的な経営破たんの事実は発生していないものの深刻な経営 難の状態にあり、実質的に経営が破たんしている状態にある方
  - イ 業況が悪化しており、事業の再生のための具体的な取組みを行っている方
- (2) 過剰債務の状況に陥っている方
- (3) 相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、 既往債務について金融機関からの協力が得られる等関係者による支援体制 が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる方
- (4)株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業本部)が貸付後も継続的に企業 再建に対する経営指導を行うことにより、円滑な企業再建の遂行が可能と 認められる方

融資限度額

5,700万円

返 済 期 間

15年以内(うち据置期間2年以内)

ただし、金融機関等の要請に基づく場合は20年以内

利 率

特別利率A

担 保等

お客様のご希望を伺いながら、ご相談させていただきます。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、 $\lceil 1 \rfloor$  番を押してください。

申 込 先



# 衛生環境激変特別貸付

生活衛生関係の事業を営む方が、感染症または食中毒の発生による衛生環境の激変に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している場合に運転資金を融資する制度です。

融資対象者

生活衛生関係の事業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- 1 衛生環境の激変に伴い、最近1ヵ月間の売上高が前年または前々年の同期(営業 歴が1年未満の場合は過去直近3ヵ月間の売上高の平均額)に比較して10%以上減 少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれること。
- 2 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

融資限度額

衛生環境の激変事由ごとに別枠1,000万円

返 済 期 間

15年以内(うち据置期間3年以内)

利 率

基準利率

ただし、振興計画認定組合の長(認定組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。)が発行する「振興事業に係る資金証明書」の添付がある場合は特別利率 C

扣 保 等

お客様のご希望を伺いながら、ご相談させていただきます。

その他

本制度は、関係省庁から適用の指示があった場合に限りお取り扱いしております。 (詳しくは、以下の問合先までお問い合わせください。)

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「1 | 番を押してください。

申 込 先

企業ステージ 準 創 事業承継期 検索キー 備 期 業 期 安 定 信用保証なし 信用保証 信用保証付き 必要に応じて 資金使途等 設 備 資 運 転 資 金 セーフティネット

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# 生活衛生挑戦支援資本強化特別貸付(生活衛生資本性ローン)

創業・新事業展開・事業再生等に取り組む方で、財務体質の強化を図るための資金調達を希望される方に ご利用いただける融資制度です。

#### 融資対象者

創業・新事業展開・事業再生等に取り組む方(※)で、次のいずれの要件も満たす方

- (1) 地域経済の活性化にかかる事業を行うこと。
- (2) 税務申告を1期以上行っている場合、原則として所得税等を完納していること。
- (※) 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方等一定の要件を満たす方が対象になります。

#### 融資限度額

別枠7,200万円

#### 返 済 期 間

5年1ヵ月以上20年以内

### 利 率

ご融資後1年ごとに、直近の業績に応じた利率  $(0.50\% \sim 4.65\%$ 、いずれも年利)が 適用されます。

ただし、次の(1)~(3)のすべてに該当する方については、ご融資後3年間の利率は0.50%となります。

- (1) 民間金融機関からの支援を受けて事業計画書を策定されていること。
- (2) 事業計画上必要となる資金から自己資金による調達額を控除した額のうち、事業計画書の策定支援を実施した民間金融機関(以下「支援金融機関」といいます。) によるご融資額が、原則として2分の1超となっていること。
- (3) ご融資後3年間、支援金融機関に対して事業計画書の進捗状況を報告するとともに、支援金融機関からの経営指導を受けられること。

#### 担 保等

#### 不要

※無担保・無保証人の融資制度であり、代表者個人には責任が及ばないものとなって おります。

#### 問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「1」番を押してください。

#### 申 込 先

企業ステージ 備 安 事業承継期 検索キー 準 創 業 期 定 信用保証なし 信用保証 信用保証付き 必要に応じて 資金使途等 運 転 資 設 備 資 セーフティネット ※「検索キー」:巻頭に説明があります。

### 令和6年能登半島地震特別貸付

令和6年能登半島地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者の方を支援する融資制度です。

#### 融資対象者

【直接被害者】令和6年能登半島地震による災害救助法の適用を受けた地域の属する 都道府県(注1)内に事業所を有し、かつ、当該事業所が令和6年能 登半島地震により直接の被害を受けた方(注2)

【間接被害者】左記の直接の被害を受けた方(大企業を含みます。)の事業活動に依 存し、間接的に被害を受けた方

【その他の被害者】令和6年能登半島地震に起因する社会的要因による一時的な業況悪 化により、資金繰りに著しい支障を来しているまたは来すおそれ のある方であって、中長期的に業況の回復が見込まれる方

(注1) 新潟県、富山県、石川県および福井県

(注2) 災害による停電や断水等のインフラ断絶により、在庫品または生産・営業設 備に直接の被害を受けた方を含みます。

#### 融資限度額

【その他の被害者】

【直接被害者・間接被害者】 各融資制度のご融資限度額に6.000万円を加えた額 別枠で4.800万円(セーフティネット貸付) ※生活衛生セーフティネット貸付は別枠で5,700万円

#### 返 済 期 間

運転資金 15年以内(うち据置期間5年以内) 設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内)

#### 利率(注1)(注2)

#### 【直接被害者】

1 被害証明書等の発行を受けた方(注3)

(3,000万円まで)

当初3年間 基準利率-0.9% 4年目以降 基準利率-0.5%

(3.000万円超) 基準利率-0.5%

2 上記以外の方

各融資制度に定められた利率

【間接被害者】 各融資制度に定められた利率

【その他の被害者】 基準利率

(注1) 直接被害または間接被害を受けた方は、適用する融資制度に定める融資条件 が本制度に掲げる条件より有利である場合、当該融資条件が適用されます。

(注2) ご返済期間または担保の有無等によって異なる利率が適用されます。

(注3) 災害による停電や断水等のインフラ断絶により、在庫品または生産・営業設備に 直接の被害を受けた方は、被害証明書等の発行を受けていない場合であっても、 在庫品または生産・営業設備の復旧資金に限り1の利率の適用が可能です。

#### 問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「1 | 番を押してください。

申 认 先



### 新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に売上高の減少等業況が悪化している中小企業者の方を支援する融資制度です。

#### 融資対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、1または2のいずれかに当てはまる方であって、かつ、3に当てはまる方

- 1 最近 1 ヵ月間の売上高または過去 6 ヵ月(最近 1 ヵ月を含みます。)の平均売上高が前 6 年のいずれかの年の同期に比し 5 %以上減少していることまたはこれと同様の状況にあること(注 1)
- 2 債務負担が重くなっていること(注2)
- 3 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること
- (注1)業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高(業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が、次のいずれかと比較して5%以上減少していることをいいます。
  - ①過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高
  - ②令和元年12月の売上高
  - ③令和元年10月~12月の平均売上高
- (注2) 一定の要件を満たす必要があります。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口 にお問い合わせください。

融資限度額

直接貸付 6億円

返 済 期 間

運転資金 20年以内(うち据置期間5年以内) 設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内)

利 率

4億円を限度として 【当初3年間】基準利率-0.5%

【4年目以降】基準利率

4億円超6億円まで 基準利率

保証人・担保

無担保・無保証人

※掲載内容は、令和6年4月1日時点のものです。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、 $\lceil 2 \rfloor$  番を押してください。

申 込 先

検索キー 企業ステージ

創 業 期

期 安 定 其

事業承継期

信用保証資金使途等

運転資金

必要に応じて設備資金

信 用 保 証 な し ------セーフティネット

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付 (新型コロナ対策資本性劣後ローン)

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている経済環境下にあって、関係機関の支援を受けて事業の発展・継続を図る中小企業者の方に対し、財務体質強化を図るための資本性資金を供給する融資制度です。

#### 融資対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方。ただし、次のいずれかに当てはまる方に限る。

- 1 J-Startupプログラムに選定された方または独立行政法人中小企業基盤整備機構が 出資する投資事業有限責任組合から出資を受けて事業の成長を図る方
- 2 中小企業活性化協議会(旧:中小企業再生支援協議会を含みます。)の関与のもとで事業の再生を行う方または独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の関与のもとで事業の再生を行う方
- 3 上記1および2に該当しない方であって、事業計画書を策定し、民間金融機関等 による支援を受けられる等の支援体制が構築(注1)されている方(注2)
  - (注1) 原則として、ご融資後おおむね1年以内に民間金融機関等からの出資ま たは融資による資金調達が見込まれることをいいます。
  - (注2) 民間金融機関等からの協調支援を希望しない方等である場合には、認定 経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画書を策定する方が対象にな ります。

#### 融資限度額

直接貸付 15億円

#### 返 済 期 間

運転資金・設備資金 5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか(期限一括償還)

利 率

ご融資後3年間は0.50%。

ご融資後3年経過後は、毎年直近決算の業績に応じて、次の2区分の利率が適用されます。

ただし、税引後当期純利益額が0円であっても、公庫が算出した当面1年間の支払利息の増加予定額を控除した額が0円未満となるときは、「税引後当期純利益額0円未満」に対応する利率が適用されます。(詳しくは、窓口にお問い合わせください。)

税引後当期 純利益額	期間5年1ヵ月、 7年、10年	期間15年	期間20年
0 円以上	2.60%	2. 70%	2. 95%
0 円未満	0.50%	0.50%	0.50%

#### 保証人・担保

無担保・無保証人

※掲載内容は、令和6年4月1日時点のものです。

#### 問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「2」番を押してください。

申 込 先



# 東日本大震災復興特別貸付

東日本大震災により被害を受けた中小企業者の方の復興を支援する融資制度です。

融資対象者

【震災直接被害関連】次のいずれかに該当する方

①岩手県および宮城県のうち、東日本大震災復興特別区域法施行令(平成23年政令第409号)第2条に定める東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域、または福島県に事業所を有し事業活動を行う方であり、かつ、東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けられた方

②東日本大震災の被害を受け、原子力発電所の事故に係る警戒 区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域内に事業所 を有し事業活動を行う方

【震災間接被害関連】福島県に事業所を有し事業活動を行う方であり、かつ、上記の 直接被害を受けられた方と取引のある方

【震災セーフティネット関連】福島県に事業所を有し事業活動を行う方であり、かつ、風評被害、計画停電等東日本大震災の影響により、売上等が減少し、資金繰りに支障を来している、または支障を来すおそれがある方であって、中長期的にみて業況の回復が見込まれる方

融資限度額

【震災直接被害関連】 直接貸付:3億円 代理貸付:7千5百万円 【震災間接被害関連】 直接貸付:3億円 代理貸付:7千5百万円

【震災セーフティネット関連】直接貸付:7億2千万円

返 済 期 間

【震災直接被害関連】 運転資金 15年以内(うち据置期間5年以内)

設備資金 20年以内 (うち据置期間5年以内)

【震災間接被害関連】 運転資金 15年以内(うち据置期間3年以内)

設備資金 20年以内(うち据置期間3年以内)

【震災セーフティネット関連】運転資金 8年以内(うち据置期間3年以内)

設備資金 15年以内(うち据置期間3年以内)

利 率

基準利率等

(被害証明書等の有無、返済期間、その他の要件によって適用利率が異なります。) ※なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります。(詳しくは、窓口でご確認ください。)

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫)

音声ガイダンスが流れた後、「2」番を押してください。

申 込 先



# 令和2年7月豪雨特別貸付

令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業者の方の復興を支援する融資制度です。

#### 融資対象者

- 1 令和2年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた方
- 2 直接の被害を受けた方の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方
- 3 令和2年7月豪雨に起因する社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれがある方で、中長期的には業況の回復が見込まれる方

#### 融資限度額

対象者1または2に該当する方 直接貸付 3億円 代理貸付 7千5百万円

対象者3に該当する方 直接貸付 7億2千万円

#### 返 済 期 間

運転資金 15 年以内 (うち据置期間 5 年以内) 設備資金 20 年以内 (うち据置期間 5 年以内)

#### 利 率

対象者1に該当する方:基準利率

ただし、被害証明書等の提出ができる方は、

1億円を限度として 【当初3年間】基準利率-0.9%

【4年目以降】基準利率-0.5%

1億円超3億円まで 基準利率-0.5%

対象者2に該当する方:基準利率

対象者3に該当する方:基準利率(※)(長期運転資金に限り、上限3%)(※)なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

### 保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります。(詳しくは、窓口でご確認ください。)

**担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。** 

#### 問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「2」番を押してください。

#### 申 込 先



### 令和6年能登半島地震特別貸付

令和6年能登半島地震により被害を受けた中小企業者の方の復興を支援する融資制度です。

#### 融資対象者

- 1 令和6年能登半島地震による災害救助法の適用を受けた地域の属する県内に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた方または同災害 に伴う停電等により、在庫品または生産・営業設備に直接の被害を受けた方
- 2 直接の被害を受けた方の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方
- 3 令和6年能登半島地震による災害に起因する社会的な要因による一時的な業況悪 化により資金繰りに著しい支障を来しているまたは来すおそれがある者であっ て、中長期的には業況の回復が見込まれる方

#### 融資限度額

対象者1または2に該当する方 直接貸付 3億円 代理貸付 7千5百万円 対象者3に該当する方 直接貸付 7億2千万円

#### 返済期間

運転資金15年以内(うち据置期間5年以内)設備資金20年以内(うち据置期間5年以内)

#### 利 率

対象者1に該当する方:基準利率

ただし、被害証明書等の提出ができる方または停電等により、在庫品または生産・営業設備の復旧により必要とするものは、

1億円を限度として【当初3年間】基準利率-0.9%

【4年目以降】基準利率-0.5%

1億円超3億円まで 基準利率-0.5%

対象者2に該当する方: 基準利率

対象者3に該当する方:基準利率(※)(長期運転資金に限り、上限2.5%)(※)なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

#### 保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります。 (詳しくは、窓口でご確認ください。)

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

#### 問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「2」番を押してください。

申 込 先



# 新企業育成貸付(新事業育成資金)

新規性・成長性の高い新事業を行う中小企業者の方がご利用いただける融資制度です。

融資対象者

新たな事業を始めておおむね7年以内の方で、当公庫の成長新事業育成審査会からの 認定を受ける等、事業の新規性・成長性が認められる方

対 象 資 金

新たな事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金

融資限度額

直接貸付 7億2千万円

返済期間

運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内) 設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内)

利 率

特別利率①、特別利率②または特別利率③(上限 2.5%)

※なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります。(詳しくは、窓口でご確認ください。)

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「2」番を押してください。

申 込 先



# 新企業育成貸付(スタートアップ支援資金)

日本の経済成長及び社会課題の解決を先導することが見込まれるスタートアップの成長を支援します。

#### 融資対象者

次のすべてに当てはまる方

- 1 事業計画書を策定し、事業の成長を図ること
- 2 次のいずれかに該当すること
- (1) 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会の会員(賛助会員を除きます。) 等又は独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは株式会社産業革新投資機構 が出資する投資事業有限責任組合等から出資(転換社債、新株引受権付社債、 新株予約権および新株予約権付社債等の取得を含みます。)を受けている方
- (2)J-StartupプログラムまたはJ-Startup地域版プログラムに選定された方

対 象 資 金

融資対象者に掲げる方が必要とする設備資金および長期運転資金

融資限度額

直接貸付 20億円

返 済 期 間

運転資金 20年以内(うち据置期間10年以内) 設備資金 20年以内(うち据置期間10年以内)

利 率

基準利率、特別利率②(上限2.5%)

※なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

保証人・担保

本制度は、無保証人です。

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

その他

お申込み企業が新たに発行する新株予約権を当公庫が取得し、必要な資金を無担保で供給する仕組み(新たに発行される普通社債の取得または融資のいずれかによります。)もあります。(詳しくは、窓口にお問い合わせください。)

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、 $\lceil 2 \rfloor$  番を押してください。

申 込 先

企業ステージ 準 備 期 創 事業承継期 検索キー 業 期 安 定 期 信用保証 信用保証付き 必要に応じて 信用保証なし 運 転 資 資金使途等 設 備 資 セーフティネット

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# 新企業育成貸付(女性、若者/シニア起業家支援資金)

女性、若年者または高齢者で新規に事業を始める方、事業を開始後おおむね7年以内の方がご利用いた だける融資制度です。

融資対象者

女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始 後おおむね7年以内の方

対 象 資 金

融資対象者に掲げる方が必要とする設備資金および長期運転資金

融資限度額

直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円

返 済 期 間

運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内) 設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)

利 率

基準利率、特別利率①、特別利率②、特別利率③等 ※なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります。(詳しくは、窓口でご確認ください。)

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「2」番を押してください。

申 込 先



※「検索キー」:巻頭に説明があります。

### 新企業育成貸付(再挑戦支援資金(再チャレンジ支援融資))

廃業歴等のある方等一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方が事業を行うために必要とする資金を融資する制度です。

#### 融資対象者

新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方で、次のすべてに該当する方

- 1 廃業歴等を有する個人または廃業歴等を有する経営者が営む法人であること
- 2 廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等があること
- 3 廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること

融資限度額

直接貸付 7億2千万円

返済期間

運転資金 15年以内(うち据置期間2年以内)設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)

利 率

基準利率、特別利率①、特別利率②、特別利率③

※なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります。(詳しくは、窓口でご確認ください。)

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「2」番を押してください。

申 込 先



# 新企業育成貸付(新事業活動促進資金)

経営革新等を行う中小企業者の方がご利用いただける融資制度です。

融資対象者

中小企業等経営強化法に基づき、都道府県知事等により経営革新計画の承認(変更承認を含みます。)を受けた中小企業の方等

対 象 資 金

承認計画に従って行う経営革新に必要な設備資金および長期運転資金等

融資限度額

直接貸付 7億2千万円代理貸付 1億2千万円

返 済 期 間

運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内) 設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)

利 率

基準利率、特別利率①、特別利率②等

※なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります。(詳しくは、窓口でご確認ください。)

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「2」番を押してください。

申 込 先



※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# 新企業育成貸付(中小企業経営力強化資金)

認定経営革新等支援機関の指導や助言を受け、新事業分野の開拓等を行う方、「中小企業企業の会計に関する基本要領」もしくは「中小企業の会計に関する指針」を適用している方または関係機関による支援を受け経営課題の解決に取り組む方等がご利用いただける融資制度です。

#### 融資対象者

次のいずれかに該当する方

- 1 次のすべてに該当する方
- (1) 経営革新または異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により、市場の創出・開拓(新規開業を行う場合を含みます。)を行おうとする方
- (2) 事業計画書の策定を行い、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関による指導および助言を受けている方
- 2 次のすべてに該当する方
- (1) 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」 を完全に適用している方、または適用する予定である方
- (2) 事業計画書を策定する方
- 3 独立行政法人中小企業基盤整備機構によるハンズオン支援を受けている方
- 4 取引金融機関の支援を受けて経営者保証免除計画を策定し、経営改革に取り組む方

#### 対 象 資 金

融資対象者に掲げる方が事業計画の実施のために必要とする設備資金および長期運転 資金等

#### 融資限度額

直接貸付 7億2千万円

#### 返 済 期 間

運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)

#### 利 率

基準利率、特別利率①

※なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

#### 保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります。(詳しくは、窓口でご確認ください。)

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

#### 問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、 $\lceil 2 \rfloor$  番を押してください。

#### 申 込 先

検索キー | 企業ステージ 準 備 創 業 期 安 定 期 事業承継期 信用保証 信用保証付き 必要に応じて 信用保証なし 資金使途等 運 転 資 備 設 資 セーフティネット ※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# 企業活力強化貸付(企業活力強化資金)

経営の近代化・合理化、空き店舗等の解消を進める方等がご利用いただける融資制度です。

#### 融資対象者

次のいずれかに該当する方

- 1 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業を営む方、またはこれらの方で構成された事業協同組合等
- 2 中心市街地関連地域において卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業また は不動産賃貸業(※)のいずれかの事業を営む方 (※)中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に規定する方等に限りま す。
- 3 中心市街地の活性化に関する法律に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づき、中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業および同法第7条第10項第1号に掲げる事業のいずれかの事業を実施する方
- 4 中心市街地の活性化に関する法律に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づき整備された施設において卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいずれかの事業を営む方またはこれらの方で構成された事業協同組合等
- 5 下請中小企業振興法の規定に基づき、特定下請連携事業計画の認定を受けた連携 体を構成する方
- 6 取引先に対する支払条件の改善に取り組む方
- 7 親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小、発注内容の見直しまたは脱炭素化の取組みの要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む方
- 8 「パートナーシップ構築宣言」を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録・公表している方
- 9 地域再生法に規定する商店街活性化促進区域において商店街活性化促進事業計画に基づき卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいずれかの事業を営む方またはこれらの方で構成される事業協同組合等であって、空き店舗を利用して事業を実施する方
- 10 卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいずれかの事業を営む方またはこれらの方で構成された事業協同組合等であって、キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方
- 11 輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行う方、またはこれらの方で構成された事業協同組合等

融資限度額

直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円

返済期間

運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)

利 率

基準利率、特別利率①、特別利率②、特別利率③ ※なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります。(詳しくは、窓口でご確認ください。)

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

問	合	先	事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「2」番を押してください。
申	込	先	株式会社 日本政策金融公庫 各支店 中小企業事業



# 企業活力強化貸付( | T活用促進資金)

情報技術(IT)の普及および変化に関連した事業環境変化への対応を図る中小企業者の方等がご利用いただける融資制度です。

#### 融資対象者

- 1 情報技術 (IT) の普及に伴う事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う 中小企業の方で一定の要件を満たす方
- 2 中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた情報処理支援機関
- 3 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給および導入の促進に関する法律に基づく特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定(変更認定を含みます。)を受けた方または同法に基づく特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定(変更認定を含みます。)を受けた方
- 4 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給および導入の促進に関する法律に基づく特定半導体生産施設整備等計画(変更認定を含みます。)の認定を受けた方
- 5 テレワーク導入等を行う方

#### 融資限度額

直接貸付 7億2千万円代理貸付 1億2千万円

返済期間

運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)

利 率

基準利率、特別利率①、特別利率②、特別利率③等 ※なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります。(詳しくは、窓口でご確認ください。)

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「2 | 番を押してください。

申 込 先



企業活力強化貸付(海外展開・事業再編資金)

海外展開および海外展開事業の再編を図る中小企業者の方がご利用いただける融資制度です。

融資対象者

経済の構造的変化等に適応するために海外展開される方および海外展開事業の再編を される方等で、一定の要件を満たす方

融資限度額

直接貸付 14億4千万円 代理貸付 1億2千万円

返済期間

運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)

ただし、海外企業に対する転貸資金であって、特に必要な場合については、

運転資金 10年以内(うち据置期間5年以内)設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内)

利 率

基準利率、特別利率①、特別利率②、特別利率③(上限 2.5%) ※なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります。(詳しくは、窓口でご確認ください。)

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

その他

本制度は、外貨(米ドル)でご融資する制度を取り扱っております。詳しくは、窓口にお問い合わせください。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、 $\lceil 2 \rfloor$  番を押してください。

申 込 先



企業活力強化貸付(地域活性化・雇用促進資金)

新規雇用等を考えている中小企業者の方等がご利用いただける融資制度です。

融資対象者

特定の地域において一定の雇用創出効果が見込まれる設備を取得する方等

融資限度額

直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円

返済期間

運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内) 設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)

利 率

基準利率、特別利率①、特別利率②、特別利率③

※なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります。(詳しくは、窓口でご確認ください。)

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「2」番を押してください。

申 込 先

企業活力強化貸付(事業承継・集約・活性化支援資金)

事業を承継する中小企業者の方がご利用いただける融資制度です。

#### 融資対象者

- 1 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者(候補者を含みます。)と共に事業承継計画を策定している方
- 2 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方および事業を承継・ 集約される方
- 3 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業(経営多角化・事業転換)または新た な取り組みを図る方
- 4 「中小企業経営承継円滑化法」の認定を受けた中小企業者の代表者、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人
- 5 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が貸付に際して経営者個人保証を免除する方

融資限度額

直接貸付 14億4千万円

返済期間

運転資金 10年以内(うち据置期間5年以内)

設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内)

利 率

基準利率、特別利率①、特別利率②(上限 2.5%)

※なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります。(詳しくは、窓口でご確認ください。)

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「2 | 番を押してください。

申 込 先

検索キー 企業ステージ 準 備 期 創 業 期 安 定 期 事業承継期 必要に応じて 信用保証なし 信用保証 信用保証付き 運 転 資 金 設 備 資 金 資金使途等 セーフティネット ※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# 企業活力強化貸付(観光産業等生産性向上資金)

観光産業等の生産性向上および観光消費の底上げを通じた日本経済の活性化を図る中小企業の方がご利用いただける融資制度です。

融資対象者

卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいずれかにおいて、観光に関する事業を行う方またはこれらの方で構成された事業協同組合等であり、かつ、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る方

融資限度額

直接貸付 7億2千万円

返 済 期 間

運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)

利 率

基準利率、特別利率①

※なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります。(詳しくは、窓口でご確認ください。)

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、 $\lceil 2 \rfloor$  番を押してください。

申 込 先



# 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

働き方改革や多様な人材の活用促進等に取り組む方がご利用いただける融資制度です。

#### 融資対象者

- 1 非正規雇用の処遇改善に取り組む方
- 2 事業場内最低賃金の引上げに取り組む方
- 3 従業員の長時間労働の是正に取り組む方
- 4 次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画を策定し、 その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方(同条に基づき、一般事業主 行動計画を届け出なければならない方を除きます。)および同法第13条ま たは第15条の2に基づく認定を受けた方
- 5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」といいます。)第8条に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方(同条に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方を除きます。)および同法第9条または第12条に基づく認定を受けた方
- 6 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を受けた方
- 7 障害者の雇用または障害者に対する合理的配慮の提供に取り組む方
- 8 外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む方
- 9 健康経営優良法人の認定(効力を有する認定に限ります。)を受けている方 (注) 1~5、7~9については、社会保険および労働保険への加入義務がある 法人の方は、加入されていることが必要です。(次世代育成支援対策推進 法に基づく認定または女性活躍推進法に基づく認定を受けた方を除きま す。)

#### 融資限度額

直接貸付 7億2千万円

### 返 済 期 間

運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)設備資金20年以内(うち据置期間2年以内)

#### 利 率

基準利率、特別利率①、特別利率②、特別利率③ ※なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

#### 保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります (詳しくは、窓口でご確認ください)。

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

### 問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「2」番を押してください。

### 申 込 先



企業活力強化貸付(SDGs推進資金)

SDGSの推進を図る中小企業者の方を支援する融資制度です。

融資対象者

SDGsの推進に資する事業に取り組む方であり、かつ、民間金融機関との協調支援体制が構築されている方

対 象 資 金

SDGS推進計画に取り組むために必要とする設備資金および長期運転資金

融資限度額

直接貸付 7億2千万円

返済期間

運転資金7年以内(うち据置期間2年以内)設備資金20年以内(うち据置期間2年以内)

利 率

基準利率

保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります。 (詳しくは、窓口でご確認ください。)

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「2」番を押してください。

申 込 先



# 環境・エネルギー対策貸付(環境・エネルギー対策資金)

特定の非化石エネルギーの導入、グリーントランスフォーメーションの取組等により環境対策の促進を 図る方がご利用いただける融資制度です。

#### 融資対象者

次のいずれかに当てはまる方

- 1 非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する方
- 2 法定耐用年数を超過した既存設備を更新・増強するための同種の新たな設備であって、一定の要件を満たす設備を取得し、省エネルギーの推進を図る方
- 3 ばい煙や揮発性有機化合物等、大気汚染の原因となる特定物質の排出防止設備を 取得する方、アスベストの飛散防止、または汚水対策等を行う方等
- 4 産業廃棄物を生じる方、または産業廃棄物の処理を行う方等
- 5 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分または処分を委託する方
- 6 一定の条件に該当する建設機械等を取得する方(リースまたはレンタルする方を 含みます。)
- 7 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質による土壌汚染の調査、除去、当該汚染の拡散の防止、その他の必要な措置を行う方(ただし、業として当該措置を行う方を除きます。)
- 8 温室効果ガス排出量を算定し、グリーントランスフォーメーションに取り組む方

#### 融資限度額

直接貸付 7億2千万円代理貸付 1億2千万円

#### 返済期間

運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内) 設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)

#### 利 率

基準利率、特別利率①、特別利率②、特別利率③等 ※なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

#### 保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります。(詳しくは、窓口でご確認ください。)

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

#### 問合先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、 $\lceil 2 \rfloor$  番を押してください。

#### 申 込 先



# 環境・エネルギー対策貸付(BCP資金)

災害等の発生に備えて防災に資する施設等の整備を行う方がご利用いただける融資制度です。

融資対象者

自ら策定したBCP※等に基づき、防災に資する施設等の整備を行う方等 ※BCP(事業継続計画)については、平成18年2月に中小企業庁が公表した「中小 企業BCP策定運用指針」に則り、作成したものに限ります。

融資限度額

直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円

返済期間

運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内) 設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)

利 率

基準利率、特別利率②、特別利率③

※なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります。(詳しくは、窓口でご確認ください。)

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「2」番を押してください。

申 込 先



※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)

社会的、経済的環境の変化の中で経営に影響を受けている中小企業の方がご利用いただける融資制度です。

融資対象者

社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業の方で、一定の要件を満たす方

対 象 資 金

社会的要因等により企業維持上緊急に必要な設備資金および経営基盤の強化を図るために必要な長期運転資金

融資限度額

直接貸付 7億2千万円

返済期間

運転資金 8年以内(うち据置期間3年以内) 設備資金 15年以内(うち据置期間3年以内)

利 率

基準利率等(長期運転資金に限り、上限 2.5%)

ただし、次のいずれかに該当する方については、特別利率-0.4%(上限2.5%)

- 1 原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響またはウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している方
- 2 ALPS処理水の処分に伴う風評影響を受けており、かつ、最近における売上高が前期に比し5%以上減少している方

保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります。(詳しくは、窓口でご確認ください。)

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

※掲載内容は、令和6年4月1日時点のものです。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「2」番を押してください。

申 込 先

企業ステージ 準 備 安 事業承継期 検索キー 創 業 期 定 期 信用保証なし 信用保証 信用保証付き 必要に応じて 資金使途等 運 転 資 設 備 資 セーフティネット

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# セーフティネット貸付(金融環境変化対応資金)

金融環境が変化する中で、経営に影響を受けている中小企業者の方がご利用いただける融資制度です。

融資対象者

金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来している中小企業者で、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方で、一定の 要件を満たす方

対 象 資 金

設備資金および金融機関との取引状況の変化に伴い必要となる長期運転資金

融資限度額

直接貸付 3億円

返 済 期 間

運転資金 8年以内(うち据置期間3年以内) 設備資金 15年以内(うち据置期間3年以内)

利 率

基準利率(長期運転資金に限り、上限2.5%)

※なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります。(詳しくは、窓口でご確認ください。)

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「2」番を押してください。

申 込 先



※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# セーフティネット貸付(取引企業倒産対応資金)

取引企業など関連企業の倒産に伴い、影響を受けている中小企業者の方がご利用いただける融資制度です。

融資対象者

取引企業等関連企業の倒産に伴い、経営に困難を来している中小企業者で、一定の要件を満たす方

対 象 資 金

取引企業等関連企業の倒産に伴い、緊急に必要な長期運転資金

融資限度額

1億5千万円(直接貸付と代理貸付を合わせて)

返 済 期 間

運転資金 8年以内(うち据置期間3年以内)

利 率

基準利率

※なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります。(詳しくは、窓口でご確認ください。)

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、 $\lceil 2 \rfloor$  番を押してください。

申 込 先



# 企業再生貸付(事業再生・企業再建支援資金)

事業の再生、経営の改善および再建を図る中小企業者の方がご利用いただける融資制度です。

#### 融資対象者

#### 【アーリーDIP関連】

民事再生法の規定による再生手続開始の申立てを行った方であって、認可決定前 の方のうち、一定の要件を満たす方

#### 【私的アーリーDIP関連】

中小企業活性化協議会(旧:中小企業再生支援協議会を含みます。)等の関与の下で再生を行おうとしている方であって、全債権者の同意が得られる再生計画が策定される見込みがあり、一定の要件を満たす方

#### 【レイターDIP関連】

民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方、および私的整理に関する ガイドラインに沿って私的整理を行う方であって、一定の要件を満たす方

#### 【企業再建関連】

経営改善、経営再建等に取り組む必要がある中小企業の方で、 $(1) \sim (3)$  のすべてに当てはまる方

- (1) 次のいずれかに当てはまり、早急に企業再建を行う必要がある方
  - イ 借入債務等が株式会社整理回収機構に譲渡された企業と密接な取引関係 を有する方
  - ロ 取引先の業況悪化の影響を受ける等一定の要件に該当する方
  - ハ 過剰債務の状況に陥っている方
  - 中小企業活性化協議会(旧:中小企業再生支援協議会を含みます。)等の 関与の下で事業の再生を行う方
  - ホ 金融機関からの事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的 とした条件変更を行っている方
  - へ 第二会社方式により再生を図る方
  - ト 過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されている先であって、再生 を図る方
- (2) 相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、 金融機関の協力が得られる等関係者による支援体制が構築されており、自 助努力により企業再建が見込まれる方
- (3) 当公庫が融資後も継続的に企業再建に対する経営指導を行うことで、円滑 な企業再建の遂行が可能となる方

#### 【経営改善支援関連】

次のいずれかに該当する方

- (1) 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り 組んでいる方
- (2) 現状の厳しい経済・金融環境下で過剰債務の状況に陥っているものであって 経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けて おり、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できる方

#### 融資限度額

直接貸付7億2千万円

返 済 期 間

【アーリーDIP関連】

運転資金・設備資金1年(うち据置期間1年以内)

【私的アーリーDIP関連】

運転資金1年(うち据置期間1年以内)

(一定の要件を満たす場合は返済期間5年以内、うち据置期間2年以内)

設備資金1年(うち据置期間1年以内)

(一定の要件を満たす場合は返済期間10年以内、うち据置期間2年以内)

【レイターDIP関連】

運転資金5年以内(うち据置期間2年以内)

設備資金10年以内(うち据置期間2年以内)

【企業再建関連】【経営改善支援関連】

運転資金15年以内(うち据置期間2年以内)

(一定の要件を満たす場合は返済期間20年以内)

設備資金20年以内(うち据置期間2年以内)

利 率

基準利率、特別利率②、特別利率③(上限2.5%)

※なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

保証人・担保

保証人は、一定の要件に該当する場合には、必要となります。(詳しくは、窓口でご確認ください。)

担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫)

音声ガイダンスが流れた後、「2」番を押してください。

申 込 先

企業ステージ 準 備 期 創 安 事業承継期 検索キー 業 期 定 期 信用保証 信用保証付き 必要に応じて 信用保証なし 設 備 資 金 運 転 資 金 資金使途等 セーフティネット

※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# 挑戦支援資本強化特別貸付(資本性ローン)

新規事業または企業再建等に取り組む中小企業の財務体質強化を図るために資本性資金を供給する制度です。

#### 融資対象者

新規事業、経営改善、企業再建等に取り組む方(※)であって、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果(新たな雇用または雇用の維持)が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業等に取り組む方

※新企業育成貸付、企業活力強化貸付(一部の制度を除きます。)または企業再生貸付(一部の制度を除きます。)の適用要件を満たす方

### 融資限度額

直接貸付 10億円

#### 返済期間

運転資金・設備資金 5年1ヵ月または6年から20年までの各年(期限一括償還)

利 率

ご融資後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、次の2区分の利率が適用されます。 ただし、次の $(1) \sim (3)$  のすべての要件を満たす方については、ご融資後3年間 は0.50%が適用されます。

- (1) 民間金融機関からの支援を受けて事業計画書を策定していること。
- (2) 事業計画上必要となる資金から自己資金による調達を控除した額のうち、事業 計画書の策定支援を実施した民間金融機関によるご融資金額が、原則として2 分の1超であること。
- (3)貸付後3年間、支援金融機関に対して事業計画の進捗状況を報告するとともに、 支援金融機関からの経営指導を受けること。

税引後当期	期間	期間	期間	期間	期間
純利益額	5年1ヵ月	6年、7年	8年~10年	11年~15年	16年~20年
0円以上	3. 60%	3. 90%	4. 15%	4. 40%	4. 65%
0 円未満	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%

#### 担保・保証人

無担保・無保証人

その他

本制度による債務については、金融検査上自己資本とみなすことができます。 また、法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務(償還順位が同等以下とされているものを除きます。)に劣後します。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「2」番を押してください。

申 込 先



# 企業活力強化貸付(海外展開・事業再編資金(クロスボーダーローン))

海外の構造的変化等に適応するために中小企業者等(国内親会社)と共同で経営力向上や経営革新、地域経済の活性化等に取り組む海外現地法人の方がご利用いただける融資制度です。

#### 融資対象者

次の1、2または3のいずれかに当てはまる方(注1)

- 1 中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認(変更承認を含みます。) を受けた特定事業者(注2)の海外現地法人
- 2 中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定(変更認定を含みます。) を受けた特定事業者の海外現地法人
- 3 地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の承認(変更承認を含みます。)を受けた特定事業者またはみなし特定事業者(注3)の海外現地法人
  - (注1) ご利用いただける海外現地法人は、国内親会社からの出資比率が50%以上等の要件を満たすことが必要となります。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。
  - (注2) 特定事業者:中小企業等経営強化法または地域未来投資促進法に定める 特定事業者をいいます。詳しくは、日本公庫中小企業事業の窓口にお問 い合わせください。
  - (注3) 地域経済牽引事業計画の申請時に特定事業者であって、同計画の終了ま での間に特定事業者でなくなった企業をいいます。

ご利用いただける国・地域

タイ、ベトナム、香港、シンガポールまたはフィリピン(注4)

(注4) タイ、ベトナム、香港、シンガポールまたはフィリピンに本社および主たる 事務所が所在する海外現地法人が対象となります。なお、香港に所在する企 業の場合には、資本金等に一定の要件がございます。

ご利用いただける 通貨

日本円または米ドル

融資限度額

直接貸付 14億4千万円

返済期間

運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)(注5)

(注5) 米ドルの場合は、貸付期間が15年以内(据置期間2年以内)となります。

利 率

基準利率、特別利率③(上限 2.5%)(注 6)

※なお、信用リスク・返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。

(注6) 米ドルの場合は、貸付期間に応じて所定の利率が加算されます。

保証人・担保

国内親会社(特定事業者またはみなし特定事業者)の連帯保証が必要となります。 担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

※掲載内容は、令和6年4月1日時点のものです。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「2」番を押してください。

申 込 先



# シンジケートローン特別貸付

新規事業、環境対策、経営改善等に取り組む方へ民間金融機関と連携して資金を供給する融資制度です。

融資対象者

新規事業、環境対策、経営改善等に取り組む方(※)であって、地域経済の維持・促進に資する事業に取り組む方

※新企業育成貸付、企業活力強化貸付(一部の制度を除きます。)、環境・エネルギー 対策貸付または企業再生貸付(一部の制度を除きます。)の適用要件を満たす方

対 象 資 金

各特別貸付に定める設備資金および長期運転資金

貸付限度額

直接貸付 原則として14億4千万円

返済期間

シンジケートローンに参加する金融機関が合意した期間 ただし、設備資金は30年以内、運転資金は20年以内に限ります。

利 率

シンジケートローンに参加する金融機関が合意した利率ただし、固定利率の場合は、一定の制約があります。

担保・保証人

シンジケートローンに参加する金融機関が同意した条件

その他

本制度は、シンジケートローンのアレンジャーとなる金融機関から公庫に対して、シンジケートローンへの参加要請があった場合に限りお取り扱いしております。

問 合 先

事業資金相談ダイヤル TEL 0120 (154) 505 (行こうよ!公庫) 音声ガイダンスが流れた後、「2」番を押してください。

申 込 先



### 一般的な融資

商工中金では、設備資金や長期運転資金をはじめ、手形割引などの短期運転資金まで、中小企業の皆さまが事業のために必要とする資金に対して幅広い融資を行っています。

融資対象対象対象者

商工中金の株式を保有していただいている中小企業団体とその構成員の皆さま

資金使途

事業に必要な設備資金、運転資金

融資限度額

なし

融資期間

原則として設備資金 15年以内 (うち据置期間 2年以内) 運転資金 10年以内 (うち据置期間 2年以内)

融資利率

金融情勢により変更がありますので窓口にご相談ください。

保証人・担保

必要に応じて提供いただきます。

問 合 先

株式会社 商工組合中央金庫(商工中金)

TEL 03 (3272) 6111

申 込 先

株式会社 商工組合中央金庫各支店

備 安 事業承継期 検索キー 企業ステージ 準 創 業 期 定 信用保証なし 信用保証 信用保証付き 必要に応じて 設 資金使途等 運 転 資 備 資 金 セーフティネット ※「検索キー」:巻頭に説明があります。

### 小規模企業共済制度「一般貸付け」

#### 簡易迅速に事業資金または事業に関連する資金を貸付ける制度

融資対象

本制度に加入しており、貸付資格判定基準日までに12カ月以上掛金を納付していること。

掛金の納付月数に応じて算定される貸付限度額が、貸付資格判定基準日において10万円以上に達していること。

貸付限度額

納付済みの掛金の  $7\sim9$  割の額 (納付月数に応じて変わります。)、但し上限は2,000万円

※他の契約者貸付けを同時に利用する場合は、併せて2,000万円が上限となります(但し貸付限度額の範囲内)。

貸付期間

10万円 ~100万円 6月又は12月

105万円~300万円 6月、12月又は24月

305万円~500万円 6月、12月、24月又は36月

505万円~2,000万円 6月、12月、24月、36月又は60月

ただし償還方法は貸付期間が「6月又は12月」のものは期限一括償還、貸付期間が「24月、36月又は60月」のものは、6か月毎の元金均等割賦償還とする。

利 率

1.5% (令和6年4月現在)

(貸付利率は、貸付実行時の適用利率で最終約定償還日まで固定です。)

保 証 人

不要

物 的 担 保

不要

※貸付資格判定基準日とは、貸付資格の判定及び貸付限度額の算定の基準となる日で、 4月末日及び10月末日をいいます。

なお、4月末日で算定した貸付限度額での貸付けは10月1日から、10月末日で算定した貸付限度額での貸付けは翌年4月1日から行うことになります。

問 合 先

独立行政法人中小企業基盤整備機構

TEL 050 (5541) 7171 (共済相談室)

申 込 先

登録した代理店(登録申請がない場合は株式会社商工組合中央金庫の本店又は支店)

借入窓口

同上

安 検索キー | 企業ステージ 進 備 期 創 業 期 定 期 事業承継期 信用保証 信用保証付き 必要に応じて 信用保証なし 資金使途等 運 転 資 備 資 設 金 セーフティネット ※「検索キー」:巻頭に説明があります。

# 小規模企業共済制度「傷病災害時貸付け」

疾病または負傷により一定期間入院をしたため、または災害救助法の適用された災害等または一般災害により被害を受けたため経営の安定に支障が生じた場合に事業資金を貸付ける制度

#### 融資対象

本制度に加入しており、一般貸付けの借入資格を取得している共済契約者(但し、貸付限度額が50万円以上の者)で次のいずれかに該当する方 [傷病時貸付金]

① 疾病・負傷による療養のため5日以上の入院(退院後の通院を含め5日間)をしたことにより、契約者の事業の経営に支障が生じていること。かつ、5日以上の入通院について医師の診断書が必要。診断書は5日以上の入通院が確認できる内容であること。

### 〔災害時貸付金〕

- ① 災害救助法の適用される災害又はこれに準ずる災害として機構が認める災害の被災区域内に事業所を有し、かつ、当該災害の影響により次の(イ)又は(ロ)に該当すること。
- (イ)事務所又は主要な資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他のこれら に準ずる損害を受けていること。
- (ロ) 当該被害を受けた後、原則として1か月間の売上高が前年同月に比して減少が見込まれること。
  - ※(イ)、(ロ) ともに市町村の商工会・商工会議所・中小企業団体中央会その他相当の団体の被災証明又は市町村・消防署等の罹災証明が必要。
- ② 一般災害により次の(イ)又は(ロ)に該当すること。
- (イ)①(イ)に同じ。※市町村・消防署等の罹災証明が必要。
- (ロ)取引先企業が一般災害、災害救助法の適用される災害又はこれに準ずる災害として機構が認める災害を被災したため、その影響により共済契約者の1か月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれることについて商工会・商工会議所・中小企業団体中央会その他相当の団体の証明を受けていること。 ※取引先企業の被災状況の証明には、①(イ)、②(イ)の各証明が必要。

### 貸付限度額

納付済み掛金の7~9割の額(納付月数に応じて変わります。)但し上限は1,000万円 ※他の契約者貸付を同時に利用する場合は、併せて2,000万円が上限となります(但し貸付限度額の範囲内)。

#### 貸付期間

50万円~500万円 36月 (6ヶ月毎の元金均等割賦償還) 505万円~1,000万円 60月 (同上)

利 率

0.9% (令和6年4月現在)

(貸付利率は、貸付け実行時の適用利率で最終約定償還日まで固定です。)

保 証 人

不要

物 的 担 保

不要

その他取扱期間

〔傷病時貸付金〕当該入院につき、入院した日から6か月以内とする。 〔災害時貸付金〕一般災害:一般災害が発生した日から6か月以内とする。

問 合 先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 TEL 050 (5541) 7171 (共済相談室)

申 込 先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構・株式会社 商工組合中央金庫の本店又は支店 (災害時貸付けの場合)

借入窓口

検索キー |企業ステージ 準 備 期 創 業 期 安 定 期 事業承継期 |信用保証 信用保証付き 必要に応じて 信用保証なし 資金使途等 運 備 転 資 設 箵 セーフティネット ※「検索キー」:巻頭に説明があります。

### 小規模企業共済制度「創業転業時・新規事業展開等貸付け」

### (創業転業時)

掛金納付月数通算制度の利用により、新規開業、転業後に共済契約を再び締結する意思を有する者に対して新規開業・転業を行う場合に必要な資金を貸付ける制度

### (新規事業展開等)

共済契約者の事業多角化に要する資金及び共済契約者の後継者が新規開業に要する資金又は事業多角化 に要する資金を共済契約者に貸付ける制度

### 融資対象

本制度に加入しており、一般貸付けの借入資格を取得している共済契約者(ただし、貸付限度額が50万円以上の者)で、創業転業時の場合には次に該当することについての確認を、新規事業展開等の場合には次のいずれかに該当する確認を、市町村の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会のいずれかの団体から受けた方

- (創業転業時)
- ① 共済事由又は準共済事由が生じていること。又は生じることが確実と認められること。
- ② 新規開業・転業を行う意思を持っていること。
- ③ 新規開業・転業後も小規模企業者であること。
- ④ 共済金等を請求せずに、新規開業・転業後に再び共済契約者となり、前後の共済契約について掛金納付月数を通算すること。

#### (新規事業展開等)

- ① 現在の事業に加え、新たな事業分野に進出する意思を持っていること。
- ② 共済契約者(会社等の役員の場合は除きます)の後継者が新たに事業を開始する意志を持っていること。
- ③ 後継者が現在の事業に加え、新たな事業の分野に進出する意思を持っていること。

### 貸付限度額

納付済み掛金の $7\sim9$ 割の額(納付月数に応じて変わります。)ただし上限は1,000万円 %他の契約者貸付けを同時に利用される場合は、併せて2,000万円が上限となります(但し貸付限度額の範囲内)。

#### 貸付期間

50万円 ~500万円 36月 (6か月毎の元金均等割賦償還) 505万円~1,000万円 60月 (同上)

利 率

0.9% (令和6年4月現在)

(貸付利率は、貸付実行時の適用利率で最終約定償還日まで固定です。)

保 証 人

不要

物 的 担 保

不要

取 扱 期 間

(創業転業時)

事由発生から1年以内又は事由発生予告日前6か月から (注)いずれも通算を申し出た日までの受付です。

(新規事業展開)

事業多角化または新規事業開始等予定日前6か月前から

### 問 合 先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 TEL 050 (5541) 7171 (共済相談室)

申 込 先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

借入窓口



## 小規模企業共済制度「福祉対応貸付け」

共済契約者又は同居する親族の福祉向上のために必要な住宅改造資金、福祉機器購入等の資金を共済契約者に貸付ける制度

### 融資対象

本制度に加入しており、一般貸付けの借入資格を取得している共済契約者(ただし、貸付限度額が50万円以上の者)で次に該当する方

- ① 共済契約者又は同居の親族(共済契約者の収入により生計を維持している方に限る)が高齢者(65歳以上)又は身体障害者であること。
- ② 高齢者または身体障害者の身体機能の低下に対応するための住居または事業所の改築等または福祉機器等の購入計画を持っていること。

### 対 象 資 金

福祉資金

貸付限度額

納付済み掛金の7~9割の額(納付月数に応じて変わります。)ただし上限は1,000万円 ※他の契約者貸付けを同時に利用する場合は、併せて2,000万円が上限となります(但し貸付限度額の範囲内)。

貸付期間

50万円 ~500万円 36月 (6か月毎の元金均等割賦償還)

505万円~1,000万円 60月 (同上)

利 率

0.9% (令和6年4月現在)

(貸付利率は、貸付実行時の適用利率で最終約定償還日まで固定です。)

保 証 人

不要

物 的 担 保

不要

取 扱 期 間

改築等又は機器等の購入の予定日前6か月から

問 合 先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 TEL 050 (5541) 7171 (共済相談室)

申 込 先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

借入窓口



### 小規模企業共済制度「緊急経営安定貸付け」

経済環境の変化等に起因した一時的な売上の減少により、資金繰りに著しい支障をきたしている共済 契約者の経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度

### 融資対象

本制度に加入しており、一般貸付けの借入資格を取得している共済契約者(ただし、貸 付限度額が50万円以上の者)で次のいずれかに該当することについて市町村の商工会、 商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会、その他相当の団体から確認を受けた 方

- ① 最近3か月間又は6か月間の売上高が前年同期に比して5%以上減少しており、 かつ、今後も減少が見込まれること。
- ② 最近3か月間又は6か月間の売上高が2年前又は3年前の同期に比して5%以 上減少しており、かつ、前年同期に比して減少しており、かつ、今後も減少が 見込まれること。
- ③ 機構が認める要因の影響を受け、1 か月間の売上高が前年同月に比して急激に 減少することが見込まれること。

### 貸付限度額

納付済み掛金の7~9割の額(納付月数に応じて変わります。)ただし上限は1,000万円 ※他の契約者貸付けを同時に利用する場合は、併せて2.000万円が上限となります(但 し貸付限度額の範囲内)。

### 貸 付 期 間

36月(6か月毎の元金均等割賦償還) 50万円 ~500万円 505万円~1,000万円

60月 (同上)

利 率 0.9% (令和6年4月現在)

(貸付利率は、貸付実行時の適用利率で最終約定償還日まで固定です。)

保 証 人 不要

的 担 保 物

不要

取 扱 期 間 売上高が減少した最近3か月間または6か月間として算定された最終月の翌月から3 か月以内

#### 問 合 先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 TEL 050 (5541) 7171 (共済相談室)

込 申 先 独立行政法人 中小企業基盤整備機構

借入窓口



### 小規模企業共済制度「事業承継貸付け」

### 事業承継に要する資金を貸付ける制度

### 融資対象

本制度に加入しており、一般貸付けの借入資格を取得している共済契約者(ただし、貸付限度額が50万円以上の者)で、事業を承継するために次のいずれかに該当し、かつ、その旨の確認を市町村の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会その他相当の団体から受けた方。

- ① 個人事業の事業資産を取得したこと、または取得する意思を持っていること。
- ② 会社等の役員に就任しており、その会社等の株式等を取得したこと、または取得する意思を持っていること。

#### 貸付限度額

納付済み掛金の $7\sim9$ 割の額(納付月数に応じて変わります。)ただし上限は1,000万円 ※他の契約者貸付けを同時に利用される場合は、併せて2,000万円が上限となります(但し貸付限度額の範囲内)。

### 貸 付 期 間

50万円 ~500万円 36月(6ヶ月毎の元金均等割賦償還)

505万円~1,000万円 60月 (同上)

利 率

0.9% (令和6年4月現在)

(貸付利率は、貸付実行時の適用利率で最終約定償還日まで固定です。)

保 証 人

不要

物 的 担 保

不要

取 扱 期 間

事業承継日から1年以内または事業承継予定日の1年前から

問 合 先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 TEL 050 (5541) 7171 (共済相談室)

申 込 先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

借入窓口



### 小規模企業共済制度「廃業準備貸付け」

廃業(個人事業の廃止または会社の解散)を円滑に行うために要する資金を共済契約者に貸付ける制度

融資対象

本制度に加入しており、一般貸付けの借入資格を取得している共済契約者(ただし、貸付限度額が50万円以上の者)で、廃業の計画を持ち、当該計画について機構から承認を受けた方

貸付限度額

納付済み掛金の $7 \sim 9$ 割の額(納付月数に応じて変わります。)ただし上限は1,000万円 ※他の契約者貸付を同時に利用される場合は、併せて2,000万円が上限となります(但し貸付限度額の範囲内)。

貸 付 期 間

12か月 (期限一括償還)

利 率

0.9% (令和6年4月現在)

(貸付利率は、貸付実行時の適用利率で最終約定償還日まで固定です。)

保 証 人

不要

物 的 担 保

不要

取 扱 期 間

事業廃止予定日の1年前から

問 合 先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 TEL 050 (5541) 7171 (共済相談室)

申 込 先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

借入窓口

企業ステージ 安 事業承継期 検索キー 準 備 期 創 業 期 定 期 信用保証なし 信用保証 信用保証付き 必要に応じて 資金使途等 運転 資 セーフティネット 設 備 資 金 ※「検索キー」:巻頭に説明があります。

### 中小企業倒産防止共済制度「共済金貸付け」

取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難となった場合に、商取引の事実確認等により迅速に貸付けを受けられる制度

### 融資対象

本制度に加入後6か月以上を経過し、かつ6か月分以上の掛金を納付している場合で、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等について回収が困難になった中小企業者。 「中小企業倒産防止共済制度」は、取引先事業者の倒産の影響を受けて中小企業者が倒産する等の事態(連鎖倒産)発生を防止するため、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、中小企業者の拠出による共済制度を確立することによって、中小企業の経営の安定に寄与することを目的としています。

#### 貸付限度額

- 8,000万円以内で回収困難な売掛金債権等の額、または掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額
- ※1 掛金総額とは、納付済み掛金額から既に受けている共済金の貸付額の10分の1 に相当する額や償還滞納額等を控除したものです。
- ※2 既に共済金の貸付けを受けている場合は、貸付残高と併せて8,000万円が上限 となります。

### 貸 付 期 間

貸付額により5~7年(据置期間6か月を含む)

利 率

無利子。ただし、貸付けを受けた共済金の10分の1に相当する額を納付済み掛金から控除

保 証 人

不要

物 的 担 保

不要

問 合 先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 TEL 050(5541)7171(共済相談室)

申 込 先

当機構の委託団体で会員(組合員)となっている

- ・商工会議所
- ・商工会連合会及び市町村の商工会
- ・中小企業団体中央会、中小企業の組合

現に融資取引のある金融機関



### 中小企業倒產防止共済制度「一時貸付金」

加入者の取引先事業者に倒産の事態が生じない場合でも、解約手当金の範囲内で臨時に必要な事業資金 の貸付けを受けられる制度

融資対象

本制度に加入し12か月以上掛金を納付しており、臨時に事業資金を必要とする方(貸付最低額は30万円)。取引先事業者に倒産の事態が生じない場合でも、解約手当金の範囲内で臨時に必要な事業資金の貸付けを受けられます。

貸付限度額

掛金総額の75~100%(納付月数に応じて変わります。)の95%の範囲内で、30万円以上で5万円の整数倍の額

※掛金総額とは、納付済み掛金額から、既に受けている共済金の貸付額の10分の1に相当する額や償還滞納額等を控除したものです。

貸 付 期 間

| 1年

利 率

0.9% (令和6年4月現在)

保 証 人

不要

物 的 担 保

不要

問 合 先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 TEL 050 (5541) 7171 (共済相談室)

申 込 先

独立行政法人中小企業基盤整備機構

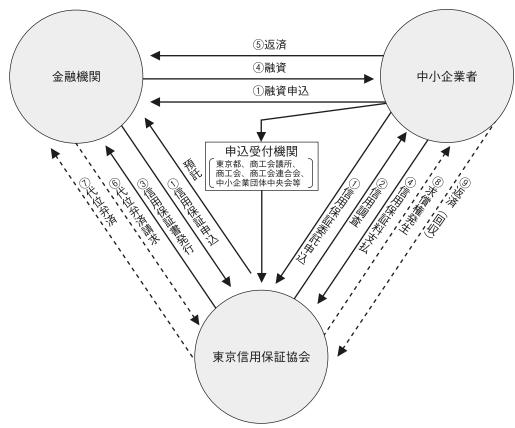
第3章 東京信用保証協会の信用保証制度

### 第3章 東京信用保証協会の信用保証制度

### 1 信用保証制度のしくみ

中小企業者が金融機関から事業資金の借入をしようとする場合に、信用保証協会が保証人となり借入の実現を図るのが信用保証制度です。

これによって、中小企業者は効果的な資金繰りをすることができます。 この制度をより効率的に運営するため東京都や日本政策金融公庫がバックアップしています。



- ① 中小企業者が信用保証協会に信用保証委託申込をする方法は、金融機関を経由する方法と、信用保証協会または申込受付機関に直接申込みする方法があります。※いずれの方法も、金融機関による審査が必要となります。
- ② 信用保証協会は、申込中小企業者の信用調査を行います。
- ③ 信用保証協会が検討の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を発行します。 なお、信用保証協会または申込受付機関に直接申込みがあったものは、申込人の希望する金融機関に融資 をあっせんし、承諾後に信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。この際、中小企業者は所定の信用保証料を信用保証協会に支払います。
- ⑤ 中小企業者は、融資条件に従って金融機関に返済します。
- ⑥ 中小企業者が諸事情によって、その借入金の期限に全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は、信用保証協会に代位弁済(※1)の請求を行います。
- (7) 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わってその金額を代位弁済します。
- ⑧ 代位弁済を行った信用保証協会に求償権(※2)が発生します。
- ⑨ 信用保証協会は、中小企業者から求償権の回収を図ります。
  - ※1 代位弁済 信用保証付の貸付金等が、中小企業者の倒産などの事故により金融機関へ返済が不能となったとき、信用保証協会が中小企業者に代わり、金融機関に対しその金額(元本+利息)を支払うことを代位弁済といいます。
  - ※2 求 償 権 信用保証協会が、中小企業者に代わり、金融機関に支払い(代位弁済)をしたとき、その中小企業者に対して、代位弁済額の範囲で債権を持つことになります。この債権を求償権といいます。

#### 2 保証審査のポイント

#### (1) 基本的なポイント

保証審査にあたっては、特に次の4項目を確認します。

- ① 保証資格
  - ア 中小企業者であること。
  - イ 東京都内に事業所または事務所(個人の場合、住居でも可)を有し、事業を営んでいること。
  - ウ保証対象業種を営んでいること。
  - エ 許認可事業については必要な許認可を取得していること。
  - オ 事業が法令・公序良俗等に反しないこと。

等々

### ② 資金使途とその効果等

- ア 保証対象業種(事業)に係る事業性資金であること。
- イ 運転資金の場合その必要性と資金効果等、設備資金の場合その必要性と投資効果等

### ③ 返済能力

- ア 事業による利益で返済可能であるか
- イ ア以外による返済資金の調達が可能であるか等

### ④ 経営者

- ア 企業経営力…業界動向把握・事業概況把握・計数観念・従業員管理能力等
- イ 経営意欲…研究・開発意欲、経営革新への取組み姿勢等
- ウ 信頼性…経験・実績・責任感等

### (2) 財務面でのポイント…財務分析について

上記の基本的なポイントに加え、申込事業者の財務面にも着目して、事業活動の集大成でもある「確定申告書(決算書)」を「資金使途」「返済能力」等の判断材料とし活用しています。財務面では主に下記の3点を重視しています。

### ① 事業の安全性

・環境の変化に対する対応力や支払能力、財務体質の健全性等を判断します。

【比率例】・自己資本比率…(自己資本÷総資産)×100で表される指標 この比率が高いほど企業の財務的な安全性が高いとされ、財務逼迫時における企業の耐久力を

示す基本的な指標とされています。

#### ② 事業の収益性

・現状どの程度の利益を上げているのか、将来にわたって安定的に収益を上げていく力をもっているのか等 を判断します。

【比率例】総資本経常利益率…(経常利益÷総資本)×100で表される指標 企業活動に投下された総資本に対して、どの程度の利益を上げているかを示すものです。

#### ③ 事業の成長性

・売上高や利益の伸び率等を数期間にわたって比較することによって、成長性を判断します。

【比率例】・売上高伸長率… (今期売上高÷前期売上高)×100で表される指標売上高が前期と比較して、どの程度伸びているかを表します。

なお、着目する項目例としては次のようなものがあります。

#### 【貸借対照表上の項目】

- ·流動資産、固定資産、現預金、受取手形、売掛金、資本金等
- ·流動負債、固定負債、借入金、買掛金、純資産等

### 【損益計算書上の項目】

- · 売上高、営業利益、経常利益、当期利益、受取利息、支払利息等
- ※ この他、金融取引状況等を総合的に検討して、保証の諾否・保証金額の決定を行っています。 (保証審査の結果、ご希望に添えない場合がございます)
- ※ 初めて東京信用保証協会をご利用いただく場合には、原則、協会の保証審査担当者が直接事務所等に出 向き、お話をお伺いします。

### 3 ご利用いただける中小企業者とは

### (1) 企業規模

原則として中小企業信用保険法に定める中小企業者を対象としています。常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。

また、破綻金融機関等と取引を行っていた中堅事業者(資本金5億円未満で下表に該当しない事業者)を 対象とした「中堅企業特別保証制度 | もあります。

業種	資 本 金(注1)	従業員数(注1)
製造業等(注2)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに) 工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下(注3)
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業·飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅行業	3億円以下	300人以下
宿泊業(旅館業を除く)・娯楽業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下(注3)
医療法人等(注4)	(条件なし)	300人以下

- (注1) 資本金又は従業員数のいずれか一方の要件を満たせばよい。また、個人事業者及び特定非営 利活動法人(以下「NPO法人」) は資本金の要件を適用しない。
- (注2) 製造業等の「等」とは卸売業、小売業及びサービス業以外の業種をいう。 〔業種例〕建設業、不動産業、運送業、出版業など
- (注3) NPO法人の場合、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)は従業員数300人以下、旅館業は同100人以下。
- (注4) 医業を主たる事業とする法人。

- ※ 臨時の使用人、会社役員及び個人事業者における家族従業員は従業員数に含みません。但し、パート・アルバイト等名目は臨時雇であっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員数に含みます。また、NPO法人の場合、雇用関係のないボランティアは従業員数に含みません。
- ※ 組合の場合は、当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を を営んでいればご利用いただけます。
- ※ 資本金が上限を超えている会社で、かつ従業員数は上限の9割をこえている場合 (例:製造業271人以上) は、従業員数の確認資料が必要になります。

#### (2) 所在地・業歴

法人の場合は本店(※1)または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居(※2)または事業所のいずれかを東京都内に有し、事業を営んでいることが必要です。

なお、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

- ※1 本店とは、単なる登記上の所在地というだけではなく、事業実態があることが必要です。
- ※2 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけではなく、原則として現に居住していることが必要です。

#### (3) 外国人に対する保証について

- ① 入管法等の法律により本邦において事業活動の制限を受けていない者に限り保証の対象となります。
- ② 申込人(法人の場合は代表者)及び実質経営者が外国人である場合は、住民票、在留カード(写)もしくは特別永住者証明書(写)等により事業活動の制限の有無を必ず確認してください。

初めての保証申込の場合及び既にご利用のある場合でも記載事項に変更のあった場合には、必ず上記の証明資料を添付してください。

③ 連帯保証人が外国人である場合も②と同様となります。

#### 4 ご利用いただけない中小企業者とは

### (1) ご利用になれない業種等

反社会的勢力は信用保証協会を利用できません。また、農林・漁業、金融業(一部金融業を除く)、学校法人、宗教法人、非営利団体(NPO法人を除く)、LLP(有限責任事業組合)等、その他当協会が支援するのは難しいと判断した業種等。詳細は「信用保証対象外業種一覧」(228ページ)をご参照ください。

なお、ご照会は各支店保証課までお願いします。

- (2) ご利用になれない主な事例
  - ※ 下記の事例に該当しない場合でも、総合的な判断の結果、お取扱いできない場合があります。

#### ①保証協会取引について

- ア 当協会または他の協会の代位弁済先で、協会に求償債務が残っている場合
- イ 原則として協会に対して、求償権の保証人として保証債務を負っている場合
- ウ 保証付融資の返済ができず(利息支払のみを含む。)、延滞中の場合
- エ 前回の保証が設備資金で、その設備を履行していない場合

#### ②金融取引等について

ア 手形交換所または電子債権記録機関で取引停止処分を受けている場合

(原則として1回目の不渡または支払不能から、6ヶ月を経過していない場合を含む。)

なお、法人の代表者が手形交換所または電子債権記録機関で取引停止処分(1回目の不渡または支払不能を含む)を受けている場合、当該法人も原則として保証利用できません。

イ 破産、民事再生、会社更生等法的手続き中または内整理等私的整理手続き中の場合(それぞれ、申立中の場合を含む。)

なお、民事再生法の再生計画の途上にある等所定の要件に該当する場合は再生支援融資又は事業再生保 証を利用できる場合があります。

- ウ 借入金(協会の保証付融資、金融機関固有の融資等)について延滞等の債務不履行がある場合
- エ 担保を無断で滅失(建物取り壊し)した場合

### ③財務内容等について

- ア 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- イ 多額の高利借入を利用していて、早期解消が見込めない場合
- ウ 税金や社会保険料を滞納し、完納の見通しが立たない場合 例:所得税・事業税・消費税・預り源泉税などを滞納しており、滞納が解消できない
- エ 事業規模に比し、大幅な債務超過、欠損や多額の借入等業況に懸念がある場合

#### 4)その他

- ア 最終登記後12年経過した株式会社で、会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみな された場合
- イ 資金使途が事業資金でない場合(生活資金、住宅資金、投機資金等)
- ウ 事業実態・内容、資金使途、返済能力(※)等を判断する資料がない場合
- エ 保証申込必要書類の偽造があった場合
- オ 連鎖販売業(マルチ商法)・霊感商法等、当協会が保証にふさわしくないと判断する販売形態の場合
- カ 申込に、暴力団、金融斡旋屋等第三者が介在する場合
- (※) 当協会は保証審査の一層の適正化等を目的として、株式会社日本信用情報機構(JICC)、全国銀行個人信用情報センター(KSC)に加盟しています。

なお、利用にあたっては、当協会所定の同意書によりお客さまの同意をいただいております。

### 信用保証対象外業種一覧

対象外業種	高州休祉 列 家 介 来 住 「 見
農業	次の業種を除く。  ●荒茶、仕上茶の製造業  ●もやし栽培農業  ●蚕種製造業  ●蚕種製造の請負業  ●菌床栽培方式のきのこ生産業  ●苗床栽培方式のかいわれ大根製造業  ●人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業及びふ卵業  ●家畜貸付業  ●園芸サービス業  ●蹄鉄修理業
林業	次の業種を除く。 ●素材生産業及び素材生産サービス業 ●製造加工設備を有する製薪炭業、薪請負製造業、炭焼請負業及び炭賃焼業
狩猟業	全業種
漁業	全業種
水産養殖業	加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。
金融業	クレジットカード業、割賦金融業、金融商品取引業、商品先物取引業、 商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業、金融代理業を除く。
保険業	保険媒介代理業及び保険サービス業
卸売業、小売業(飲食業を除く。)、浴場業、娯楽業、物品賃貸業、宿泊業及びインターネット付随サービス業等のうち右に該当するもの	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という) 第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
飲食業のうちのうち右に該当 するもの	風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に 反するなど社会的批を受ける恐れのあるもの
サービス業のうち右に該当す るもの	取立業(公共料金またはこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。)
学校	学校法人が経営するもの。
宗教・政治・経済・文化団体、L LP(有限責任事業組合)、その 他の非営利事業及び団体(NP O法人を除く)	

### 5 一企業に対する保証の限度額

1中小企業者に対する保証付融資の最高限度額は、普通保証で2億円(組合の場合は4億円)です。これに無担保保証(無担保保険に係る保証)の限度額8,000万円を加え、通常2億8,000万円(組合4億8,000万円)が限度となります。ただし、国の施策による特別の資金を対象とした保証もあります。

都、区市町の制度融資の保証については、それぞれの制度融資要項等に定められている融資限度額が保証の限度となります。

#### 6 資金使途

- ① 事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます。
- ② 資金使途が次のような場合には、対象となりません。
  - ア 生活資金、住宅資金、投機資金
  - イ 既存の借入金返済資金(旧債償還資金)

ただし、当該金融機関からの既存保証付債務の返済資金や高利の返済資金などで、保証協会が認めた 場合を除きます。

### 7 連帯保証人

保証付融資の連帯保証人は、次の基準によります。

- ① 法人は必要となる場合があります。
- ② 個人の場合は原則として連帯保証人は不要です。
- ③ 組合は必要となる場合があります。なお、転貸資金については代表理事のほか、転貸先組合員(または組合員が法人の場合はその代表者)を連帯保証人とします。

ただし、次のア~ウの場合は、例外的な取扱いをすることがあります。

- ア. 実質的な経営権を持っている者または申込人(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- イ. 本人または代表者が健康上の理由のため、事業継承予定者が連帯保証人となる場合
- ウ. 財務内容や経営の状況等を総合的に判断して、通常の保証許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

このほか、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、金融機関との連携、財務状況、保全十分な担保提供等一定の要件を充足している場合に、経営者保証を不要とする取扱いをすることができます。

### 8 担保

① 担保の基準

保証付融資合計額8,000万円以下は、原則として無担保です。

ただし、「当座貸越根保証貸付専用型」「長期経営資金」および都、区市町の制度融資等で特に規定のあるものについては、その要項等の定めるところによります。

また、保証付融資合計額が8,000万円以下であっても物的担保が必要となる場合があります。

- ② 保証協会が担保として取扱いできるものは以下のとおりです。
  - ア 不動産担保の所在地は、原則として東京駅よりおおむね半径100km以内の範囲とします。農地、山林、 原野など管理や処分の困難なものは担保とすることができません。
  - イ 有価証券

公債(特殊法人債を含む。)、上場会社の株式及び社債に限ります。

ウ その他

工場抵当、工場財団は必要に応じて担保条件とすることがあります。

なお、例外的に上場会社等安定した先に差し入れた入居保証金は、担保とすることができる場合があります。また、東京都制度融資(ABL1)・(ABL2)等をご利用の場合は、売掛債権や棚卸資産を担保とすることができます。

### 保証金額の最高限度一覧表

(令和6年4月1日現在)

分 分	個人・法人	組合等
普通保険に係る保証	2億円	4億円
無担保保険に係る保証 ※1	8,000万円	8,000万円
特別小口保険に係る保証 ※2	2,000万円	2,000万円
般 流動資産担保保険に係る保証	2億円	2億円
関 公害防止保険に係る保証	5,000万円	1億円
(学) エネルギー対策保険に係る保証	2億円	4億円
海外投資関係保険に係る保証	2億円	4億円
に 新事業開拓保険に係る保証	2億円	4億円
事業再生保険に係る保証	2億円	2億円
##	4億5,000万円	_
特定支払契約保険に係る保証 ※4	10億円	10億円
破綻金融機関等関連特別保険に係る保証	5億円	_
破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証	1億円	_
特定新技術事業活動関連保証 ※5	3億円	6億円
117C/HIXHI J. MAID SA PARE PARE		
経営安定関連保証 ※6 ※7	2億8,000万円	4億8,000万円
	3億8,000万円	4億8,000万円
危機関連保証 ※7	2億8,000万円	4億8,000万円
災害関係保証 ※7	2億8,000万円	4億8,000万円
労働力確保関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
中小小売商業関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
商店街整備等支援関連保証	2億8,000万円	_
伝統的工芸品支援関連保証	2億8,000万円	_
地域伝統芸能等関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
流通業務総合効率化関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
小規模事業者支援関連保証	2億8,000万円	
中心市街地商業等活性化関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
特 中心市街地商業等活性化支援関連保証 ※8	5億6,000万円	
例	2億8,000万円	
社从享度↓ 林活田新事業分野問拓閱連促証 ※ Q	3億円	_
関	3億円	
係	2億8,000万円	4億8,000万円
保 経営革新関連保証 ※9	3億円	6億円
保 経営革新関連保証 ※9		
険	3億円 2億8,000万円	6億円
に 経営力向上関連保証 ※9	·	4億8,000万円
に 経営力向上関連保証 ※9	3億円	6億円
係	3億円	6億円
経営革新等支援関連保証	2億8,000万円	_
情報处理又按 <b></b>	2億8,000万円	_
保 先端設備等導入関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
証	2億8,000万円	4億8,000万円
事業継続力強化関連保証 ※9	4億円	6億円
	3億円	6億円
	2億8,000万円	4億8,000万円
連携事業継続力強化関連保証 ※9	3億円	6億円
	3億円	6億円
特定連携事業継続力強化関連保証 ※10	2億8,000万円	_
事業再生円滑化関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
事業再生計画実施関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
技術等情報漏えい防止措置関連保証	2億8,000万円	11座(0,000)1   1
		_
創業関連保証 連供到要大塚築即連伊至	3,500万円	_
連携創業支援等関連保証	2億8,000万円	
特定信用状関連保証	2億円	4億円
特定中小企業再生支援関連保証	2億8,000万円	_

	区		個人・法人	組合等	
	国 江北村 李 伊 里 年 亿 至	V 11	2億8,000万円	4億8,000万円	
	周辺地域整備関連保証	<b>%</b> 11	3億円	6億円	
	下請振興関連保証	<b>※</b> 12	2億8,000万円	4億8,000万円	
	一	* 12	2億円	2億円	
	特定下請連携事業関連保証	<b>%</b> 11	2億8,000万円	4億8,000万円	
	刊是16年7月2月	**11	4億円	6億円	
	下請中小企業取引機会創出事業関連保証	<b>%</b> 13	2億8,000万円	4億8,000万円	
			3億円	6億円	
	地域経済牽引事業関連保証		2億8,000万円	4億8,000万円	
	地域経済牽引支援関連保証		2億8,000万円	_	
特			4億8,000万円	6億8,000万円	
例	農商工等連携事業関連保証	<b>※</b> 9	4億円	6億円	
			4億円	6億円	
保保	農商工等連携支援関連保証	2億8,000万円	_		
険	経営承継関連保証	2億8,000万円	_		
特例関係保険に係る保証	特定経営承継関連保証	2億8,000万円	_		
る。	経営承継準備関連保証		2億8,000万円	_	
計	特定経営承継準備関連保証		2億8,000万円	_	
Hara	経営承継借換関連保証		2億8,000万円	_	
	商店街活性化事業関連保証		2億8,000万円	4億8,000万円	
	商店街活性化支援関連保証		2億8,000万円	_	
	東日本大震災復興緊急保証	<b>※</b> 7	2億8,000万円	4億8,000万円	
	情報提供支援関連保証		2億8,000万円	_	
	商店街活性化促進事業関連保証	商店街活性化促進事業関連保証			
	情報処理システム運用・管理関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円		
	特定高度情報通信技術活用システム開発供給等限	<b> </b>	2億8,000万円	4億8,000万円	
			2億8,000万円	4億8,000万円	
	供給確保関連保証	<b>※</b> 9	3億円	6億円	
			3億円	6億円	

- (注) 普通保険及び無担保保険に係る保証以外の保証は、法律等が定める特別の要件を具備した中小企業者等が対象となります。また、「組合等」については、個々の保険により対象となる組合が限定されており、すべての組合が対象となるものではありません。
- ※1 創業関連保証と合算での限度額です。
- ※2 他の保険を併用した場合は無担保保険に変更されます。
- ※3 普通保険に係る保証及び無担保保険に係る保証(それぞれの経営安定関連保証及び危機関連保証を除く。)との合計額は5億円が限度となります。
- ※4 普通保険に係る保証、無担保保険に係る保証(それぞれの経営安定関連保証及び危機関連保証を 除く。)及び特定社債保険に係る保証との合計額は10億円が限度となります。
- ※5 新事業開拓保険に係る保証であり、他の新事業開拓保険に係る保証(一般関係保険及び特例関係 保険)を含む限度額です。
- ※6 下段は経営安定関連6号の認定を受けた場合の限度額です。
- ※7 災害関係保証(東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に係るものに限る。)、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証及び危機関連保証は合算で5億6千万円(組合は9億6千万円)が限度となります。また、災害関係保証及び経営安定関連保証は合算で2億8千万円(組合は4億8千万円)が限度となります。
- ※8 保証対象者が特定会社の場合は、他の一般関係保険に係る保証及び中心市街地商業等活性化関連 保証を含む限度額です。また、保証対象者が一般社団法人又は一般財団法人の場合は、中心市街 地商業等活性化関連保証を含む限度額です。
- ※9 中段は海外投資関係保険に係る保証であり、他の海外投資関係保険に係る保証(一般関係保険及び特例関係保険)を含む限度額です。下段は新事業開拓保険に係る保証であり、他の新事業開拓保険に係る保証(一般関係保険及び特例関係保険)を含む限度額です。
- ※10 限度額は、他の一般分(大企業者になる前に中小企業者として利用した一般分)との合計額です。

- ※11 下段は新事業開拓保険に係る保証であり、他の新事業開拓保険に係る保証(一般関係保険及び特例関係保険)を含む限度額です。
- ※12 下段は流動資産担保保険に係る保証です。
- ※13 下段は新事業開拓保険に係る保証(一般関係保険及び特例保険)を含む限度額です。

### 一般社団法人・一般財団法人・特定会社等を対象企業とみなし取り扱う保証\*

区分	対 象 者
商店街整備等支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
伝統的工芸品支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
小規模事業者支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
中心市街地商業等活性化関連保証	中小企業者、特定会社、一般社団法人、一般財団法人
中心市街地商業等活性化支援関連保証	特定会社、一般社団法人、一般財団法人
経営革新等支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
情報処理支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
連携創業支援等関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
特定中小企業再生支援関連保証	認定支援機関(商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所、 一般社団法人、一般財団法人)
地域経済牽引支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
農商工等連携支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
特定経営承継関連保証	認定中小企業者の代表者個人
特定経営承継準備関連保証	事業を営んでいない個人
商店街活性化支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
情報提供支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
技術等情報漏えい防止措置関連保証	一般社団法人、一般財団法人

<sup>※</sup>各特例関係保険の根拠法令が定める一定の要件(主務大臣の認定等)を満たす一般社団法人、一般財団法人、特定会社等に限られます。

<sup>※</sup>上記の保証以外の場合は医業を主たる事業とする一般社団法人及び一般財団法人のみ保証対象となります。

9 信用保証料の計算方法について

信用保証料の基本的な計算方法は次のとおりです。

(1) 返済方法が満期一括返済の場合(確定日保証の場合を除く)

貸付金額×信用保証料率×保証期間(月)/12 (円未満切捨て)

- 計算例 -

貸付金額1,200万円 信用保証料率 年1.15% 保証期間24ヶ月の場合 1,200万円×1,15%×24/12=276,000円

(2) 返済方法が均等分割返済の場合

貸付金額×信用保証料率×保証期間(月)/12×分割係数 (円未満切捨て)

- 計算例 -

貸付金額1,200万円 信用保証料率 年1.15% 保証期間60ヶ月の場合 返済方法 1ヶ月目から60ヶ月まで1ヶ月ごと200,000円割賦 分割係数 0.55

1,200万円×1.15%×60/12×0.55=379,500円

(3) 確定日保証の場合

信用保証料は日割り(年365日の日割り)で算定します。

※「確定日保証」とは、保証決定時に予め終期(期日)の具体的日付を特定した保証を指し、貸付根保証、当座貸越根保証、流動資産担保融資保証(ABL)、手形(電子記録債権)割引根保証、手形(電子記録債権)割引個別保証等が該当します。

貸付金額×信用保証料率×保証期間(日)/365

(円未満切捨て)

- 計算例 -

当座貸越根保証 貸越極度額1,200万円 信用保証料率 年1.15% 融資実行日(貸越契約締結日)令和X年5月27日 期日(満了日)令和(X+1)年5月27日の場合 1,200万円×1.15%×365日/365=138,000円

※Xは任意の年数を表しています。 (X+1) は翌年を表しています。

- (4) 返済方法が分割返済で、最終回の返済額が各回の返済額の2倍相当額を超える場合次により分けて計算しそれぞれ算出した額(円未満切捨て)を合算します。
  - ア 最終回返済額と各回返済額との差額部分(据置金額部分という。以下に同じ) 前述(1)の「返済方法が満期一括返済の場合」の算式による。
  - イ 保証金額と据置金額部分との差額部分(分割返済部分という。以下に同じ) 前述(2)の「返済方法が均等分割返済の場合」の算式による。

### (5) 据置期間のあるもの

次のように分けて計算し、それぞれ算出した額(円未満切捨て)を合算します。

### ア 据置期間部分

前述(1)の「返済方法が満期日一括返済の場合」の算式による。

イ 保証期間から据置期間を控除した期間部分

その返済方法に応じ前述の(2)又は(3)に定める方法による。

### 一 計算例 ——

貸付金額 1,200万円 信用保証料率 年1.15% 保証期間 60ヶ月の場合 返済方法 7ヶ月目から59ヶ月目まで1ヶ月ごと215,000円割賦、

最終回 605,000円割賦

分割係数 0.55

### 〈据置期間部分〉

 $1,200万円 \times 1.15\% \times 6/12 = 69,000円$ 

#### 〈据置金額部分〉

(最終回返済金額) (最終回返済金額)

(605,000円 - 215,000円 )×1.15%×54/12=20,182円

### 〈分割返済部分〉

(貸付金額) (据置金額)

(12,000,000円-390,000円 $) \times 1.15% \times 54/12 \times 0.55 = 330,449$ 円

### 〈合計信用保証料額〉

(据置期間部分) (据置金額部分) (分割返済部分)

69,000円 + 20,182円 + 330,449円 = 419,631円

### 分割係数

分割返済回数	均等分割係数	不均等分割係数
2回以上6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0. 55	0.61

∧₩,= /7 ¬ /□=T     =↓'⁄▽				1	りましい	(÷0)	(;÷∩)	(÷∩)	(注11)		,
保証区分	一企業に係る		-		4率区分	/	(注8)	(注9)	(注11)	0	0
	合計額(注2)	・担体の有無	ı	2	3	4	5	6	7	8	9
	500万円以下		1.27	1.16	1.03	0.90	0.77	0.66	0.53	0.40	0.30
一般保証(注4A)	500万円超100	00万円以下	1.55	1.43	1.27	1.10	0.94	0.82	0.65	0.49	0.35
川文  木町 (八十八)	1000万円超	有担保	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
	1000万万炮	無担保	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	500万円以下		1.19	1.09	0.96	0.84	0.70	0.60	0.47	0.35	0.27
古言初出在动态	500万円超100	00万円以下	1.33	1.25	1.14	1.02	0.85	0.74	0.60	0.45	0.33
東京都制度融資	1.000TIII+7	有担保	1.39	1.32	1.21	1.10	0.95	0.90	0.70	0.50	0.35
	1000万円超	無担保	1.49	1.42	1.31	1.20	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45
当座貸越根保証 手形割引根保証	有担保		1.52	1.39	1.22	1.05	0.88	0.75	0.58	0.41	0.29
電子記録債権割引根保証 長期経営資金	無担保		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
中小企業特定社債	有担保		1.18	1.02	0.86	0.74	0.66	0.62	0.54	0.46	0.30
保証(私募債)	無担保		1.28	1.12	0.96	0.84	0.76	0.72	0.64	0.56	0.40
事業承継特別保証、紹	Z営承継借換関連	(注5)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
	500万円以下		0.34								
特例関係保険関連 (注6A)	500万円超100	00万円以下					0.60				
(ÆUA)	1000万円超		0.68								
	500万円以下		0.77								
特定保険関連	500万円超100	00万円以下	0.94								
(注7A)	1000	有担保					1.05				
	1000万円超	無担保					1.15				
流動資産担保融資保証(ABL)							0.68				
事業再生円滑化関連	有担保						1.66				
保証 (プレDIP)	無担保						1.76				
事業再生計画実施関連	<b>基保証</b>						0.80				
下請振興関連保証(注	È10)						0.56				

- (注 1 A) 責任共有制度の対象となる保証に適用する。なお、「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される 保証料を融資金額に対する率で表示する。
- (注 1 B) 責任共有制度の対象外となる以下の保証に適用する。 なお、「保証料率」は、保証委託額(100%保証のため融資金額と同額)に対する率。
  - 1. 経営安定関連保険 1号~4号及び6号に係る保証
  - 2. 災害関係保険に係る保証
  - 3. 特別小口保険(中小企業信用保険法第2条第3項 第1号~第6号の小規模企業者に限る)に係る保証
  - 4. 創業関連保険(再挑戦支援保証を含む)に係る保証
  - 5. 事業再生保険に係る保証
  - 6. 小口零細企業保証制度(全国統一の保証制度及び 国の制度に準拠して創設される自治体制度)
  - 7. 求償権消滅保証
  - 8. 中堅企業特別保証
  - 9. 東日本大震災復興緊急保険に係る保証
  - 10. 事業再生計画実施関連保証 (責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲で借り換えるもの)
  - 11. 事業再生計画実施関連保証(感染症対応型であって、責任共有制度対象外の保証付既往借入金又は危機指定期間内に保証協会が保証申込を受付し、かつ融資実行されたセーフティネット保証5号の保証付既往借入金を既往融資残高の範囲内で借り換えるもの)
  - 12. 危機関連保証
  - 13. 伴走支援型特別保証制度(令和5年1月10日以降に保証申込受付したもの(セーフティネット保証4号を除く)であって、責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換えるもの。
- (注2) 統廃合された制度の融資残高を含む。ただし、中小企業金融安定化特別保証の融資残高は含まない。

- (注3) 保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益 計算書(二期分ある場合は二期分の貸借対照表及び損益計算書)を基に、一般社団法人CRD協会のリスク評 価モデルにより判定される区分。なお、直前の決算に おいて貸借対照表がない場合は、区分5の料率を適用 する。
- (注 4 A) 特定信用状関連保証、経営承継関連保証、予約保証、 特定経営承継関連保証、事業承継サポート保証、自主 廃業支援保証、財務要件型無保証人保証、経営承継準 備関連保証、特定経営承継準備関連保証、事業承継特 別保証、経営承継借換関連保証及び特定連携事業継続 力強化関連保証を含む。
- (注 4 B) 経営承継関連保証、予約保証、特定経営承継関連保証 及び経営承継準備関連保証を含む。
- (注5) 事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証でガバナンス体制の整備に関するチェックシートに掲げる項目のうち、確認が必要とされる項目の全てについて専門家が満たすものと判断した場合(以下、「承継(専門家確認)」という。)に限り適用する。ただし、直前の決算において貸借対照表がない場合は、適用しない。
- (注6A) 次の保険を利用した保証。
  - 1. 新事業開拓保険(低保険料率適用分)
  - 2. 経営安定関連(1号~4号及び6号を除く)、労働力確保関連、中小小売商業関連、地域伝統芸能等関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化関連、流通業務総合効率化関連、農商工等連携事業関連、流通業務総合効率化関連、農商工等連携事業関連、地域経済牽引事業関連、特定下請連携事業関連、地域経済牽引事業関連、商店街活性化促進事業関連、先端設備等導入関連、社外高度人材活用新事業分野開拓関連、経営力向上関連、事業継続力強化関連、情報処理システム運用・管理関連、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連、下請振興関連(流動資産担

## 責任共有外保証料率表 (注18)

(年率 %)

										`	
保証区分	一企業に係る	保証付融資		料率	区分	(注3)	(注8)	(注9)	) (注1	1)	
木証 <u> </u>  △	合計額(注2)	・担保の有無	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	500万円以下		1.47	1.33	1.20	1.07	0.90	0.73	0.60	0.47	0.33
一般保証(注4B)	500万円超100	00万円以下	1.79	1.63	1.47	1.30	1.10	0.90	0.73	0.57	0.40
一双木皿 (注40)	1000万円超	有担保	2.10	1.90	1.70	1.50	1.25	1.00	0.80	0.60	0.40
	1000万円旭	無担保	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	500万円以下		1.38	1.25	1.12	1.00	0.80	0.66	0.53	0.41	0.30
東京都制度融資	500万円超100	00万円以下	1.54	1.43	1.32	1.21	1.00	0.81	0.67	0.52	0.37
未示即则及附其	1000万円超	有担保	1.62	1.52	1.42	1.32	1.15	1.00	0.80	0.60	0.40
		無担保	1.72	1.62	1.52	1.42	1.25	1.10	0.90	0.70	0.50
当座貸越根保証 手形割引根保証	有担保		1.77	1.60	1.43	1.26	1.05	0.84	0.67	0.50	0.33
電子記録債権割引根保証 長期経営資金	無担保		1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43
特別小口保険・	500万円以下						0.40				
特例関係保険関連	500万円超100	00万円以下					0.70				
(注6B)	1000万円超	0.80									
	500万円以下						0.35				
創業関連保険	500万円超1000万円以下		0.50								
	1000万円超	0.60									
東日本大震災	500万円以下						0.40				
復興緊急保険、	500万円超100	00万円以下					0.60				
危機関連保険	1000万円超						0.70				
	500万円以下						0.90				
特定保険関連	500万円超100	00万円以下	1.10								
(注7B)	1000万円超	有担保					1.25				
		無担保					1.35				
事業再生保証 (DIP)	有担保						2.10				
企業再生支援融資(法的整理型)	無担保						2.20				
事業再生計画実施関連	保証						1.00				
中堅企業特別保証	左記保証の	1億円以下					0.60				
	合計額	1億円超					0.70				

保保険利用分を除く)、下請中小企業取引機会創 出事業関連及び供給確保関連の各特例保険。

3. 特別小口保険(責任共有対象の保証に係るもの)

#### (注6B)次の保険を利用した保証。

- 1. 特別小口保険(東日本大震災復興緊急保険、事業 再生計画実施関連保証及び責任共有対象の保証に 係るものを除く)及び新事業開拓保険(低保険料 率適用分)
- 2. 経営安定関連、災害関係、労働力確保関連、中小小売商業関連、地域伝統芸能等関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化関連、発営革新関連、流通業務総合効率化関連、農商工等連携事業関連、商店街活性化事業関連、特定下請連携事業関連、先端設備等導入関連、社外高度人材活用新事業分野開拓関連、経営力強と関連、事業総理システム運用・管理関連、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連、下請振興関連、下請中小企業取引機会創出事業関連及び供給確保関連の各特例保険。

### (注7A) 次の保険を利用した保証。

- 1. 公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係 保険及び新事業開拓保険(低保険料率適用分を除く)
- 2.商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連、小規模事業者支援関連、特定中小企業再生支援関連、周辺地域整備関連、農商工等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連、連携創業支援等関連、地域経済牽引支

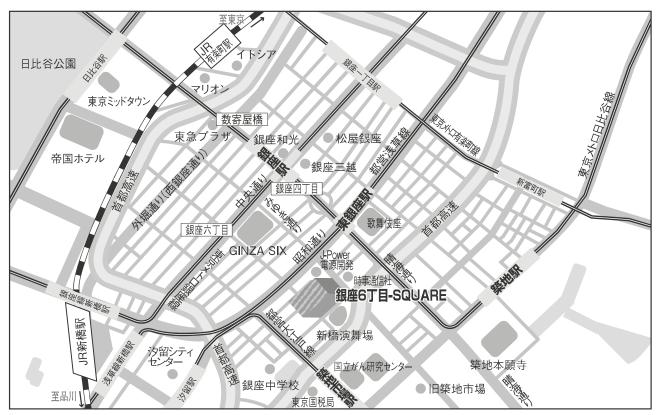
援関連、情報処理支援関連、技術等情報漏えい防止措置関連及び農林水産物・食品輸出促進支援関連の各特例保険。

#### (注7B)次の保険を利用した保証。

- 1. 公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険(低保険料率適用分を除く)
- 2. 商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連、小規模事業者支援関連、特定中小企業再生支援関連、周辺地域整備関連、農商工等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連及び連携創業支援等関連の各特例保険。
- (注8) 予約保証については、予約時の信用リスクに対応した 保証料率よりも一区分高い料率を適用する。
- (注9) 次のいずれかの書類を提出した中小企業者に対して 0.1%割引した料率を適用する。
  - ①会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示 す書類
  - ②公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを示す 監査報告書の写し
  - ※個人事業者、組合、医療法人等は対象とならない。
  - ※一括支払契約保証及び承継(専門家確認)は対象とならない。
- (注10) 流動資産担保保険を利用する場合に適用する。
- (注11) 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した保証は、 同制度要綱に基づき、0.25%又は0.45%割増した料 率を適用する。

食 料 品 工 業	卸売業(食料品)	小 売 業 (機 械 器 具)	専門サービス業
繊 維 品 工 業	〃 (繊維品)	〃 (電気機器)	廃 棄 物 処 理 業
織物機械染色整理業	〃 (木材·木製品)	〃 ( 車 輌 )	旅行業
木材・木製品製造業	〃 (家具・建具)	// (船舶)	学校教育事業
家具 · 建具工業	〃 (紙・紙製品)	〃 (金属材料·金物)	警 備 業
紙 工 業	〃 (印刷物)	〃 (その他の工業製品)	個 人 教 授 所 業
印刷業	〃 (化学製品·医薬品)	ル	修理業
出版業・新聞業	〃 (石炭・石油)	〃 (砂・じゃり・石)	娯 楽 業
製版業・製本業	/ (ゴム・プラスチック製品)	〃 (飲食業)	その他の教育事業
化 学 工 業	〃 (皮革製品)	〃 (喫茶業)	鶏 卵 ふ 化 業
石油・石炭製品製造業	<i>ッ</i> (ガラス・セメント)	運 送 業	園芸サービス業
プラスチック製品等製造業	〃 (機械器具)	貨物運送取扱業	獣 医 業
ゴム製品製造業	〃 (電気機器)	倉 庫 業	運送取扱業
皮 革 工 業	〃 ( 車 輌 )	洗濯・洗張・染物業	宿泊業
窯業	〃 (船舶)	建物サービス業	その他の個人サービス業
食卓用陶磁器製造業	(金属材料・鉱物)	物 品 貸 付 業	その他の事業サービス業
機械工業	〃 (その他の工業製品)	運輸・通信サービス業	社会保険・社会福祉・介護事業
電気機器工業	ル 【 食料品を除く 】 農林漁業関連製品 】	物品預り・駐車場業	集 金 ・ 取 立 業
車 輌 工 業	〃 (砂・じゃり・石)	医業	その他のサービス業
船 舶 工 業	代理商·仲立業	歯 科 医 業	不 動 産 業
金 属 工 業	小売業[負料品ただし、 ) 放食業・喫茶業を除く。]	その他の医療・保健衛生業	ガス供給業
伸 銅 品 製 造 業	〃 (繊維製品)	印刷関連サービス業	損害保険代理業
その他の工業	〃 (木製品)	写真現像·焼付業	生命保険媒介業
ソフトウェア業	〃 (家具・建具)	旅 館 業	電 気 通 信 業
情報処理サービス業	〃 (紙・紙製品)	理 容 業	上 水 道 業
インターネット付随サービス業	〃 (印刷物)	美 容 業	下 水 道 業
木 材 伐 出 業	〃 (化学製品·医薬品)	浴 場 業	電 気 業
農業漁業関連製造業	〃 (石炭・石油)	広 告 業	熱 供 給 業
鉱業	/ (ゴム・プラスチック製品)	映 画 業	郵 便 業
土 石 採 取 業	〃 (皮革製品)	情報サービス・調査業	郵 便 受 託 業
建 設 業	<i>n</i> (ガラス・セメント)	放 送 業	

# ◇東京信用保証協会の支店案内図◇



八重洲支店(仮移転先の為、所在は「銀座」です。) 担当地域/千代田区・中央区・港区・島しょ

〒104-0061 中央区銀座6-17-1 銀座6丁目-SQUARE 12階

**11**03(6264)1830 **13**03(3545)3100

[アクセス] 東京メトロ日比谷線・都営浅草線・東銀座駅4番出口から徒歩3分 都営大江戸線 築地市場駅A3番出口から徒歩6分東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線 銀座駅徒歩8分 JR新橋駅銀座口から徒歩13分 JR有楽町駅中央口から徒歩14分



池袋支店担当地域/豊島区·板橋区·練馬区

▼170-0013 豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル8階

**⑩**03(3987)5445 **卿**03(3987)7523

[アクセス] JR池袋駅 東口から徒歩4分

西武池袋線・東武東上線 池袋駅 東口から徒歩4分東京メトロ丸ノ内線・有楽町線 池袋駅 東口から徒歩4分東京メトロ有楽町線 東池袋駅 2番出口から徒歩4分



五反田支店 担当地域/品川区・目黒区 141-0022 品川区東五反田2-10-2 東五反田スクエアビル4階 003(5447)8250 003(3443)1130 [アクセス] JR五反田駅 東口から徒歩5分

東急池上線・都営浅草線 五反田駅から徒歩5分 JR大崎駅 東口から徒歩6分



錦糸町支店 担当地域/墨田区・江東区・江東川区
 ●130-0013 墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル4階
 ●03(5608)2011 ●03(5608)2320
 [アクセス] JR錦糸町駅 北口から徒歩3分東京メトロ半蔵門線 錦糸町駅 3番出口から徒歩3分



新宿支店 担当地域/新宿区・中野区・杉並区 ®160-0023 新宿区西新宿6-3-1 新宿アイランド・ウィングビル3階 1003(3344)2251 1003(3344)2390 [アクセス] JR新宿駅 西口から徒歩10分 小田急線・京王線・都営新宿線 新宿駅から徒歩10分東京メトロ丸ノ内線 西新宿駅直結 都営大江戸線 都庁前駅から徒歩5分



干住支店 担当地域/足立区・荒川区・葛飾区 ®120-0036 足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル2階 1003(3888)7231 1003(3888)7293 1003(3888)729 1003(3888)7293 1003(388



上野支店 担当地域/台東区・文京区・北区
■111-0041 台東区元浅草2-6-7 マタイビル5階
■03(3847)3171 ■03(3847)3191
[アクセス] JR上野駅から徒歩15分
東京メトロ銀座線 稲荷町駅から徒歩2分
都営大江戸線・つくばエクスプレス線 新御徒町駅から徒歩10分



**渋谷支店** 担当地域/渋谷区·世田谷区

● 150-0002 渋谷区渋谷3-28-13 渋谷新南口ビル5階

**@**03(5468)0135 **@**03(5468)1037

[アクセス] JR渋谷駅 新南口(埼京線ホーム経由)から徒歩1分東京メトロ半蔵門線・副都心線・銀座線・

東急東横線・田園都市線 渋谷駅 C2出口から徒歩5分



立川支店 担当地域/八王子支店担当地域以外の多摩地区 ●190-0012 立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル5階 ■042(525)6621 ■042(525)8712

[アクセス] JR立川駅 北口から徒歩8分

多摩都市モノレール 立川北駅から徒歩8分



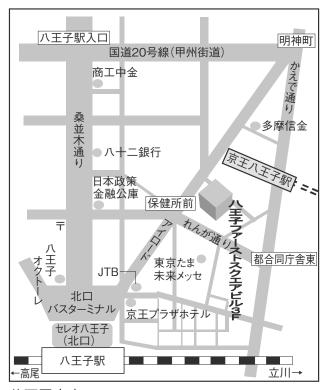
大田支店 担当地域/大田区

▼144-0035 大田区南蒲田1-20-20

東京都城南地域中小企業振興センター3階

**11**03(5710)3610 **10**03(5710)3091

[アクセス] 京浜急行線 京急蒲田駅から徒歩3分 JR蒲田駅 東口から徒歩15分



八王子支店 担当地域/八王子市·町田市·日野市·多摩市· 稲城市

⊚192-0046 八王子市明神町3-20-6

八王子ファ<del>ー</del>ストスクエアビル3階

**m**042(646)2511 **m**042(646)1970

[アクセス] JR八王子駅 北口から徒歩7分

京王線 京王八王子駅 中央改札口から徒歩1分

# 第4章 自己資本の充実

### 第4章 自己資本の充実



#### 1. 東京中小企業投資育成株式会社

### 申込み及び問い合わせ先

### 東京中小企業投資育成株式会社

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷三丁目29番22号投資育成ビル

代表

TEL 03-5469-1811 TEL 03-5469-5850

業務統括部 ホームページ

https://www.sbic.co.jp/

# [投資育成会社の目的]

東京中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本充実と健全な成長発展を図るため、中小企業投資育成株式会社法(昭和38年6月10日法律第101号)に基づいて設立された政策実施機関です。

自己資本充実の手段としては、内部保留の蓄積、増資による資本金の増加が挙げられますが、中小企業が事業利益により内部留保を蓄積することは未だに難しい状況にあります。又、信用力が相対的に低く第三者からの出資を得るのは難しいため、自力で必要資金を賄うには限度があります。投資育成会社は、このような中小企業に対し、株主となって自己資本充実を支援し、株式を長期間保有するとともに、資金調達や経営上の諸問題の相談に応じていきます。そして、その企業が将来、株式上場により、独力で証券市場から資本調達できる段階まで、あるいは上場しないまでも自力で第三者から増資資金の調達が可能な企業に成長するまで、その発展を支援することを目的としています。

#### [投資育成会社の業務内容]

- (1)株式・新株予約権・新株予約権付社債等の引受け
- (2) コンサルテーション

### 〔株式・新株予約権・新株予約権付社債等の引受け〕

#### 1 対象企業

資本金3億円以下の株式会社。

ただし、中小企業等経営強化法など、特例法の規定により資本金が3億円を超えていても、対象となる 場合があります。

なお、投資育成会社から投資を受けた企業は、その後、資本金が3億円を超えても、引き続き追加投資 を受けることができます。

#### 2 対象業種

全業種。ただし、公序良俗に反するもの、又は投機的なものを除く。

### 3 株式の引受け

(1) 選定基準

事業が成長発展する見込みがあること。 経営基盤の強化等の努力を行っていると認められること。 ※経営者、経営方針、管理組織、製品開発力、販売力などの総合判断によります。

(2) 引受株式の評価

今後の収益力、技術力、成長性を総合的に判断して評価します。

(3) 引受限度

増資後の議決権比率50%以下を限度とします。

(4) 株式の保有期間

特に保有期間は設けておりませんが、原則として長期間保有し、自己資本の充実や経営権の安定を支援 しております。長期間保有後の資本政策について十分に協議致します。

### 4 新株予約権・新株予約権付社債等の引受け

(1) 選定基準

ア 新株予約権・新株予約権付社債等に付された新株予約権を行使できる見込みがあること。

イ 上記アのほか、株式引受けの際の選定基準が適用されます。

(2) 行使価額

新株予約権・新株予約権付社債等の引受けの場合にも、株式引受けの場合の評価方法に準じ、行使価額をあらかじめ定めています。

(3) 引受限度

新株予約権のすべてを行使したものとみなした場合、投資育成会社の議決権比率50%以下を限度とします。

(4)利 率

審査のうえ当社所定の利率を設定させていただきます。

(5)保証

原則として徴求しません。

(6) 社債期間

原則として5年以内です。

(注)新株予約権付社債は、社債権者が発行時に定められた所定の期間内に、所定の数の株式を、所定の価額 (行使価額)により引受けることのできる権利(新株予約権)が付与されている社債です。

### [コンサルテーション]

投資先企業における経営上の諸問題は、非常に多岐にわたり、それぞれの企業が持つ条件、規模、成長段階によって様々です。投資育成会社は、豊富な情報と蓄積されたノウハウを活かして、それぞれの企業が持つ特性、成長段階に応じながら投資先企業に密着した、次のようなコンサルティング業務を行っています。

- (1)経営管理、組織、金融、生産、販売、経営継承、海外展開など、企業経営の諸問題についての助言、 指導
- (2) 投資先企業相互の研鑚や情報交換、人脈づくりや取引先拡大を目的とする社長会、後継者の会などの 運営
- (3) セミナー、情報誌、メールマガジン、ホームページを通じた経営情報の提供
- (4) 新入社員から役員までの階層別研修、営業、財務、労務等の実務研修



#### 2. DBJキャピタル株式会社

申込み及び問い合わせ先

DBJキャピタル株式会社 投資部

〒100-8178 東京都千代田区大手町一丁目9番6号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

ホームページ https://www.dbj-cap.jp/

お問い合わせはホームページ内の投資相談フォームへお願いします。

当社は、株式会社日本政策投資銀行全額出資によるベンチャーキャピタルです。

今後の我が国産業経済の活力維持・増進のためには、多様な新規事業が活発に行われていく必要があります。 以上の目的のため、当社は出資という形態により、新規事業を実施するスタートアップベンチャー企業を積極 的に応援していきます。

- 1 成長性豊かなスタートアップベンチャー企業への出資 高度な技術又は独自のノウハウを有し、高い成長性が見込まれる未公開企業が対象となります。
- 2 出資額

# 資 料

## 相談の窓口

東京都および公的機関では、事業資金や経営に関するご相談の窓口を設けています。相談はいずれも無料ですので、お気軽にご利用ください。

### 金融相談

### 東京都

窓口	所 在 地	電話番号
産業労働局金融部金融課金融相談担当	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1	<b>☎</b> 03 − 5320 − 4877
大島支庁 産業課	〒100-0101 大島町元町字オンダシ222-1	<b>☎</b> 04992 − 2 − 4431
三宅支庁 産業課	〒100-1102 三宅村伊豆642	<b>☎</b> 04994 − 2 − 1312
八丈支庁 産業課	〒100-1492 八丈町大賀郷2466-2	<b>☎</b> 04996 − 2 − 1113
小笠原支庁 産業課	〒100-2101 小笠原村父島字西町	<b>☎</b> 04998 − 2 − 2122

### 東京信用保証協会

窓 口		所 在 地	電話番号	担当地域								
八重洲支店	〒104 − 0061	中央区銀座6-17-1 銀座6丁目-SQUARE12階	<b>☎</b> 03 − 6264 −1830	千代田区・中央区・ 港区・島しょ								
経営支援課	〒104 − 0061	中央区銀座6-17-1 銀座6丁目-SQUARE12階	<b>☎</b> 03 − 6269 −1834	経営支援に関する保証 都内全域								
池袋支店	〒170-0013	豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル8階	<b>☎</b> 03 − 3987 − 5445	豊島区・板橋区・ 練馬区								
五反田支店	〒141 − 0022	品川区東五反田2-10-2 東五反田スクエアビル4階	<b>☎</b> 03 − 5447 − 8250	品川区・目黒区								
錦糸町支店	〒130-0013	墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル4階	<b>☎</b> 03 − 5608 − 2011	墨田区・江東区・ 江戸川区								
新宿支店	〒160 − 0023	新宿区西新宿6-3-1 新宿アイランド・ウィングビル3階	<b>☎</b> 03 − 3344 − 2251	新宿区·中野区· 杉並区								
千 住 支 店	〒120 − 0036	足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル2階	<b>☎</b> 03 − 3888 − 7231	足立区·荒川区 葛飾区								
上野支店	〒111 − 0041	台東区元浅草2-6-7 マタイビル5階	<b>☎</b> 03 − 3847 − 3171	台東区·文京区· 北区								
渋 谷 支 店	〒150 − 0002	渋谷区渋谷3-28-13 渋谷新南口ビル5階	<b>☎</b> 03 − 5468 − 0135	渋谷区・世田谷区								
大田支店	〒144-0035	大田区南蒲田1-20-20 東京都城南地域中小企業振興センター3階	<b>☎</b> 03 − 5710 − 3610	大田区								
立川支店	〒190-0012	立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル5階	<b>☎</b> 042 − 525 − 6621	八王子支店担当地域 以外の多摩地区								
八王子支店	〒192-0046	八王子市明神町3-20-6 八王子ファーストスクエアビル3階	<b>☎</b> 042 − 646 − 2511	八王子市·町田市·日 野市·多摩市·稲城市								

### 株式会社 日本政策金融公庫 中小企業事業

	窓口		所 在 地		電話番号	担当区域		
身	<b>1</b> 3	京	支	店				
	中小红	企業	営一₽	事業	₹100 - 0004	千代田区大手町1-9-4	<b>☎</b> 03 − 3270 − 1282	千代田区・港区
	中小	企業	営二	事業		(大手町フィナンシャルシティ	<b>☎</b> 03 − 3270 − 7994	中央区・台東区
	中小	企業	営三	事業		ノースタワー)	<b>☎</b> 03 − 3270 − 6801	墨田区・江東区・江戸川区
亲	斤 农	官	支	店	〒160-0023	新宿区西新宿1-14-9	<b>☎</b> 03 − 3343 − 1261	新宿区・文京区・渋谷区 目黒区・世田谷区・ 中野区・杉並区・島嶼部
7	F 13	主	支	店	₹120-0036	足立区千住仲町41-1 (大樹生命北千住ビル)	<b>☎</b> 03 − 3870 − 2125	荒川区・足立区・葛飾区 その他茨城県・千葉県一部地域
J	<b>₹</b> ≠	族	支	店	〒143−0016	大田区大森北1-15-17	<b>☎</b> 03 − 5763 − 3001	大田区・品川区
ĸ	也 翁	茂	支	店	〒170−0013	豊島区東池袋1-24-1 (ニッセイ池袋ビル)	<b>☎</b> 03 − 3986 − 1261	豊島区・北区・板橋区・ 練馬区・清瀬市・東久留米 市・西東京市
3	ΣJ	[]	支	店	〒190−8551	立川市曙町2-8-3 (新鈴春ビル)	<b>☎</b> 042 − 528 − 1261	三多摩(ただし、清瀬市・ 東久留米市及び西東京市 を除く。)

### 株式会社 日本政策金融公庫 国民生活事業

	窓				所 在 地	電話番号
東	京中	央支	店	〒104 − 0033	中央区新川1-17-28	<b>☎</b> 0570 − 026103
新	宿	支	店	〒160 − 0023	新宿区西新宿1-14-9	<b>☎</b> 0570 − 026825
大	森	支	店	〒143 − 0016	大田区大森北1-15-17	<b>☎</b> 0570 − 026894
池	袋	支	店	〒170 − 0013	豊島区東池袋1-24-1(ニッセイ池袋ビル)	<b>☎</b> 0570 − 027352
江	東	支	店	〒130 − 0022	墨田区江東橋3-7-8 (日本生命錦糸町ビル)	<b>☎</b> 0570 − 031092
東	京	支	印	〒100 − 0004	千代田区大手町1-9-4(大手町フィナンシャルシティノースタワー)	<b>☎</b> 0570 − 031227
千	住	支	店	〒120 − 0036	足立区千住仲町41-1 (大樹生命北千住ビル)	<b>☎</b> 0570 − 031482
渋	谷	支	店	〒150 − 0031	渋谷区桜丘町3-2(渋谷サクラステージSAKURAタワー)	<b>☎</b> 0570 − 031502
五	反E	日支	店	〒141 − 0031	品川区西五反田1-31-1(日本生命五反田ビル)	<b>☎</b> 0570 − 032140
上	野	支	店	〒110-0015	台東区東上野2-18-10 (日本生命上野ビル)	<b>☎</b> 0570 − 032371
板	橋	支	归	〒173 − 0013	板橋区氷川町39-2 (板橋法人会館)	<b>☎</b> 0570 − 032415
立	Ш	支	店	〒190 − 8551	立川市曙町2-8-3 (新鈴春ビル)	<b>☎</b> 0570 − 032591
=	鷹	支	店	〒181 − 0013	三鷹市下連雀3-26-9 (サンシロービル)	<b>☎</b> 0570 − 035745
八	王	子支	店	〒192-0082	八王子市東町7-3 (T-5プレイス)	<b>☎</b> 0570 − 037386

<sup>※</sup>ナビダイヤルの音声ガイダンスでご案内しております。一般の固定電話からは、市内通話でご利用いただけます。携帯電話の無料通話やかけ放題プランなどの割引サービスの対象外です。

### 株式会社商工組合中央金庫

	窓				所 在 地	電話番号
本	店営	常業	部	〒104-0028	中央区八重洲2-10-17	☎03-3272-6111(代表)
東	京	支	店	<b>〒</b> 105 − 0012	港区芝大門2-12-18	<b>☎</b> 03 − 3437 − 1231
大	森	支	店	〒140-0013	品川区南大井6-26-3	<b>☎</b> 03 − 3763 − 1251
京	浜島	出張	所	₹143 - 0003	大田区京浜島2-10-2	<b>☎</b> 03 − 3799 − 0331
渋	谷	支	店	〒160 − 0023	新宿区西新宿6-11-3 (副都心営業部内)	<b>☎</b> 03 − 3340 − 1551
新	宿	支	店	〒160 − 0023	新宿区西新宿6-11-3 (副都心営業部内)	<b>☎</b> 03 − 3340 − 1551
池	袋	支	店	〒171 − 0022	豊島区南池袋1-21-10	<b>☎</b> 03 − 3988 − 6311
上	野	支	店	〒110 − 0005	台東区上野1-10-12	<b>☎</b> 03 − 3834 − 0111
神	田	支	店	〒104-0028	中央区八重洲2-10-17 (本店営業部内)	☎03-3272-6111(代表)
押	上	支	店	〒130 − 0002	墨田区業平3-10-8	<b>☎</b> 03 − 3624 − 1161
深	Щ	支	店	〒135 − 0042	江東区木場5-11-17	<b>☎</b> 03 − 3642 − 7131
新	木場	,支	店	〒135−0042	江東区木場5-11-17(深川支店内)	<b>☎</b> 03 − 3642 − 7131
八	王子	支	店	〒192-0081	八王子市横山町2-5	<b>☎</b> 042 − 646 − 3131

### 〔指定低公害・低燃費車へ買換える資金〕

窓口		所 在 地	電話番号
東京都環境局環境改善部自動車環境課	〒163−8001	新宿区西新宿2-8-1(第二本庁舎20階)	<b>☎</b> 03 − 5388 − 3535

### [公共事業の施行に伴う移転資金]

窓口		所 在 地	電話番号
東京都建設局用地部管理課	〒163 − 8001	新宿区西新宿2-8-1(第二本庁舎6階)	<b>☎</b> 03 − 5000 − 6779
東京都都市整備局市街地整備部管理課	〒163−8001	新宿区西新宿2-8-1(第二本庁舎11階)	<b>☎</b> 03 − 5320 − 5105

### 〔各機構等〕

窓口	所 在 地	電話番号
独 中小企業基盤整備機構	〒105-8453 港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル	<b>☎</b> 050 − 5541 − 7171
㈱日本政策投資銀行	〒100-8178 千代田区大手町1-9-6 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー	<b>☎</b> 03 − 3270 − 3211

### 〔自己資本の充実〕

窓口		所 在 地	電話番号
東京中小企業投資育成㈱	<b>〒</b> 150 − 0002	渋谷区渋谷3-29-22 投資育成ビル	☎03-5469-1811(代)
D B J キャピタル(株)		千代田区大手町1-9-6 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー	H P 内投資相談フォーム https://www.dbj-cap.jp/contact/

### 経営相談

### (金融相談も受け付けています)

3	窓	П			所	在 地	電話番号
	本	社 総 合	相談系	豆 窓	〒101 − 0025	千代田区神田佐久間町1-9	<b>☎</b> 03 − 3251 − 7881
(公財)東京都		東	支	社	〒125 − 0041	葛飾区東金町1-23-2※	<b>☎</b> 03 − 5648 − 6606
中小企業振興公社	城	南	支	社	〒144 − 0035	大田区南蒲田1-20-20	<b>☎</b> 03 − 3733 − 6248
	多	摩	支	社	〒196-0033	昭島市東町3-6-1	<b>☎</b> 042 − 500 − 3901

<sup>※</sup>城東支社は、東京都城東地域中小企業振興センターの改修工事に伴い、当該仮移転事務所にて支援業務を実施しています。 最新の所在地や連絡先等については公社Webサイトでご確認ください。

### 〔海外販路・海外取引など〕

窓口	所 在	地	電話番号
(公財)東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課		和泉町1-13 和泉町ビル9階	<b>☎</b> 03 − 5822 − 7241

### [創業]

窓口	所 在 地	電話番号
(公財)東京都中小企業振興公社 創業支援課(TOKYO創業ステーション)	〒100-0005 千代田区丸の内 2-1-1 明治安田生命ビル低層棟 2階	<b>☎</b> 03 − 5220 − 1141
(公財)東京都中小企業振興公社 多摩創業 支援課(TOKYO創業ステーションTAMA)	〒190-0014 立川市緑町3-1 GREEN SPRINGS E2 3階	<b>☎</b> 042−518−9671

### 〔主に組合の方に〕

窓 口		所 在	地	電話番号
東京都中小企業団体中央会	〒104 − 0061	中央区銀座2	- 10 - 18 東京都中小企業会館	<b>☎</b> 03 − 3542 − 0386

### 〔知的財産に関する相談〕

窓口		所 在	地	電話番号
東京都知的財産総合センター	〒110-0016	台東区台東1-	- 3-5 反町商事ビル1階	<b>☎</b> 03 − 3832 − 3656

### 商工会議所

	窓					所 在 地	電話番号
東				京	〒100-0005	千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル	<b>☎</b> 03 − 3283 − 7500
八		王		子	〒192-0062	八王子市大横町11-1	<b>☎</b> 042 − 623 − 6311
立				Ш	〒190-0012	立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル12階	<b>☎</b> 042 − 527 − 2700
武		蔵		野	〒180-0004	武蔵野市吉祥寺本町1-10-7 武蔵野商工会館6階	<b>☎</b> 0422 − 22 − 3631
む	さ	し	府	中	〒183−0006	府中市緑町3-5-2	<b>☎</b> 042 − 362 − 6421
青				梅	〒198−8585	青梅市上町373-1	<b>☎</b> 0428 − 23 − 0111
町				田	〒194-0013	町田市原町田3-3-22	<b>☎</b> 042 − 722 − 5957
多				摩	₹206-0011	多摩市関戸1-1-5	<b>☎</b> 042 − 375 − 1211
東京	都商.	工会調	新連1	合会	₹100-0005	千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル東京商工会議所内	<b>☎</b> 03 − 3211 − 6025

### 商工会

	窓		所 在 地	電話番号
≡		鷹	〒181-0013 三鷹市下連雀3-37-15	<b>☎</b> 0422 − 49 − 3111
小	金 井	市	〒184-0013 小金井市前原町3-33-25	<b>☎</b> 042 − 381 − 8765
調	布	市	〒182-0026 調布市小島町2-36-21	☎0424-85-2214
狛	江	市	〒201-0014 狛江市東和泉1-3-18	<b>☎</b> 03 − 3489 − 0178
/]\		平	〒187-0032 小平市小川町2-1268-6	<b>☎</b> 042 − 344 − 2311

	窓				所 在 地	電話番号
東	村	山	市	〒189−0014	東村山市本町2-6-5	<b>☎</b> 042 − 394 − 0511
西	東		京	〒188-0012	西東京市南町5-6-18 INGビル3階	<b>☎</b> 042 − 461 − 4573
東	久 留	米	市	<b>∓</b> 203 − 0052	東久留米市幸町3-4-12	<b>☎</b> 0424 - 71 - 7577
清			瀬	₹204 - 0022	清瀬市松山2-6-23	<b>☎</b> 042 − 491 − 6648
国	分	寺	市	〒185 − 0011	国分寺市本多2-3-3	<b>☎</b> 042 − 323 − 1011
国	<u>√</u>		市	〒186 − 0003	国立市富士見台3-16-4	<b>☎</b> 042 − 575 − 1000
東	大	和	市	〒207 − 0015	東大和市中央3-922-14	<b>☎</b> 042 − 562 − 1131
武	蔵村	Щ	市	₹208 - 0004	武蔵村山市本町2-5-1	<b>☎</b> 042 − 560 − 1327
昭	島	i	市	〒196-0015	昭島市昭和町3-10-2 昭島市勤労商工市民センター内	<b>☎</b> 042 − 543 − 8186
日	野	;	市	〒191 − 0062	日野市多摩平7-23-23	<b>☎</b> 042 − 581 − 3666
稲	城	į,	市	₹206 - 0802	稲城市東長沼2112-1 稲城市地域振興プラザ 2 階	<b>☎</b> 042 − 377 − 1696
福	生	-	市	〒197 − 0022	福生市本町 92-5 扶桑会館	<b>☎</b> 042 − 551 − 2927
KK	村		市	₹205 - 0002	羽村市栄町2-28-7	<b>☎</b> 042 − 555 − 6211
瑞	穂	Ţ	町	〒190 − 1211	瑞穂町石畑1973	<b>☎</b> 042 − 557 − 3389
日	の	出	町	〒190 − 0182	日の出町平井3231-1 ひのでグリーンプラザ	<b>☎</b> 042 − 597 − 0270
あ	き	る	野	〒197 − 0804	あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア3階	<b>☎</b> 042 − 559 − 4511
大	島	i	町	〒100-0101	大島町元町1-1-14	<b>☎</b> 04992 − 2 − 3791
新	島	i	村	〒100 − 0402	新島村本村5-1-15	<b>☎</b> 04992 − 5 − 1167
神	津	島	村	〒100-0601	神津島村1761	<b>☎</b> 04992 − 8 − 0232
=	宅	;	村	₹100-1101	三宅島三宅村神着894	<b>☎</b> 04994 − 2 − 1381
八	丈		町	₹100 - 1511	八丈島八丈町大賀郷2551-2	<b>☎</b> 04996 − 2 − 2121
小	笠	原	村	₹100-2101	小笠原村父島字東町	<b>☎</b> 04998 − 2 − 2666
東京	都商工	会連合	合会	〒196 −0033	昭島市東町3-6-1産業サポートスクエア・TAMA	<b>☎</b> 042 − 500 − 1140

### 技 術 相 談

窓口		所 在 地	電話番号
東京都立産業技術研究センター本部	〒135 − 0064	江東区青海2-4-10	<b>☎</b> 03 − 5530 − 2111
東京都立産業技術研究センター城東支所	〒125 − 0062	葛飾区青戸7-2-5	<b>☎</b> 03 − 5680 − 4632
東京都立産業技術研究センター墨田支所	〒130 − 0015	墨田区横網1-6-1 KFCビル12階	<b>☎</b> 03 − 3624 − 3731
東京都立産業技術研究センター城南支所	〒144 − 0035	大田区南蒲田1-20-20	<b>☎</b> 03 − 3733 − 6233
多摩テクノプラザ	〒196-0033	昭島市東町3-6-1	<b>☎</b> 042 − 500 − 2300
東京都立皮革技術センター	〒131 − 0042	墨田区東墨田3-3-14	<b>☎</b> 03 − 3616 − 1671
東京都立皮革技術センター台東支所	〒111-0033	台東区花川戸1-14-16 台東区浅草保健センター3階	<b>☎</b> 03 − 3843 − 5912
東京都立食品技術センター	〒101 − 0025	千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎 6~8階	<b>☎</b> 03 − 5256 − 9251

# 関係機関のホームページ

	窓口		-	ホームページアドレス			
東	京 都	産	業	労	働	局	https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/
東	京	都	環	ţ	竟	局	https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/
東	京	都	建	Ī	设	局	https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/
東	京 都	都	市	整	備	局	https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/
東	京 信	用	保	証	協	会	https://www.cgc-tokyo.or.jp/
(株)	日 本	政分	策 金	融	公	庫	https://www.jfc.go.jp/
(株)	商工	組(	今 中	中央	金	庫	https://www.shokochukin.co.jp/
(株)	日 本	政分	策 投	: 資	銀	行	https://www.dbj.jp/
(XiII)	(独) 中小企業基盤整備機構			借 継	雄	https://www.smrj.go.jp/	
(323)	上 小 II	<b>.</b> **	<b>玄 盤 玺 佣 饭</b>		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	※中小機構共済特設サイト「共済サポートnavi」(https://kyosai-web.smrj.go.jp/index.html)	
東	京中小	企美	業 投	資	育成	(株)	https://www.sbic.co.jp/
D	В Ј	キ・	ヤビ	。夕	ル	(株)	https://www.dbj-cap.jp/
(公	財)東京	都中	小企	業抜	長興ク	社	https://www.tokyo-kosha.or.jp/
東	京都立	産業	貿易	りセ	ンタ	1	https://www.sanbo.metro.tokyo.lg.jp/
東京	京都立産	業技	術研	究も	ンタ	<i>7</i> —	https://www.iri-tokyo.jp/
東	京都立	皮革	技術	すセ	ンタ		https://www.hikaku.metro.tokyo.lg.jp/
東	京都立	食品	技術	うセ	ンタ	ſ	https://www.iri-tokyo.jp/

登録番号 (6) 17

### 令和6年度版 中小企業のための金融の手引き

令和6年7月 発行

編集·発行 東京都産業労働局金融部金融課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03 (5320) 4875

印 刷 株式会社 白樺写真工芸

〒263-0002 千葉県千葉市稲毛区山王町102-5

電話 043 (423) 1101

### 令和6年度版

# 中小企業のための







